

P F I 事業に関する
政策評価書

平成 20 年 1 月

総 務 省

前 書 き

近年、本格的な少子・高齢化が進む中で、国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、低廉かつ質の高い公共サービスを提供することが、国、地方公共団体及び公共法人（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 2 条第 3 項第 3 号に規定される法人をいう。以下同じ。）に課された重要な政策課題となっている。

このため、P F I 法を制定し、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等（以下「P F I 事業」という。）の促進を図るための措置を講ずることとしたところである。

P F I 法により、公共施設等の整備等は、民間事業者に行わせることが適切なものは、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるとの基本理念の下、国、地方公共団体及び公共法人は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号）にのっとり、内閣府の民間資金等活用事業推進委員会が作成した P F I 事業を実施する上での実務上の指針となる五つのガイドラインに沿って、P F I 事業を行うことが望まれている。また、国及び地方公共団体は、民間事業者に対し、行政財産の貸付けなどができるとともに、規制緩和の推進等の P F I の推進施策を行うこととされている。

この政策評価は、P F I の推進施策が、P F I 法の目的や基本方針に照らして、どの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施したものである。

目 次

	頁
第1 評価の対象とした政策等	
1 評価の対象とした政策	1
2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3 評価の観点	2
4 政策効果の把握の手法	2
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	3
6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報	3
第2 政策の概要	
1 政策の背景事情等	4
2 施策の概要	5
第3 政策効果の把握の結果	
1 政策効果の発現状況	10
2 P F I 事業の現況	11
(1) P F I 事業の実施状況	11
(2) V F Mの算出及び公表の状況	52
(3) 官民のリスク分担の状況	70
(4) モニタリングの実施状況	81
(5) 民間事業者の創意・工夫の発揮	89
第4 評価の結果及び勧告	
1 評価の結果	102
2 勧告	104
関係資料編	107

第 1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

P F I (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、社会資本の整備を図ること等を目的とした手法である。

P F I は、1992 年に英国において新しい公共調達的手法として誕生し、英国の行財政改革に重要な役割を果たしてきた。

我が国では、平成 11 年 7 月、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）が制定され、同年 9 月から、P F I 事業が進められてきている。

P F I 法により、公共施設等の整備等は、民間事業者に行わせることが適切なものは、できる限りその実施を民間事業者にゆだねるとの基本理念の下、国、地方公共団体及び公共法人（P F I 法第 2 条第 3 項第 3 号に規定される法人をいう。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）にのっとりつつた上で、内閣府の民間資金等活用事業推進委員会（以下「P F I 推進委員会」という。）が作成した、P F I 事業を実施する上での実務上の指針となる五つのガイドラインに沿って、P F I 事業を行うことが望まれている。

また、P F I 法においては、国及び地方公共団体は、民間事業者に対し、行政財産の貸付けを行うことができるとされるとともに、規制緩和の推進等の支援施策を行うこととされている。

本評価書においては、これらの P F I の推進施策を評価の対象としている。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（国土交通担当）

平成 17 年 12 月から平成 20 年 1 月まで

（実地調査担当部局）

管区行政評価局：全局（北海道（旭川行政評価分室を含む。）、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所：15 事務所（山形、茨城、千葉、東京、石川、岐阜、三重、福井、京都、兵庫、島根、岡山、山口、熊本、鹿児島）

（実地調査期間）

平成 18 年 4 月から 7 月まで

(調査対象機関等)

調査対象機関：全府省

関連調査対象機関：公共法人（PFI法第2条第3項第3号に規定される法人のうち、独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）、都道府県、市町村、関係団体、事業者等

3 評価の観点

PFIの推進施策について、PFI法の目的や基本方針に照らして、どの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行った。

4 政策効果の把握の手法

- ① PFI法の施行から平成19年3月末までに実施方針（注）が公表された266件のPFI事業の事業主体、実施地域、施設類型、実施プロセス、所有形態、事業期間、事業規模等を調査・分析

（注）実施方針とは、特定事業の選定、民間事業者の選定等に関する方針であり、PFI法第5条において、公共施設等の管理者等（PFI法第2条第3項各号に掲げる者。以下同じ。）は、PFI事業を行うに当たり、実施方針を定めて、これを公表しなければならないとされている。

- ② 実施方針が公表されているPFI事業のうち、163件を任意抽出し、公共施設等の管理者等及びPFI事業を受注した民間事業者（以下「選定事業者」という。）に対し、i) PFI事業に対する取組状況、ii) VFM（注）の算出状況等、iii) 官・民の役割分担の状況、iv) 民間事業者の創意工夫を発揮するための仕組みの運用状況等を実地に調査し、分析

（注）VFM（Value For Money）は、「一定の支払い（Money）に対して、最も価値の高いサービス（Value）を提供する」という考え方であり、PFIの導入を検討するに当たって最も重要視されている評価指標である。

具体的には、i) PFI事業として実施する場合とii) 従来の公共事業として実施する場合とを比較して、i)の方がii)よりも支払に対して価値の高いサービスを提供できることになれば、PFI事業として採用する判断の一つとなる。

- ③ 公共法人、地方公共団体、民間事業者、金融機関及びPFI施設利用者へのアンケートにより、PFI事業に対する取組状況、PFIの推進施策に対する意見・要望、PFI施設に対する満足度等を調査・分析

（注）アンケートの種類は、以下のとおりである。

- i) 公共法人に対するアンケート（対象法人数233法人）
- ii) 全地方公共団体に対するアンケート（対象団体数1,867団体）
- iii) 民間事業者（金融機関を除く。）に対するアンケート（抽出対象事業者数4,410事業者）
- iv) 金融機関に対するアンケート（抽出対象事業者数741事業者）
- v) PFI施設利用者に対するアンケート（抽出対象者数2,634人）

[資料1参照]

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

(1) 政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）

本政策評価の企画立案及び評価書の取りまとめに当たって、以下のとおり、政策評価・独立行政法人評価委員会の下に置かれる政策評価分科会の審議に付き、本評価の全般に係る意見等を得た。

① 平成 17 年 11 月 30 日（水） 政策評価計画

② 平成 19 年 5 月 28 日（月） 調査の状況（政策評価の方向性）

なお、上記分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページで公表している。

（ http://www.soumu.go.jp/hyouka/dokuritu_n/gijiroku/seisaku_bunkakai.html）

[資料 2 参照]

(2) 「P F I 事業に関する政策評価」に係る研究会

本評価において対象とした政策の関係分野における学識経験者から成る研究会を平成 18 年 2 月に発足させ、政策効果の発現状況の把握方法、把握したデータの分析手法等に対する具体的な助言、本評価書の取りまとめに当たっての意見等を得た（3 回開催）。

[資料 3 参照]

(3) 有識者ヒアリング

「P F I 事業に関する政策評価」に係る研究会の委員（資料 3 に掲載する 5 名の委員のうち、故西野文雄委員を除く 4 名）及び P F I に関する知見を有する前田博弁護士（西村あさひ法律事務所。P F I 推進委員会委員）から、本評価書の取りまとめについて、個別に意見を求め、助言を得た。

6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報

当省が実施した調査（アンケートを含む。）の結果のほか、主として次の資料を使用した。

① 内閣府及び公共施設等の管理者等のホームページ

② P F I 推進委員会中間報告（平成 16 年 6 月 3 日 P F I 推進委員会）

③ P F I アニュアルレポート（平成 17 年度内閣府）

④ 第 13 回 P F I 推進委員会総合部会（平成 19 年 5 月 24 日）資料

⑤ V F M 評価に関するワーキンググループ報告書案（平成 19 年 4 月 P F I 推進委員会 V F M 評価に関するワーキンググループ）

⑥ 英仏における P P P / P F I 動向調査（日本政策投資銀行地域政策研究センター編）

第2 政策の概要

1 政策の背景事情等

P F I は、1992 年（平成 4 年）に英国において、新しい公共調達の手法として誕生し、英国における行財政改革に重要な役割を果たしてきた。

英国における P F I 事業は、制度導入後、入札手続の簡素化や標準契約書の整備等の改善、地方自治（契約）法の改正により地方公共団体が P F I の主体になることが明確にされたことなどを契機として、1997 年（平成 9 年）以降急速に増加し、2005 年（平成 17 年）末には 741 件の事業が行われている。

一方、我が国では、平成 8 年 10 月に、大蔵省財政制度審議会（当時。現在は財務省財政制度等審議会）の財政構造改革特別部会海外調査報告の中で、財政再建の取組の一つとして英国の P F I が紹介され、その後、政府や自由民主党内で検討が行われた。

その結果、平成 11 年 7 月、P F I 法が制定され、同年 9 月に施行された。また、同年 10 月に P F I 法に基づき P F I 推進委員会が設置された。[資料 4 参照]

さらに、平成 12 年 3 月、P F I の理念とその実現のための方法を示す基本方針が策定され、続いて、国が P F I 事業を実施する上での実務上の指針として、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日策定、平成 19 年 6 月 29 日一部改定。以下「事業実施プロセスガイドライン」という。）、「P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日策定。以下「リスク分担ガイドライン」という。）、「V F M（Value For Money）に関するガイドライン」（平成 13 年 7 月 27 日策定、平成 19 年 6 月 29 日一部改定。以下「V F M ガイドライン」という。）、「契約に関するガイドラインー P F I 事業契約における留意事項についてー」（平成 15 年 6 月 23 日策定。以下「契約ガイドライン」という。）及び「モニタリングに関するガイドライン」（平成 15 年 6 月 23 日策定。以下「モニタリングガイドライン」という。）の五つのガイドラインが策定された。

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）において、公共投資の実効ある効率化の実現に向けて、「P F I の一層の活用」が掲げられた。

P F I 法については、平成 13 年 12 月と平成 17 年 8 月の二度にわたって改正されている。平成 13 年 12 月の改正においては、①事業実施主体（公共施設等の管理者等）の範囲の拡大、②国有財産や公有財産の貸付けに関する特例措置の創設が盛り込まれた。また、平成 17 年 8 月の改正においては、① P F I がサービス分野を対象とすることの明確化、②基本理念等において国公有財産の有効利用等の観点を明確化、③「基本方針」を定めるに当たっての特定事業の選定に係る配慮

事項の追加、④国公有財産（行政財産）の貸付けの拡充、⑤P F I法の少なくとも3年ごとの見直し等が盛り込まれた。（図表1参照）

図表1 P F I法成立以降の施策等の動向

年 月	事 項
平成11年7月	P F I法成立（同年7月30日公布）
8月	総理府（現内閣府）に「民間資金等活用事業推進室」（P F I推進室）設置
8月	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議」（P F I関係省庁連絡会議）設置
9月	P F I法施行
10月	第1回P F I推進委員会開催
平成12年3月	基本方針策定・公表
平成13年1月	「事業実施プロセスガイドライン」及び「リスク分担ガイドライン」公表
7月	「V F Mガイドライン」公表
12月	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律」成立（同年12月12日公布・施行）
平成15年3月	P F I関係省庁連絡会議幹事会申合せ
6月	「契約ガイドライン」及び「モニタリングガイドライン」公表
平成16年6月	「P F I推進委員会中間報告－P F Iのさらなる展開に向けて－」取りまとめ・公表
平成17年8月	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律」成立（同年8月15日公布・施行）
平成18年11月	P F I関係省庁連絡会議幹事会申合せ
平成19年6月	「V F Mガイドライン」及び「事業実施プロセスガイドライン」一部改正
11月	「P F I推進委員会報告－真の意味の官民パートナーシップ（官民連携）実現に向けて－」取りまとめ・公表

（注）内閣府の資料による。

2 施策の概要

P F Iの目的は、「効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」（P F I法第1条）である。

- (1) P F I事業は、基本方針において、公共性のある事業（公共性原則）を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して（民間経営資源活用原則）、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施す

るものであり（効率性原則）、特定事業の選定及び民間事業者の選定においては公平性が担保され（公平性原則）、特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されねばならない（透明性原則）とされている。

さらに、PFI事業の実施に当たっては、各段階での評価決定についての客観性が求められ（客観主義）、公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割分担及び責任分担等の契約内容を明確にすることが必須であり（契約主義）、事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならない（独立主義）とされている。

(2) PFI事業の着実な実施により、①国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されること、②公共サービスの提供における行政の関わり方が改革されること、③民間の事業機会を創出することを通じて経済の活性化に資することが期待されている。

① 「国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されること」は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、官民の適切なリスク分担によって事業全体の効率的なリスク管理を達成するとともに、建設、維持管理及び運営を一体的に扱うこと等による事業期間全体を通じた事業コストの削減を図り、安価で質の高いサービスの提供を図ることである。

② 「公共サービスの提供における行政の関わり方が改革されること」は、民間事業者にゆだねることが適切なものについて、民間事業者の自主性、創意工夫を尊重しつつ、事業をできる限り民間にゆだねて実施することによって、財政資金の効率的利用と官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップの形成を図ることである。

③ 「民間の事業機会を創出することを通じて経済の活性化に資すること」は、従来、国や地方公共団体等の公共部門が担ってきた事業を民間にゆだねることにより民間の新たな事業機会を創出するとともに、プロジェクトファイナンス等新たな資金調達手法を取り入れることによる市場環境等の整備等を通じて、経済構造改革を推進することである。

(3) PFI事業を実施する上での実務上の指針として、①「事業実施プロセスガイドライン」、②「リスク分担ガイドライン」、③「VFMガイドライン」、④「契約ガイドライン」及び⑤「モニタリングガイドライン」の五つのガイドラインが策定されている。

それぞれのガイドラインにおいて、国がPFI事業を実施する場合、PFI法、基本方針にのっとりつつ、ガイドラインに沿ってPFI事業を実施することが望ましいこと、地方公共団体等国以外の事業主体が実施するPFI事業

においても参考となり得るものであることが明記されている。

各ガイドラインの概要は、次のとおりである。

① 「事業実施プロセスガイドライン」

P F I 事業の発案から終了までの P F I 事業の実施に関する一連の手続について、七つのステップに分けてその流れを概説するとともに、各段階の手続における留意点を示したものである。平成 19 年 6 月、本ガイドラインについては、公共施設等の管理者等が P F I 事業の提案内容を審査をするため設ける審査委員会における審査方法を充実するなどの一部改定が行われている。

② 「リスク分担ガイドライン」

「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づくことに留意が必要であること等、P F I 事業におけるリスク分担等を検討する上での留意事項を示したものである。

③ 「V F Mガイドライン」

V F M評価の基本的な考え方、P S C（注1）の算定方法、P F IのL C C（注2）の算定方法、V F Mの評価における留意事項等、特定事業の選定に当たって行われるV F Mの評価について解説したものである。平成 19 年 6 月、本ガイドラインについては、V F Mの位置付けや源泉を整理するなどの一部改定が行われている。

（注1）「P S C」（Public Sector Comparator）とは、公共施設等の管理者等が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。

（注2）「P F IのL C C」（Life Cycle Cost）とは、P F I事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。

④ 「契約ガイドライン」

P F I 事業の契約、直接協定及び基本協定の締結に係る検討を行う上での実務上の指針の一つとして、P F I 事業の契約の主たる規定の概要、趣旨、適用法令及び留意点等を解説したものである。

⑤ 「モニタリングガイドライン」

P F I 事業においてモニタリング（監視）を検討する上での留意事項を示したものである。

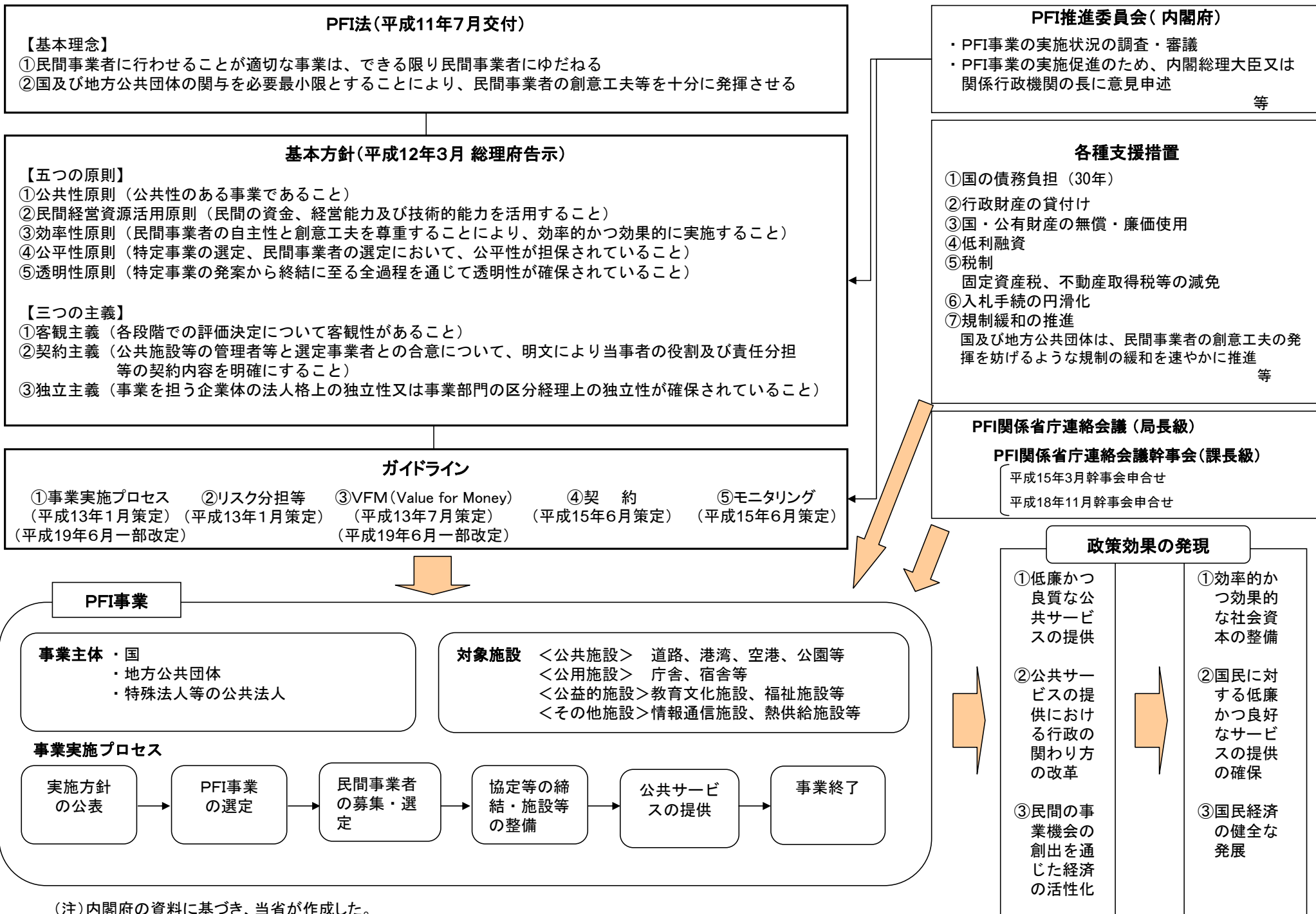
- (4) 基本方針、五つのガイドラインの策定のほか、P F I 法において、①国の債務負担行為の年限を 30 年以内とすること（第 11 条）、②行政財産の貸付け（第 11 条の 2、第 11 条の 3）、③国有財産の無償・廉価使用（第 12 条）、④無利子貸付け（第 13 条）、⑤土地の取得等への配慮（第 15 条）、⑥規制緩和の推進（第 17 条）、⑦担保不動産の活用（第 20 条）等が定められている。

また、P F I 事業を円滑に実施するため、固定資産税、都市計画税、不動産取得税の特例措置の拡充、国庫補助金を通常の公共事業として実施する場合と同一条件（イコールフットイング）となるよう交付要綱等を見直すこと、日本政策投資銀行を通じた低利融資制度等が P F I 関係省庁連絡会議申合せや関係省庁により措置されている。

なお、P F I 推進施策の脈絡図は、図表 2 のとおりである。

図表2

PFI推進施策の脈絡図



(注)内閣府の資料に基づき、当省が作成した。

第3 政策効果の把握の結果

1 政策効果の発現状況

- (1) 評価の対象としたPFIの推進施策の目的は、「効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」(PFI法第1条)とされている。また、PFI事業を推進することで、①公共サービスの提供における行政の関わり方が改革されること、②民間の事業機会が創出されることを通じて経済の活性化に資することなどの効果が期待されている。

このため、本評価においては、PFI事業の実施により、国民に対する低廉かつ良好なサービスが提供されているかとの観点から評価を行うこととした。

現在、国民に対する低廉かつ良好なサービスが提供されているかについては、VFMによって測る方法が確立しているが、公共サービスの水準をどのように設定するのか、その水準の向上をどのように定量化するかについては検討課題となっている。このため、専ら、提供される公共サービスの水準は公共施設等の管理者等が自ら実施する従来型の公共事業と同様なものと仮定し、公的財政負担の縮減状況(額及び率)によって評価する方法が考えられている。

我が国のPFI事業は、事業が終了したものが平成19年3月末現在で1件しかなく、PFI事業のライフサイクルを通じた公共サービスの提供量やその水準、公的財政負担の縮減状況を把握・測定することが困難な状況の中、現段階で把握可能な指標として、特定事業選定時及び民間事業者選定時のVFMの算出値があり、その分析検討により、PFI事業の効果の一端について評価することができ、それが現実的な手法であると考えられる。

しかし、当省の調査対象事業163件のうち、VFMの算出時におけるコスト削減効果の設定根拠が明示されているものがわずかであること、民間事業者選定時のVFMを算出していないものがあることなどから、これらの事業のVFMによる公的財政負担の縮減状況を総体として正確に把握することは困難な状況にある。

- (2) このような状況において、PFI事業全体の実施状況、公共施設等の管理者等や民間事業者に対するアンケート結果、PFI事業の各実施段階における個別事例などを分析した。

この結果、当省の調査対象事業163件をみると、個別事業においては、既に事業が終了した1件で、約3,218万円、約6.7%の公的財政負担の縮減効果があったものとみられ、また、民間の創意工夫をいかして、効率的・効果的な施設の整備・運営が行われ、一定水準の行政サービスが提供されている事例がみられる。さらに、調査対象事業163件のうち、PSCとPFIのLCCとの差

(以下「VFMの額」という。)及びPSCとPFIのLCCとの比(以下「VFM率」という。)の見込みが判明した106件(事業が終了した1件を含む。)の合計で約2,726億円、約20.3%の公的財政負担の縮減状況(額及び率)があるものとされていることなどから、今後、PFI事業が適切に推進されれば、相当の効果が発現するものと考えられる。

このような効果が見込まれるPFI事業の現況をみると、後述の2-(1)「PFI事業の実施状況」のとおり、①PFI事業の規模(総事業費)は公共事業全体からみるとわずかであり、年度ごとの実施方針の策定件数も近年増加していないこと、②事業実施地域をみると、47都道府県のうち6県で事業実績がなく、事業実施施設についても、道路、鉄道、河川などの社会資本整備はほとんどみられないこと、③PFI事業の範囲を大幅に縮小し、公共施設等の管理者が資産を保有することとなった事例があること、④アンケート結果において、いまだ、多くの公共法人、地方公共団体でPFI事業の実施の検討が進んでいないことやPFIに関する実務的な情報の提供を求める声が多いことなどから、PFI事業の促進により更に効果を発現する余地があることが認められる。

しかし、後述の2「PFI事業の現況」に記載のとおり、PFI事業の各実施段階において、①VFM評価の客観性及び透明性が確保されているとは認め難い状況があること、②PFI事業を行う上でのリスク分担に当たって、官民双方がリスク分担の設定に苦慮している状況があること、③公共施設等の管理者等による選定事業者の事業の実施状況や経営状況の確認・対応などのモニタリングが、十分行われているとは必ずしも認め難い状況があることなどの問題・課題が認められ、その解消が必要となっている。

2 PFI事業の現況

(1) PFI事業の実施状況

(要旨)

ア 我が国のPFI事業は、平成19年3月末現在、266件の実施方針が策定・公表されている。

これを策定年度別、事業実施主体別、施設類型別、実施地域別、事業期間別、実施プロセス別、事業方式別、事業類型別及び事業者選定方式別にみると、次のとおりである。

(ア) 年度別に実施方針の策定状況をみると、平成11年度から16年度までは毎年度増加傾向にあったが、16年度の49件をピークに、17年度は41件(対前年度16.3%減)、18年度は40件(対前年度2.4%減)となっている。

(イ) 事業実施主体別にみると、国が33件(12.4%)、地方公共団体(事務組合

を含む。)が203件(76.3%)、公共法人が30件(11.3%)となっている。

(ウ) 施設類型別にみると、公共施設が31件(11.7%)、公用施設が43件(16.2%)、公益的施設が148件(55.6%)、その他施設が44件(16.5%)となっている。また、これらの中で、道路、鉄道、河川については、PFI事業の実績はない。

(エ) 実施地域別にみると、東京都(40件、15.0%)、大阪府(17件、6.4%)、神奈川県(16件、6.0%)、愛知県(16件、6.0%)等、いわゆる大都市圏でPFI事業が多く実施されている一方で、青森県、群馬県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び宮崎県では、PFI事業は実施されていない。

(オ) 事業期間別にみると、10年以上20年未満の事業が139件(52.3%)と、過半を占めている。

(カ) 実施プロセス別にみると、公共サービスの提供を開始している事業が135件(50.8%。事業が終了した1件を含む。)と、過半を占めている。

(キ) 事業方式別にみると、BTO方式(注1)が195件(73.3%)と、BOT方式(注2)等他の事業方式と比較して圧倒的に多い。

また、PFIの主な事業方式であるBTO方式とBOT方式の年度別実施件数をみると、BTO方式はほぼ横ばいであるが、BOT方式は減少傾向にある。

(注1) BTO (Build-Transfer-Operate) 方式とは、選定事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、選定事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式をいう。

(注2) BOT (Build- Operate-Transfer) 方式とは、選定事業者が施設等を建設し、施設等の所有権を持ったまま、維持・管理及び運営を行い、事業終了後に施設等の所有権を公共施設等の管理者等に移転する事業方式である。

(ク) 事業類型別にみると、サービス購入型(注)が169件(63.5%)と、最も多い。

(注) サービス購入型とは、選定事業者が施設等の設計・建設・維持管理・運営等を行い、公共施設等の管理者等は選定事業者が受益者に提供する公共サービスに応じた対価(サービス購入料)を支払う類型をいう。

(ケ) 事業者選定方式別にみると、総合評価一般競争入札方式が179件(67.3%)と、最も多い。

イ PFIの導入効果を評価する指標として最重要視されるVFMの額及び率をみると、既に事業が終了した1件で、約3,218万円、約6.7%の節減効果があったものとみられ、また、調査対象事業163件のうち、VFMの額及び率が判明した106件(事業が終了した1件を含む。)の合計で約2,726億円、約20.3%

の節減効果が見込まれている。

ウ 公共投資に占めるP F I 事業費の割合をみると、国については0.48%、地方公共団体については0.61%と、いずれもわずかである。

エ 公共サービスの提供を開始しているP F I 事業の中には、民間の創意工夫をいかして、効率的・効果的な施設の整備・運営が行われているのがみられる。その一方で、需要の伸び悩みで事業者の経営が悪化したため、P F I 事業の範囲を大幅に縮小し、公共施設等の管理者が資産を保有することになったのがみられる。

オ 公共施設等の管理者等である公共法人及び地方公共団体に対し、当省が実施したアンケート結果によると、

(ア) P F I 事業に対する取組について、「特段の取組を行っていない」とするものが、公共法人では71.4%、地方公共団体では52.0%と、多数を占めており、いまだ、多くの公共法人、地方公共団体でP F I 事業の実施の検討が進んでいない状況がうかがえる。

(イ) P F I に最も期待するメリットについて、公共法人では「単年度の債務負担の軽減」とするものが34.9%と最も多く、また、地方公共団体では「長期的な公的財政負担の軽減」とするものが60.4%と最も多いことから、P F I に財政負担の軽減を期待している状況がみられる。

(ウ) どのような場合にP F I 事業の実施を検討するかについては、「事業費が一定規模以上のすべての事業についてP F I の実施を検討している」とするものは、公共法人0%、地方公共団体12.8%、「特定の分野については、すべてP F I の実施を検討している」とするものは、公共法人0%、地方公共団体1.2%に過ぎない。このようなことから、公共法人や地方公共団体において、客観的基準に基づき主体的にP F I 事業に取り組んでいるものが少ない状況がうかがえる。

(エ) P F I 事業の検討を行った結果、P F I 以外の手法を選択したことの有無について、有るとするものが、公共法人では19.4%、地方公共団体では35.8%あり、その理由として、「V F Mが期待できなかったため」とするものが、それぞれ、42.9%、46.4%と最も多い。

(オ) P F I の推進に有効と考えられる施策について、「P F I に関する実務的な情報とノウハウの蓄積・提供」とするものが、公共法人では66.7%、地方公共団体では73.8%と、それぞれ最も多く、P F I に関する実務的な情報の必要性が高い状況がうかがえる。

カ 以上のとおり、当省の調査対象事業163件をみると、一定の公的財政負担額が削減できると見込まれていること、また、民間の創意工夫をいかして、効率

的・効果的な施設の整備・運営が行われている事例がみられることから、今後、P F I 事業が適切に推進されれば、相当の効果が発現するものと考えられる。

しかし、その一方で、P F I 事業の実施は、①公共事業全体からみるとわずかであり、年度別実施方針策定件数も近年増加していないこと、また、一般的に民間事業者の創意工夫が発揮されやすいとされるB O T方式については、税負担や補助事業の採択の面でB T O方式よりも不利であるため、実施件数はあまり増えておらず、平成 18 年度の実施方針の策定件数はわずか2件であること、②事業実施地域をみると、6県で事業実績がなく、事業実施施設についても、道路、鉄道、河川などの社会資本整備については、P F I 事業の実績がないこと、③P F I 事業の範囲を大幅に縮小し、公共施設等の管理者が資産を保有することとなった事例があること、④アンケート結果において、いまだ、多くの公共法人、地方公共団体でP F I 事業の実施の検討が進んでいないことやP F I に関する実務的な情報の提供を求める声が多いことなどから、P F I 事業の促進により更に効果を発現する余地があることが認められる。

ア 把握する内容及び手法

P F I 法の目的は、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することである。

P F I 事業の実施状況について、以下の手法により把握・分析した。

- ① 平成 19 年 3 月末現在、実施方針が策定・公表されている 266 件の P F I 事業について、策定年度別、事業実施主体別、施設類型別、実施地域別、事業期間別、実施プロセス別、事業方式別、事業類型別及び事業者選定方式別に把握・分析
- ② 調査対象事業 163 件について、特定事業選定時及び民間事業者選定時における V F M の額及び率を把握・分析
- ③ 国及び地方公共団体が実施している P F I 事業について、公共投資に占める事業費の割合を把握・分析
- ④ 調査対象事業 163 件について、効率的・効果的事例等を把握・分析
- ⑤ 公共法人、地方公共団体における P F I 事業に対する取組状況等を当省が実施したアンケート結果に基づき把握・分析

イ 把握した結果

当省の調査対象事業 163 件をみると、一定の公的財政負担額が削減できると見込まれていること、また、民間の創意工夫をいかして、効率的・効果的な施設の整備・運営が行われている事例がみられることから、今後、P F I 事業が適切に推進されれば、相当の効果が発現するものと考えられる。

しかし、その一方で、P F I 事業の実施は、①公共事業全体からみるとわずかであり、年度別の実施方針策定件数も近年増加していないこと、また、一般的に民間事業者の創意工夫が発揮されやすいとされる B O T 方式については、税負担や補助事業採択の面で B T O 方式よりも不利であるため、実施件数はあまり増えておらず、平成 18 年度の実施方針の策定件数はわずか 2 件であること、②事業実施地域をみると、6 県で事業実績がなく、事業実施施設についても、道路、鉄道、河川については、P F I 事業の実績がないこと、③ P F I 事業の範囲を大幅に縮小し、公共施設等の管理者が資産を保有することとなった事例があること、④アンケート結果において、いまだ、多くの公共法人、地方公共団体で P F I 事業の実施の検討が進んでいないことや P F I に関する実務的な情報の提供を求める声が多いことなどから、P F I 事業の効果発現を促進するための方策を講ずる余地があるとみられる。

(7) P F I 事業の実施状況

a 年度別実施状況

P F I 事業に関する実施方針の年度別の策定・公表件数は、図表 1—①及び図表 1—②のとおり、P F I 法が施行された平成 11 年度から 16 年度まではおおむね増加傾向にあったが、16 年度の 49 件をピークに、17 年度は 41 件（対前年度 16.3%減）、18 年度は 40 件（対前年度 2.4%減）となっている。なお、平成 19 年度の件数は、9 月末現在で 24 件となっている。

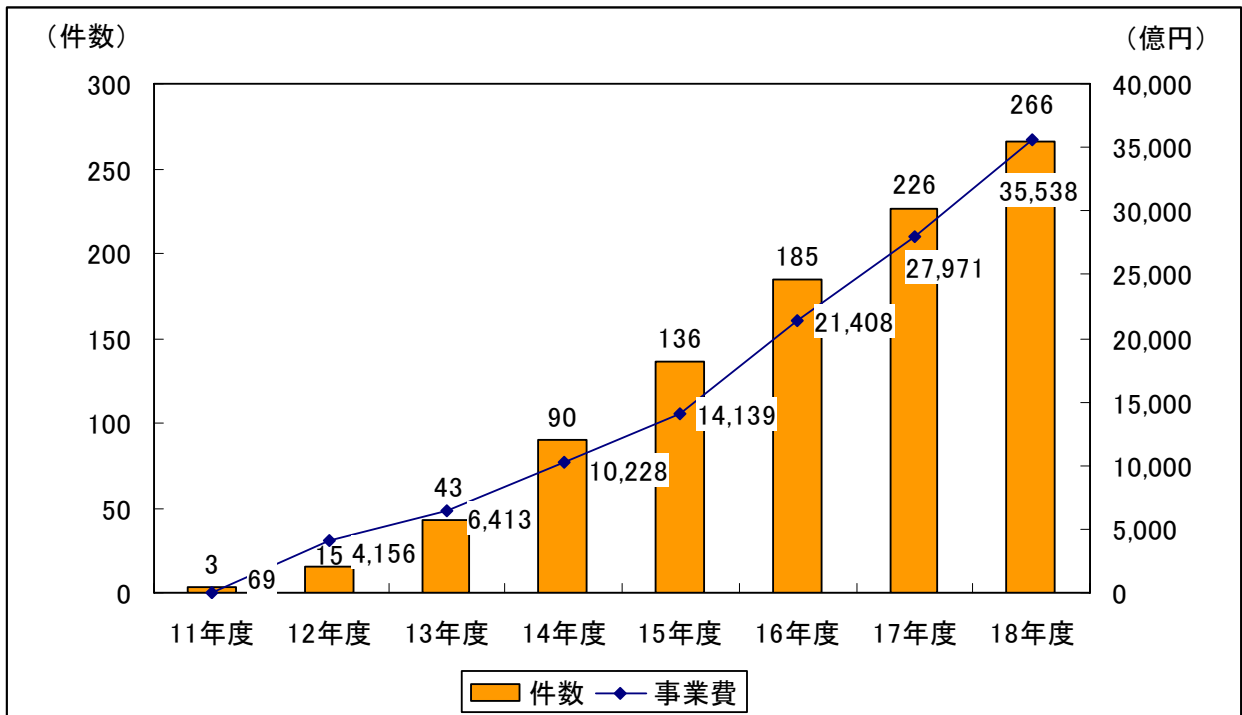
図表 1—① P F I 事業に関する実施方針の年度別の策定・公表件数の推移
(平成 19 年 3 月末現在)

(単位：件)

年 度	件 数	内 訳			累 計
		国	公共法人	地方公共団体	
平成 11	3	0	0	3	3
12	12 (300%)	0	0	12	15
13	28 (133%)	0	1	27	43
14	47 (67.9%)	7	14	26	90
15	46 (▲2.1%)	8	2	36	136
16	49 (6.5%)	6	9	34	185
17	41 (▲16.3%)	9	2	30	226
18	40 (▲2.4%)	3	2	35	266
計	266	33	30	203	266

- (注) 1 内閣府の資料及び当省の調査結果による。
- 2 「九段第 3 合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業」は、国と千代田区との共管事業であるが、本図表では、「国」欄に計上している（以下の図表において同じ。）。
- 3 「国」欄は、最高裁判所、衆議院及び参議院を含む（以下の図表において同じ。）。
- 4 「公共法人」欄は、地方独立行政法人を含む（以下の図表において同じ。）。
- 5 ()内は、前年度件数との増減比率を示す。「▲」は、前年度件数と比べて減少したことを示す。
- 6 平成 19 年 3 月末時点で、実施方針の公表以降に P F I 事業を断念した事業は、含んでいない。

図表1-② PFI事業に関する実施方針の策定・公表件数及び事業費の推移（累計）



(注) 1 当省の調査結果による。

2 「事業費」については、全事業期間を通じた落札金額、契約価格等を、各事業の実施方針が公表された年度に計上している。

なお、未契約の事業についても、予定価格やPFIのLCC等により事業費を概算し計上している（以下の表において同じ。）。

なお、英国では、2005年（平成17年）末日現在741件のPFI事業が行われているが、2000年（平成12年）をピークに毎年の実施件数は減少している（図表1-③）。

図表 1—③ 英国における P F I 事業の年別契約件数及び投資額

(単位：件、百万ポンド)

年	件 数	投資額
1987	1 (1)	180 (180)
1990	2 (3)	336 (516)
1991	2 (5)	6 (522)
1992	5 (10)	519 (1,041)
1993	1 (11)	2 (1,043)
1994	2 (13)	11 (1,054)
1995	11 (24)	667 (1,721)
1996	38 (62)	1,698 (3,419)
1997	58 (120)	2,471 (5,890)
1998	88 (208)	2,761 (8,651)
1999	87 (295)	2,599 (11,250)
2000	105 (400)	3,901 (15,151)
2001	85 (485)	2,179 (17,330)
2002	71 (556)	7,740 (25,070)
2003	56 (612)	14,902 (39,972)
2004	77 (689)	4,113 (44,085)
2005	52 (741)	3,879 (47,964)

(注) 1 英国大蔵省のホームページによる。

2 () 内は、累計を示す。

また、P F I に類似した制度として、指定管理者制度 (注) があるが、平成 18 年 9 月までに、地方公共団体は、第 3 セクターに管理を委託している公共施設を直接管理するか、又は、指定管理者制度に移行するか、選択する必要があったこともあり、図表 1—④ のとおり、平成 16 年 6 月 1 日現在 1,550 施設だった指定管理者導入施設が、平成 18 年 9 月 2 日現在 61,565 施設と急速に増加している。

(注) 指定管理者制度とは、地方公共団体が設置・管理する公共施設を民間事業者等が管理することを可能とする制度で、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) の平成 15 年 9 月の改正により導入された。

[資料 5 参照]

図表 1—④ 指定管理者制度の導入状況

(単位：施設)

区 分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
平成 16 年	13	380	1,157	1,550
18 年	7,083	5,540	48,942	61,565

(注) 1 総務省の資料 (「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」) による。

2 平成 16 年は 6 月 1 日現在、18 年は 9 月 2 日現在である。

b 事業実施主体別・事業規模別実施状況

平成19年3月末現在、実施方針が策定・公表されている事業266件について、事業実施主体別にみると、図表1—⑤及び図表1—⑥のとおり、国が33件(12.4%)、公共法人が30件(11.3%)、都道府県、市区町村等地方公共団体(事務組合を含む。)が203件(76.3%)となっている。

図表1—⑤ 事業実施主体(公共施設等の管理者等)別事業数
(平成19年3月末現在)

(単位:件、%)

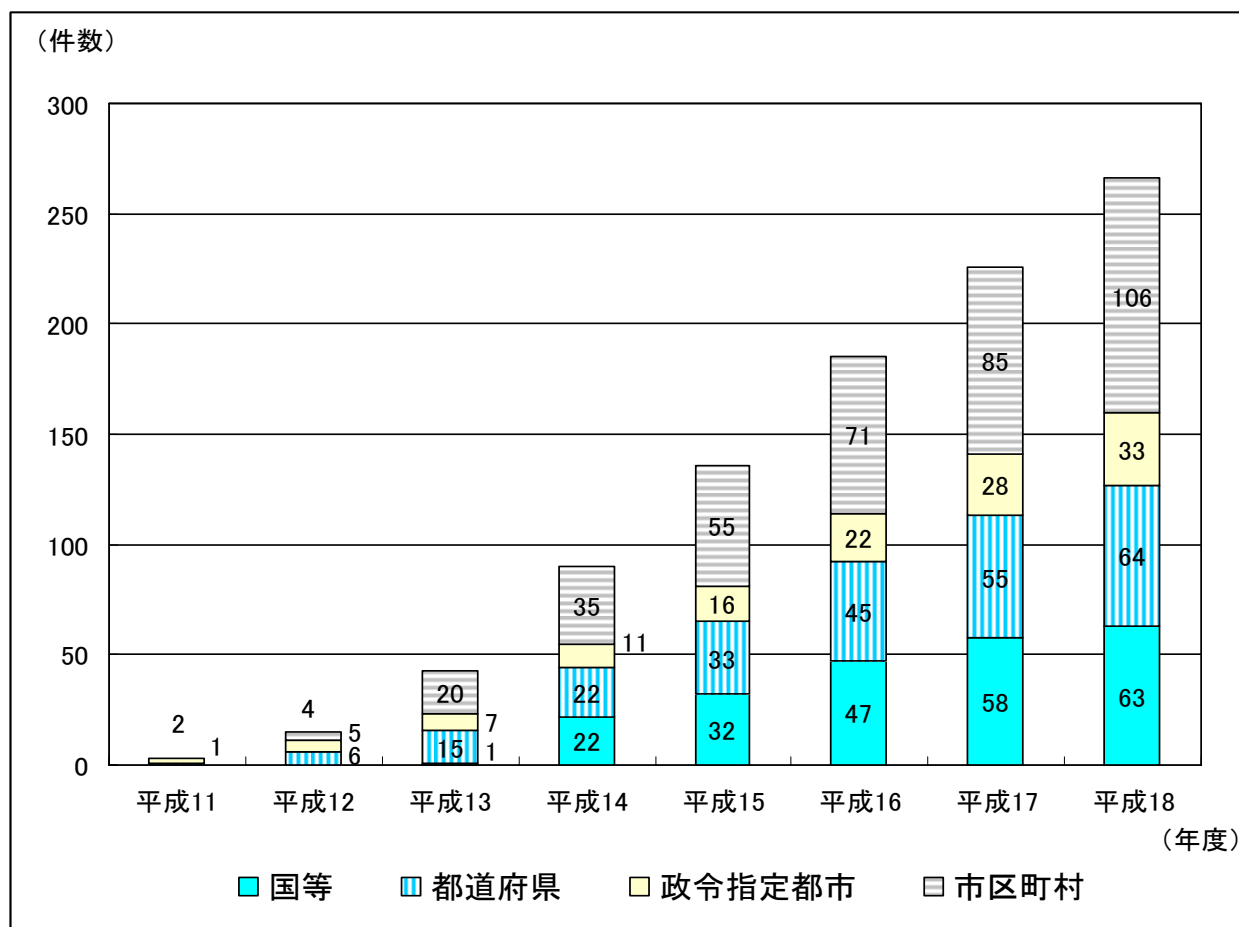
区 分	事業数 (構成比)
国	33 (12.4)
公共法人	30 (11.3)
地方公共団体	203 (76.3)
都道府県	64 (24.1)
政令指定都市	33 (12.4)
市区町村(政令指定都市を除く。)	100 (37.6)
事務組合	6 (2.3)
計	266 (100.0)

(注)1 内閣府の資料及び当省の調査結果による。

2 ()内は、構成比を示す。

3 「山形県営松境・住吉団地移転立替及び酒田市琢成学区コミュニティ防災センター整備等事業」、「(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業」及び「県営坂地区住宅整備事業」は、それぞれ県と市町村との共管事業であるが、本図表では、都道府県の区分に計上している。

図表 1－⑥ 事業実施主体（公共施設等の管理者等）別事業数の推移（累計）



- (注) 1 内閣府の資料及び当省の調査結果による。
 2 「国等」とは、各府省庁、最高裁判所、衆議院、参議院及び公共法人を指す。
 3 市町村には、事務組合を含む。

これを事業規模別にみると、図表 1－⑦のとおり、国は1事業当たり平均 237 億円、地方公共団体は1事業当たり平均 131 億円となっており、国は事業数が少ないものの事業規模は大きいものとなっている。

図表 1－⑦ PFI 事業の事業主体別事業規模の状況

(単位：件、億円)

区分	事業数	事業費	1事業当たりの事業費
国	33	7,815	237
公共法人	29	1,467	51
地方公共団体	200	26,256	131
合計	262	35,538	136

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 特定事業の選定に至っていない事業や独立採算事業であること等で事業費が判明しない4事業（公共法人1事業、地方公共団体3事業）を除く。

c 施設類型別実施状況

P F I 事業を施設類型別にみると、図表 1—⑧のとおり、公共施設（道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等）が 31 件（11.7%）、公用施設（宿舍、庁舎等）が 43 件（16.2%）、公益的施設（公営住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等）が 148 件（55.6%）、その他施設（情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設、研究施設等）が 44 件（16.5%）となっている。

また、これら施設の中で、道路、鉄道、河川については、P F I 事業の実績はない。

図表 1—⑧ 施設類型別 P F I 事業数（平成 19 年 3 月末現在）

（単位：件、％）

施設類型	事項	P F I 事業数	施設の内訳
公共施設 （道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等）		31 (11.7)	浄化槽 6、 水道 5、 下水道 4、 かんがい用排水施設 1 港湾施設 6、 公園 5、 空港施設 4、
公用施設 （宿舎、庁舎等）		43 (16.2)	宿舎 17、 庁舎 22 （事務庁舎）13、 （警察学校）2、 （運転免許センター）2、 刑事施設 4 （消防施設）4、 （航空保安大学校）1、
公益的施設 （公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等）		148 (55.6)	教育文化施設 61 （大学）24、 （高校）7、 （図書館）2、 （中学校）2、 （史料館）1、 （天文台）1、 （少年自然の家）1、 （青少年センター）1、 （総合教育センター）1、 （小学校、幼稚園）2、 （交通安全教育施設）1 （小学校）7、 （小中学校）4、 （文化センター）2、 （高校、幼稚園）1、 （美術館）1、 （博物館）1、 （生涯学習センター）1、 （情報通信科学館）1、 （総合教育センター）1、 （小学校、幼稚園）2、 （交通安全教育施設）1 廃棄物処理施設 15 社会福祉施設 12 （老人福祉施設）9、（リハビリ施設）1、 （福祉センター）1 （知的障害者福祉施設）1 給食センター 12、 駐車場 6、 公営住宅 7、 社会体育施設 8 （プール）4、 駐輪場 2、 文化交流施設 1、 卸売市場 2、 土地区画整理事業 1 病院 11 斎場 6、 （体育館）4、 産業労働センター 2 衛生試験場 1 市街地再開発事業 1
その他施設 （情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設等）		44 (16.5)	複合施設 26、 余熱利用施設 6、 農業振興支援施設 1 観光施設 6、 研究施設 2、 道の駅 1、 リサイクル施設（有機質資源）2
合 計		266 (100.0)	

（注）1 内閣府の資料及び当省の調査結果による。

2 「施設の内訳」欄は、当省の区分による。

3 P F I 事業数欄の（ ）内は、構成比を示す。また、「施設の内訳」欄の（ ）は、施設区分を示す。

d 実施地域別実施状況

P F I 事業を実施地域別にみると、図表 1—⑨のとおり、東京都（40 件、15.0%）、大阪府（17 件、6.4%）、神奈川県（16 件、6.0%）、愛知県（16 件、6.0%）等、いわゆる大都市圏で P F I 事業が多く実施されている一方で、青森県、群馬県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び宮崎県では、P F I 事業は実施されていない。

図表 1—⑨ 地域別の実施方針の策定・公表件数（平成 19 年 3 月末現在）

（単位：件、％）

区 分	事業数（構成比）	区 分	事業数（構成比）
北海道	9 【6】（3.4）	滋賀県	3 【3】（1.1）
青森県	0 【0】（0）	京都府	9 【5】（3.4）
岩手県	4 【4】（1.5）	大阪府	17 【12】（6.4）
宮城県	8 【6】（3.0）	兵庫県	12 【9】（4.5）
秋田県	1 【1】（0.4）	奈良県	0 【0】（0）
山形県	8 【8】（3.0）	和歌山県	0 【0】（0）
福島県	1 【1】（0.4）	鳥取県	0 【0】（0）
茨城県	3 【1】（1.1）	島根県	4 【3】（1.5）
栃木県	2 【1】（0.8）	岡山県	6 【6】（2.3）
群馬県	0 【0】（0）	広島県	12 【10】（4.5）
埼玉県	11 【11】（4.1）	山口県	5 【4】（1.9）
千葉県	14 【13】（5.3）	徳島県	3 【3】（1.1）
東京都	40 【21】（15.0）	香川県	2 【2】（0.8）
神奈川県	16 【15】（6.0）	愛媛県	2 【1】（0.8）
新潟県	4 【4】（1.5）	高知県	1 【1】（0.4）
富山県	3 【2】（1.1）	福岡県	10 【5】（3.8）
石川県	3 【1】（1.1）	佐賀県	1 【1】（0.4）
福井県	5 【5】（1.9）	長崎県	1 【1】（0.4）
山梨県	1 【1】（0.4）	熊本県	3 【1】（1.1）
長野県	2 【2】（0.8）	大分県	3 【3】（1.1）
岐阜県	4 【3】（1.5）	宮崎県	0 【0】（0）
静岡県	7 【7】（2.6）	鹿児島県	4 【2】（1.5）
愛知県	16 【14】（6.0）	沖縄県	2 【1】（0.8）
三重県	3 【3】（1.1）	日本国外	1 【0】（0.4）
合 計		266 【203】（100.0）	

（注）1 内閣府の資料及び当省の調査結果による。

2 （ ）内は、事業数の構成比を示す。

3 【 】内は、事業数のうち地方公共団体が実施した件数を示す。

e 事業期間別実施状況

P F I 事業を事業期間別にみると、図表 1—⑩のとおり、10 年以上 20 年未満の事業が 139 件（52.3%）と、過半を占めている。

図表 1—⑩ 事業期間別 P F I 事業（平成 19 年 3 月末現在）

（単位：件、%）

区 分	事業数（構成比）
事業期間が 10 年未満	16 （ 6.0）
〃 10 年以上 20 年未満	139 （52.3）
〃 20 年以上 30 年未満	90 （33.8）
〃 30 年以上	21 （ 7.9）
計	266 （100.0）

（注）1 当省の調査結果による。

2 事業期間は、契約が締結されてから事業終了までの期間を表す（契約に至っていない事業については、実施方針等に記載されるスケジュールによる。）。

f 事業実施プロセス別実施状況

P F I 事業を実施プロセス別にみると、図表 1—⑪のとおり、公共サービスの提供を開始している事業が 135 件（50.8%）と、過半を占めている。

図表 1—⑪ プロセス別 P F I 事業数（平成 19 年 3 月末現在）

（単位：件、%）

区 分	事業数（構成比）
実施方針の策定・公表	12 （ 4.5）
P F I 事業の選定	12 （ 4.5）
民間事業者を募集中	12 （ 4.5）
民間事業者の選定	11 （ 4.1）
公共施設等の管理者等と選定事業者との間の協定等の締結・施設等の整備	84 （31.6）
公共サービスを提供（事業が終了した 1 件を含む。）	135 （50.8）
計	266 （100.0）

（注）1 当省の調査結果による。

2 （ ）内は、構成比を示す。

g 事業方式別実施状況

P F I 事業を事業方式別にみると、図表 1—⑫のとおり、B T O方式が 195 件 (73.3%)、次いで、B O T方式が 52 件 (19.5%) などとなっており、B T O方式が他の事業方式と比較して圧倒的に多い。

また、図表 1—⑬のとおり、P F I 事業の主な事業方式である B T O方式と B O T方式の年度別実施件数をみると、B T O方式はほぼ横ばいであるが、B O T方式は減少傾向にある。

図表 1—⑫ 施設類型・事業方式別 P F I 事業数 (平成 19 年 3 月末現在)

(単位：件、%)

区 分	事業数	事業方式別件数								
		B T O	B O T	B O O	R O	R T O	R O T	O	その他	計
公共施設	31	22	9	4	1	0	1	0	0	37
公用施設	43	38	3	0	0	0	0	2	0	43
公益的施設	148	106	29	11	9	3	0	0	4	162
その他施設	44	29	11	1	3	0	0	0	1	45
合 計	266 (100.0)	195 (73.3)	52 (19.5)	16 (6.0)	13 (4.9)	3 (1.1)	1 (0.4)	2 (0.8)	5 (1.9)	287

(注) 1 内閣府の資料及び当省の調査結果による。

2 1 事業で複数の事業方式を採用している事業があるため、事業の総件数と事業方式別件数の合計とは一致しない。

3 () 内は、構成比を示す。

4 B O O (Build-Own-Operate) 方式とは、選定事業者が施設等の建設並びに維持管理及び運営を行い、事業終了時点で選定事業者が施設を解体・撤去する事業方式をいう。

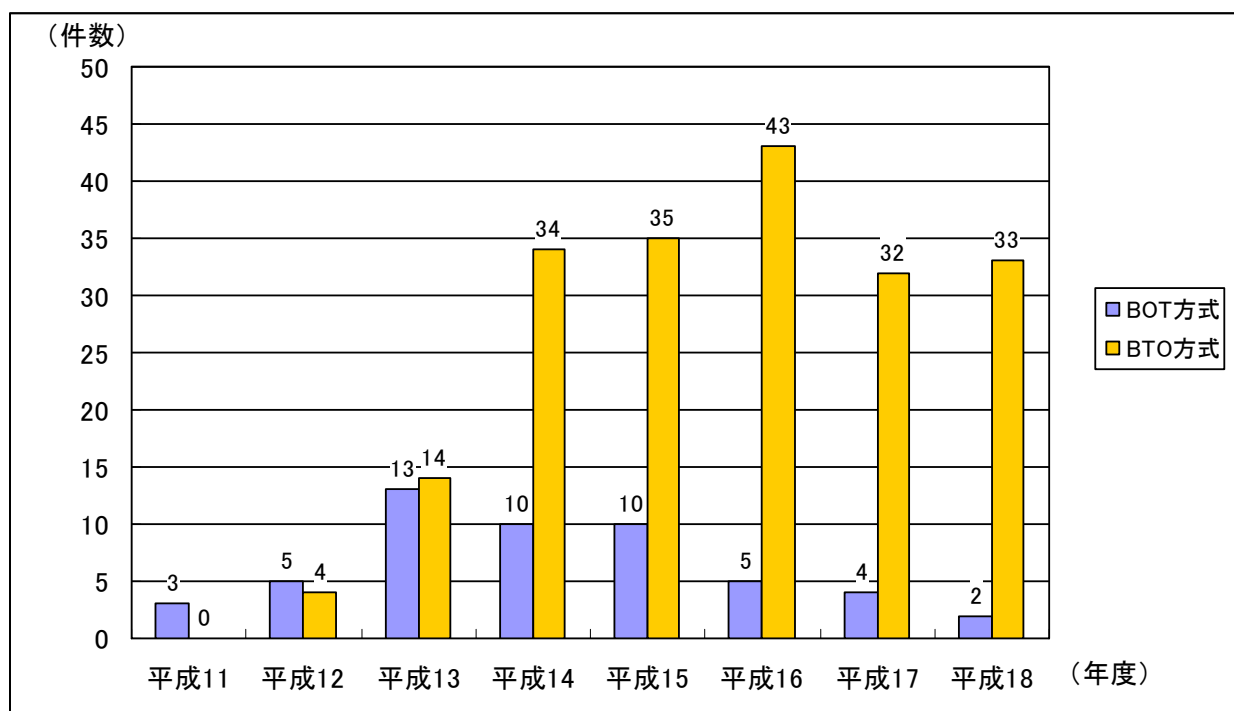
5 R O (Rehabilitate-Operate) 方式とは、公共施設等の管理者等が所有する施設等について、選定事業者が施設等を改修した後、維持管理及び運営を行う方式をいう。

6 R T O (Rehabilitate-Transfer-Operate) 方式とは、選定事業者が施設等を改修し、施設が完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、選定事業者が維持管理及び運営を行う事業方式をいう。

7 R O T (Rehabilitate-Operate-Transfer) 方式とは、選定事業者が既存施設等を改修し、維持管理及び運営を行い、事業終了後、公共施設等の管理者等に、施設等の所有権を移転させる事業方式をいう。

8 O (Operate) 方式とは、選定事業者が、施設等の整備・保有を行わずに、維持管理及び運営のみ行う事業方式をいう。

図表 1—⑬ 年度別のB T O方式、B O T方式の実施件数の推移



(注) 1 当省の調査結果による。

2 両事業方式を採用している事業は、それぞれの件数に計上している。

このような状況にある理由について、当省の調査対象事業のうち、事業方式としてB T O方式のみを採用した 104 公共施設等の管理者等及びB O T方式のみを採用した 32 公共施設等の管理者等を調査したところ、図表 1—⑭のとおり、B T O方式を採用した理由で最も多いのは、「B T O方式であれば、不動産取得税、固定資産税、都市計画税などの負担が生じないため」で 36 件（回答者数の 34.6%）、次いで、「B T O方式の方が、国庫補助金の適用範囲が広い又は補助率が高いため」で 21 件（20.2%）となっている。一方、B O T方式を採用した理由で最も多いのは、図表 1—⑮のとおり、「民間事業者のノウハウ・創意工夫が発揮されるため」が 14 件（43.8%）となっている。B O T方式については、その方式が有する機能ではなく、税制面や補助金面で不利とみられて採用されていない状況がうかがえる。

図表 1—⑭ B T O方式を採用した理由（複数回答可）

（単位：件、％）

区 分		回答数
B T O方式であれば、不動産取得税、固定資産税、都市計画税などの負担が生じないため		36 (34.6)
B T O方式の方が、国庫補助金の適用範囲が広い又は補助率が高いため		21 (20.2)
公共施設等の管理者等が所有する必要があるため	社会、経済変化、技術革新による施設の改修・改造が容易	11 (10.6)
	教育事業であるため（学校、自然の家）	8 (7.7)
	隣接する既存施設との関係上	2 (1.9)
	より安定した利用が担保できるため	2 (1.9)
	災害対策拠点施設に指定されているため	2 (1.9)
	秘匿情報の流出防止	1 (1.0)
	市街化調整区域に指定されているため	1 (1.0)
	斎場の経営主体は原則として公共団体、宗教法人、公益法人等に限定とされているため	1 (1.0)
	国有地を都市公園として借用しており、民間事業者は借用できないため	1 (1.0)
	S P Cが破綻しても市の所有権に影響がでないため	1 (1.0)
	「道の駅」登録・案内要項において、道の駅の案内・サービス施設設置者は、市町村又は公的な団体とされていたため	1 (1.0)
その他	3 (2.9)	
上部機関の指示・指導、関係機関との協議の結果		9 (8.7)
他の事業方式と比べてV F M値が大きいため		3 (2.9)
その他		26 (25.0)
回答者数		104 (100.0)

（注）1 当省の調査結果による。

2 () 内は、回答者数に占める割合を示す。複数回答可としているため、回答総数と回答者数は一致しない。

図表 1—⑮ BOT方式を採用した理由（複数回答可）

（単位：件、％）

区 分	回答数
民間事業者のノウハウ・創意工夫が発揮されるため	14 (43.8)
民間事業者にリスクが移転し、責任が明確化されるため	9 (28.1)
独立採算型の事業方式であるため	5 (15.6)
国庫補助金の要件のため	2 (6.3)
財政負担軽減のため	1 (3.1)
その他	3 (9.4)
回答者数	32 (100.0)

（注）1 当省の調査結果による。

- 2 () 内は、回答者数に占める割合を示す。複数回答可としているため、回答総数と調査対象事業者数は一致しない。

h 事業類型別実施状況

P F I 事業を事業類型別にみると、図表 1—⑯のとおり、サービス購入型が 169 件（63.5%）と最も多い。

図表 1—⑯ 事業類型別・事業実施主体別 P F I 事業数（平成 19 年 3 月末現在）

（単位：件、%）

事業実施主体 \ 事業類型	サービス購入型	独立採算型	サービス購入・独立採算混合型	合計
国	25	3	5	33
公共法人	25	1	4	30
地方公共団体	119	13	71	203
合 計	169 (63.5)	17 (6.4)	80 (30.1)	266 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比を示す。

3 「サービス購入型」とは、選定事業者が施設等の建設並びに維持管理及び運営を行い、公共施設等の管理者等は選定事業者が受益者に提供する公共サービスに応じた対価（サービス購入料）を支払う類型をいう。

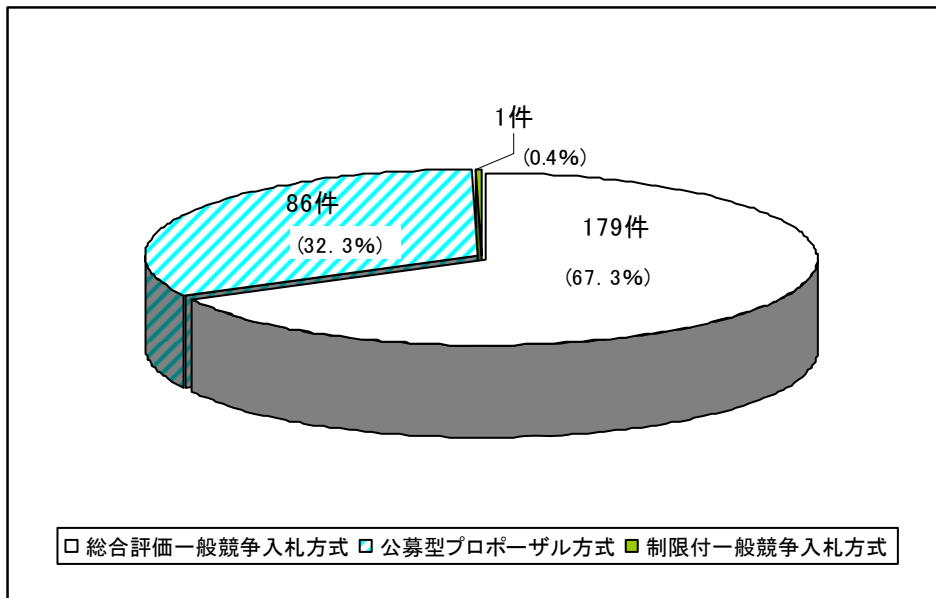
4 「独立採算型」とは、選定事業者が自ら調達した資金により、施設等の建設並びに維持管理及び運営を行い、そのコストが利用料金収入等の受益者からの支払により回収される類型をいう。

5 「サービス購入・独立採算混合型」とは、選定事業者のコストが、公共施設等の管理者等から支払われるサービス購入料と、利用料金代金収入等の受益者からの支払の双方により回収される類型をいう。

i 事業者選定方式別実施状況

P F I 事業を事業者選定方式別にみると、図表 1—⑰のとおり、総合評価一般競争入札方式が 179 件（67.3%）と最も多く、次いで公募型プロポーザル方式 86 件（32.3%）となっている。

図表 1—⑰ 事業者選定方式別実施状況（平成 19 年 3 月末現在）



(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比を示す。

(イ) 調査対象 P F I 事業の V F M の状況

P F I の導入効果を評価する指標として最重要視される V F M の額及び V F M 率をみると、図表 1—⑱のとおり、既に事業が終了した 1 件で、約 3,218 万円、約 6.7% の節減効果があったものとみられる。また、調査対象事業 163 件のうち、事業者選定時における V F M の額及び V F M 率が判明した 106 件をみると、図表 1—⑲のとおり、約 2,726 億円、約 20.3% の節減効果が見込まれている。

図表 1—⑱ 事業計画が終了した事業（1件）のVFM

1 事業内容	研究施設の整備・維持管理・運営
2 所在地	神奈川県
3 事業期間	4年（設計・建設1年、維持管理・運営3年）
4 事業方式	BOO方式
5 事業類型	サービス購入型
6 実施方針公表日	平成14年3月8日
7 特定事業選定日	平成14年4月26日
8 事業者選定日	平成14年7月11日
9 公共サービス開始日	平成14年12月2日
10 公共サービス終了日	平成18年3月31日
11 PSC	483,680千円
12 PFIのLCC	451,500千円
13 VFM額	32,180千円
14 VFM率	6.65%

（注） 当省の調査結果による。

図表 1—㉑ 調査対象事業におけるVFMの額及びVFM率

（単位：百万円、%）

区分	特定事業選定時				民間事業者選定時			
	PSC	PFIのLCC	VFMの額	VFM率	PSC	PFIのLCC	VFMの額	VFM率
計	1,531,355 (12,656)	1,435,914 (11,867)	95,441 (789)	6.2%	1,340,320 (12,645)	1,067,681 (10,072)	272,639 (2,572)	20.3%

（注） 1 当省の調査結果による。

2 （ ）内は、1事業当たりの平均額である。

3 特定事業の選定時は、調査対象事業163件のうち、当省がPSC、PFIのLCC及びVFMの額を把握した121件について整理したもの。

4 民間事業者選定時は、調査対象事業163件のうち、平成18年8月末現在、当省がPSC、PFIのLCC及びVFMの額を把握した106件について整理したもの。

5 VFM率は、調査対象事業の「 $(PSC - PFIのLCC) \div PSC$ 」で算出している。

なお、VFM率について、事業規模別、事業者選定方式別（総合評価一般競争入札、公募型プロポーザル）、事業主体別（国、公共法人、地方公共団体）、事業方式別（BTO、BOT）及び施設類型別に分析した結果は、以下のとおりである。

a 事業規模別のVFM率

事業規模別にVFM率をみると、図表1-⑳、図表1-㉑及び図表1-㉒のとおり、特定事業選定時では、事業規模によるVFM率の違いはほとんどみられないが、民間事業者選定時では、事業規模が大きくなるとVFM率が低減する傾向が認められる。

図表1-⑳ 事業規模別VFM率の分布状況（特定事業選定時）

（単位：件、％）

事業規模 VFM率	20億円未満	20億円以上 40億円未満	40億円以上 60億円未満	60億円以上 80億円未満	80億円以上 100億円未満	100億円 以上	合計
10%未満	18 (54.5)	23 (76.7)	16 (66.7)	12 (85.7)	9 (75.0)	24 (72.7)	102 (69.9)
10%以上20%未満	9 (27.3)	5 (16.7)	8 (33.3)	2 (14.3)	3 (25.0)	7 (21.2)	34 (23.3)
20%以上30%未満	6 (18.2)	2 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (6.1)	10 (6.8)
事業数合計	33 (100.0)	30 (100.0)	24 (100.0)	14 (100.0)	12 (100.0)	33 (100.0)	146 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象事業163件のうち、平成18年8月末現在、特定事業選定手続が終了していないこと、又は公共施設等の管理者等の公的財政負担が生じないことを理由にVFMの算出を行っていない事業を除いた146件について整理している。

3 () 内は、構成比を示す。

図表1-㉑ 事業規模別VFM率の分布状況（民間事業者選定時）

（単位：件、％）

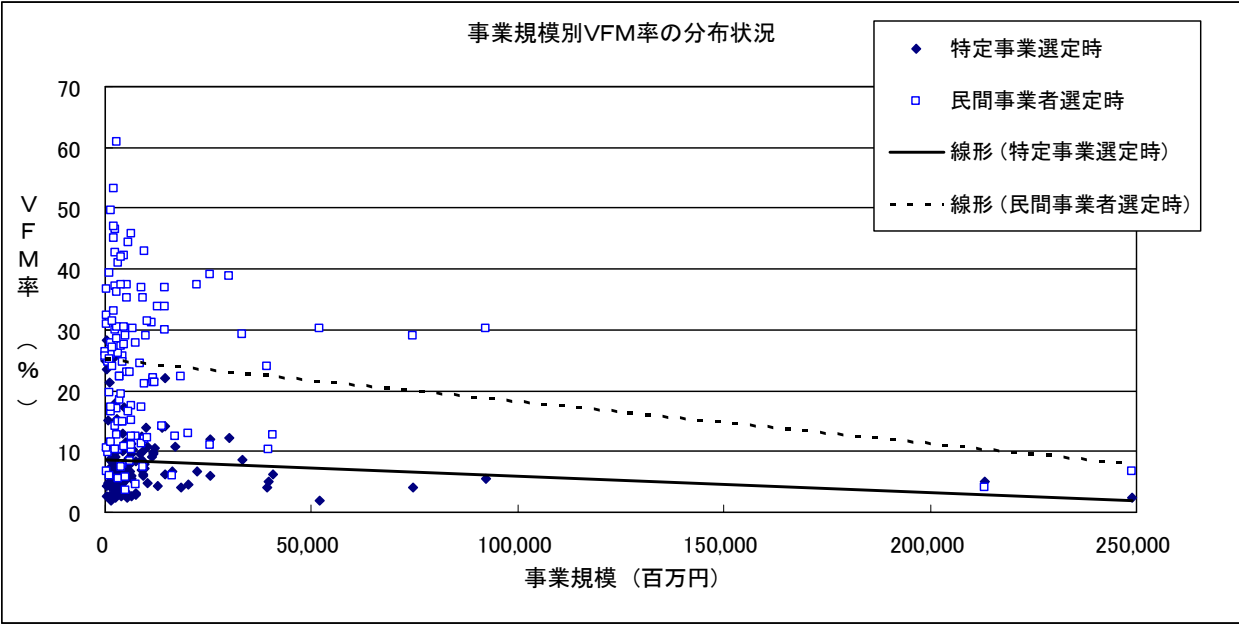
事業規模 VFM率	20億円未満	20億円以上 40億円未満	40億円以上 60億円未満	60億円以上 80億円未満	80億円以上 100億円未満	100億円 以上	合計
10%未満	3 (13.0)	0 (0.0)	5 (22.7)	1 (10.0)	1 (10.0)	4 (13.3)	14 (11.7)
10%以上20%未満	5 (21.7)	8 (32.0)	4 (18.2)	6 (60.0)	3 (30.0)	7 (23.3)	33 (27.5)
20%以上30%未満	8 (34.8)	6 (24.0)	6 (27.3)	1 (10.0)	3 (30.0)	8 (26.7)	32 (26.7)
30%以上40%未満	5 (21.7)	5 (20.0)	4 (18.2)	1 (10.0)	2 (20.0)	11 (36.7)	28 (23.3)
40%以上50%未満	2 (8.7)	4 (16.0)	3 (13.6)	1 (10.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	11 (9.2)
50%以上	0 (0.0)	2 (8.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.7)
事業数合計	23 (100.0)	25 (100.0)	22 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)	30 (100.0)	120 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象事業163件のうち、平成18年8月末現在、事業者選定手続が終了していないこと、又は公共施設等の管理者等の公的財政負担が生じないことを理由にVFMの算出を行っていない事業を除いた120件について整理している。

3 () 内は、構成比を示す。

図表 1 - ② 事業規模別VFM率の分布状況



(注) 当省の調査結果による。

b 事業者選定方式別のVFM率

PFI事業の主たる事業者選定方式である総合評価一般競争入札、公募型プロポーザル別にVFM率をみると、図表1-㉓及び図表1-㉔のとおり、特定事業者選定時ではほとんど違いがないが、民間事業者選定時では総合評価一般競争入札のVFM率（平均）が公募型プロポーザルよりも7.5ポイント高い。

図表1-㉓ 事業者選定方式別のVFMの額及びVFM率

（単位：百万円、％）

区分	特定事業者選定時				民間事業者選定時			
	PSC	PFIのLCC	VFMの額	VFM率	PSC	PFIのLCC	VFMの額	VFM率
総合評価一般競争入札	1,234,469	1,159,050	75,419	6.1	1,009,397	785,563	223,834	22.2
公募型プロポーザル	296,887	276,864	20,022	6.7	330,923	282,118	48,804	14.7

（注）1 当省の調査結果による。

2 特定事業者選定時は、調査対象事業163件のうち、平成18年8月末現在で、当省が、PSC、PFIのLCC及びVFMの額を把握した121件について整理したもの。

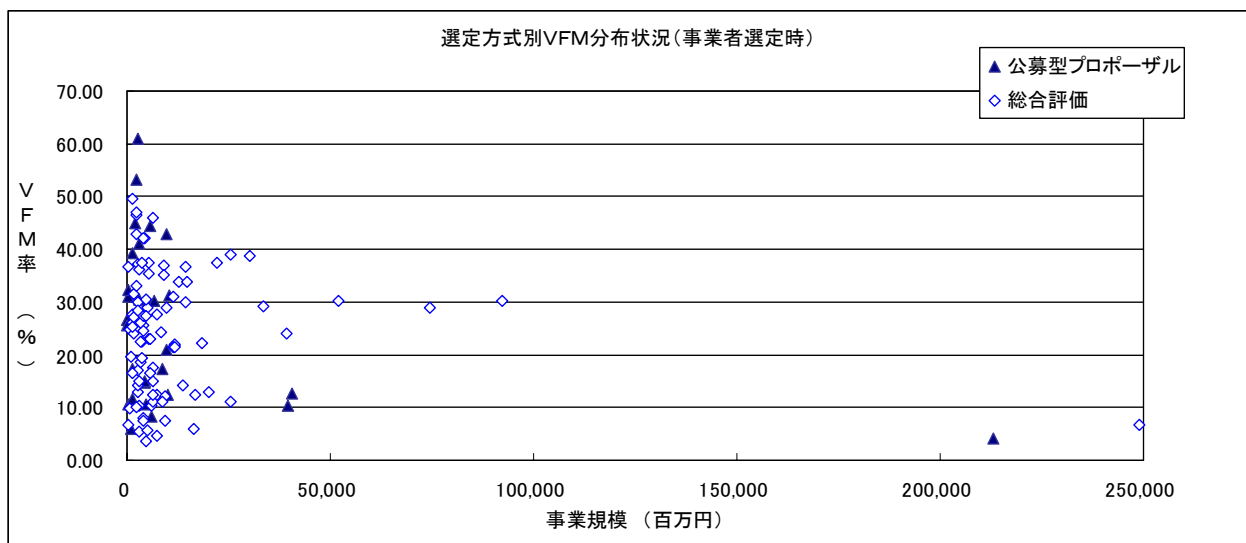
3 民間事業者選定時は、調査対象事業163件のうち、平成18年8月末現在で、当省が、PSC、PFIのLCC及びVFMの額を把握した106件について整理したもの。

4 VFM率は、調査対象事業の「(PSC-PFIのLCC)÷PSC」で算出している。

5 一般競争入札には、制限付一般競争入札を採用した事業1件を含む。

6 民間事業者選定時の平均VFM率について、比較的事业規模の大きいPSC1,000億円以上の事業3件（総合評価一般競争入札2件、公募型プロポーザル1件）を除いた場合、総合評価一般競争入札26.1%、公募型プロポーザル21.7%となる。また、同様に、PSC200億円以上の事業12件（総合評価一般競争入札9件、公募型プロポーザル3件）を除いた場合、総合一般競争入札23.4%、公募型プロポーザル30.3%となる。

図表1-㉔ 事業者選定方式別VFM率の分布状況（民間事業者選定時）



（注）当省の調査結果による。

c 事業主体別のVFM率

国、公共法人及び地方公共団体別にVFM率をみると、図表1-㉔及び図表1-㉕のとおり、民間事業者選定時で、国が29.3%、公共法人が23.0%、地方公共団体が16.5%と、国と地方公共団体とで12.8ポイントの差がある。

図表1-㉔ 事業主体別の調査対象事業におけるVFMの額及びVFM率

(単位：百万円、%)

区分	特定事業選定時				民間事業者選定時			
	PSC	PFIのLCC	VFMの額	VFM率	PSC	PFIのLCC	VFMの額	VFM率
国	406,004	388,531	17,473	4.3%	343,920	243,069	100,851	29.3%
公共法人	111,215	100,260	10,955	9.9%	109,199	84,075	25,123	23.0%
地方公共団体	1,014,137	947,123	67,013	6.6%	887,202	740,537	146,665	16.5%

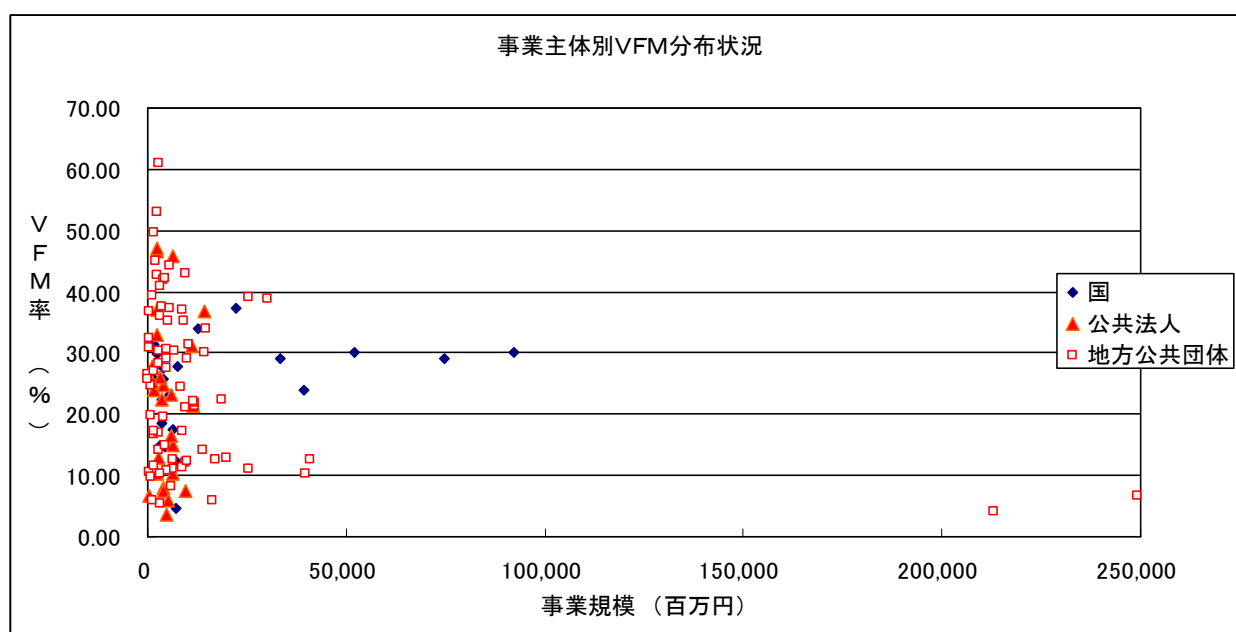
(注) 1 当省の調査結果による。

2 特定事業選定時は、調査対象事業163件のうち、当省がPSC、PFIのLCC及びVFMの額を把握した121件について整理したもの。

3 民間事業者選定時は、調査対象事業163件のうち、平成18年8月末現在で、当省が、PSC、PFIのLCC及びVFMの額を把握した106件について整理したもの。

4 VFM率は、調査対象事業の「 $(PSC - PFIのLCC) \div PSC$ 」で算出している。

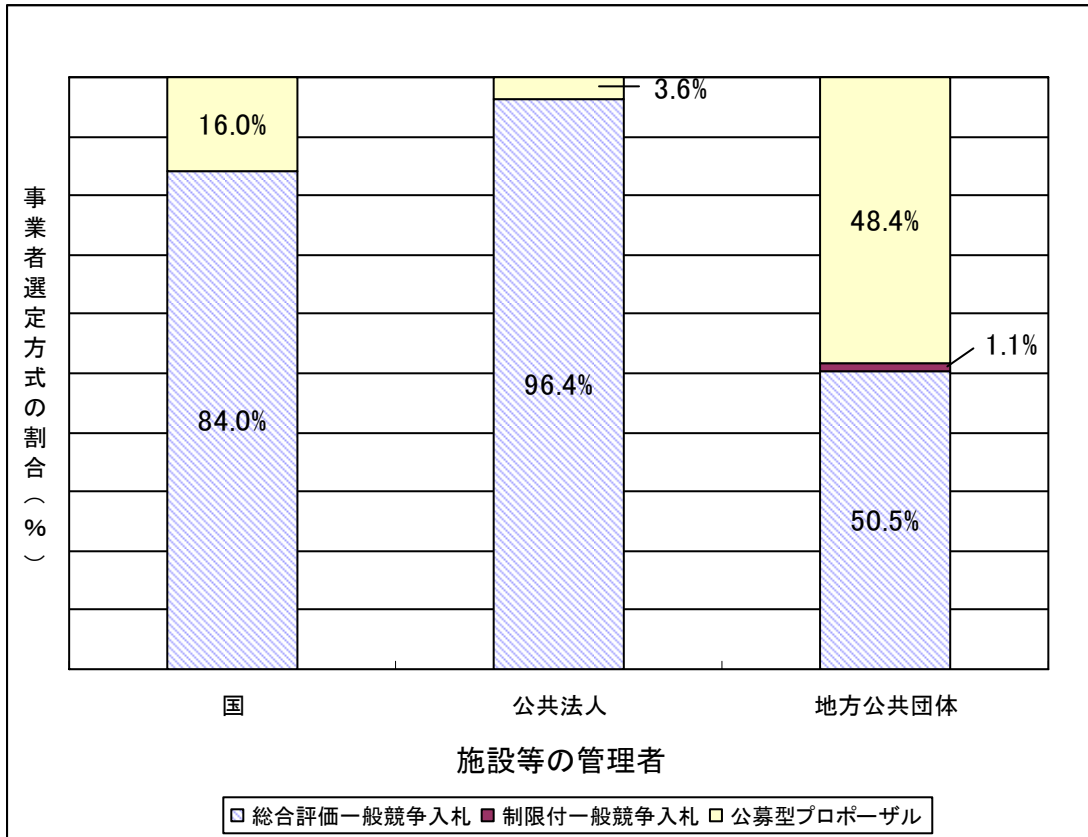
図表1-㉕ 事業主体別VFM率の分布状況（民間事業者選定時）



(注) 当省の調査結果による。

このように、国と地方公共団体とでVFM率に差がある一因として、図表1-⑳のとおり、事業者選定方式別のVFM率が比較的高い総合評価一般競争入札（前述第3-1-(2)-イ-(イ)-b「事業者選定方式別のVFM率」参照）の占める割合が、国は84.0%であるのに対し、地方公共団体は50.5%と比較的低いことが考えられる。

図表1-⑳ 調査対象事業における事業主体別事業者選定方式の割合



(注) 当省の調査結果による。

d 事業方式別（BOT方式、BTO方式別）のVFM率

PFI事業の主たる事業方式であるBOT方式、BTO方式別にVFM率をみると、図表1-28及び図表1-29のとおり、BTO方式のVFM率（平均）が、特定事業選定時で1.1ポイント、民間事業者選定時で1.5ポイント、BOT方式のVFM率（平均）よりも高い。

図表1-28 調査対象事業におけるBOT方式、BTO方式別のVFMの額及びVFM率
(単位：百万円、%)

区分	特定事業選定時				民間事業者選定時			
	PSC	PFIのLCC	VFMの額	VFM率	PSC	PFIのLCC	VFMの額	VFM率
BOT	265,278	250,438	14,839	5.6	153,845	119,985	33,860	22.0
BTO	917,388	856,266	61,122	6.7	909,106	695,238	213,868	23.5

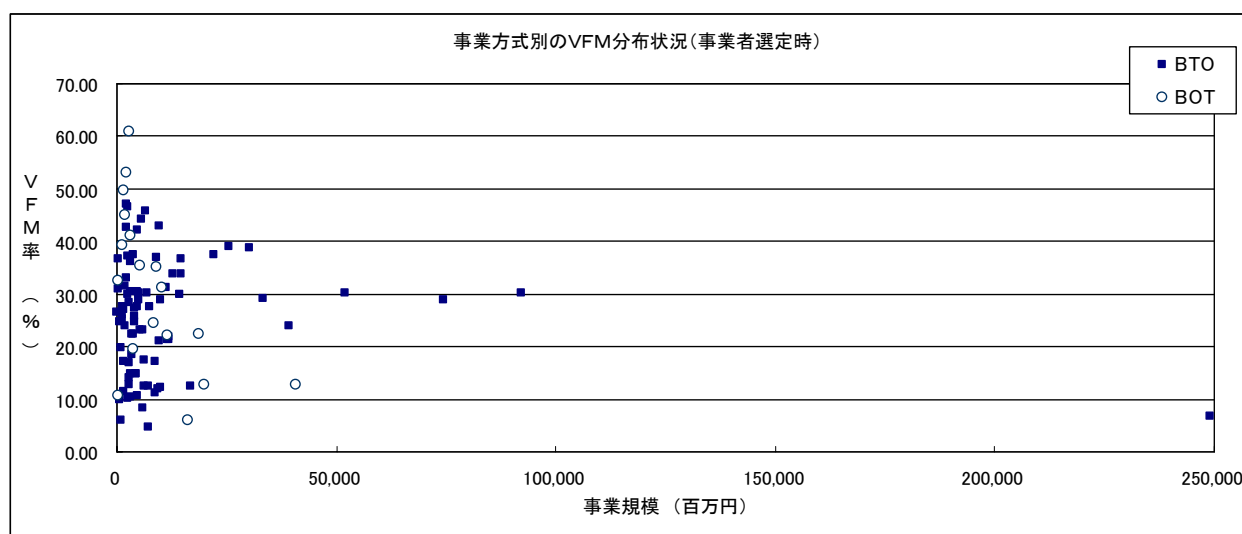
(注) 1 当省の調査結果による。

2 特定事業選定時は、調査対象事業163件のうち、平成18年8月末現在、当省がPSC、PFIのLCC及びVFMの額を把握した101件について整理した。そのうちBOT方式のみを採用している事業は24件、BTO方式のみを採用した事業は78件ある。なお、本表では、1件でBTO方式とBOT方式の両方式を採用するなど複数の事業方式を採用している事業は除いている。

3 民間事業者選定時は、調査対象事業163件のうち、平成18年8月末現在、当省がPSC、PFIのLCC及びVFMの額を把握した86件について整理した。そのうちBOT方式は18件、BTO方式は68件である。なお、本表では、1件でBTO方式とBOT方式の両方式を採用するなど複数の事業方式を採用している事業は除いている。

4 VFM率は、調査対象事業の「(PSC-PFIのLCC)÷PSC」で算出している。

図表1-29 BOT方式、BTO方式のVFM率の分布状況（民間事業者選定時）



(注) 当省の調査結果による。

e 施設類型別のVFM率

調査対象事業 163 件のうち、施設類型ごとの事業数が比較的多い、水道、宿舍、事務庁舎等について、その施設類型別のVFM率をみると、図表1-㉔及び図表1-㉕のとおり、特定事業選定時には、分布に特段の違いはみられないが、民間事業者選定時には、「余熱利用施設」、「廃棄物処理施設」、「斎場」が、VFM率が比較的高い区分に多く分布し、平均値も比較的高い。一方で、「病院」は、VFM率が比較的低い区分に分布し、平均値も比較的低い。また、大学は、調査対象事業全体の平均（20.3%）よりもやや高いが、VFM率が低い区分から高い区分にまで広く分布している。水道その他の施設のVFM率の平均値は、いずれも調査対象事業全体の平均（20.3%）よりも高い。

図表1-㉔ 施設類型別VFM率の分布状況（特定事業選定時）

（単位：件、%）

施設類型 VFM率	公共施設	公用施設				公益的施設				その他
	水道	宿舍	事務 庁舎	大学	廃棄物処 理施設	給食 センター	病院	斎場	公営 住宅	余熱利 用施設
10%未満	2(50.0)	16(94.1)	9(81.8)	18(75.0)	5(83.3)	4(57.1)	5(100)	3(75.0)	1(25.0)	3(60.0)
10%以上 20%未満	2(50.0)	1(5.9)	2(18.2)	5(20.8)	1(16.7)	3(42.9)	0(0.0)	1(25.0)	3(75.0)	1(20.0)
20%以上 30%未満	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(4.2)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(20.0)
事業者 合計	4 (100.0)	17 (100.0)	11 (100.0)	24 (100.0)	6 (100.0)	7 (100.0)	5 (100.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	5 (100.0)
VFM 平均値	8.7%	5.5%	6.2%	8.2%	7.2%	9.4%	5.4%	7.5%	13.6%	8.9%

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 () 内は、構成比を示す。

図表 1－③ 施設類型別VFM率の分布状況（民間事業者選定時）

（単位：件、％）

施設類型 VFM率	公共施設	公用施設				公益的施設				その他
	水道	宿舎	事務庁舎	大学	廃棄物処理施設	給食センター	病院	斎場	公営住宅	余熱利用施設
10%未満	0 (0.0)	1(7.1)	0(0.0)	5(21.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	2(50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
10%以上 20%未満	2(50.0)	3(21.4)	1(11.1)	5(21.7)	2(33.3)	3(60.0)	2(50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1(20.0)
20%以上 30%未満	0 (0.0)	7(50.0)	4(44.4)	7(30.4)	0 (0.0)	2(40.0)	0 (0.0)	2(50.0)	2 (100)	0 (0.0)
30%以上 40%未満	2(50.0)	3(21.4)	4(44.4)	3(13.0)	2(33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1(25.0)	0 (0.0)	1(20.0)
40%以上 50%未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3(13.0)	2(33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1(25.0)	0 (0.0)	2(40.0)
50%以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1(20.0)
事業者 合計	4 (100.0)	14 (100.0)	9 (100.0)	23 (100.0)	6 (100.0)	5 (100.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	2 (100.0)	5 (100.0)
VFM 平均値	24.6%	23.7%	29.2%	22.0%	31.0%	21.7%	8.7%	30.2%	25.9%	40.7%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比を示す。

(ウ) 公共投資に占めるPFI事業費の割合

公共投資に占めるPFI事業費の割合をみると、図表1—㉔及び図表1—㉕のとおり、国については0.48%、地方公共団体については0.61%と、いずれもわずかである。

図表1—㉔ 公共投資に占めるPFI事業費の割合（国のPFI事業）

（単位：億円、%）

区 分	平成 11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
公共投資関係費 （災害復旧等経費を 除く） （A）	139,916	129,855	117,977	99,531	102,250	87,434	85,089
PFI事業費 （B）	0	0	0	92	147	282	412
割合(B/A×100)	0.0	0.0	0.0	0.09	0.14	0.32	0.48

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「公共投資関係費」には、災害復旧等経費を除く公共投資関係費を財務省資料の「決算の説明」に基づき計上している。また、同欄は一般会計の支出済歳出額であり、特別会計は含まない。

3 「PFI事業費」は、事業期間全体を通じた事業費の額を事業期間で除したものを、実施方針が公表された年度以降の各年度に計上している。

図表1—㉕ 公共投資に占めるPFI事業費の割合（地方公共団体のPFI事業）

（単位：億円、%）

区 分	平成 11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
普通建設事業費 （A）	261,119	239,017	225,312	208,242	182,503	163,367	151,043
PFI事業費 （B）	3	155	252	341	480	736	918
割合(B/A×100)	0.001	0.06	0.11	0.16	0.26	0.45	0.61

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「普通建設事業費」には、総務省資料「地方財政の状況」に基づく普通建設事業費を計上している（普通建設事業費は投資的経費のうち災害復旧事業費及び失業対策事業費を除いたもの）。金額は、各年度における決算額である。

3 「PFI事業費」は、事業期間全体を通じた事業費の額を事業期間で除したものを、実施方針が公表された年度以降の各年度に計上している。

(I) P F I 事業の導入事例

公共サービスの提供が開始されている P F I 事業の中には、図表 1—⑳及び図表 1—㉑のとおり、民間の創意工夫をいかして、効率的・効果的な施設の整備・運営が行われ、社会資本の整備を図る上で、P F I が有効に機能しているのがみられる。

表 1—㉑ 効率的・効果的に事業が実施されている例 (1)

事業内容	複合施設の整備・維持管理・運営	
所在地	三重県	
事業期間	32 年	
事業方式	B O T 方式	
事業類型	サービス購入型	
実施方針公表年月日	平成 13 年 6 月 13 日	
公共サービスの提供開始年月日	平成 16 年 10 月 1 日	
P F I 事業の効果	<p>当施設は、図書館や中央保健センターなどの複合施設である。</p> <p>図書館については、書籍を I C タグ（電子荷札）で管理し、自動貸出機も 3 台導入。また、閉館時間を午後 5 時から午後 9 時に延長。</p> <p>その結果、P F I で整備する以前の図書館の利用者が年間約 6 万 8,000 人だったのに対し、P F I で整備後は年間の利用者が約 49 万 5,000 人と約 7 倍になるなど、民間事業者の創意工夫の発揮により効率的・効果的に事業が運営されている。</p> <p>本事業では、事業者の募集・選定を総合評価一般競争入札で実施したが、定量審査の評価の配点について、入札価格の配点割合を抑え、運営・維持管理に関する提案部分の配点割合を高くし、提案の自由度を高めたことで、より民間事業者の創意工夫が発揮されることになったとされている。</p> <p>なお、本事業の V F M（事業者選定時）は、約 22 億円（22%）が見込まれている。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

図表 1—㉔ 効率的・効果的に事業が実施されている例（2）

事業名（事業内容）	美祢社会復帰促進センター整備・運営事業（刑事施設の整備・維持管理・運営）
公共施設の管理者（所在地）	法務省（山口県）
事業期間	20年
事業方式	BOT方式
事業類型	混合型
実施方針公表年月日	平成16年3月31日
公共サービスの提供開始年月日	平成19年2月1日（公務員宿舎） 平成19年4月1日（刑事施設）
PFI事業の効果	<p>美祢社会復帰センターは、地域経済の活性化を図るため構造改革特区の認定を受けた山口県美祢市に、我が国で初めて、PFI事業による刑事施設（刑務所）が整備されたものである。</p> <p>同センターにおいては、懲罰、仮釈放の申請等は刑務官が行い、警備、受刑者の職業訓練等は民間事業者が実施している。また、受刑者にはICタグを着け、受刑者の現在位置等を把握するほか、遠隔操作可能な電子錠を導入することにより、効率的・効果的な警備を実施している。</p> <p>なお、本事業の契約金額は、国庫債務負担行為限度額に比し、約48億円（約8.5%）の削減が図られているほか、地元資源の有効活用、地域に開かれた環境整備、地域雇用の増大などの効果も見込まれている。</p>

（注） 当省の調査結果による。

その一方で、図表1—㉔のとおり、PFI事業の範囲を大幅に縮小し、公共施設等の管理者が資産を保有することとなった事例もみられる。

図表1—㉔ PFI事業の範囲を大幅に縮小した事例

事業内容	港湾施設の整備・維持管理・運営
所在地	福岡県
事業期間	26年（設計・建設期間1年、運営・維持管理25年）
施設の所有形態	BOT方式
事業類型	独立採算型
総事業費	157億円（建設費）
事例の概要	<p>特定事業選定時に「PFI事業として実施する場合は、公共が直接事業を実施する場合に比べ、高い事業効果と経済効果を期待できる。」と評価している。</p> <p>しかし、財政負担の評価について、「独立採算型であることから公共の負担が発生しない。」としているのみであり、また、民間事業者のノウハウ及び投下資金回収努力による施設稼働率の向上や維持管理におけるコストダウン、サービス水準の向上や取扱貨物量の増大が「期待できる」との定性的な評価がなされているのみで、その収益性や、効率的かつ効果的な運営を達成できることの根拠が定かでない。</p> <p>このような状況の下、平成17年4月に事業が開始されたが、貨物取扱量は、17年度5,823TEU（1TEU=20フィートコンテナ1個分。以下同じ。）、18年度2万9,358TEUと、需要予測（17年度7万TEU、18年度14万TEU）を大きく下回り、SPC（第三セクター）の経営は悪化した。今後、管理者が、SPCの保有する施設を約40億円で購入する予定。事業者の業務の範囲は、一元的なターミナルオペレート業務からターミナルの運営補助・施設の保守点検などの施設管理業務へと大幅に縮小された。</p>

（注） 当省の調査結果による。

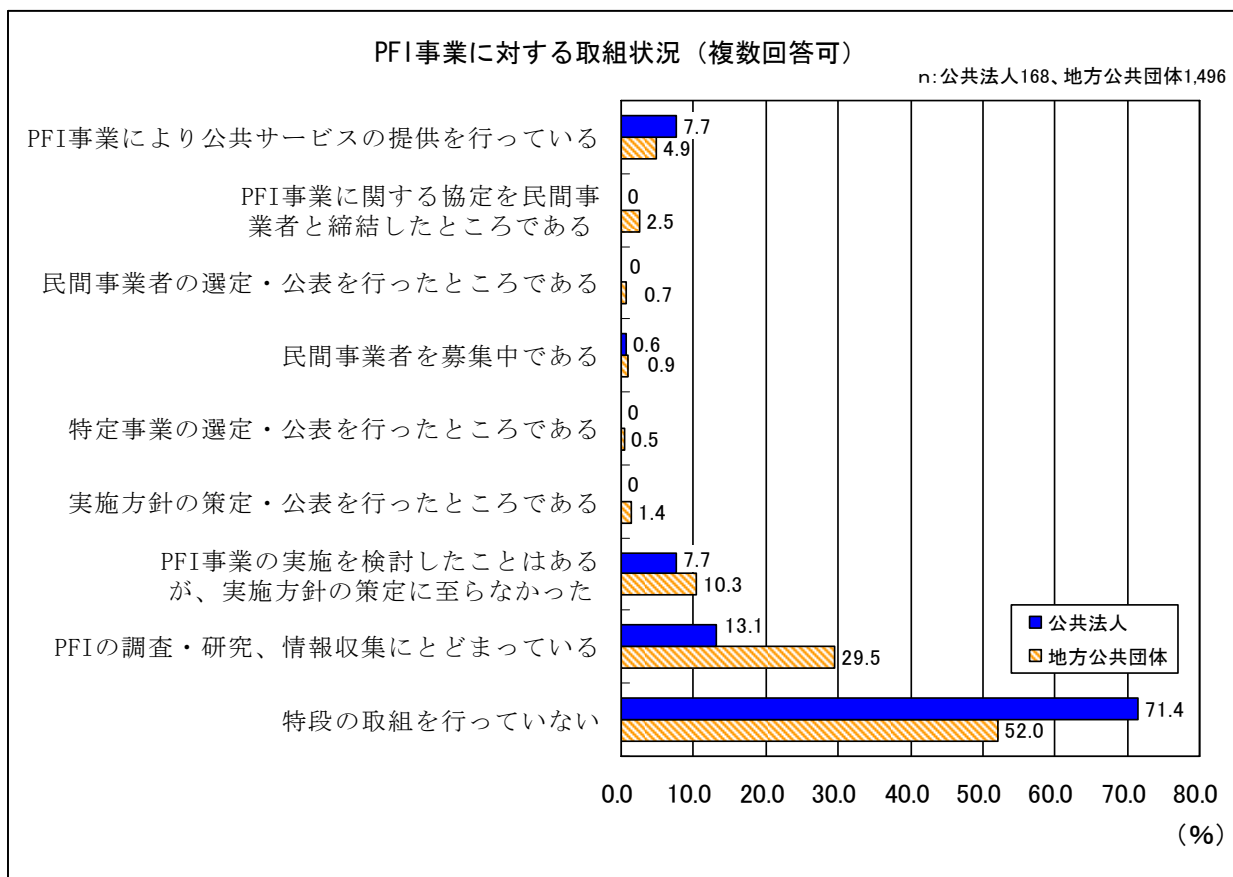
(オ) P F I 事業に対する取組状況等（アンケート結果）

a P F I 事業に対する取組状況

P F I 事業に対する取組状況について、当省が 233 公共法人及び 1,867 地方公共団体を対象に行ったアンケートの結果（回答者数：168 公共法人、1,502 地方公共団体）をみると、図表 1—㉔のとおり、「特段の取組を行っていない」と回答したものが最も多く、公共法人では 71.4%、地方公共団体では 52.0%に上っており、いまだ、多くの公共法人、地方公共団体で P F I 事業の実施の検討が進んでいない状況がうかがえる。

その理由については、図表 1—㉕のとおり、「P F I 事業に見合う規模の事業を行っていないため」と回答したものが最も多く、公共法人では 55.5%、地方公共団体では 61.7%となっている。

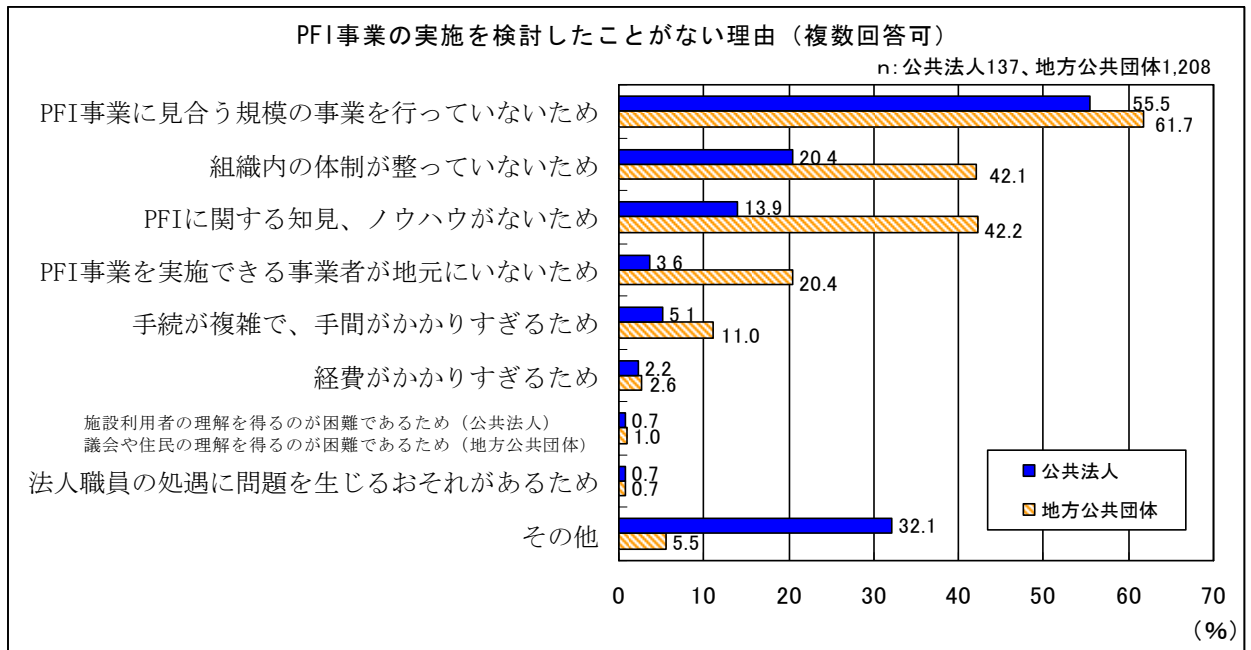
図表 1—㉔ P F I 事業に対する取組状況



(注) 1 当省のアンケート結果による。

2 「n」は、回答者数を表す（以下のアンケート結果において同じ。）。

図表 1—⑳ P F I 事業の実施を検討したことがない理由

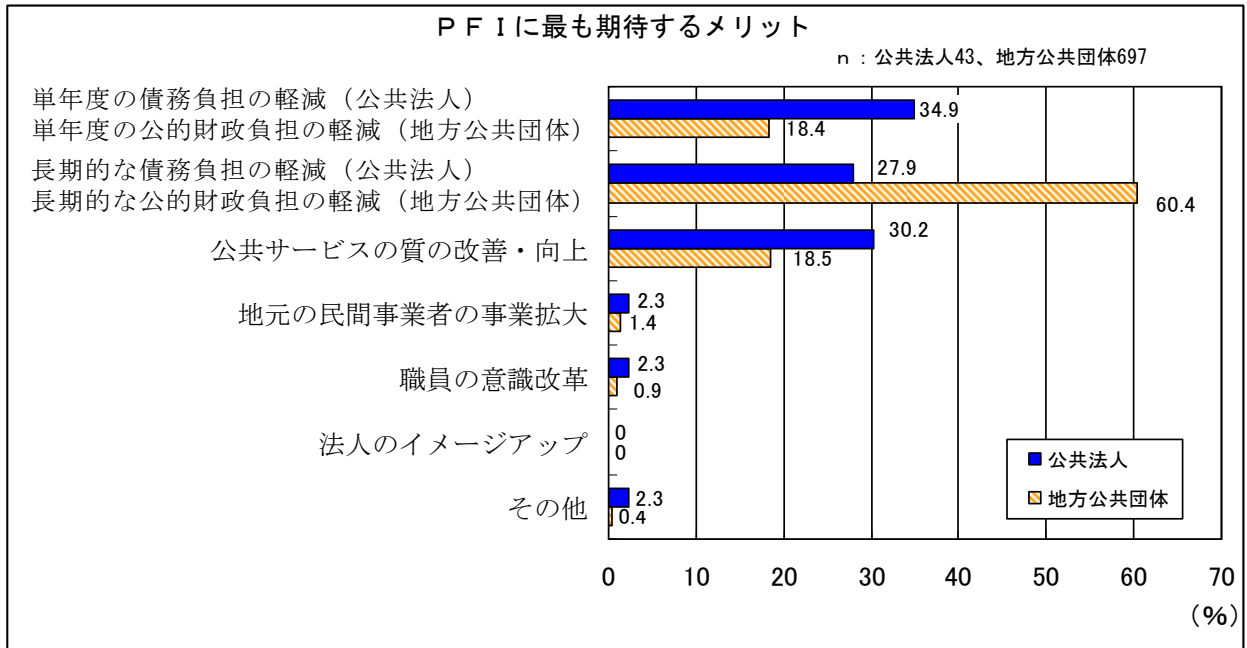


(注) 当省のアンケート結果による。

b PFIに最も期待するメリット

PFIに最も期待するメリットについては、図表1—㉞のとおり、公共法人では「単年度の債務負担の軽減」との回答が34.9%と最も多く、また、地方公共団体では「長期的な公的財政負担の軽減」との回答が60.4%と最も多いことから、PFIに財政負担の軽減を期待している状況がみられる。

図表1—㉞ PFIに最も期待するメリット

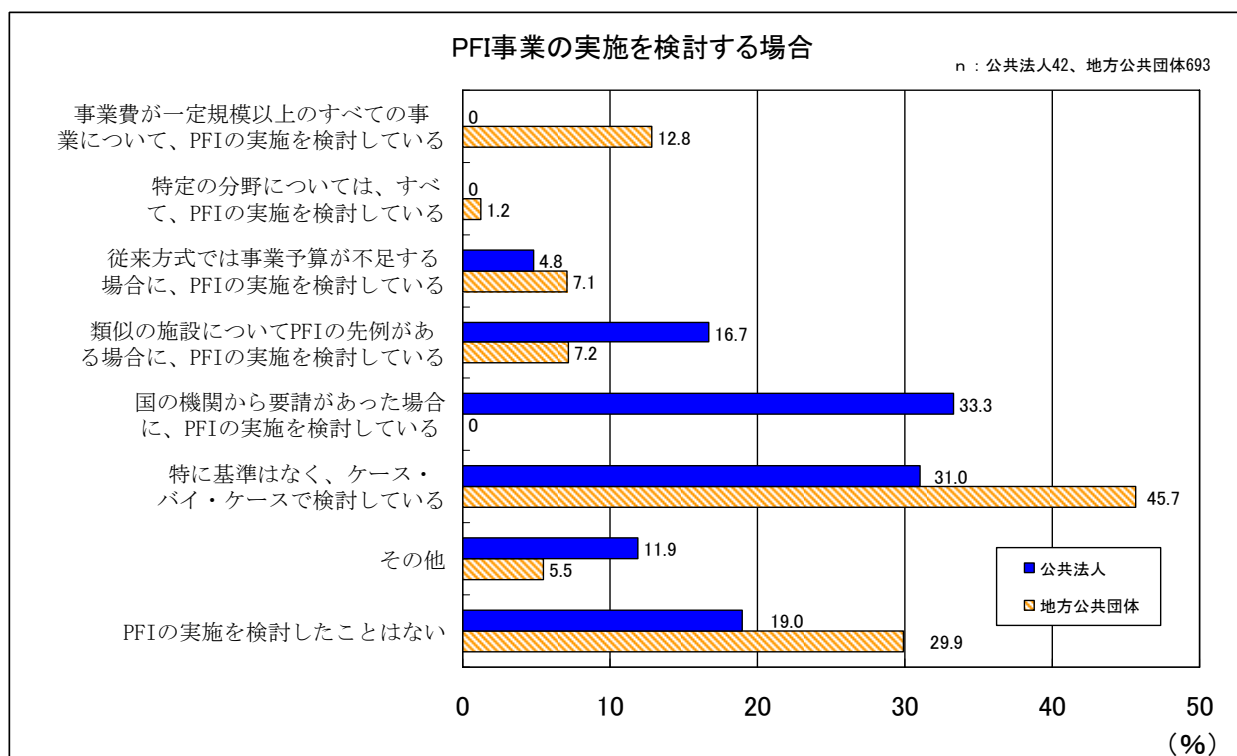


(注) 当省のアンケート結果による。

ｃ P F I 事業の実施を検討する場合

どのような場合にP F I 事業の実施を検討するかについては、図表1—④のとおり、公共法人では「国の機関から要請があった場合に、P F I の実施を検討している」との回答が 33.3%と最も多く、また、地方公共団体では、「特に基準はなく、ケース・バイ・ケースで検討している」とするものが 45.7%と最も多い。一方、「事業費が一定規模以上のすべての事業について、P F I の実施を検討している」とするものは、公共法人 0%、地方公共団体 12.8%、「特定の分野については、すべてP F I の実施を検討している」とするものは、公共法人 0%、地方公共団体 1.2%に過ぎない。このようなことから、公共法人や地方公共団体において、客観的基準に基づき主体的にP F I 事業に取り組んでいるものが少ない状況がうかがえる。

図表1—④ P F I 事業の実施を検討する場合



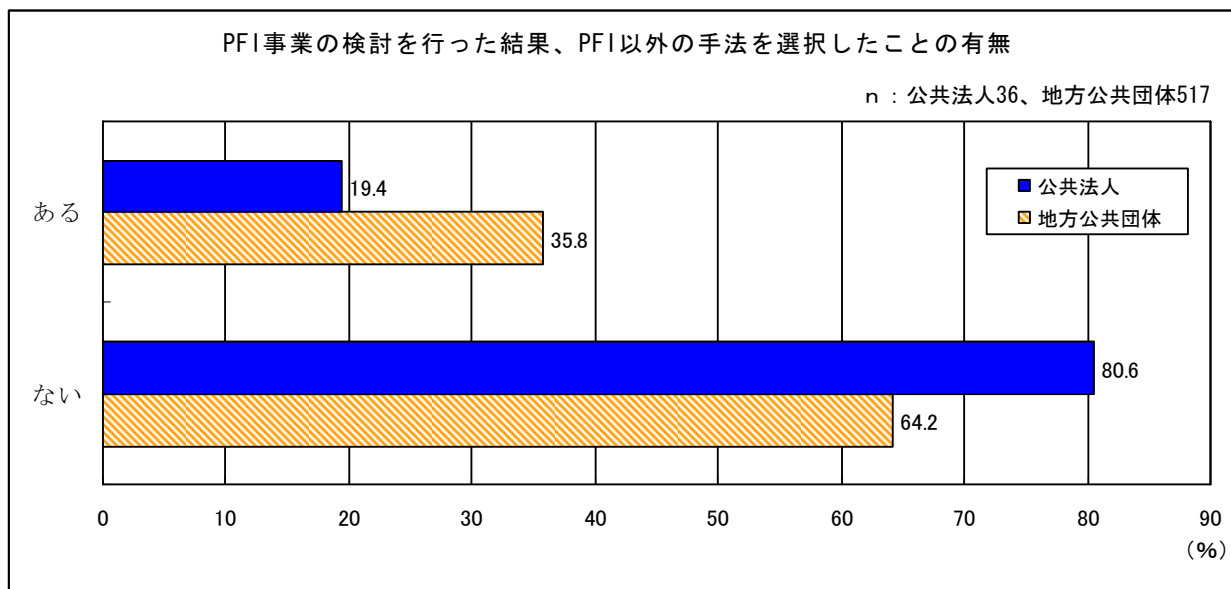
(注) 1 当省のアンケート結果による。

2 前述のP F I 事業に対する取組状況に関するアンケートで「特段の取組は行っていない」とした公共法人及び地方公共団体は除いている。

d PFI事業の検討を行った結果、PFI以外の手法を選択したことの有無及び断念した理由

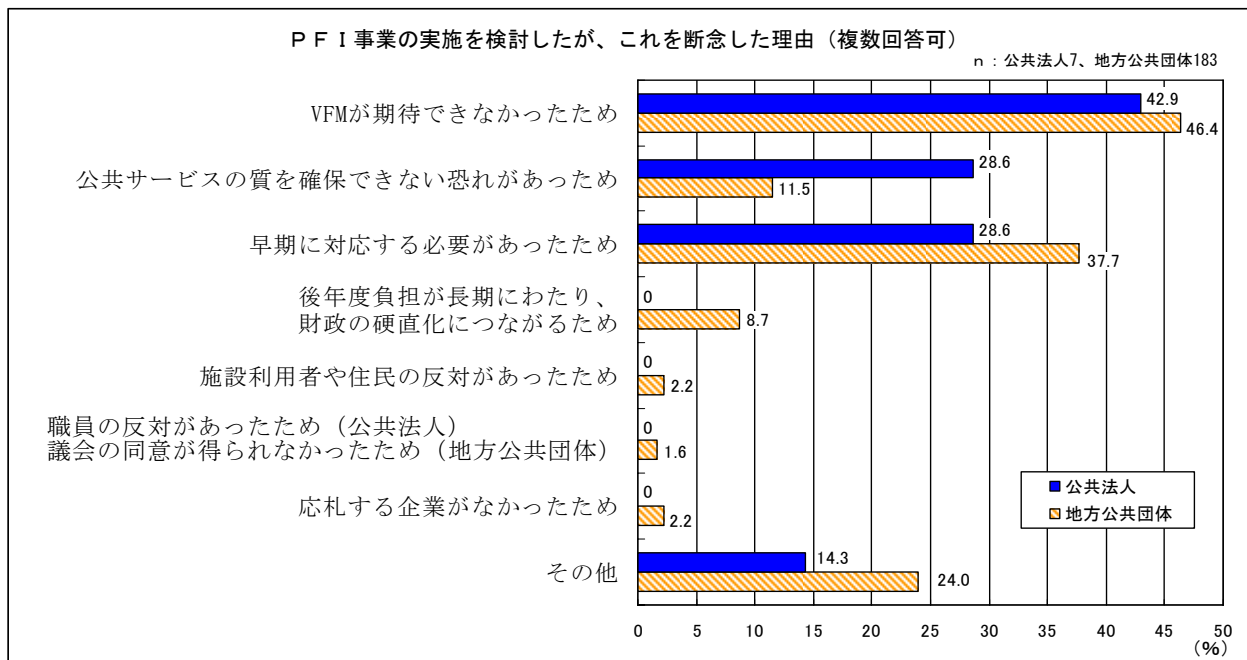
PFI事業の検討を行った結果、PFI以外の手法を選択したことの有無については、図表1—④のとおり、「ある」とする回答が、公共法人では19.4%、地方公共団体では35.8%みられる。その理由については、図表1—⑤のとおり、「VFMが期待できなかったため」とするものが、それぞれ、42.9%、46.4%と最も多く、次いで「早期に対応する必要があったため」とするものが、それぞれ、28.6%、37.7%となっている。

図表1—④ PFI事業の検討を行った結果、PFI以外の手法を選択したことの有無



(注) 当省のアンケート結果による。

図表 1—④ P F I 事業の実施を断念した理由

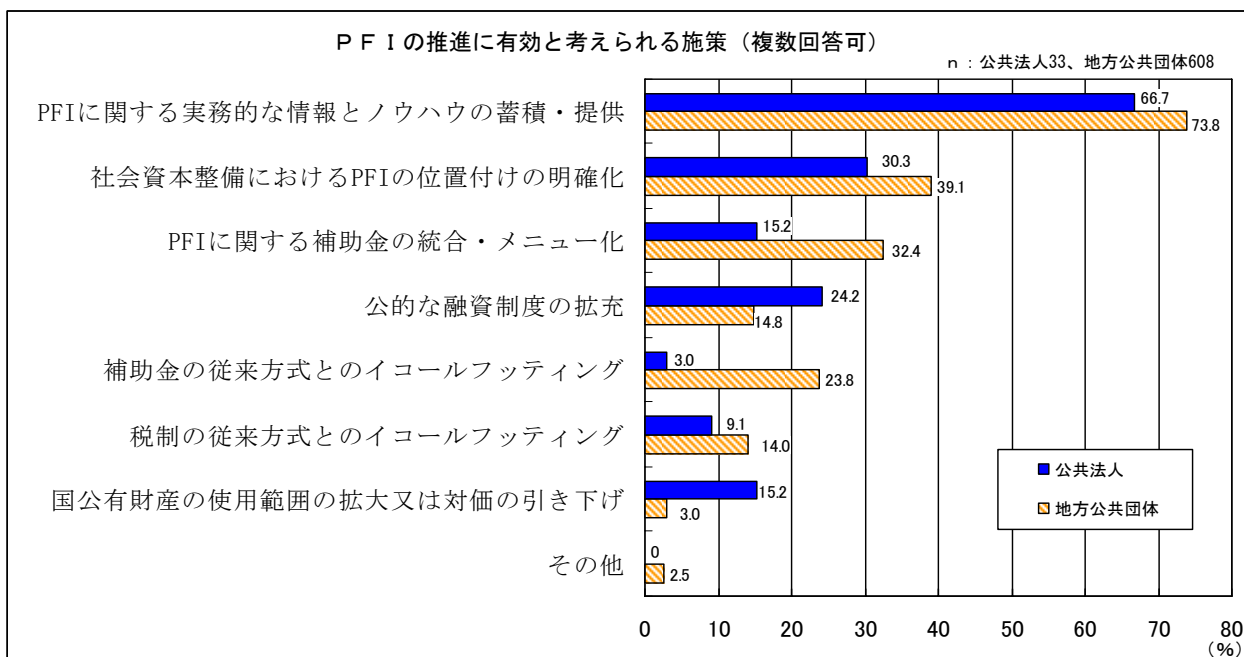


(注) 当省のアンケート結果による。

e P F I の推進に有効と考えられる施策

P F I の推進に有効と考えられる施策については、図表 1—④のとおり、「P F I に関する実務的な情報とノウハウの蓄積・提供」が、公共法人では 66.7%、地方公共団体では 73.8%と、それぞれ最も多く、P F I に関する実務的な情報蓄積・提供の必要性が高い状況がうかがえる。

図表 1—④ P F I の推進に有効と考えられる施策



(注) 当省のアンケート結果による。

(2) VFMの算出及び公表の状況

(要 旨)

ア 公共施設等の管理者等は、特定事業の選定及び民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価を行い、その結果を公表しなければならないとされている（PFI法第8条）。また、特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されねばならないとされている（基本方針前文）ことなどから、PFI採用の適否及びPFI採用による費用削減の効果をみる上で、客観性及び透明性が求められている。

イ 調査対象事業 163 件におけるVFMの算出及び公表の状況等を把握・分析した結果は、以下のとおりである。

(ア) VFMの算出態勢

公共施設等の管理者等におけるVFMの算出態勢をみると、146 件（特定事業選定に至っていない事業 1 件及び公共部門の支出が生じない事業 16 件の計 17 件を除く。）のうち、コンサルタントを利用しているものが 140 件と、全体の 95.9%を占めている。公共施設等の管理者等がコンサルタントを利用している理由として、ほとんどの者が、VFMの算出について、専門的知識、技術的分野のノウハウ、市場調査等によるデータの蓄積がないことを挙げており、中には、コンサルタントが算出したVFMをチェックしていないもの又はチェックが不十分なものが 16 件みられる。また、調査対象とした公共施設等の管理者等からは、VFMを算出するための具体的な方法を示したマニュアルの作成、VFMの算出に係る事例の蓄積・情報の提供、VFMに特化した研修の開催など、VFMの算出に係る支援方策の実施を求める意見・要望がみられるなど、公共施設等の管理者等が、知識・ノウハウを有していないため、事業実施主体としてVFMの算出を主体的に行うことが困難な状況にあることが認められる。

(イ) VFMの算出及び公表

a PSC及びPFIのLCC

公共施設等の管理者等が算定したPSC及びPFIのLCCについては、原則として特定事業の選定の際に公表する。ただし、PSC及びPFIのLCCを示すことにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがある場合等においては、VFMの額又はVFM率によりVFMの程度のみを示すこととしても差し支えないこととされている（VFMガイドライン四-4）。

調査対象事業 163 件のうち、特定事業選定に至っていない事業 1 件及び公共部門の支出が生じない事業 16 件の計 17 件を除く 146 件の公表状況をみると、すべての事業でVFMを算出し、公表しているものの、PSC及びPFIのLCCを公表しているのは、26 件（17.8%）に過ぎず、残りの 120 件（82.2%）は、VFMの額又はVFM率を公表するにとどまっている。

b コストの削減率及び割引率

① PFIのLCCの算定を公共施設等の管理者等が行うに当たって、事業者の創意工夫が期待できるとして、ほとんどの場合、PSCに一定の削減率を乗じ

ているが、この削減率をどのように設定するかによってVFMは大きく変化する。

このため、公共施設等の管理者等は、VFMの公表時において、コストの削減率及びその設定根拠を明らかにすることが、PFI方式採用の適否及びPFI採用による費用削減の効果について、客観性及び透明性を確保する観点から重要である。

しかし、コストの削減率及びその設定根拠を示しているものは、上記aの146件のうち、1件(0.7%)のみであった。

- ② PSCとPFIのLCCとを比較するには、長期国債利回りの過去の平均値等のリスクフリーレートを用いた割引率で現在金銭価値に換算する必要があるが、PSCとPFIのLCCとで支払の方法が異なる場合、割引率の違いによってVFMは大きく変化する。

このため、VFMの公表時において、割引率及びその設定根拠を明らかにすることが、PFI方式採用の適否及びPFI採用による費用削減の効果について、客観性及び透明性を確保する観点から重要である。

しかし、適用した割引率の設定根拠を示している事業は、上記aの146件のうち、2件(1.4%)であり、この2件についても、国土交通省が作成した「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」(平成16年2月、国土交通省策定)において示された割引率(4%)を引用しているに過ぎない。

c. 民間事業者の選定時におけるVFM

民間事業者の選定時においても、当該事業に関する透明性の確保等のため、選定事業者の事業計画に基づく公的財政負担の縮減の見込額等について、算出・公表することが適当であるとされている(VFMガイドライン、事業実施プロセスガイドライン)。

しかし、調査対象事業163件のうち民間事業者選定に至っていない事業15件と公共部門の支出が生じない事業16件の計31件を除く132件のVFMの算出及び公表状況をみると、VFMに関する情報を公表していないものが20件(15.1%)みられ、VFMの算出自体を行っていないものが12件(9.1%)みられる。

(ウ) 独立採算型PFI事業の効率性等に関する評価の実施状況

施設の建設並びに維持管理及び運営に係る費用を利用者から徴収する料金ですべて賄い、公共施設等の管理者等の支出が生じない事業(いわゆる「独立採算型PFI事業」)については、PFI事業として実施することにより、効率的かつ効果的に実施できるかとの観点から評価を行うこととされている(VFMガイドライン)。

しかし、効率性等に関する評価は、ガイドラインの趣旨にかんがみ、収益性の積算やその根拠を明らかにして定量的に実施すべきところ、調査した独立採算型PFI事業の中には、定性的な評価にとどまり、かつ、収益性や借入金返済確実性が見込まれる根拠も不明確なまま事業が開始されたが、需要の伸び悩みで事業者の経営

が悪化したため、P F I 事業の範囲を大幅に縮小し、公共施設等の管理者が資産を保有することになった事業などがみられる。

ウ 以上のとおり、P F I 事業において重要となるV F Mについては、公共施設等の管理者等が、知識・ノウハウを有していないため、事業実施主体としてV F Mの算出を主体的に行うことが困難な状況にあること、特定事業選定時のP S C及びP F IのL C Cの公表がわずかであること、コストの削減率や割引率の根拠が不明確であること、民間事業者の選定時のV F Mに関する情報が全く公表されていないものがあることなど、客観性及び透明性が確保されているとは認め難い状況になっている。

ア 把握する内容及び手法

公共施設等の整備等に関する事業をP F I 事業として実施するかどうかについては、P F I 事業として実施することにより、当該事業が効率的かつ効果的に実施できることを基準としている。P F I 事業として実施することが公共施設等の管理者等自ら実施する場合に比べてV F Mがある場合、この当該基準を満たす。したがって、P F I 事業としての実施を検討するに当たっては、V F Mの有無を評価することが基本となる（V F Mに関するガイドライン）。

このようなことから、調査対象事業 163 件のV F Mについて、以下の事項を中心として把握・分析を行った。

- ① V F Mの算出態勢、算出方法
- ② V F Mの算出に係るコストの削減率の設定・公表状況及び割引率の設定・公表状況
- ③ 特定事業の選定時及び民間事業者の選定時におけるV F Mの公表状況
- ④ 独立採算型のP F I 事業の効率性等の評価の実施状況

また、アンケートにより、V F Mの算出態勢・算出方法、V F Mの公表状況等について把握・分析した。

イ 把握した結果

(7) V F Mの算出態勢

公共施設等の管理者等における特定事業の選定時のV F Mの算出態勢をみると、図表 2—①のとおり、調査対象事業 163 件のうち特定事業選定に至っていない事業 1 件及び公共部門の支出が生じない事業 16 件の計 17 件を除く 146 件について、コンサルタントを利用しているものが 140 件と、全体の 95.9%を占めている。

図表 2—① 公共施設等の管理者等のVFMの算出時におけるコンサルタントの利用状況
(単位: 件、%)

区 分	国		公共法人		地方公共団体		全体	
	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比
コンサルタントを利用してVFMを算出	27	100.0	28	100.0	85	93.4	140	95.9
職員のみでVFMを算出	0	0.0	0	0.0	6	6.6	6	4.1
合 計	27	100.0	28	100.0	91	100.0	146	100.0

(注) 当省の調査結果による。

公共施設等の管理者等がコンサルタントを利用している理由について、ほとんどの者が、VFMの算出について、専門的知識、技術的分野のノウハウ、市場調査等によるデータの蓄積がないことを挙げており、中には、図表 2—②のとおり、コンサルタントが算出したVFMをチェックしていないもの又はチェックが不十分なものが 16 件みられる

図表 2—② コンサルタントが算出したVFMをチェックしていないもの
又はチェックが不十分なもの

所在地	事業内容	事例の概要
神奈川県	研究施設の整備・維持管理・運営	担当部署の職員によりチェックを行うこととしていたが、実際には、職員では困難であった。
東京都	教育文化施設の整備・維持管理・運営	コンサルタントが算出したVFMの数値に明らかな誤りがないかを確認する程度である。職員等が、専門知識を有していないため、積算項目等の詳細について審査を行うことは実質的に困難である。
三重県	教育文化施設の整備・維持管理	PFIのLCCはコンサルタントが算出しているが、民間効率や削減率の適否について公共施設等の管理者等では把握しておらず、確認が難しいためチェックしていない。
福井県	社会福祉施設の整備・維持管理・運営	VFMのチェックは、特に行っていない。担当者が、算出根拠資料を確認しているものの、知識がないため、精度の高いチェックは困難である。
福井県	複合施設の整備・維持管理・運営	VFMのチェックは、特に行っていない。担当者が、算出根拠資料を確認しているものの、知識がないため、精度の高いチェックは困難である。

京都府	公営住宅の整備・維持管理	S P C 設立に要する費用、その他の想定される費用及び縮減率の算定に必要な市場調査などについては、コンサルタントに依頼している。行政側に確認、検証できるノウハウがないことから、基本的に当該部分はコンサルタントの積算値を信用せざるを得ない。
広島県	公営住宅の整備・維持管理	コンサルタントに任せている（当該事業が、公営住宅として全国初の P F I であり、V F M の算出方法も分からなかったため。）。
広島県	斎場の整備・維持管理・運営	職員には専門的知識がないことからコンサルタントに算出を委託した。コンサルタントの説明を受けて提示された案の中で協議して決めたものであり、担当部署の職員は、主体的なチェックを何ら行っていない。
島根県	廃棄物処理施設の整備・維持管理・運営	V F M について、コンサルタントから算出過程等について説明を受けているものの、職員や審査委員によるチェックや検証は、専門的な技術・知識を必要とするため困難であったとして、これを行っていない。
島根県	給食センター施設整備・維持管理	V F M について、コンサルタントから算出過程等について説明を受けているものの、職員や審査委員によるチェックや検証は、専門的な技術・知識を必要とするため困難であったとして、これを行っていない。
山口県	社会福祉施設の整備・維持管理・運営	特にチェックしていない。
愛媛県	宿舎の整備・維持管理	担当部署の職員によりチェックを行うこととしているが、計算式等が複雑で、ほとんどコンサルタント任せになっている。
福岡県	浄化槽の整備・維持管理	P F I 事業として先進事例であったため、コンサルタントに一任しており、コンサルタントから算出の方法等について説明を受けただけで、チェックは行っていない。
熊本県	教育文化施設の整備・維持管理	コンサルタントから V F M 算出について使用した基礎データ（数値）等入手しているが、現在価値換算後の P S C 又は P F I の L C C の数値の評価は、専門知識が乏しく独自で分析することは難しいことから、逐次コンサルタントの担当者から内容の説明を受けて確認するにとどまっている。

熊本県	教育文化施設の改修・維持管理	コンサルタントからVFM算出について使用した基礎データ（数値）等を入力しているが、現在価値換算後のPSC又はPFIのLCCの数値の評価は、専門知識が乏しく独自で分析することは難しいことから、逐次コンサルタントの担当者から内容の説明を受けて確認するにとどまっている。
鹿児島県	教育文化施設の改修・維持管理	VFMの算出は専門性が高く、コンサルタントが算出したVFMについて審査・点検を行う知識がないことから、チェックについてはコンサルタントへのヒアリングを行うなどして確認するにとどまっている。 なお、審査委員会では、特段算出方法や算出根拠を審査することとされていないため、特定事業選定の審査に当たり、審査の一要素としてVFMの有無を確認するにとどまっている。

(注) 当省の調査結果による。

また、調査対象とした公共施設等の管理者等からは、図表2—③のとおり、VFMの算出の具体的な方法を示したマニュアルの作成、VFMの算出に係る情報の提供、VFMに特化した研修の開催など、VFMの算出に係る支援方策の実施を求める意見・要望がみられる。

図表2—③ VFM算出に関する意見・要望（主なもの）

番号	意見・要望
1	コンサルタントが算出した数値を確認する場合、留意事項・確認方法等のマニュアルがあれば参考となる。
2	行政内部でのPFI導入検討段階で、施設建設費の削減率や市中金利、割引率などの財務指標等の係数算定に苦慮することが多い。PFIを一層効果的に活用するためにも、これら指標がより簡便に算定できるよう、VFMに関するガイドラインの拡充・見直しを行い、実務レベルで活用可能なものにすべきと考える。
3	PFIに関する内閣府のガイドラインや「手引き」は、基礎的な知識・考え方を学ぶのに有効ではあるが、実務における実際の要請に応えるものとはなっていない。 少なくとも、政策決定の重要なよりどころとなるVFM算出の方法については、VFMガイドラインのような概括的内容ではなく、実務を想定した詳細なガイダンスを策定し、標準化を図ることが必要である。

4	当事業は、県営住宅と市のコミュニティ防災センターとの合築という特殊な例であり、VFM算出に際して項目の立て方や金額の算出が困難だったため、福祉施設と公営住宅、県の施設と市の施設等、施設を組み合わせた場合のVFMの算出方法をある程度パターン化したマニュアル等がほしい。
5	現在のVFM算出方法は、コンサルタント等専門的な知識を持たなければ理解できないため、より容易にVFMを理解し、算出できるような方法を教えてほしい。なお、VFMは、金利の変化や条件設定の変更により変化するため、コンサルタントはVFMをあまり重要視していないのではないか。
6	各種ガイドラインや各地で開催されているセミナー等により、ある程度の知識は得られるが、地方公共団体独自でVFMの算定を行うことは難しい。事業内容や条件により、算出方法は一律にはならないと考えられるが、全国の実績値（基本パターンの単価等）など、事例の集計データを公表してほしい。
7	事業種別ごとにVFM算出に当たってのマニュアル作成及びセミナー開催等を国の指導で実施してほしい。
8	PSCの算出において、社会情勢や技術革新、合理化等の将来予測が困難なため、PSC算出のための具体的なガイドラインを示してほしい。
9	VFMは、個別事業ごとに異なることから、具体的な事例を積み重ねて、事業別の目安を示してほしい。
10	VFMの算出は難しく、地方公共団体独自の知識・技術の集積は困難であるため、施設の種類ごとの標準的・具体的な算出方法を国が示してほしい。どのような資料等を利用すれば算出できるかなども説明してもらうような実務的なものが望ましい。
11	VFM算出の際に考慮すべき計算項目及び計算方法を決めておく必要があると考える。例えば、VFM率が10%と30%となっていた場合、どのような部分でVFMが達成されているのか比較ができない。
12	諸条件の設定入力により、簡易にVFMを算出できるもの（ソフト）を開発・一般公開してほしい。
13	全国で実施されているPFI事業におけるVFM算出手法に関する情報が不足。全国のPFI事業のVFM算出状況(算出項目、計算方法等)の情報を集約、PFI実施主体に対して提供するような仕組みを構築してほしい。また、VFMに特化した研修を開催してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

(4) VFMの算出及び公表

公共施設等の管理者等は、特定事業の選定及び民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価を行い、その結果を公表しなければならないとされている(PFI法第8条)。また、特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されなければならないとされている(基本方針前文)。さらに、特定事業の選定における公的財政負担の見込額の算定及び評価については、漸次その客観性及び透明性の向上を図るよう努めていく必要があるとされている(基本方針一―3)。

a PSC及びPFIのLCC

VFMの評価は、基本方針に従い、特定事業選定に当たって必ず行わなければならないこととされており(VFMガイドライン一―3―(1))、このVFM評価は、基本的にPSCとPFIのLCCを比較することとされている(VFMガイドライン一―2―(1))。

公共施設等の管理者等が算定したPSC及びPFIのLCCについては、原則として特定事業の選定の際に公表する。ただし、PSC及びPFIのLCCを示すことにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがある場合等においては、VFMの額又はVFM率によりVFMの程度のみを示すこととしても差し支えないこととされている(VFMガイドライン四―4)。

調査対象事業163件のうち特定事業選定に至っていない事業1件及び公共部門の支出が生じない事業16件の計17件を除く146件の公表状況をみると、すべての事業でVFMを算出し、公表しているものの、図表2―④のとおり、PSC及びPFIのLCCを公表しているのは、26件(17.8%)に過ぎず、残りの120件(82.2%)は、VFMの額又はVFM率を公表するにとどまっている。

図表2—④ P S C及びP F IのL C Cの公表状況

(単位：件、%)

事 項	件数
P S C及びP F IのL C Cを公表しているもの	26 (17.8)
P S C及びP F I-L C Cを公表していないもの	120 (82.2)
V F Mの額を公表しているもの	3 (2.1)
V F M率を公表しているもの	117 (80.1)
調査対象事業数	146 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、調査対象事業数に占める割合である。

b コストの削減率及び割引率

(a) コストの削減率

i P F IのL C Cの算定方法については、民間事業者が当該事業を行う場合の費用を、建設並びに維持管理及び運営の各段階ごとに推定し、積み上げることにより算定することが原則である。また、費用の積み上げに当たっては、コンサルタント等の活用や類似事業に関する実態調査や市場調査を行う等して、算出根拠を明確にした上で、民間事業者の損益計画、資金収支計画等を年度ごとに想定し、計算することとされている(V F Mガイドライン三—2)。しかし、このような算出は必ずしも実務的に容易でないことから、P S Cに一定の削減率を乗じて算出したものがみられる。

この削減率による算出については、合理的根拠があることが必須条件であり、そうでない場合には厳にその算出方法を採用することは慎むべきである。また、その根拠についても、できる限りデータや類似事例等で検証することや事後的に比率の妥当性を検証する等により、説明責任を果たせる内容とすることが必要であるとされている(V F Mガイドライン三—2解説)。

ii 調査対象事業におけるV F Mの算出に当たっての削減率をみると、図表2—⑤のとおり、「建設費」は、1.9%から30%の間の8種類で、20%が最も多く、「維持管理費」は、5%から30%の間の8種類で、20%が最も多く、「区分なし」(費用全般に対する削減率)は、5%から20%の間の5種類で、20%が最も多いなど、事業によって設定が種々みられる。そのほか、「人件費」では30~40%が1件、40%が1件、「運営費」では10%が1件、20%が2件、「修繕費」では20%が3件、「材料費」では20%が1件となっている。

図表 2-⑤ VFM算出に当たって設定された削減率

費用区分	設定された削減率 (%)
建設費	1.9、5、10(6)、14、15(6)、17、20(7)、20～30
維持管理費	5(3)、7.9、10(5)、14、15、16、20(8)、30
人件費	30～40、40
運営費	10、20(2)
修繕費	20(3)、
材料費	20
区分なし	5、10(3)、15(4)、18、20(11)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 設定する削減率の費用区分は、事業間で同じではない。

3 「費用区分」欄の「区分なし」は、建設費、維持管理費などの費用全般に対する削減率としているもの。

4 ()内は、当該削減率を設定している事業数を示し、()書きのない削減率は、1事業のみが設定していることを示す。

なお、同種の施設（給食センター）における削減率設定の例をみると、図表 2-⑥のとおり、5事業で4種類の削減率が設定されている。

図表 2-⑥ 同種の施設（給食センター）における削減率適用の例

所在地	削減率 (%)	削減率の根拠	VFM率 (%) (PSC: 百万円)
山形県	18	他の地方公共団体がPFIで実施した給食センターにおける民の工事見積価格との比較	4.3 (1,168)
岐阜県	15	公共施設等の管理者等が決定	10.1 (2,407)
香川県	10	公共施設等の管理者等は算出根拠を承知していない。	13.0 (1,767)
千葉県	建設 20 維持管理・ 運営 20	過去の同種の公共事業における落札状況	9.7 (11,670)
千葉県	建設 20 維持管理・ 運営 20	コンサルタントの意見など	14.0 (10,363)

(注) 当省の調査結果による。

また、削減率の設定に係る主な事例は、図表2—⑦のとおりで、削減率の設定に当たって、先行のPFI事業の落札率や既存の同種類似施設の工事見積価格、建設費等の市場調査などを参考にしている状況がみられる。

図表2—⑦ 削減率の設定事例（主なもの）

事業内容（所在地）	削減率	削減率の設定根拠
斎場の整備・維持管理・運営（北海道）	20%	公共施設等の管理者等が作成した「PFI基本方針(解説編)」において、VFMの算出方法等について、算出基準及び算出方法を定義（「20%が一般的」との記載あり。）している。
浄化槽の整備・維持管理（北海道）	10%	国のVFMに関するガイドライン、民間の業界団体が作成した「浄化槽設備事業へのPFI手法導入ガイドライン」等を参考にし、コンサルタントのノウハウを活用して算定を行った。その中で、PFI-LCC算定例として、建設費、維持管理費：長期一括契約の業務効率化による10%の減額を見込んだと記載している。
駐車場の整備・維持管理・運営（兵庫県）	10%	国立大学等施設PFI基本方針において削減率を20、15、10%の三つのパターンで分析することとされている。
公営住宅の整備・維持管理、複合施設の整備・維持管理（山形県）	20%	地元の建設業協会や金融機関等との意見交換及び他のPFI事業の落札率を参考にした。
給食センターの整備・維持管理・運営（山形県）	18%	他の地方公共団体がPFIで実施した給食センターにおける民間事業者の工事費見積価格を参考にした。
教育文化施設の整備・維持管理・運営（東京都）	20%	先行事例を参考にした。
社会体育施設の整備・維持管理・運営（兵庫県）	建設費 15% 運営費 20%	職員が業者からヒアリングして算出
庁舎の整備・維持管理（山形県）	施設等整備 17% 維持管理 20%	①施設等整備費については、導入可能性調査時、削減率20、17、15%の三段階で算出した結果、削減率17%が、VFM率5%を得られ、コスト削減と民間事業者の参入意思のバランスが取れると考えられたため採用した。②維持管理費については、施設等整備費と比べコストダウンが図られやすいため20%とした。

産業労働センターの整備・維持管理・運営（愛知県）	建設費 20% 人件費 40%	①建設費は、一括発注することにより、分離発注の80%になるのが一般的な見方、②人件費は、県内類似施設と比較した結果による。
教育文化施設の整備・維持管理（岐阜県）	20%	国立大学等施設PFI基本方針に基づき、事業期間を15年間とし、設計費、工事費、運営費、維持管理費等を従来型の事業方式の80%にした上で算出した。
病院の整備・維持管理・運営（島根県）	20～30%	他県の県立精神単科病院や、県内の一般病院及び精神病院の各建設単価を調査し、この単価に70～80%（入札価格が予定価格を20～30%下回ると想定）を乗じて算出した。
宿舎の整備・維持管理（大阪府）	5%	基本設計以前に民間提案を行った場合のコスト削減効果は、研究機関が国及び地方公共団体の営繕工事等について調査した結果、約5%程度であったことなどを総合的に勘案して算出した。
社会福祉施設の整備・維持管理・運営（熊本県）	施設整備20% 維持管理10%	①施設整備費の削減率は、職員が決定。i)「建築統計年報」（財）建設物価調査会）において、市町村が発注する公共工事の建築単価よりも民間事業者が発注する建設工事の建築単価の方が平均で20%程度低く抑えられていたこと、ii)当施設と類似の総合庁舎をPFI事業で建設する他都市の例をみても、事業者選定時のVFM率が20%台から30%台を確保していたことから20%としている。 ②維持管理費の削減率は、職員がコンサルタント事業者の指示を仰ぎながら、PSCで算出した維持管理費にPFI事業で実施した場合のコスト削減率10%を乗じて算出。コスト削減率を10%とした理由について、当施設は、保健所等が入居する総合庁舎であり、民間が創意工夫によって維持管理費を削減できる部分は一般工事費に比べ、限られているとして、施設整備費の削減率20%よりも低い数値に設定したとしている。

(注) 当省の調査結果による。

iii 調査対象事業163件のうち、特定事業選定に至っていない1件及び公的財政負担を生じない16件の計17件を除く146件の削減率及びその設定根拠の公表状況を見ると、図表2—⑧のとおり、コストの削減率及びその設定根拠を公表している事業は1件(0.7%)のみであり、PFI方式を採用したことの客観性及び透明性が確保されていない状況がみられる。

図表 2—⑧ コストの削減率の公表状況

(単位：件、%)

事 項		事業数
コストの削減率及びその設定根拠（聞き取り調査、既存の同種類似施設の実績、他の同種PFI事業の実績、関係事業者の参考見積、建設費等の市場調査等）を公表しているもの		1 (0.7)
コストの削減率、設定根拠を公表していないもの	コストの削減率のみ公表しているもの	2 (1.4)
	コストの削減率を公表しておらず、その設定根拠のみ公表しているもの	26 (17.8)
	コストの削減率、設定根拠とも公表していないもの	117 (80.1)
	小 計	145 (99.3)
合 計		146 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比を示す。

(b) 割引率の設定・公表状況

- i 公的財政負担の見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる公的財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価することとされている（基本方針—3—(2)）。

この換算に当たって用いる換算率が割引率である。割引率については、VFMガイドラインにおいて、リスクフリーレートを用いることが適当とされ、長期国債利回りの過去の平均や長期的見通し等を用いる方法が例示されている。

- ii 上述 a—iii の 146 件のうち、平成 17 年末までに VFM を算出している 131 件について、長期国債利回りの過去の平均と実際の PFI 事業に適用されている割引率を比較してみると、図表 2—⑨ のとおり、長期国債利回りの過去の平均値と割引率とは同一傾向にはなく、割引率 4% が多く適用されている。

4% の割引率が多い理由については、国土交通省が「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」（平成 16 年 2 月）において、社会的割引率は全事業において当面 4% を適用することとされており、公共施設等の管理者等がこの指針に示された割引率を参考に適用しているためとみられる。

図表 2—⑨ 長期国債利回りと割引率の分布状況

(単位：件、%)

年	利回り (%)	過去10年間平均		実際のPFI事業に適用された割引率						
		期間	平均値 (%)	0%以上 1%未満 (件)	1%以上 2%未満 (件)	2%以上 3%未満 (件)	3%以上 4%未満 (件)	4% (件)	未公表 (件)	平均値 (%)
平成 11年	1.73	平成2年 ～11年	3.91	0	0	0	0	0	0	—
12	1.71	3年～12年	3.40	0	0	0	0	4	1	4.00
13	1.29	4年～13年	2.90	0	0	1	3	11	1	3.67
14	1.27	5年～14年	2.50	0	2	3	1	7	2	3.21
15	0.98	6年～15年	2.17	1	3	0	9	24	1	3.47
16	1.49	7年～16年	1.90	0	3	1	4	25	1	3.61
17	1.36	8年～17年	1.69	0	2	4	4	13	0	3.36

- (注) 1 財務省のホームページ等に基づき、当省が作成した。
 2 利回りについては、応募者利回りの年間の平均値を掲載している。

iii 割引率をどのように設定するかでVFMは大きく変化する。

PFI事業に適用された割引率を長期国債利回りの過去10年間の平均値に置き換えてVFM額を試算したところ、図表2—⑩及び図表2—⑪のとおり、VFMの額が減少する例やVFMの額がマイナスになる例がみられる。

図表2—⑩ 割引率を変更した場合のVFMの試算結果

(単位：百万円、%)

事業内容 (所在地)	VFMが算定された年	実際のPFI事業に適用された割引率	実際の割引率(4%)を適用したVFMの額	VFMが算定された年の長期国債利回りの平均値	長期国債利回りの平均値で試算したVFMの額
複合施設の整備・維持管理・運営 (三重県)	平成13年	4.00	930	2.90	893 (▲37)
教育文化施設の整備・維持管理 (岡山県)	15年	4.00	300	2.17	187 (▲113)
教育文化施設の改修・維持管理 (熊本県)	16年	4.00	242	1.90	▲160 (▲402)
社会福祉施設の整備・維持管理・運営 (熊本県)	17年	4.00	269	1.69	▲201 (▲470)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「長期国債利回りの平均値で試算したVFMの額」欄の()内は、「実際の割引率(4%)を適用したVFMの額」に対する増減。▲は、マイナスを示す。

3 便益については、すべての年度において同一と仮定して試算。

4 「実際の割引率(4%)を適用したVFMの額」は、民間事業者選定前のVFM額である。

図表2—⑪ VFMの額がマイナスになる事例 (主なもの)

1 事業内容	社会福祉施設の整備・維持管理・運営
2 所在地	熊本県
3 事業期間	22年 (設計・建設期間2年、維持管理・運営期間20年)
4 施設の所有形態	BTO方式
5 事業類型	サービス購入型
6 総事業費	約37億円
7 現在価値への換算	① 公共施設等の管理者等が適用した割引率4%で換算 VFMの額：約2億6,900万円、VFM率：6.8% ② VFMが算定された年の長期国債利回りの平均値1.69%を割引率として試算 VFMの額：▲約2億100万円

図表 2－⑪における試算に用いた割引率の根拠は、以下のとおりである。

○ 割引率 4%

(単位：百万円)

事業年度 (平成)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
P S C 公共負担額 (名目値)	1,211	1,220	82	82	108	134	134	134	134	134	134	134
P S C 公共負担額 (現在価値)	1,211	1,173	76	73	92	110	106	102	98	94	91	87
P F I 公共負担額 (名目値)	21	21	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301
P F I 公共負担額 (現在価値)	21	20	278	268	257	247	238	229	220	211	203	196

事業年度 (平成)	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	合計
P S C 公共負担額 (名目値)	134	134	134	134	134	134	134	134	134	99	4,946
P S C 公共負担額 (現在価値)	84	80	77	74	72	69	66	64	61	43	4,003
P F I 公共負担額 (名目値)	255	255	255	255	255	256	256	256	256	256	5,607
P F I 公共負担額 (現在価値)	159	153	147	142	136	131	126	122	117	112	3,735
V F M (名目額)											▲661
V F M (現在価値)											269

○ 割引率 1.69%

(単位：百万円)

事業年度 (平成)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
P S C 公共負担額 (名目値)	1,211	1,220	82	82	108	134	134	134	134	134	134	134
P S C 公共負担額 (現在価値)	1,211	1,200	79	78	101	123	121	119	117	115	113	111
P F I 公共負担額 (名目値)	21	21	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301
P F I 公共負担額 (現在価値)	21	21	291	286	281	277	272	268	263	259	255	250

事業年度 (平成)	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	合計
P S C 公共負担額 (名目値)	134	134	134	134	134	134	134	134	134	99	4,946
P S C 公共負担額 (現在価値)	110	108	106	104	102	101	99	97	96	70	4,483
P F I 公共負担額 (名目値)	255	255	255	255	255	256	256	256	256	256	5,607
P F I 公共負担額 (現在価値)	209	205	202	198	195	193	189	186	183	180	4,684
V F M (名目額)											▲661
V F M (現在価値)											▲201

iv 上記のとおり、公的財政負担の見込額の算定に当たって、割引率の設定はV F Mの数値に大きく影響を与えるが、割引率及びその設定根拠の公表状況をみると、図表 2－⑫のとおり、割引率及びその設定根拠を公表しているP F I事業は、146 件（調査対象事業 163 件のうち特定事業選定に至っていない 1 件及び公的財政負担を生じない 16 の計 17 件を除いたもの。）のうち、2 件（1.4%）であり、この 2 件についても、国土交通省が作成した「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」において示された割引率（4%）を引用しているにとどまっており、P F I採用の適否及びP F I採用による費用削減の効果について、客観性及び透明性が確保されているとは認め難い状況がみられる。

図表 2—⑫ 割引率及びその設定根拠の公表状況

(単位：件、%)

事 項	事 業 数
割引率及びその設定根拠を公表しているもの	2 (1.4)
割引率のみを公表し、設定根拠は未公表のもの	137 (93.8)
割引率及び設定根拠ともに未公表のもの	7 (4.8)
合 計	146 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比を示す。

c 民間事業者選定時におけるVFM

民間事業者の選定においては、選定しようとする民間事業者の事業計画についてVFMがあることを確認することが適当である。この場合、PSCについては、原則として、特定事業の選定において算定したものを使用することとされている(VFMガイドライン—3—(3))。また、当該事業に関する透明性の確保等のため、民間事業者の選定後、選定事業者の事業計画に基づく公的財政負担の縮減の見込額等についても、公表することが適当であるとされている(事業実施プロセスガイドライン4—2—(4))。

しかし、民間事業者の選定時には、図表 2—⑬のとおり、VFMを算出しているが公表していないものが 20 件 (15.1%) みられ、VFMの算出自体を行っていないものが 12 件 (9.1%) みられる。VFMの算出、公表を行っていない理由について、算出及び公表が義務付けではないこと、公共施設等の管理者において算出及び公表の必要性を認識していないことなどが挙げられている。

図表 2—⑬ 民間事業者選定時のVFMの公表状況

(単位：件、%)

事 項	件数
VFMを算出し、公表しているもの	100 (75.8)
PSC及びPFIのLCCを公表しているもの	38 (28.8)
VFMの額のみを公表しているもの	2 (1.5)
VFM率のみを公表しているもの	60 (45.5)
VFMを算出しているが、公表していないもの	20 (15.1)
VFMを算出していないもの	12 (9.1)
調査対象事業数	132 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、調査対象事業数に占める割合である。

(ウ) 独立採算型PFI事業の効率性等に関する評価の実施状況

a 施設の建設並びに維持管理及び運営に係る費用を利用者から徴収する料金ですべて賄い、公共施設等の管理者等の支出が生じない事業(いわゆる「独立採算型PFI事業」)については、PFI事業として実施することにより、効率的かつ効果的に実施できるかとの観点から評価を行うこととされている(VFMガイドライン—2—(3))。

この効率的かつ効果的に実施できるかとの観点からの評価については、VFMガイドラインの趣旨にかんがみ、収益性の積算やその根拠を明らかにすべきものである。

- b 調査対象事業 163 件のうち、独立採算型 P F I 事業 13 件をみると、定性的な評価にとどまり、かつ、収益性や借入金返済確実性が見込まれる根拠も不明確なまま事業が開始されたが、需要の伸び悩みで事業者の経営が悪化したため、P F I 事業の範囲を大幅に縮小し、公共施設等の管理者が資産を保有することになった事業（図表 2—⑭）などがみられる。

図表 2—⑭ P F I 事業の範囲を大幅に縮小した事業

1 事業内容	港湾施設の整備・維持管理・運営
2 所在地	福岡県
3 事業期間	26 年（設計・建設期間 1 年、運営・維持管理 25 年）
4 施設の所有形態	B O T 方式
5 事業類型	独立採算型
6 総事業費	157 億円（建設費）
7 評価の実施状況	<p>特定事業選定時に「P F I 事業として実施する場合は、公共が直接事業を実施する場合に比べ、高い事業効果と経済効果を期待できる。」と評価している。</p> <p>しかし、財政負担の評価について、独立採算型であることから公共の負担が発生しないとしているのみであり、また、民間事業者のノウハウ及び投下資金回収努力による施設稼働率の向上や維持管理におけるコストダウン、サービス水準の向上や取扱貨物量の増大が「期待できる」との定性的な評価がなされているのみで、その収益性や、効率的かつ効果的な運営を達成できることの根拠が定かでない。</p> <p>このような状況の下、平成 17 年 4 月に事業が開始されたが、貨物取扱量は、17 年度 5,823TEU、18 年度 2 万 9,358TEU と、需要予測（17 年度 7 万 TEU、18 年度 14 万 TEU）を大きく下回り、S P C（第三セクター）の経営は悪化した。今後、管理者が、SPC の保有する施設を約 40 億円で購入する予定。事業者の業務の範囲は、一元的なターミナルオペレート業務からターミナルの運営補助・施設の保守点検などの施設管理業務へと大幅に縮小された。</p>

（注）当省の調査結果による。

(3) 官民のリスク分担の状況

(要 旨)

ア PFI事業の効果は、公共施設等の管理者等と選定事業者とが事業の実施に伴い想定されるリスクを適切に分担し、事業全体のリスク管理が効率的に行われることにより、発現するものである。

内閣府は、基本方針では、「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決めること。また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについては、適切な措置を講ずるものとし、協定等において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定すること」としており、リスク分担ガイドラインにおいて、リスク分担の設定に当たって留意すべき事項を示している。

イ 官民のリスク分担の状況を把握・分析した結果は、以下のとおりである。

(ア) 調査対象事業163件の中には、i) 不可抗力リスクを分担させられたことに選定事業者側が不満等を有しているもの、ii) 不可抗力リスク、物価変動リスクなどの項目の分担が事業間でまちまちとなっているものなどの事例がみられる。また、iii) 調査対象とした地方公共団体や事業者から、リスク分担ガイドラインの充実を求める意見がみられる。

(イ) 公共施設等の管理者等と民間事業者を対象に当省がアンケートを行った結果、リスク分担の設定について、公共施設等の管理者等と民間事業者との間で意見の相違があったとするものが、公共施設等の管理者等で32.4%、民間事業者で34.0%あり、意見相違の内容として、「リスク分担があいまいなものがある」（公共施設等の管理者等38.9%、民間事業者50.0%）や「自らの管理に適さないリスクを負わされた」（公共施設等の管理者等30.6%、民間事業者46.8%）を挙げるものが多くみられる。また、リスク分担ガイドラインの充実を求めるものが、公共施設等の管理者等で65.0%、民間事業者で63.3%みられる。

ウ 以上のとおり、PFI事業を行う上でのリスク分担に当たって、官民双方がリスク分担の設定に苦慮している状況がみられる。

ア 把握する内容及び手法

リスク分担については、「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決めること。また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについては、適切な措置を講ずるものとし、協定等において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定すること」とされている（基本方針三-2-(4)）。

リスク分担ガイドラインでは、大きく分けて、「一 リスク分担等の基本的留意点」、「二 リスク分担の検討に当たってのリスク要素と留意事項等」及び「三 その他の留意事項」を示している。

本項目では、基本方針及びリスク分担ガイドラインに定められた事項の有効性について、以下の事項を中心として把握・分析を行った。

- ① 調査対象事業 163 件の公共施設等の管理者等及び選定事業者に対する実地調査により把握した、リスク分担の設定状況及びリスク分担に係る意見・要望
- ② 公共法人、地方公共団体、民間事業者へのアンケートにより把握した、リスク分担の設定状況及びリスク分担に係る意見・要望

イ 把握した結果

(7) 実地調査の結果

以下のとおり、リスク分担の内容に選定事業者側が不満等を有しているもの、リスク分担がまちまちとなっているものがみられるほか、公共施設等の管理者等や民間事業者からリスク分担ガイドラインの充実を求める意見が多くみられる。

a リスク分担について民間事業者側が不満等を有している事例

調査対象事業の中には、図表 3-①のとおり、事業契約書における不可抗力リスクの分担について、選定事業者側が不満等を有している事業が 5 件みられる。

図表 3-① リスク分担の内容に選定事業者側が不満等を有している事例

事業内容 (所在地)	事例の内容
観光施設設備の整備・維持管理 (石川県)	<p>本事業 (BTO方式) においては、不可抗力による損害のリスク分担について、以下のとおり、追加費用が生じた場合、所定の額までは事業者が負担する旨、契約書で規定されている。</p> <p>(不可抗力リスクに係る契約書の規定)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1 設計及び改修期間中に不可抗力による損害が生じた場合、本件設備につき、追加費用額が同期間中の累計で、その設備整備費相当額の 1000 分の 10 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については公共施設等の管理者等が負担する。</p> <p>2 本件設備の維持管理期間中に不可抗力による損害が生じた場合、本件設備につき、追加費用額が 1 事業年度につき累計で、年間の維持管理費相当額の 1000 分の 10 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については公共施設等の管理者等が負担する。</p> </div> <p>公共施設等の管理者等は、本事業の契約締結の際、契約書の当該規定について、事業者の合意を得られるのが容易ではなかったことから、上記内容が盛り込まれたリスク分担に係る標準的な契約書 (規定の表現) が示されることを要望している。</p>

<p>宿舎の整備・維持管理・運営(宮城県)</p>	<p>宮城県で実施されているBTO方式の事業で、維持管理中不可抗力による施設が損傷した場合のリスクについて、追加費用額が、1事業年度につき累計で当該年度の維持管理費相当額の100分の1に至るまでを選定事業者負担させていることについて、選定事業者側が不満等を有している。</p>
<p>教育文化施設の整備・維持管理(岐阜県)</p>	<p>本事業(BTO方式)の民間事業者側の代表企業は、不可抗力リスクの一定割合(追加費用額の100分の1に至るまで)を分担させられていることについて、「運営方法に問題がある等、事業者の瑕疵によるものであれば、事業者が負担することは理解できるが、不可抗力については、施設の所有権が公共施設等の管理者等に移転している上、公共施設である以上、公共施設等の管理者等が当然負担すべきものである。これについては、今でも納得がいかない。」との不満等を有している。</p>
<p>A教育文化施設の整備・維持管理(京都府)</p> <p>B教育文化施設の整備・維持管理(京都府)</p> <p>C教育文化施設の整備・維持管理(京都府)</p> <p>教育文化施設の改修・維持管理(京都府)</p> <p>公営住宅の整備・維持管理(京都府)</p> <p>複合施設の整備・維持管理(京都府)</p> <p>教育文化施設設備の整備・維持管理(京都府)</p> <p>庁舎の整備・維持管理(京都府)</p>	<p>京都府で実施されている8事業(教育文化施設の改修・維持管理事業のみRTO、その他の7事業はBTO)について、不可抗力による利用者の負傷等に関するリスク分担の状況をみると、基本的に公共施設等の管理者等がリスクを負うことになっているものの、いずれの事業においても、1%までを選定事業者が負担し、1%を超える分を公共施設等の管理者等が負担することとなっている。この点について、選定事業者側(2事業者)は、公共工事の場合と同様の慣習と理解して当該分担率を認めているものの、「民間の標準的な事業契約では、不可抗力リスクは発注者側が100%負うこととなっている上、実際に、民側が責任を負うような事態も想定しづらい」、「このような分担になる根拠が不明確であり、撤廃してほしい」としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

b リスク分担が事業間でまちまちとなっている事例

(a) 実施方針におけるリスク分担の設定状況

調査対象事業 163 件を施設種別に分類し、施設種別ごとの事業数が比較的多い、「大学施設」、「宿舎」、「庁舎」、「給食センター」及び「廃棄物関係施設」について、実施方針の公表段階におけるリスク分担の設定状況を同一施設種別の事業間でみた結果、図表 3-②のとおり、税制度変更リスクや物価変動リスクなどのリスク項目では、同じリスク項目について、公共施設等の管理者等のみが負担するとしている事業がある一方で、官民双方でリスクを分担するとしている事業があるなど、その分担方法がまちまちとなっている。

図表 3-② 施設種別ごとにみたリスク分担の状況

(単位：件)

施設種別	事業数	リスク項目		分担状況		
				官のみ	民のみ	両方
大学施設	24	税制度変更	消費税	16	0	6
			法人税	0	2	0
		物価変動	設計・改修期間中	0	17	7
			維持管理期間中	6	1	17
		騒音・振動発生		0	1	2
		契約		1	0	5
宿舎	17	税制度変更	法人税	0	1	1
			消費税	1	0	1
			事業者の利益 に関する税	0	12	1
			税一般	12	0	2
		不可抗力に よる損害	施設引渡し前	0	0	17
			事業者の保険で 対応可	0	5	0
			施設引渡し後	3	0	12
		需要の変動		0	2	1
庁舎	11	税制変更	消費税	10	0	0
			消費税以外	0	6	4
		金利変動		0	3	6
		物価変動	施設建設段階	0	5	6
			管理・運営段階	1	4	3
		埋蔵文化財調査		2	1	1

		第三者による施設・じゅう器の 損傷	4	0	3	
給食センター	7	物価変動	施設供用前	0	6	0
			施設供用後	4	0	3
	児童・生徒の減少による収益減少	2	0	4		
廃棄物関係施設	7	法令の変更	3	0	2	
		物価変動	3	0	2	
		受入廃棄物品質の変動	4	0	1	
		受入廃棄物量の変動	4	1	0	

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 各事業の事業実施方針等のリスク分担表による。
3 「リスク項目」欄の項目の名称は、各事業によって異なっているものがあるが、同趣旨のものについては統合して整理した。また、事業によっては、表に記載したリスク項目を設定していない事業もあるため、「分担状況」欄の各欄の合計と「事業数」欄の数値とは一致しない。

(b) 事業契約書におけるリスク分担の状況

事業契約書におけるリスク分担の状況についてみると、以下のとおり、金利リスク、物価変動リスクなどについて、事業間でまちまちとなっている事例がみられる。

【事例1】

岡山県で実施されている6事業のリスク分担の状況をみると、図表3-③のとおり、金利変動リスク、物価変動リスクの2項目（網掛けした項目）でばらつきがある。

図表3-③ 岡山県の6事業におけるリスク分担の状況

区分	研究施設の整備・維持管理・運営 (BTO)	複合施設の整備・維持管理・運営 (RO)	教育文化施設の整備・維持管理 (BOT)	A余熱利用施設の整備・維持管理・運営 (BOT)	B余熱利用施設の整備・維持管理・運営 (BOT)	廃棄物処理施設の整備・維持管理・運営 (BOO)
金利変動	民	官・民	官・民	設定なし	設定なし	民
契約変更	設定なし	設定なし	官・民	設定なし	設定なし	設定なし
不可抗力	官・民	官・民	官・民	官・民	官・民	官
税制変更	官・民	官・民	官・民	官・民	官・民	官
物価変動	官・民	官・民	官・民	官	官	官

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「設定なし」は、当該項目がリスク分担項目として設定されていないことを、「官・民」は、官民双方がリスクを負担することを、「官」は、公共施設等の管理者等のみがリスクを負担することを、「民」は、選定事業者のみがリスクを負担することを、それぞれ示す。
3 表頭の事業名（ ）書きは、当該事業の事業方式である。

【事例2】

山形県で実施されている4事業（いずれもBTO方式）のリスク分担の状況をみると、図表3-④のとおり、「開業前の物価変動リスク」、「開業後の物価変動リスク」、「公共施設等の管理者等の責任以外の要因による維持管理費の増大」の3項目（網掛けした項目）にばらつきがみられる。

図表3-④ 山形県の4事業におけるリスク分担の状況

区 分	A 公営住宅の整備・維持管理	B 公営住宅の整備・維持管理	給食センターの整備・維持管理・運営	庁舎の整備・維持管理
契約締結	官・民	官・民	官・民	官・民
不可抗力	官・民	官・民	官・民	官・民
業務内容の変更	官・民	官・民	官・民	官・民
開業前の物価変動	官・民	民	設定なし	民
開業後の物価変動	官	官	官・民	官・民
金利変動	官・民	官・民	官・民	官・民
公共施設等の管理者等の責任以外の要因による維持管理費の増大	民	民	民	官・民

(注) 1 当省の調査結果による。

2 凡例は、図表3-③と同じ。

【事例3】

宮城県で実施されているBTO方式の5事業における不可抗力リスクの分担状況をみると、図表3-⑤のとおり、3事業は、施設の所有権が公共施設等の管理者等側に移転した後、維持管理中に施設が損傷した場合のリスクを選定事業者側にも分担しているのに対し、残りの2事業は、維持管理期間中に施設が損傷した場合のリスクをリスク項目として設定していない。

図表 3-⑤ 宮城県のBTO方式5事業の不可抗力リスクの分担状況

区 分	事業内容
維持管理期間中施設が損傷した場合のリスクを選定事業者側にも分担しているもの	宿舍の整備・維持管理・運営
	教育文化施設の整備・維持管理・運営
	庁舎の整備・維持管理
維持管理期間中に施設が損傷した場合のリスクをリスク項目として設定していないもの	宿舍の整備・維持管理
	教育文化施設の整備・維持管理・運営

(注) 当省の調査結果による。

【事例 4】

岐阜県で実施されている3事業における不可抗力リスクの分担状況をみると、図表 3-⑥のとおり、BTO方式の2事業では、リスクを選定事業者と分担しているのに対し、残る1事業は、施設の所有権を選定事業者が保有したまま運営するBOT方式であるが、リスクをすべて公共施設等の管理者等が負担することとしている。

図表 3-⑥ 岐阜県の3事業における不可抗力リスクの分担状況

区 分	教育文化施設の整備・維持管理	給食センターの整備・維持管理・運営	社会体育施設の整備・維持管理・運営
事業方式	BTO方式		BOT方式
不可抗力リスクの分担	<p style="text-align: center;">官と民</p> <p style="text-align: center;">〔 設計・建設期間中は、損害等の額が、施設整備相当額の1%に至るまで、また、維持管理・運営期間中は、1事業年度について累計で、年間の維持管理相当額の1%に至るまで、それぞれ選定事業者が負担し、それを超えた額については、公共施設等の管理者等が負担する。 〕</p>		<p style="text-align: center;">官のみ</p> <p style="text-align: center;">〔 公共施設等の管理者等がすべてを負担する。 〕</p>

(注) 当省の調査結果による。

c リスク分担ガイドラインについての意見・要望

実施調査の対象とした公共施設等の管理者等や選定事業者の中には、図表 3-⑦のとおり、リスク分担ガイドラインの充実を求める意見・要望を有する者がみられる。

図表3-⑦ リスク分担ガイドラインの充実を求める意見・要望（主なもの）

番号	意見等の内容
1	現在のガイドラインでは、抽象的な記述が多いので、具体的な例示などを加えてほしい。
2	PFI事業類型別のマニュアルがあれば、役立つのではないかと。
3	ガイドラインを全般的にもう少し具体化・明確化してほしい。
4	ガイドラインの内容はあまり細かすぎても、その内容に縛られてしまつて、事業ごとに検討すべきものがいまいになることもあるので、原則論を中心に分かりやすく書くことが重要である。
5	事業類型ごとの事例集やリスク分担のひな形を示したガイドライン等があればよい。
6	<p>現在のガイドラインは、すべての事業をまとめて一つのガイドラインにしているが、様々な種類の事業があつてリスクの態様も様々であるため、個別具体的に示してほしい。例えば、複合施設に係るPFI事業の場合に、行政機関が入居して使用する「水道・光熱費」は、行政機関が当然そのリスク（費用）を負担することが合理的であるにもかかわらず、それを民間事業者負担させようとするところもある。</p> <p>これは、行政側にPFI事業を進めるに当たっての時間的余裕がなく、分析・研究が十分でないことに起因しているためと思われるが、国も、ガイドライン等で一般的に合理的と考えるリスクの所在を列挙する等、モデルケースを示して官民のリスク分担を具体的に提示する等の支援をお願いしたい。</p>
7	個別のPFI事業に関係の深い「法令変更」及び「不可抗力」リスクについては、行政側がリスクを負担することが合理的であると考えているが、これをガイドラインに指針として明記してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

(イ) アンケート結果

PFI事業におけるリスク分担について、当省が公共施設等の管理者等と民間事業者を対象に行ったアンケートの結果、以下のとおり、リスク分担の設定に係る官民の意見に相当の相違がみられ、また、官民ともリスク分担ガイドラインの充実を求める意見が相当数みられる。

a リスク分担の設定に係る官民の意見相違

リスク分担の設定に当たって、民間事業者側（又は公共施設等の管理者等側）と意見の相違があったとしているものが、図表3-⑧のとおり、公共施設等の管理者等で32.4%、民間事業者で34.0%みられる。両者で意見に相違があったとする内容をみると、図表3-⑨のとおり、「リスク分担があいまいなものがある」としているものが、公共施設等の管理者等で38.9%、民間事業者で50.0%、また、「自らの管理に適さないリスクを負わされた」としているものが、公共施設等の管理者等で30.6%、民間事業者で46.8%に上っている。

図表3-⑧ 公共施設等の管理者等と民間事業者との意見の相違の有無

(単位：機関、事業者、%)

区 分	公共施設等の管理者等					民間事業者	計
	国立大学 法人	都道府県	市町村	不詳	小計		
意見の相違あり	2 (18.2)	11 (50.0)	22 (29.7)	1 (25.0)	36 (32.4)	65 (34.0)	101 (33.4)
意見の相違なし	9 (81.8)	11 (50.0)	52 (70.3)	3 (75.0)	75 (67.6)	126 (66.0)	201 (66.6)
合 計	11 (100.0)	22 (100.0)	74 (100.0)	4 (100.0)	111 (100.0)	191 (100.0)	302 (100.0)

(注) () 内は、「合計」欄に占める割合である。

図表3-⑨ 意見の相違の内容

(単位：機関、事業者、%)

意見の相違の内容	公共施設 等の管理 者等	民間事業 者	計
リスク分担があいまいなものがある	14 (38.9)	31 (50.0)	45 (45.9)
自らの管理に適さないリスクを負わされた	11 (30.6)	29 (46.8)	40 (40.8)
その他	15 (41.7)	2 (3.2)	17 (17.3)
本設問への回答者総数	36 (100.0)	62 (100.0)	98 (100.0)

(注) 1 () 内は、「本設問への回答者総数」に占める割合である。

2 公共施設等の管理者等からの回答は複数回答可としているため、回答総数と回答者総数は一致しない。

なお、意見の相違があった具体的な項目として、「リスク分担があいまいなものがある」では、官民とも、不可抗力、住民対策などを挙げており、また、「自らの管理に適さないリスクを負わされた」では、官民とも、不可抗力、法令変更などを挙げ、民間事業者だけが挙げたものとして、税制の変更、議会不承認、国庫補助金の取得などがある。

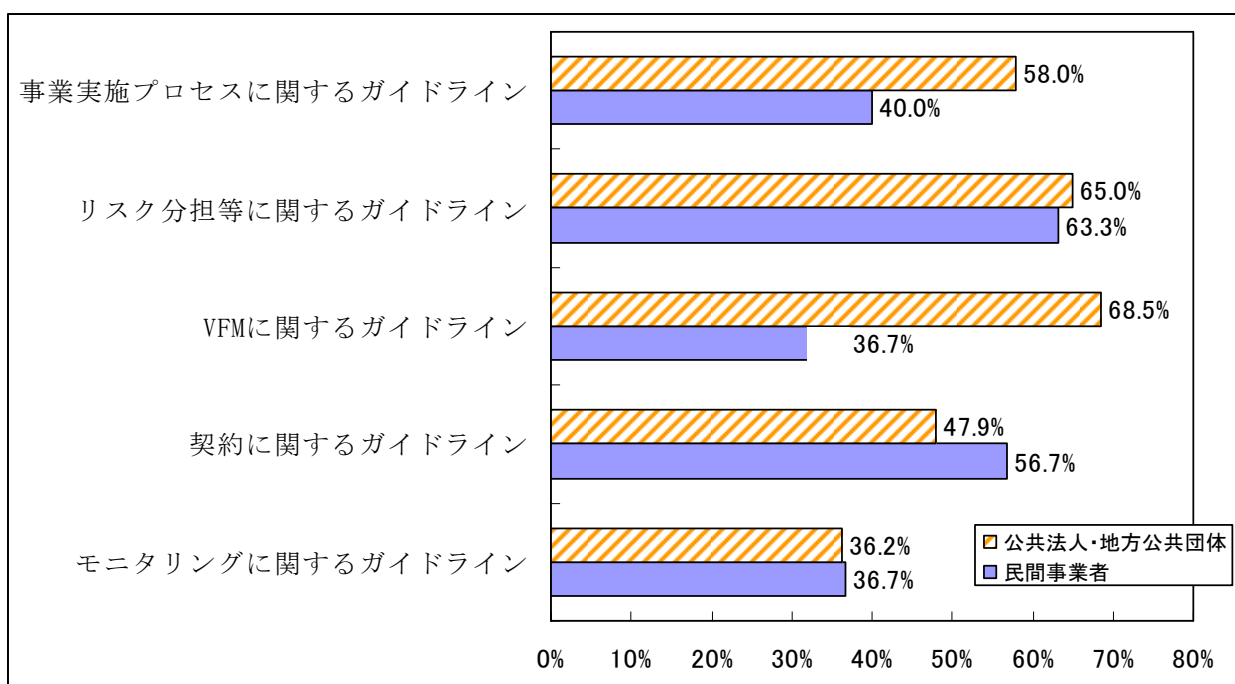
b 充実を求めるガイドライン

充実を求めるガイドラインについてみると、図表3-⑩にとおり、公共施設等の管理者等が挙げるものは、「VFMに関するガイドライン」が68.5%で最も多く、次いで、「リスク分担等に関するガイドライン」が65.0%、「事業実施プロセスに関するガイドライン」が58.0%などとなっている。

一方、民間事業者が挙げるものは、「リスク分担等に関するガイドライン」が63.3%で最も多く、次いで「契約に関するガイドライン」が56.7%、「事業実施プロセスに関するガイドライン」が40.0%などとなっている。

図表3-⑩ 充実を求めるガイドライン（アンケート結果）

n：公共法人・地方公共団体 257、民間事業者 60



(注) 当省のアンケート結果による。

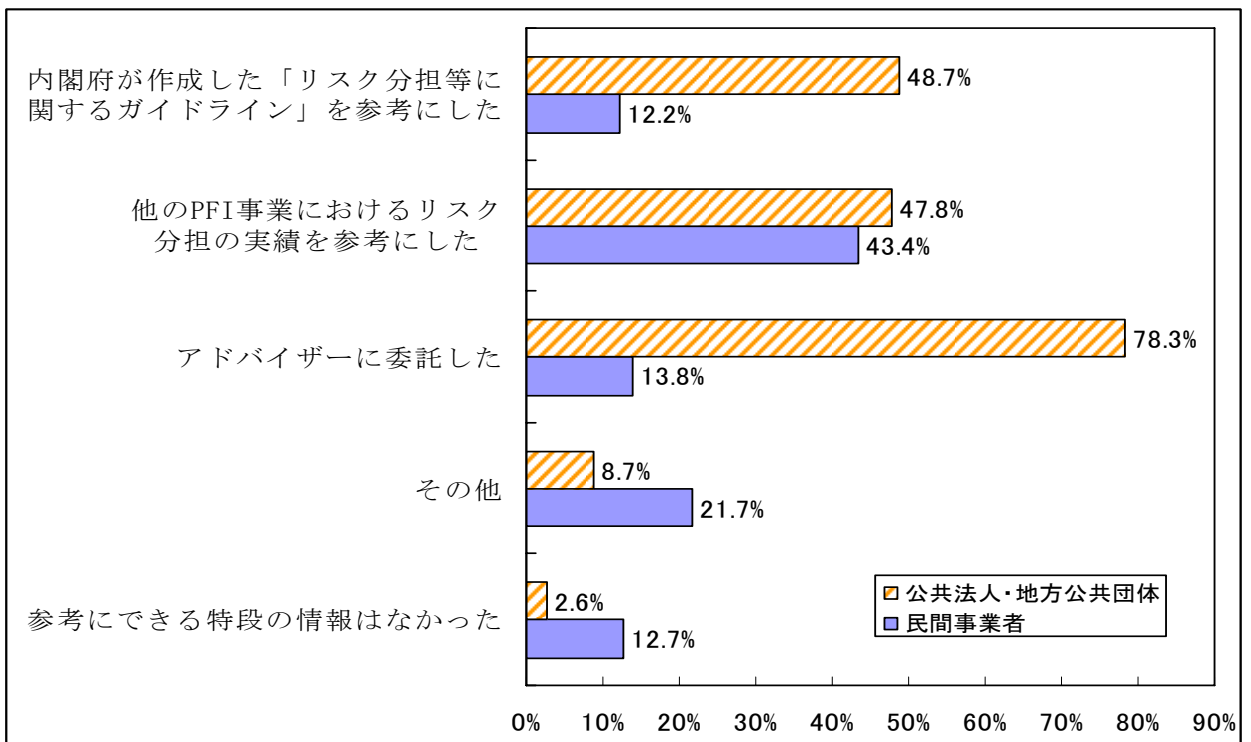
c リスク分担に当たって用いた情報

リスク分担に当たって用いた情報についてみると、図表3-⑪のとおり、公共施設等の管理者等では、「アドバイザーに委託した」が78.3%で最も多く、次いで、「内閣府が作成したリスク分担等に関するガイドラインを参考にした」が48.7%、「他のPFI事業におけるリスク分担の実績を参考にした」が47.8%などとなっている。

一方、民間事業者では、「他のPFI事業におけるリスク分担の実績を参考にした」が43.4%で最も多く、次いで、「その他」が21.7%、「アドバイザーに委託した」が13.8%などとなっている。

図表3-⑪ リスク分担に当たって利用した情報（アンケート結果）

n：公共法人・地方公共団体115、民間事業者189



(注) 当省のアンケート結果による。

(4) モニタリングの実施状況

(要 旨)

ア モニタリングは、公共施設等の管理者等が選定事業者による公共サービスの提供等が適切かつ確実に行われていることを確認する重要な手段であり、内閣府は、基本方針及びモニタリングガイドラインにおいて、公共施設等の管理者等による立入検査等の事実確認や事業者に対する財務状況の確認が必要であること等を規定している。

イ 調査対象事業 163 件のうち、公共サービスの提供を開始している 94 件について、モニタリングの実施状況を把握・分析した結果は、以下のとおりである。

(ア) 特殊な建築物であるにもかかわらず、施設の建設段階における公共施設等の管理者等の完工確認（モニタリング）が十分でなかったため、選定事業者が契約どおりに施工しなかったことなどに起因して施設が損壊し、負傷者が発生した事例が 1 件みられる。

(イ) 公共施設等の管理者が、選定事業者の過大な需要予測や選定事業者の経営悪化に適切に対応しなかったことなどに起因して、公共サービスの提供が中断された事例が 1 件みられる。

(ウ) 選定事業者による公共サービスの内容が契約書に規定された要求水準を満たしているかを、公共施設等の管理者等が実地に確認せずにサービス対価を支払っている事例が 12 件（公共サービスの提供を開始している 94 件の 12.8%）みられる。

また、調査対象事業 163 件のうち、民間事業者を選定済みの 148 件について、公共サービスの提供等が安定的かつ継続的に提供される上で必要となる選定事業者の独立性の確保状況を把握・分析した結果、選定事業者の法人格上の独立性を確保するための特別目的会社（以下「SPC」(Special Purpose Company) という。）が設立されていない 16 件の中には、PFI 事業部門の区分経理が行われていない事例が 3 件みられる。

ウ 以上のとおり、選定事業者による公共サービスの提供や選定事業者の経営状況に対するモニタリング等が、十分行われているとは必ずしも認め難い状況がみられる。

ア 把握する内容及び手法

基本方針においては、公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、i) 公共施設等の管理者等が、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること、ii) 公共施設等の管理者等が、選定事業者

から定期的に協定等の義務履行に係る事業の実施状況報告の提出を求めることができること、などとされている（基本方針三-2-(3)）。また、モニタリングは、施設の設計、建設、維持管理、運営と各々の段階において行う必要があるが、現行のモニタリングガイドラインは、施設整備完了後、供用又はサービス提供の開始された段階から事業終了までの間のモニタリングに関連する考え方等を整理したものとされている（モニタリングガイドライン-1）。

一般的に、モニタリングの内容としては、i) 報告書等による履行内容の確認、ii) 事実の確認（例えば、測定機器による計測、サンプル抽出による検査、現場での抜き打ち検査、サービスの受益者等からの苦情等の連絡）、などがあるとされている（モニタリングガイドライン二-2）。また、公共施設等の管理者等は、公共サービスの要求水準の確保や事業継続性を担保するため、選定事業者が安定的及び継続的に公共サービスを提供することが可能な財務状況にあることを確認する必要があるなどとされている（モニタリングガイドライン五）。

また、PFI事業の実施に当たっては、事業を担う企業体の法人格上の独立性を確保するためのSPCの設立又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならないとされている（基本方針前文）。

本項目においては、調査対象事業 163 件のうち、公共サービスの提供を行っている 94 件（実地調査を実施した平成 18 年 8 月末日現在。本項目において同じ）におけるモニタリングの実施状況並びに調査対象事業 163 件におけるSPCの設立状況及び区分経理の状況を調査し、公共サービスの質の確保や継続的な提供を行うため、モニタリングが有効に機能しているか、及び公共サービスを安定的かつ継続的に提供するために必要とされる民間事業者の独立性が確保されているかを把握・分析した。

イ 把握した結果

(7) 公共サービスの提供が中断された事例

調査対象事業 163 件のうち、公共サービスの提供を行っている 94 件を調査した結果、図表 4-①及び図表 4-②のとおり、モニタリングが不十分であったことに起因して、公共サービスの提供が中断された事例が 2 件みられる。

図表 4 - ① 特殊な建築物であるにもかかわらず、公共施設等の管理者の
完工確認（モニタリング）が十分でなかったことなどに起因して
施設が損壊し、負傷者が発生した事例

1 事業内容	余熱利用施設の整備・維持管理・運営
2 所在地	宮城県
3 事業期間	16年（設計・建設1年、維持管理・運営15年）
4 事業方式	BOT方式
5 事業類型	サービス購入型
6 総事業費	28億6,881万円
7 民間事業者の選定	平成15年12月
8 サービス開始	平成17年7月
9 事例の概要	<p>① 平成17年8月16日に宮城県沖で発生した地震により、屋内温水プールの吊り天井が落下し、プール室内にいた利用者35名が負傷した。 落下した天井を改修し、営業を再開するまでの約4か月間、屋内プールによる公共サービスの提供が中断した。</p> <p>② ①の原因として、i) 事業者の契約不履行（天井の変位を抑える斜め振れ止めの設置に係る要求水準を満たした工事が行われていなかった）、ii) 特殊な建築物であるにもかかわらず、施設の建設段階における公共施設等の管理者の完工確認（モニタリング）が十分でなかったことなどがあげられる。</p>
	

(注) 国土交通省作成の当該施設に関する天井落下事故調査報告書及び当省の調査結果による。

図表 4 - ② 公共施設等の管理者が選定事業者の過大な需要予測や経営悪化に適切に対応しなかったことなどに起因して、公共サービスの提供が中断された事例

1 事業内容	余熱利用施設の整備・維持管理・運営
2 所在地	福岡県
3 事業期間	16年（設計・建設1年、維持管理・運営15年）
4 事業方式	BOT方式
5 事業類型	混合型
6 総事業費	7億5,719万円
7 PFI事業の選定	平成12年5月
8 民間事業者の選定	平成12年11月
9 開業	平成14年4月
10 事例の概要	<p>① 選定事業者は、事業提案時に施設利用者を年間24万7,000人と見込んでいたが、実績は、平成14年度10万9,000人（見込みの44.1%）、15年度13万3,000人（同53.8%）と、見込みを大幅に下回っている。</p> <p>この結果、SPCの財務状況は悪化し、平成15年度決算において債務超過に陥った。さらに、平成16年3月、SPCの出資者が民事再生手続の適用を申請し、経営支援の継続が困難となった。</p> <p>このため、余熱利用施設は平成16年11月に閉鎖され、17年4月、別の新しいSPCが事業を引き継ぎ、営業を再開するまでの4か月間、公共サービスの提供が中断された。</p> <p>② ①の原因として、次のとおり、公共施設等の管理者において、民間事業者の選定時の事業内容の審査やモニタリングが不十分であったことなどが挙げられる。</p> <p>i) 選定事業者の過大な需要予測に対し、その実現見通しを公共施設等の管理者が客観的に審査しなかったこと。</p> <p>ii) 選定事業者の財務状況をモニタリングする意識が乏しく、選定事業者に財務状況に関する書類の提出を求めていなかった上、選定事業者から経営悪化の報告を受けた後も、融資者が事業に介入するであろうという期待を持ち、公共施設等の管理者が選定事業者の経営悪化に迅速に対応しなかったこと。</p>

(注) 当該公共施設等の管理者等のPFI事業推進委員会が作成した、当該施設の経営破たんに関する調査検討報告書及び当省の調査結果による。

(イ) 事実確認（モニタリング）が実施されていない事例

公共サービスの提供が開始されている事業 94 件について、モニタリングの実施状況を調査した結果、図表 4－③のとおり、公共施設等の管理者等による事実確認（計測、立入検査、満足度調査等）が実施されていないものが 12 件（12.8%）みられる。

図表 4－③ 公共サービスの提供が開始されている事業におけるモニタリングの実施状況

（単位：件、%）

区 分	事業数
S P C から提出された報告書等による履行内容の確認及び事実確認が実施されているもの	82(87.2)
S P C から報告された報告書等による履行内容の確認が実施されているが、事実確認は実施されていないもの	12(12.8)
計	94(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、対象事業 94 件に占める割合。

公共施設等の管理者等による事実確認(モニタリング)が実施されていない事例は、図表4-④のとおりである。

図表4-④ 公共施設等の管理者等による事実確認(モニタリング)が実施されていない事例

1 事業内容	駐車場の整備・維持管理・運営
2 所在地	福井県
3 事業期間	7年
4 事業方式	BOT方式
5 事業類型	独立採算型
6 総事業費	約6,500万円
7 事例の概要	<p>選定事業者は、協定書に基づき、公共施設等の管理者等に対し、月次事業報告書及び年次事業報告書を提出することとされている。</p> <p>しかし、公共施設等の管理者等は、当該施設が市街地にあり、管理者等の職員による日常的な監視が可能で、月次事業報告書及び年次事業報告書の提出を受けることをもって当該施設の管理運営状況が十分に把握できるとして、公共サービスの提供を開始して以来3年間、立入検査等による月次事業報告書等の内容確認は行っていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 民間事業者の経理上の独立性が確保されていない事例

調査対象事業163件のうち、民間事業者を選定済みの事業148件におけるSPCの設立状況をみると、図表4-⑤のとおり、約1割に当たる16件でSPCが設立されていない。

図表4-⑤ 調査対象事業におけるSPCの設立状況

(単位：事業、%)

事項	設立されている	設立されていない	計
事業数	132 (89.2)	16 (10.8)	148 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、対象事業148件に占める割合。

S P Cが設立されていない16件について、P F I事業部門の区分経理の状況を調査した結果、図表4-⑥、図表4-⑦及び図表4-⑧のとおり、区分経理が行われておらず、経理上の独立性が確保されていない事例が3件みられる。

図表4-⑥ 経理上の独立性が確保されていない事例（No.1）

1 事業内容	社会福祉施設設備の整備・維持管理
2 所在地	埼玉県
3 事業期間	13年
4 事業方式	B O T方式
5 事業類型	サービス購入型
6 総事業費	約2億5,000万円
7 事例の概要	<p>当該事業は、エネルギー設備の一部分の改修等を行うもので、事業規模が小さいことなどから、S P Cは設立されていない。</p> <p>公共施設等の管理者等は、J V構成企業4社と事業契約を締結し、4社間では、「コンソーシアム実施覚書」により、事務分担の合意がなされている。</p> <p>しかし、事業の運営は、代表企業の自己資金で行われており、P F I事業部門の区分経理が行われていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-⑦ 経理上の独立性が確保されていない事例 (No. 2)

1 事業内容	駐車場の整備・維持管理・運営
2 所在地	東京都
3 事業期間	11年
4 事業方式	BOT方式
5 事業類型	独立採算型
6 総事業費	約9,440万円
7 事例概要	<p>当該事業は、事業規模が小さいことを理由として、SPCが設立されておらず、代表企業の代表取締役1人が兼務により運営しているが、PFI事業部門の区分経理が行われていない。</p> <p>なお、選定事業者は、コーポレートファイナンスにより、金融機関から資金調達を行っており、代表企業が支出している事業費約4,000万円のうち、2,500万円を金融機関（2機関）から融資されている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 4-⑧ 経理上の独立性が確保されていない事例 (No. 3)

1 事業内容	港湾施設の整備・維持管理・運営
2 所在地	兵庫県
3 事業期間	20年
4 事業方式	BOO方式
5 事業類型	独立採算型
6 総事業費	約1億円（建設費のみ）
7 事例の概要	<p>当該事業は、SPCは設立されておらず、代表企業が選定事業者となっているが、PFI事業部門の区分経理が行われていない。なお、公共施設等の管理者等は、平成17年度以降年1回、選定事業者から同社の決算報告書を手に入れているが、当該報告書が本事業に限定した財務諸表ではないことなどから、選定事業者から施設の維持管理、運営の一部を受託している下請業者の決算報告書と併せて確認している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(5) 民間事業者の創意・工夫の発揮

(要 旨)

ア PFI事業は、民間のノウハウを幅広く活用することにより、低廉かつ良質な公共サービスの提供を実現させるものであり、内閣府は、基本方針及び事業実施プロセスガイドラインを策定し、整備する建築物等の具体的な仕様の特定を必要最小限にとどめる「性能発注」の考え方を採ること、民間事業者の選定に当たっては、民間事業者に質問の機会を与えることや応募者の負担を軽減するように配慮することなどを規定している。

イ 調査対象事業 163 件における発注方式の状況、質問・回答の機会の設定状況及び事業者の提案費用を把握・分析した結果は、以下のとおりである。

(ア) 調査対象事業 163 件のうち、民間事業者を選定済みの 148 件について、採られた発注方式の状況をみると、発注側は性能発注のつもりでも、選定事業者側が、仕様発注と認識し、その創意工夫の発揮が妨げられたとしているものが 15 件（事業者選定済み 148 件の 10.1%）みられる。

(イ) 調査対象事業 163 件すべてにおいて、入札公告から入札までの間、事業者から発注者（公共施設等の管理者等）への質問の機会が複数回付与されている。

しかし、調査対象とした選定事業者のうち、代表企業（注）94 事業者の中には、質問の機会について、「再質問の機会を設ける等質問ができる機会をもっと増やしてほしい。」とする者が 19 事業者（調査対象事業者 94 事業者の 20.2%）、「入札説明書等の公表から質問までの期間が短いのもうすこし時間がほしい。」とする者が同じく 19 事業者（同 20.2%）みられ、「提案書に反映させるため、質問への回答は提案書提出までの期間に余裕を持ってほしい。」とする者が 8 事業者（同 8.5%）みられるなど、質問の機会及び期間に関する意見・要望を有する者がみられる。また、「質問に対する回答があいまい。」とする者が 10 事業者（同 10.6%）、「『募集要項のとおり』とする回答など、質問に対する回答になっていないものがある。」とする者が 6 事業者（同 6.4%）みられるなど、質問に対する公共施設等の管理者等の回答に不満を有する者がみられる。このように、質問・回答の機会は設定されているものの、その機会、期間及び内容（回答方法）が十分ではなく、民間事業者に公共施設等の管理者等の意図が適切に伝わっていない状況がうかがえる。

(ウ) 調査対象事業 163 件のうち、入札のための提案書作成費用を把握できた 107 件について提案書の作成費用をみると、500 万円ごとの価格帯の分布では、501 万円～1,000 万円までが 26 件と最も多く、次いで 500 万円以下が 18 件となっているが、全体の半数を超える 63 件は 1,000 万円を超えており、平均額

は約 3,400 万円に上っている。また、民間事業者を募集済みの事業 140 件の選定事業者のうち、提案書の提出枚数や部数の削減を求める意見を有する者が全体の 33.6%みられるなど、選定事業者が提案費用の高さを憂慮している状況がうかがえる。

ウ 以上のとおり、民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境が、必ずしも十分整備されているとは認め難い状況がうかがえる。

(注)「代表企業」は、調査対象事業 163 件に係る各選定事業者のうち、各事業の S P C (特別目的会社) や応募グループの代表者となっている事業者。「構成企業」は、「代表企業」以外の事業者。

ア 把握する内容及び手法

P F I 事業は、民間のノウハウを幅広く活用することにより、低廉かつ良質な公共サービスの提供を実現させるものである。

このため、内閣府は、基本方針及び事業実施プロセスガイドラインにおいて、民間事業者の創意工夫が極力発揮されるような環境整備を規定しており、その概要は、以下の(ア)ないし(ウ)のとおりである。

(ア) 発注方式

募集に当たっては、民間事業者の創意工夫が極力発揮されるように、会計法令に定める範囲内において、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物等の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめることとされている(基本方針二—1—(5))。また、民間事業者の創意工夫の発揮のためには、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめるという、いわゆる性能発注の考え方を採ることが必要とされている(事業実施プロセスガイドライン4—1—(2))。

(イ) 質問・回答の機会の設定

P F I 事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、民間事業者には質問の機会を与えることとされている(基本方針二—1—(6))。

また、公共施設等の管理者等と応募者の間で考え方のそごを来さないよう可能な限り、複数回の質問・回答の機会を設けることが望ましいとされている(事業実施プロセスガイドライン4—1—(7))。

このほか、「P F I 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」(平成 15 年 3 月 20 日、18 年 11 月 22 日 P F I 関係省庁連絡会議幹事会申合せ)において、発注者と民間事業者の意思疎通を図ることの重要性が示されている。

(ウ) 提案費用

民間事業者の募集、評価・選定に当たっては、応募者の負担を軽減するよう配慮することとされている（事業実施プロセスガイドライン4-1-（1））。また、応募者の負担軽減については、募集の際に明示する評価項目・評価基準以外のもので評価しないことを明記すること、当該提案書について必要とする内容を明確にし、必要以上のものを求めないこと等が有効であると考えられるとされている（事業実施プロセスガイドライン4-1-（5））。

本項目においては、以下の手法により、民間事業者の創意工夫を発揮させる環境が整備されているかを把握・分析した。

- ① 調査対象 163 件に係る公共施設等の管理者及び選定事業者から、発注方式、質問・回答機会の設定、提案費用等について実地調査
- ② 公共法人、地方公共団体、民間事業者へのアンケート調査

イ 把握した結果

(7) 発注方式

調査対象事業 163 件のうち、民間事業者の選定に至っている 148 件について、落札した民間事業者から募集の状況（発注方式）を聴取した結果、図表 5-① のとおり、事業者側が、仕様発注と認識し、その創意工夫の発揮が妨げられたとしているものが 15 件(10.1%)みられる。

図表 5-① 発注方式に対する事業者の認識

(単位：件、%)

区 分		事業数
仕様発注と認識しているもの		15 (10.1)
理 由	細部にわたり仕様が指定されていたため	7 (4.7)
	参考として示されている基準や仕様を満たそうとしたため	3 (2.0)
	特定メーカーの製品仕様にしかない機能を要求水準書において指定しており、実質的に仕様が指定されていたため	2 (1.4)
	運営事業のみの P F I 事業において、P F I の手法によらずに設計・建築された施設に運営をあわせなくてはならないとする条件があり、創意工夫の余地が少なかったため	1 (0.7)
	宿舎について、部屋数や 1 部屋当たりの広さが決められていることで、創意工夫の余地が少なかったため	2 (1.4)
性能発注と認識しているもの		133 (89.9)
計		148 (100.0)

(注) 当省の調査結果による。

事業者の創意工夫の発揮が妨げられている事例は、図表5-②のとおりである。

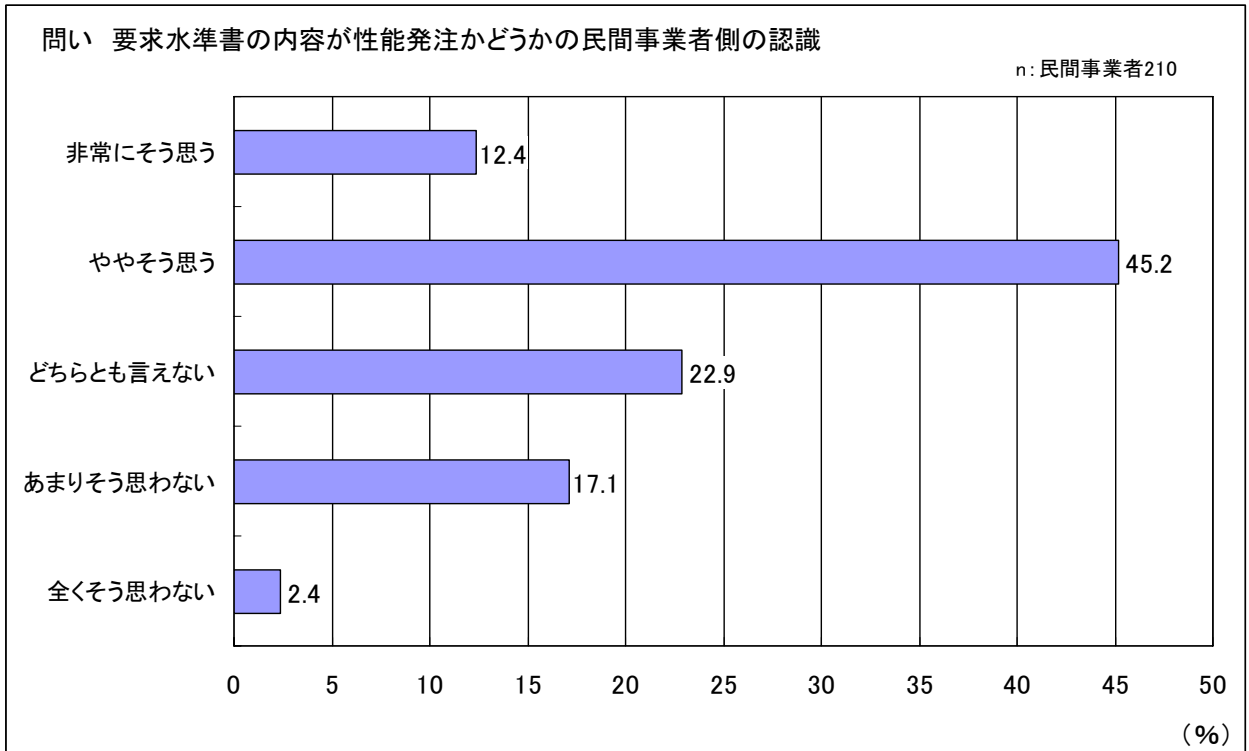
図表5-② 事業者の創意工夫の発揮が妨げられている事例

1 事業内容	斎場の整備・維持管理・運営
2 所在地	北海道
3 事業期間	22年
4 事業方式	BOT方式
5 事業類型	サービス購入型
6 総事業費	185億円
7 事例の概要	<p>発注者は、要求水準書において、施設の設計及び建設・維持管理等について、「①市民福祉の向上、②環境保全対策の充実、③周辺環境との調和、④火葬行政推進への協力、⑤ライフサイクルコスト削減の五つの視点に立って、PFI導入により事業者へ期待したい最低限の水準を示したものであり、当該水準を上回る水準が確保できる場合等には、そのような提案を制限するものではない。」との基本的な考え方の下に作成し、性能発注であるとしている。</p> <p>しかし、要求水準書の記載内容をみると、「施設概要・仕様等」の項目を置き、当該項目には、施設の各室等单位で、詳細な仕様が付与されており、この仕様の中には、一定の要求水準の確保を超えて、各室等の配置や附帯設備の個数等を具体的に拘束し、実質的に民間事業者の自由な設計・施行の余地を減少させるような条件もみられる。</p> <p>このことについて、落札事業者は、当該事業における発注については、諸室の構成（レイアウト及び施設設備の仕様・個数の具体の指示）、火葬炉設備（炉のメーカーの特定）などについて仕様が詳細に規定されているため仕様発注であるとしている。なお、火葬炉については、要求水準書において、特定メーカーの製品にしかない仕様を示したため、要求水準書公表後に他のメーカーからの指摘があってメーカーを特定する記述が削除された。</p>

(注) 当省の調査結果による。

また、民間事業者に対するアンケート結果においても、図表5-③のとおり、要求水準書の内容が性能発注かどうかについて、「全くそう思わない」が2.4%、「あまりそう思わない」が17.1%と、約2割の事業者が性能発注とはとらえていない状況がみられる。

図表5-③ 要求水準書の内容が性能発注かどうかの民間事業者側の認識



(注) 当省のアンケート結果による。

(イ) 質問・回答の機会の設定

調査対象事業 163 件について、質問・回答の機会の設定回数をみると、図表 5-④のとおり、2 回が 82 件(50.3%)と最も多く、次いで 3 回が 71 件(43.6%)となっている。

図表 5-④ 調査対象事業における質問・回答の機会の設定回数
(単位：件、%)

区分	1 回	2 回	3 回	4 回	計
国	0	17	11	1	29
公共法人	0	8	20	0	28
都道府県	0	13	21	7	41
市町村	0	44	19	2	65
計	0	82 (50.3)	71 (43.6)	10 (6.1)	163 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比を示す。

調査対象とした選定事業者のうち、代表企業 94 事業者の中には、質問・回答の機会について、図表 5-⑤のとおり、「再質問の機会を設ける等質問ができる機会をもっと増やしてほしい。」とする者が 19 事業者(調査対象事業者 94 事業者の 20.2%)、「入札説明書等の公表から質問までの期間が短いのもうすこし時間がほしい。」とする者が同じく 19 事業者(同 20.2%)みられ、「提案書に反映させるため、質問への回答は提案書提出までの期間に余裕を持ってしてほしい。」とする者が 8 事業者(同 8.5%)みられるなど、質問の機会及び期間に関する意見・要望がみられる。また、「質問に対する回答があいまい。」とする者が 10 事業者(同 10.6%)、「『募集要項のとおり』とする回答など、質問に対する回答になっていないものがある。」とする者が 6 事業者(同 6.4%)みられるなど、質問に対する公共施設等の管理者等の回答に不満を有するものがみられる。このように、質問・回答の機会は設定されているものの、その機会・期間及び内容が十分ではなく、民間事業者に公共施設等の管理者等の意図が適切に伝わっていない状況がうかがえる。

図表5-⑤ 質問の機会に関する民間事業者の意見・要望

(単位：事業者、%)

意見・要望の要旨	左の意見等を有する事業者数
再質問の機会を設ける等質問ができる機会をもっと増やしてほしい。	19 (20.2)
入札説明書等の公表から質問までの期間が短いのもうすこし時間がほしい。	19 (20.2)
質問に対する回答があいまい(特に事業実施やリスクの考え方)。	10 (10.6)
質問・回答が公開されると会社の手の内情報を公開してしまうことになること等があるため、非公開質問ができる機会がほしい。	10 (10.6)
提案書に反映させるため、質問への回答は、提案書の提出期限より前に余裕を持ってしてほしい。	8 (8.5)
「募集要項のとおり」とする回答など、質問に対する回答になっていないものがある。	6 (6.4)
メール等による質問のやりとりだけでは納得のいく回答が得られない場合がある。	4 (4.3)
公平性の観点から回答は公表すべき。	4 (4.3)
直接対話の機会を設定してほしい。	2 (2.1)
実施方針書に対する主要な質問への回答のほとんどが「入札公告にて回答する」となっていたため、その時点において発注者の意図が読み取りにくかった。	1 (1.1)
回答の際、質問会社名の公表はやめてほしい。	1 (1.1)
同様の質問については、まとめて回答すべき。	1 (1.1)
質問等が多いものについては、それを踏まえて、募集要項や契約書の内容を再検討して、可能であれば内容を変更する柔軟性があってもよいのではないか。	1 (1.1)
実施方針や業務要求水準書の修正内容を公表する場合は、なぜ修正する必要があったのか、どこが修正されたのか等、その修正内容、修正理由が分かるようにしてほしい。	1 (1.1)
調査対象事業者数	94 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 一つの事業者が複数の意見を有している場合があるので、それぞれの意見等を有する事業者数の合計と調査対象事業者数とは一致しない。

3 ()内は、調査対象事業者数に占める当該意見・要望を有する事業者数の割合。

(ウ) 提案費用

調査対象事業 163 件のうち、提案書の作成費用が判明した 107 件について提案書の作成費用をみると、図表 5－⑥及び図表 5－⑦のとおり、500 万円ごとの価格帯の分布では、501～1,000 万円が 26 件と最も多く、次いで 500 万円以下が 18 件となっているが、全体の半数を超える 63 件は 1,000 万円を超えており、平均額は約 3,400 万円に上っている。

図表 5－⑥ 提案書作成に要する民間事業者の費用

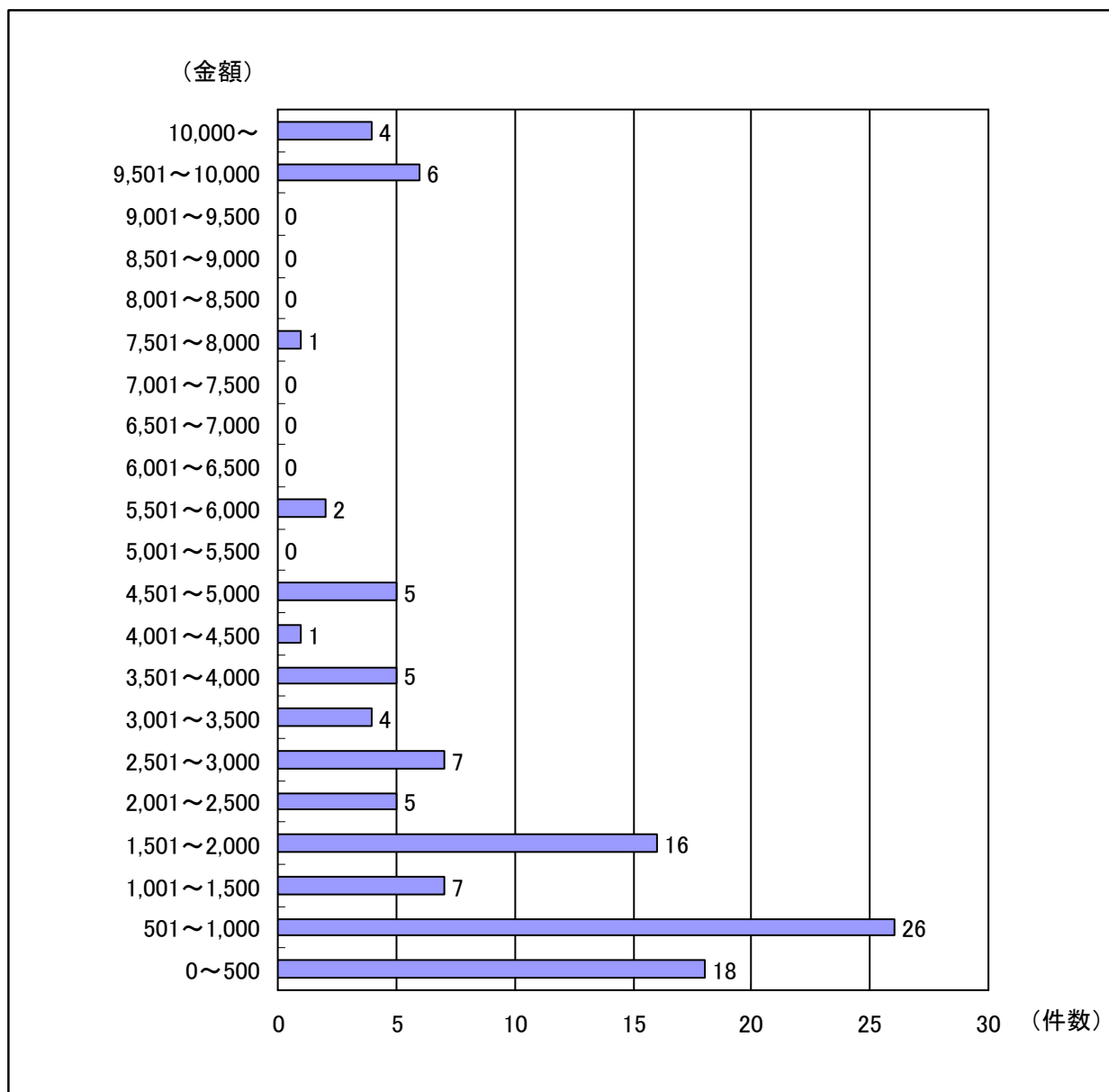
(単位：件、%、千円)

対象事業数	(A)	107
提案費用が 1,000 万円を超える事業数	(B)	63
割合	$(B/A \times 100)$	58.9
提案費用最高額		500,000
提案費用最低額		300
対象事業者の提案費用平均額		34,098

(注) 当省の調査結果による。

図表 5－⑦ 調査対象事業における提案費用（金額）別事業件数

（単位：件、万円）

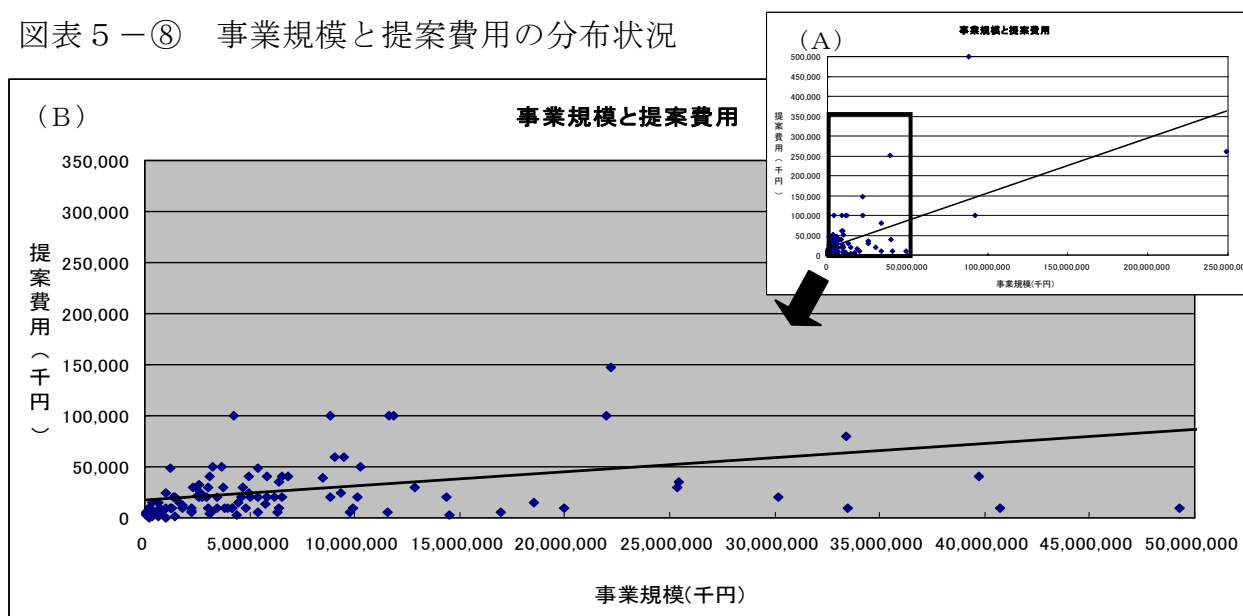


(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象事業 163 件のうち、提案書の作成に要した額が判明した 107 件について作成した。

なお、事業規模と提案費用との関連は、図表 5－⑧のとおり、事業規模が大きくなると、提案費用も高くなる傾向がみられる。

図表 5－⑧ 事業規模と提案費用の分布状況



(注) 1 当省の調査結果による。

2 図表 (B) は、図表 (A) のうち事業規模が 500 億円未満の部分拡大したものである。

提案に係る負担軽減については、図表 5－⑨のとおり、民間事業者を募集済みの 140 件の事業者のうち、提案書の提出枚数や部数の削減を求める意見を有する者が全体の 33.6%に上っている。

図表 5－⑨ 提案に係る負担軽減についての意見・要望

(単位：事業者、%)

意見・要望の内容	左の意見等を有する事業者数
提案書の提出部数、提案書の提出枚数等を削減してほしい	47 (33.6)
提案書の記載内容を簡素化してほしい	15 (10.7)
提案書を様式化してほしい	12 (8.6)
入札公告から提案書を提出するまでの期間を延ばしてほしい	9 (6.4)
提案書の作成にかかる経費の補助をしてほしい	6 (4.3)
その他	11 (7.9)
特に意見なし	43 (30.7)
調査対象事業者数	140 (100.0)

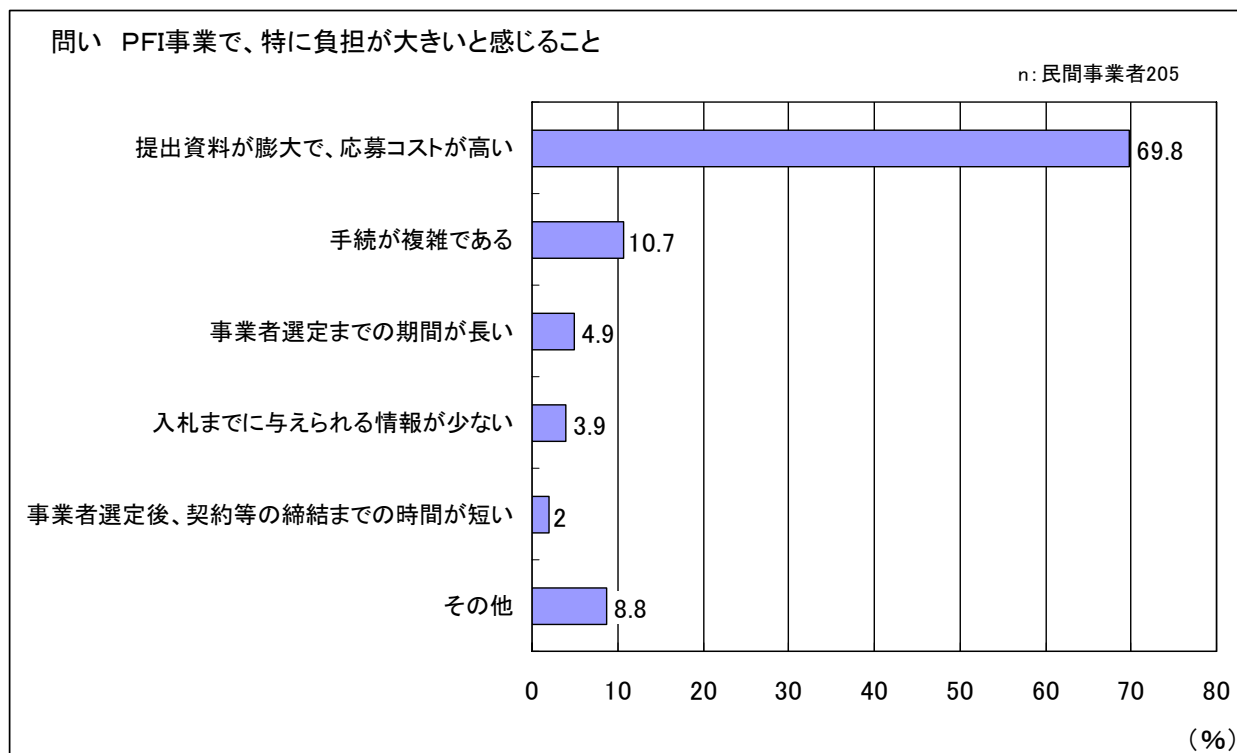
(注) 1 当省の調査結果による。

2 一つの事業者が複数の意見を有している場合があるので、それぞれの意見等を有する事業者数の合計と調査対象事業者数とは一致しない。

3 ()内は、調査対象事業者数に占める当該意見・要望を有する事業者数の割合。

また、アンケート結果においても、民間事業者がPFI事業について負担が最も大きいと感じているのは、「提出資料が膨大で、応募コストが高い」で、回答があった事業者の69.8%を占めており、2番目に多かった「手続きが複雑である」の10.7%を大きく引き離しており、民間事業者が提案費用の高さを憂慮している状況がうかがえる。

図表5-⑩ PFI事業で、特に負担が大きいと感じること



(注) 当省のアンケート結果による。

このように、事業者が提案費用の高さを憂慮している状況があり、中には、落札できなかった場合に膨大な提案費用が無駄になるため、応募を見送るケースもあるとしていることから、仮に、提案費用が引き下げられれば、応札件数が増加することが考えられる。

調査対象事業 163 件のうち、民間事業者を選定済みの 120 件について、応札件数別 VFM 率の分布状況をみると、図表 5-⑪のとおり、応札件数が「1 件」の場合、VFM 率 20%以上の事業は皆無で、VFM 率の平均値も他の応札件数の半分以下に過ぎない。一方、VFM 率の平均値が最も高いのは「5 件」で 32.6%、次いで、「9 件」が 29.8%、「7 件」が 28.6%、「8 件」が 26.2%などとなっており、応札件数が比較的多い方が VFM 率も比較的高くなる傾向がある。

図表 5-⑪ 応札件数別 VFM 率の分布状況（民間事業者選定時）

（単位：件、%）

応札件数 VFM率	1 件	2 件	3 件	4 件	5 件	6 件	7 件	8 件	9 件	10 件以上
10%未満	9(47.4)	0(0.0)	2(11.1)	2(11.1)	1(5.6)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
10%以上 20%未満	10(52.6)	6(40.0)	5(27.8)	1(5.6)	3(16.7)	3(30.0)	2(22.2)	1(14.3)	1(33.3)	1(33.3)
20%以上 30%未満	0(0.0)	3(20.0)	4(22.2)	10(55.6)	4(22.2)	4(40.0)	2(22.2)	4(57.1)	0(0.0)	1(33.3)
30%以上 40%未満	0(0.0)	4(26.7)	6(33.3)	5(27.8)	3(16.7)	2(20.0)	4(44.4)	1(14.3)	2(66.7)	1(33.3)
40%以上 50%未満	0(0.0)	2(13.3)	0(0.0)	0(0.0)	6(33.3)	1(10.0)	1(11.1)	1(14.3)	0(0.0)	0(0.0)
50%以上	0(0.0)	0(0.0)	1(5.6)	0(0.0)	1(5.6)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
事業 合計	19(100.0)	15(100.0)	18(100.0)	18(100.0)	18(100.0)	10(100.0)	9(100.0)	7(100.0)	3(100.0)	3(100.0)
VFM率 平均値	9.9%	25.5%	24.3%	25.1%	32.6%	26.1%	28.6%	26.2%	29.8%	24.8%

（注） 当省の調査結果による。

また、比較的提案費用が高い大規模事業（注）について、例えば、事業規模100億円以上の29件をみると、図表5－⑫のとおり、VFM率が106件（調査対象事業163件のうち、民間事業者選定時のVFM率が判明した事業）の平均である20.3%よりも低い10件の応札件数は、平均2.7件である。一方、VFM率が20.3%よりも高い19件の応札件数は、平均4.5件となっている。仮に、提案費用が引き下げられ、応札件数が増加すれば、VFM率が高くなり、更なる公的財政負担の軽減効果が期待できる。

- （注）① 事業規模100億円以上の29件のうち、提案費用が判明している23件の提案費用平均額：約7,800万円
- ② 調査対象事業163件のうち、提案費用が判明している107件の提案費用平均額：約3,400万円

図表5－⑫

事業規模100億円以上のVFM率と応札件数の状況（民間事業者選定時）

（単位：％、件）

区 分	VFM率 (平均)	応札件数 (平均)
VFM率が平均よりも低い事業(10件)	10.3	2.7
VFM率が平均よりも高い事業(19件)	29.7	4.5
民間事業者選定時のVFM率が判明した事業 (106件)	20.3	4.1

（注）当省の調査結果による。

第4 評価の結果及び勧告

1 評価の結果

- (1) 我が国のPFI事業は、事業が終了したものが平成19年3月末現在で1件しかなく、PFI事業のライフサイクルを通じた公共サービスの提供量やその水準、公的財政負担の縮減状況を把握・測定することが困難な状況の中、現段階で把握可能な指標として、特定事業の選定時及び民間事業者の選定時のVFMの算出値があり、その分析検討により、PFI事業の効果の一端について評価することができ、それが現実的な手法であると考えられる。

しかし、当省の調査対象事業163件のうち、VFMの算出時におけるコスト削減効果の設定根拠が明示されているものがわずかであること、民間事業者選定時のVFMを算出していないものがあることなどから、これらの事業のVFMによる公的財政負担の縮減状況を総体として正確に把握することは困難な状況にある。

- (2) このような状況において、PFI事業全体の実施状況、公共施設等の管理者等や民間事業者に対するアンケート結果、PFI事業の各実施段階における個別事例などを分析した。

この結果、当省の調査対象事業163件をみると、個別事業においては、既に事業が終了した1件で、約3,218万円、約6.7%の公的財政負担の縮減効果があったものとみられ、また、民間の創意工夫をいかして、効率的・効果的な施設の整備・運営が行われ、一定水準の行政サービスが提供されている事例がみられる。さらに、調査対象事業163件のうち、VFMの額及びVFM率の見込みが判明した106件（事業が終了した1件を含む。）の合計で約2,726億円、約20.3%の公的財政負担の縮減状況（額及び率）があるものとされていることなどから、今後、PFI事業が適切に推進されれば、相当の効果が発現するものと考えられる。

このような効果が見込まれるPFI事業の現況をみると、①公共事業全体からみるとわずかであり、年度ごとの実施方針の策定件数も近年増加していないこと、②事業実施地域をみると、47都道府県のうち6県で事業実績がなく、事業実施施設についても、道路、鉄道、河川などの社会資本整備はほとんどみられないこと、③PFI事業の範囲を大幅に縮小し、公共施設等の管理者が資産を保有することとなった事例があること、④アンケート結果において、いまだ、多くの公共法人、地方公共団体でPFI事業の実施の検討が進んでいないことやPFIに関する実務的な情報の提供を求める声が多いことなどから、PFI事業の促進により更に効果を発現する余地があることが認められる。

しかし、PFI事業の各実施段階において、以下のとおりの問題・課題が認

められ、その解消が必要となっている。

- ① P F I 事業において重要となる V F M については、公共施設等の管理者等が、知識・ノウハウを有していないため、事業実施主体として V F M の算出を主体的に行うことが困難な状況にあること、また、特定事業選定時の P S C 及び P F I の L C C を公表しているものがわずかであること、コストの削減率や割引率の根拠が不明確であること、民間事業者の選定時の V F M に関する情報が全く公表されていないものがあることなど、客観性及び透明性が確保されているとは認め難い状況になっている。

このような状況がみられる原因として、公共施設等の管理者等における V F M 算出方法についての認識不足があるが、現行の V F M ガイドラインは、V F M 算出の実務を行い得るような具体性がないため、支援方策として十分に機能していないことが考えられる。また、コストの削減率や割引率の設定など V F M の算出根拠について、公表に関する具体的な規定がないことなどから、公共施設等の管理者等においても、その必要性の認識があまりないことが考えられる。

- ② P F I 事業を行う上でのリスク分担に当たって、官民双方がリスクの設定に苦慮している状況がみられる。

このような状況がみられる原因として、官民双方ともリスク分担についての認識不足があるが、現行のリスク分担ガイドラインにおいては、リスク分担の設定の実務を行い得るような指針や具体例が示されていないため、支援方策として十分に機能していないことが考えられる。

- ③ 公共施設等の管理者等による民間事業者の事業の実施状況や経営状況の確認・対応などのモニタリングが、十分に行われているとは必ずしも認め難い状況がみられる。

このような状況がみられる原因として、公共施設等の管理者等におけるモニタリングの重要性についての認識不足があるが、現行のモニタリングガイドラインにおいては、建設・設計段階におけるモニタリング事項については示されておらず、また、モニタリングの実務を行い得るような具体例が示されていないことなどから、支援方策として十分に機能していないことが考えられる。

- ④ 民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境が、必ずしも十分整備されているとは認め難い状況がうかがえる。

このような状況がみられる原因として、公共施設等の管理者等において、民間事業者の創意工夫の発揮を求めるための「性能発注」や「質問の機会」についての認識不足があるが、現行の基本方針やプロセスガイドラインにお

いては、「性能発注」、「質問の機会」など民間事業者の募集及び選定に関する実務の具体的な方法が示されていないため、支援方策として十分に機能していないことが考えられる。また、現行のプロセスガイドラインでは、応募者の負担を軽減するよう配慮することが示されているが、具体的に提案に係る負担軽減を促す記載はないため、公共施設等の管理者等において負担軽減に関する意識が低いことが考えられる。

2 勧告

内閣府は、P F I 事業を効率的かつ効果的に推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① V F M算出の客観性及び透明性を確保するため、次の事項を実施すること。
 - i 公共施設等の管理者等におけるV F Mの適切な算出が推進されるよう、
 - i) V F M算出の具体的な方法を示すなどガイドラインを充実させること、
 - ii) V F M算出に係る事例を蓄積し、情報提供すること、
 - iii) コンサルタントへの委託の可否を検討する際にV F Mを試算することや、コンサルタントが算出したV F Mをチェックすることができる知識を習得できる研修を開催することなど、V F M算出に係る支援方策を充実させること。
 - ii 特定事業の選定時においては、P S C、P F IのL C C、割引率等V F Mの算出過程や算出方法を公表することについて、当面V F Mガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。また、民間事業者の選定時においては、選定事業者が決定された後、当該選定事業者の事業計画に基づくV F Mが算出されるとともに、その算出方法を含め公表することについて、当面V F Mガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。
 - iii 独立採算型P F I事業の選定のための評価における需要予測及び収益性の積算に資する事例を蓄積し、情報提供すること。
- ② リスク分担が円滑に行われ、適切なリスク管理が行われるようにするため、リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例を蓄積し、情報提供すること。また、事例蓄積を通じて、リスク分担及びリスク管理などリスクマネジメントを行う際に実務上必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。
- ③ 施設の設計・建設段階でのモニタリング事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。また、SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。さらに、モニタリングの具

体的な方法に関する事例を蓄積し、情報提供すること。

- ④ 民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境を整備し、PFI事業として適切な審査を行うため、次の事項を実施すること。
 - i 要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方に関する事項をより明確にするため、これを具体的にガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。
 - ii 募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会及び期間の設定を公共施設等の管理者等が行うべきことについて、関係省庁連絡会議幹事会申合せの趣旨の周知を徹底するとともに、その具体的な手順を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。
 - iii 提案項目の絞り込み、要求水準の明確化、提案様式の標準化など提案に係る負担軽減策を講ずること。
 - iv 民間事業者から創意工夫が発揮された提案を引き出したり、民間事業者の提案費用に係る負担を軽減したりするために、公共施設等の管理者等が工夫した事例を蓄積し、情報提供すること。

關係資料編

関係資料編目次

資料1	「P F I 事業に関するアンケート」結果報告書	107
資料2	政策評価・独立行政法人評価委員会について	211
資料3	「P F I 事業に関する政策評価」に係る研究会について	212
資料4	P F I 法の概要	213
資料5	指定管理者制度について	214
資料6	用語の解説	215
資料7	平成19年3月末までに実施方針を公表した266事業	217

目 次

第1 PFI事業に関するアンケートの概要

1 アンケートの目的	112
2 アンケートの客体	112
3 アンケートの種類	113
4 アンケートの方法	113
5 アンケートの実施時期	113

第2 アンケート結果要旨

1-1 これまでにPFI事業にどのように取り組んでいるか。	114
1-2 PFI事業の実施の検討を行っていない理由は何か。	115
2-1 PFIの導入により、事業の拡大が見込めるかどうか。	116
2-2 PFIの導入により、事業が拡大すると思わない理由は何か。	117
3 PFIに最も期待するメリットは何か。	118
4-1 どのような場合にPFIの実施を検討するのか。	119
4-2 PFI事業を検討した結果、PFI事業の実施を断念した理由は何か。	120
5 PFI事業で整備を行っている分野は何か。	121
6 民間事業者の資金、経営能力及び技術能力を活用することにより、公共施設等の整備を行うことが適切と考えられる分野は何か。	122
7-1 VFM (Value For Money) の算出は、どのような体制で実施したのか。	123
7-2 VFMの算出に当たり、参考にした資料等は何か。	123
8-1 落札者の決定後、契約書等の内容が入札時のものから変化はあったのか。	124
8-2 落札者の決定後、契約書等の内容が入札時のものから変更された理由は何か。	124
9-1 どのような情報に基づいてリスク分担を設定しているのか。	125
9-2 リスク分担の設定時に相手との意見の相違はなかったか。	125
9-3 リスク分担設定時の意見の相違の内容は、どのようなものか。	126
9-4 リスクを公共施設等の管理者等と民間事業者の両方で負担している項目があるか。	126

9-5	両方でリスクを負担することとなった理由	127
10	施設利用者の安全確保の責任は、公共施設等の管理者等と民間事業者のどちらが負っているのか。	128
11-1	公共施設等の管理者等と金融機関との間で直接協定 (Direct Agreement) は締結されているか。	128
11-2	直接協定 (Direct Agreement) の内容は十分なものとなっているか。	129
11-3	直接協定 (Direct Agreement) の内容で不十分なのはどのような点か。	130
12	S P Cの事業が行き詰まった場合に講ずる措置はどのようなものか。	131
13-1	国が講じているP F Iへの支援措置は十分か。	132
13-2	支援措置が十分でないとする理由は何か。	132
14-1	P F Iの推進に有効と考えられる施策は何か。	133
14-2	P F Iに関する実務的な情報とノウハウの蓄積・提供で特に必要なものは何か。	134
14-3	特に充実が必要なガイドラインは何か。	135
15	民間事業者の募集から入札までの応札期間についてどう思うか。	136
16	発注者からの要求水準書の内容は性能発注と言えるか。	136
17-1	民間事業者に対する発注者からの情報提供は十分か。	137
17-2	民間事業者に対する質問の機会は十分に与えられていたか。	137
17-3	質問に対する発注者側の回答は十分か。	138
18	P F I事業について、特に負担が大きいと感じていることは何か。	138
第3	P F I事業に関するアンケート(集計票)	139

第1 PFI事業に関するアンケートの概要

1 アンケートの目的

「PFI事業に関する政策評価」の一環として、多岐にわたるPFI関係者の意識と取組状況を把握するために実施

2 アンケートの客体

(1) 対象機関等

ア 公共法人 233 法人

- ・全特殊法人 38 (平成18年4月1日現在)
- ・全独立行政法人 104 (平成18年4月1日現在)
- ・国立大学法人・大学共同利用機関法人 91 (平成18年1月末現在)

イ 地方公共団体 1,867 団体

- ・全都道府県 47 (平成18年4月1日現在)
- ・全市町村 1,820 (平成18年4月1日現在)

ウ 民間事業者 4,410 社

全産業のうち建設業及び建築設計業を重点対象とした。

- ・建設業者 2,100
(28万3,784社のうち、資本金が「3,000万円以上5,000万円未満」、
「5,000万円以上3億円未満」及び「3億円以上」の事業者について、
各区分から70社を無作為抽出)
- ・建築設計業者 210
(1万8,988社のうち、従業員区分が「30人以上50人未満」、「50
人以上100人未満」及び「100人以上」の事業者について、各区分
から70社を無作為抽出)
- ・建設業者及び建築設計業者以外の事業者 (ただし、サービス業を除く) 2,100
(122万6,844社のうち資本金が「3,000万円以上5,000万円未満」、
「5,000万円以上3億円未満」及び「3億円以上」の事業者について、
各区分から70社を無作為抽出)

エ 金融機関 741 社

- ・全銀行業者 149 (平成16年6月1日現在)
- ・全信用金庫 293 (平成18年4月1日現在)
- ・全生命保険業者・損害保険業者 299 (平成16年6月1日現在)

オ PFI施設の利用者 2,634人

- ・ 公共サービスの提供が開始されている53施設2,634人（調査した施設：教育文化施設（大学、小・中学校、図書館等）、社会福祉施設（ケアハウス）、公営住宅、宿舍等）

（2）有効回答数

ア 公共法人168法人（72.1%）（特殊法人22、独立行政法人79、国立大学法人・大学共同利用機関法人65、不詳2）

イ 地方公共団体1,502団体（80.4%）（都道府県46、市町村1,401、不詳55）

ウ 民間事業者1,827社（41.4%）（建設業者865、建築設計業者106、建設業者及び建築設計業者以外の事業者631、不詳225）

エ 金融機関389社（52.5%）（銀行業者95、信用金庫245、生命保険業者・損害保険業者36、不詳13）

オ PFI施設利用者2,634人

3 アンケートの種類

- ・ PFI事業に関する公共法人アンケート
- ・ PFI事業に関する地方公共団体アンケート
- ・ PFI事業に関する民間事業者アンケート
- ・ PFI事業に関する金融機関アンケート
- ・ PFI事業に関する利用者アンケート

4 アンケートの方法

（1）郵送（自計申告方式）

アンケートの配付と回収を行政評価局が行い、アンケートへの記入をアンケート対象者が自ら行う方法で、「PFI事業に関する公共法人アンケート」、「PFI事業に関する地方公共団体アンケート」、「PFI事業に関する民間事業者アンケート」及び「PFI事業に関する金融機関アンケート」に適用した。

（2）面接（他計申告方式）

行政評価局の職員が、施設利用者と面接し、調査の趣旨、記入内容などを説明し、アンケート内容について質問し、アンケート対象者からの回答を記入する方法で、「PFI事業に関する利用者アンケート」に適用した。

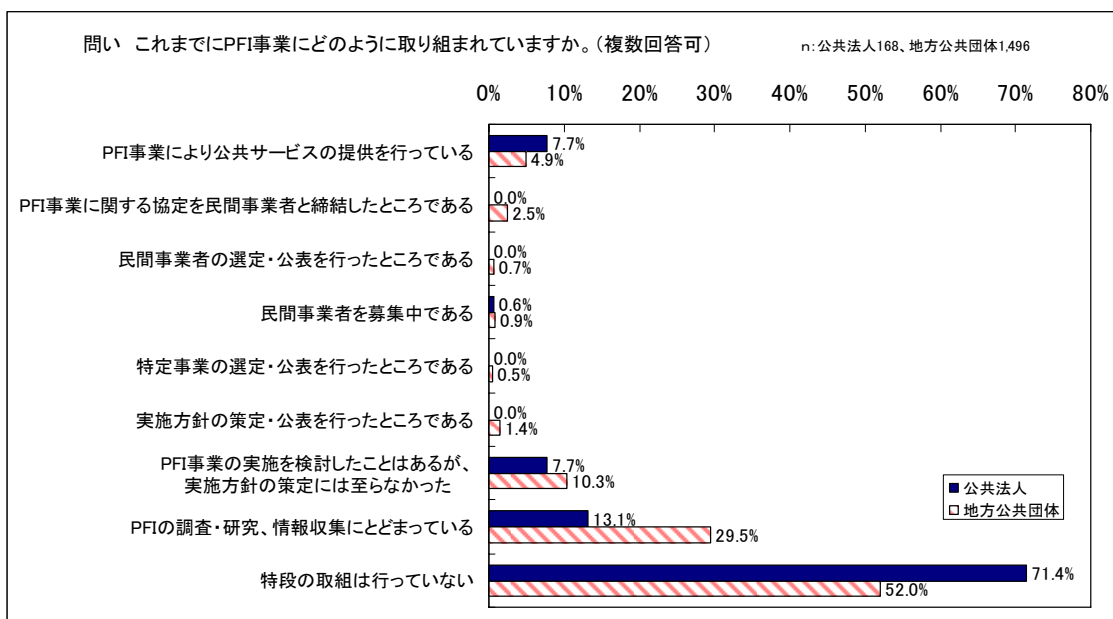
5 アンケートの実施時期

平成18年4月上旬から6月下旬

第2 アンケート結果要旨

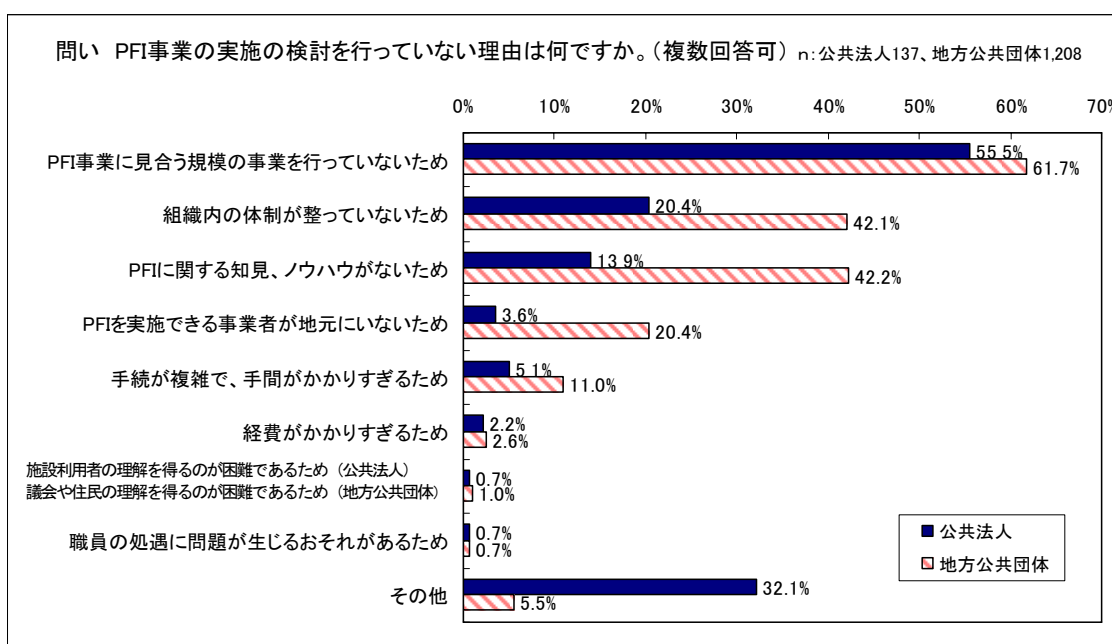
1-1 これまでにPFI事業にどのように取り組んでいるか。(公共法人、地方公共団体)

PFI事業の発注者となる公共法人及び地方公共団体に対し、これまでのPFI事業への取組状況を尋ねた結果、「特段の取組は行っていない」が、公共法人で71.4%、地方公共団体で52.0%、また「PFIの調査・研究、情報収集にとどまっている」が、公共法人で13.1%、地方公共団体で29.5%となっている。



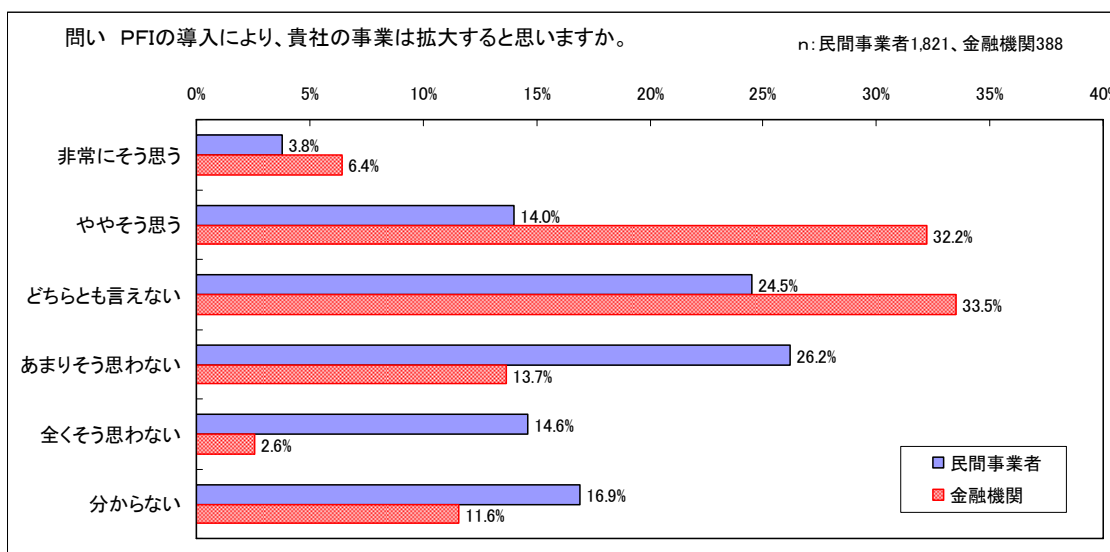
1-2 PFI事業の実施の検討を行っていない理由は何か。(公共法人、地方公共団体)

1-1において「特段の取組を行っていない」又は「PFIの調査・研究、情報収集にとどまっている」とした公共法人及び地方公共団体に対し、その理由を尋ねた結果、両者とも「PFI事業に見合う規模の事業を行っていないため」が最も多く、公共法人で55.5%、地方公共団体で61.7%となっている。



2-1 PFIの導入により、事業の拡大が見込めるかどうか。(民間事業者、金融機関)

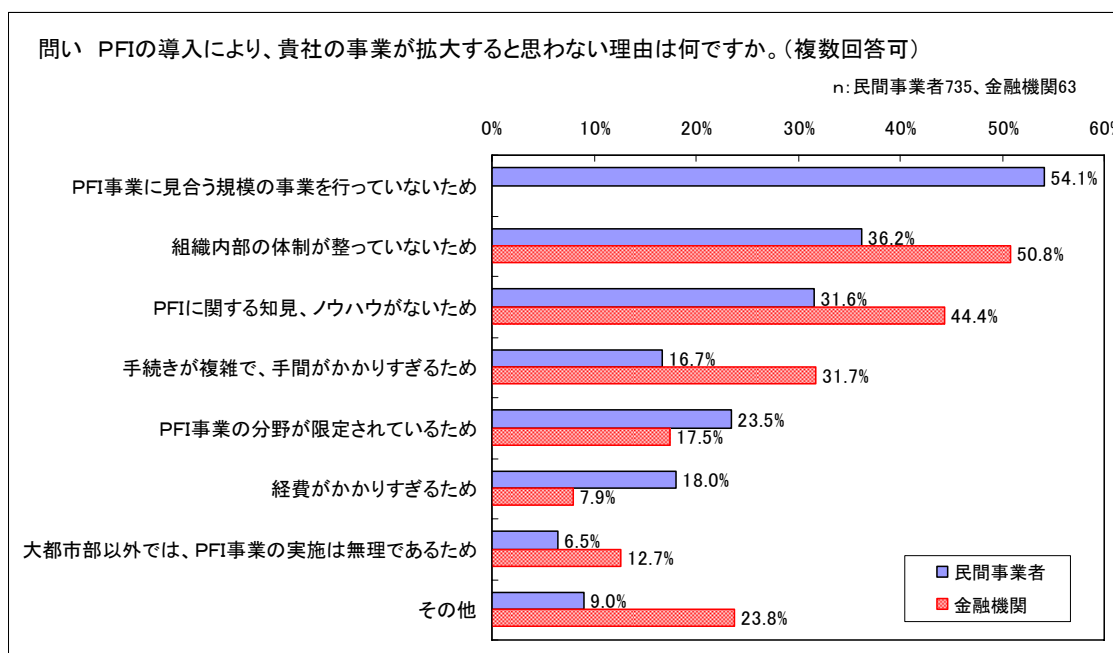
PFI事業の受注者となる民間事業者及び事業への融資等を実施する金融機関に対し、PFIが導入されたことによって自社の事業の拡大が見込めるかを尋ねた結果、「非常にそう思う」及び「ややそう思う」を合わせて拡大が見込めるとしたものが、民間事業者で17.8%、金融機関で38.6%となっている。一方、「あまりそう思わない」及び「全くそう思わない」を合わせて拡大が見込めないとしたものが、民間事業者で40.8%、金融機関で16.3%となっている。



2-2 PFIの導入により、事業が拡大すると思わない理由は何か。

(民間事業者、金融機関)

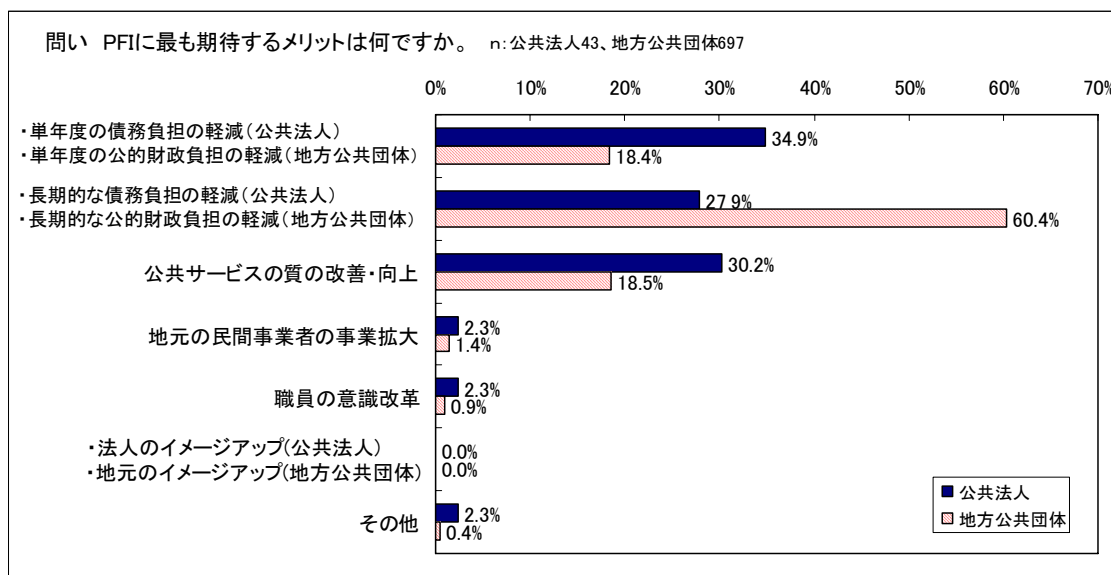
2-1において「あまりそう思わない」又は「全くそう思わない」とした民間事業者及び金融機関に対し、その理由を尋ねた結果、民間事業者では「PFI事業に見合う規模の事業を行っていないため」が54.1%となっている。また、金融機関では「組織内部の体制が整っていないため」が50.8%となっている。



(注) 「PFI事業に見合う規模の事業を行っていないため」は、民間事業者アンケートだけに設定した選択肢である。

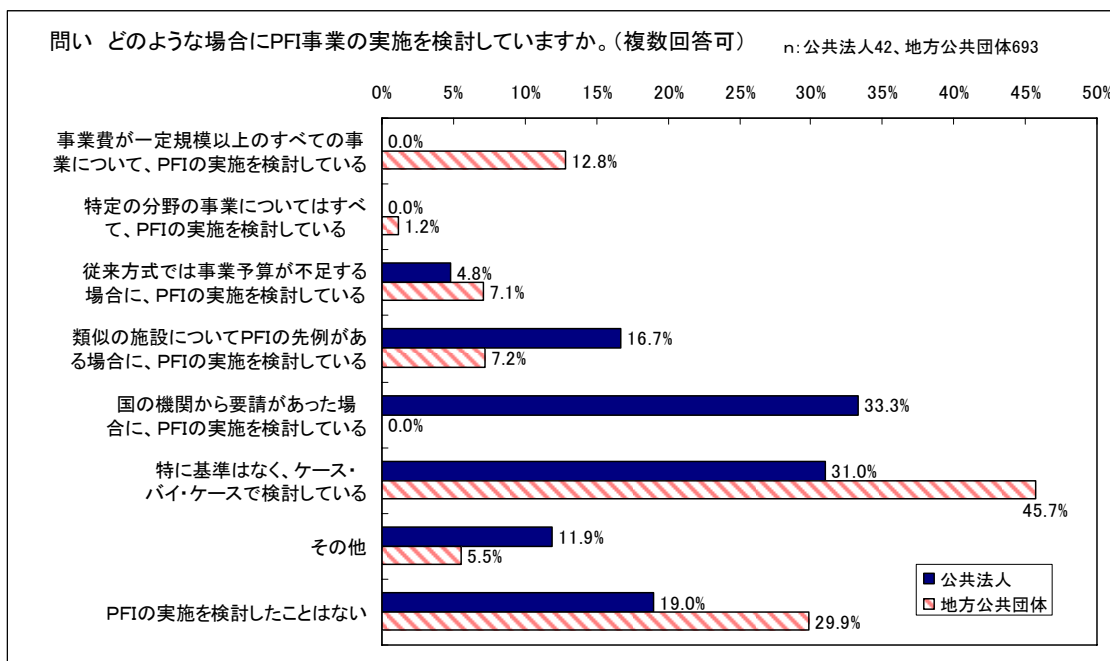
3 PFIに最も期待するメリットは何か。(公共法人、地方公共団体)

公共法人及び地方公共団体に対し、PFIに最も期待するメリットについて尋ねた結果、公共法人では「単年度の債務負担の軽減」が34.9%となっており、地方公共団体では「長期的な公的財政負担の軽減」が60.4%となっている。



4-1 どのような場合にPFIの実施を検討するのか。(公共法人、地方公共団体)

公共法人及び地方公共団体に対し、どのような場合にPFIの実施を検討するのかを尋ねた結果、公共法人では「国の機関からの要請があった場合」が33.3%となっており、地方公共団体では「特に基準はなく、ケース・バイ・ケースで検討している」が45.7%となっている。

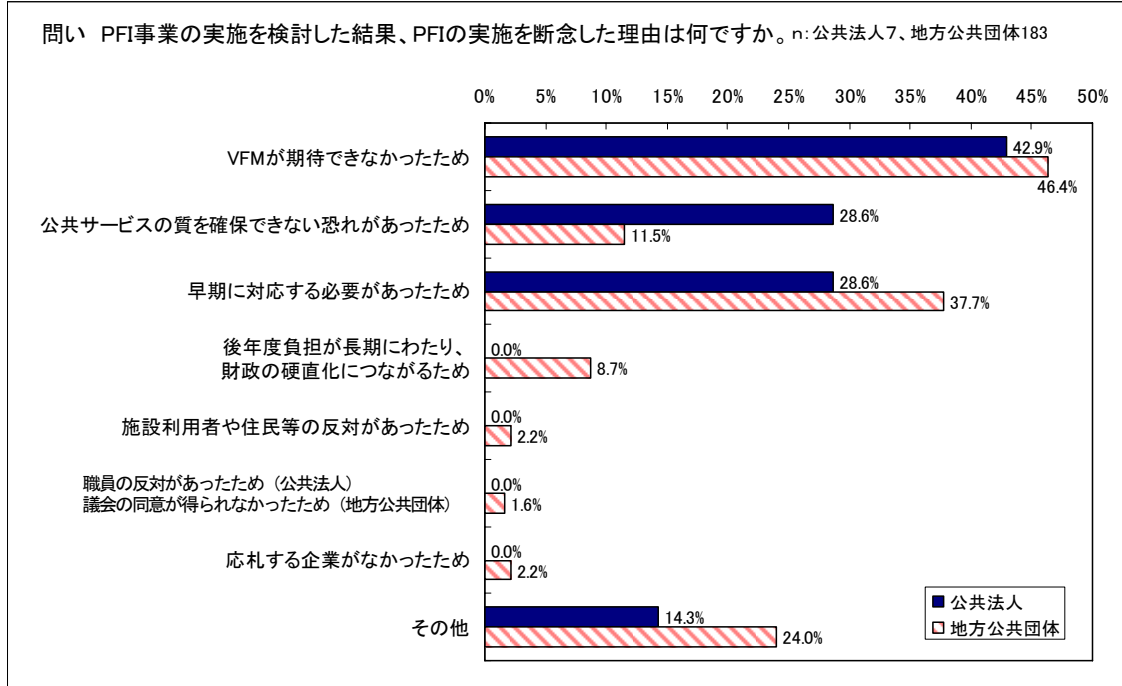


(注) 1-1で「特段の取組は行っていない」とした回答者は除いている。

4-2 PFI事業を検討した結果、PFI事業の実施を断念した理由は何か。

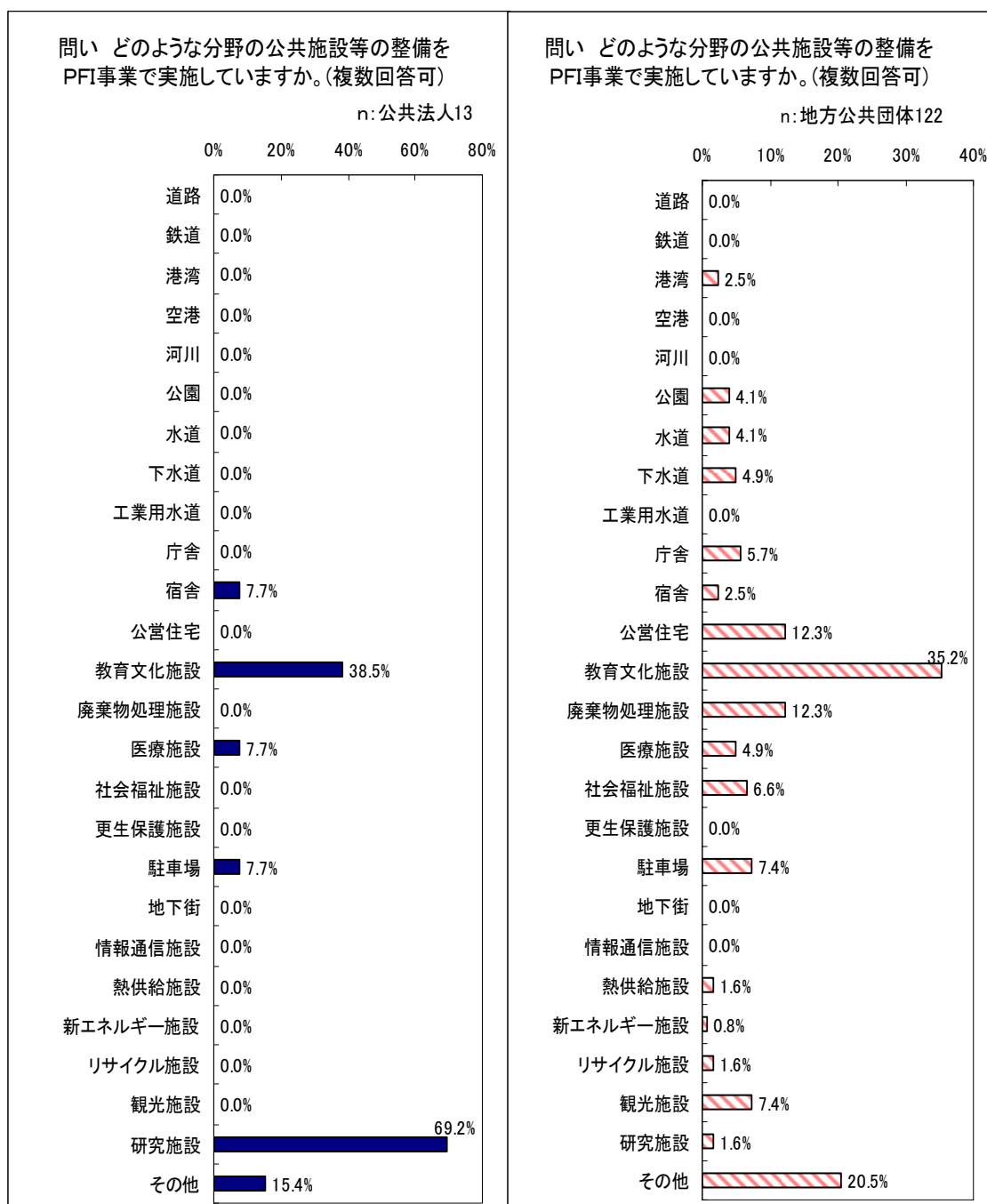
(公共法人、地方公共団体)

公共法人及び地方公共団体のうち、PFI事業の検討を行った結果、PFI以外の手法を選択したことがあるとした者に対し、PFI事業の実施を断念した理由を尋ねた結果、両者とも、「VFMが期待できなかったため」が最も多く、公共法人が42.9%、地方公共団体が46.4%となっている。



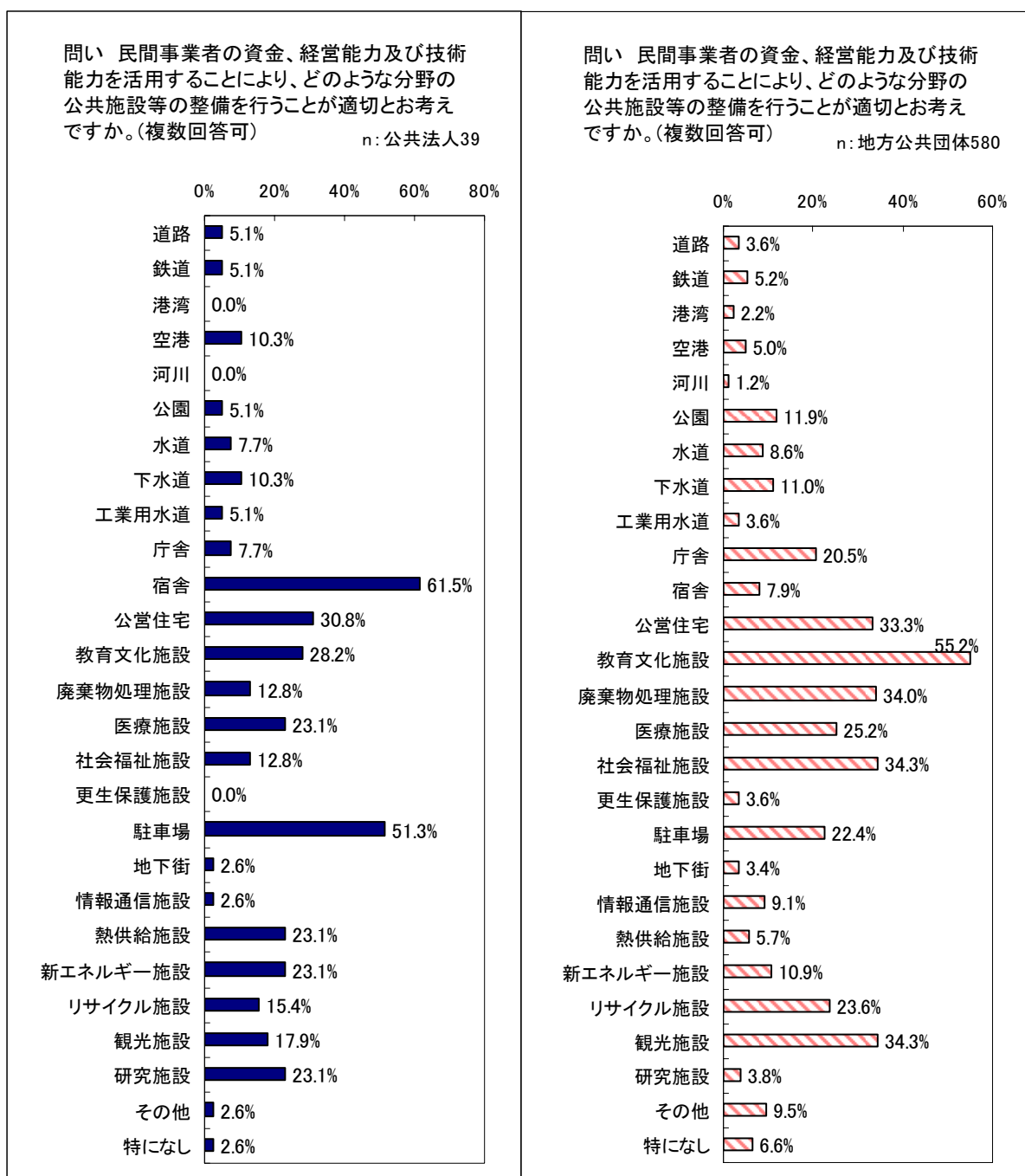
5 PFI事業で整備を行っている分野は何か。(公共法人、地方公共団体)

公共法人及び地方公共団体に対し、PFI事業で整備を行っている施設分野について尋ねた結果、公共法人では「研究施設」が最も多く69.2%となっており、地方公共団体では「教育文化施設」が最も多く35.2%となっている。



6 民間事業者の資金、経営能力及び技術能力を活用することにより、公共施設等の整備を行うことが適切と考えられる分野は何か。(公共法人、地方公共団体)

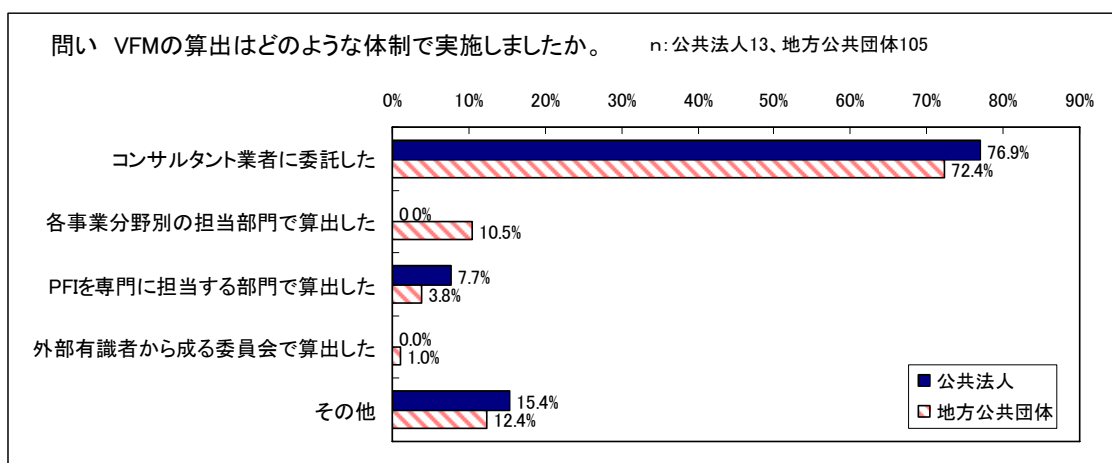
民間事業者の資金、経営能力及び技術能力を活用することにより、公共施設等の整備を行うことが適切と考えられる分野について尋ねた結果、公共法人では「宿舎」が最も多く 61.5% となっており、次いで「駐車場」が 51.3% などとなっている。また、地方公共団体では、「教育文化施設」が最も多く 55.2% となっており、次いで「社会福祉施設」及び「観光施設」が 34.3% などとなっている。



7-1 VFM (Value For Money) の算出は、どのような体制で実施したのか。

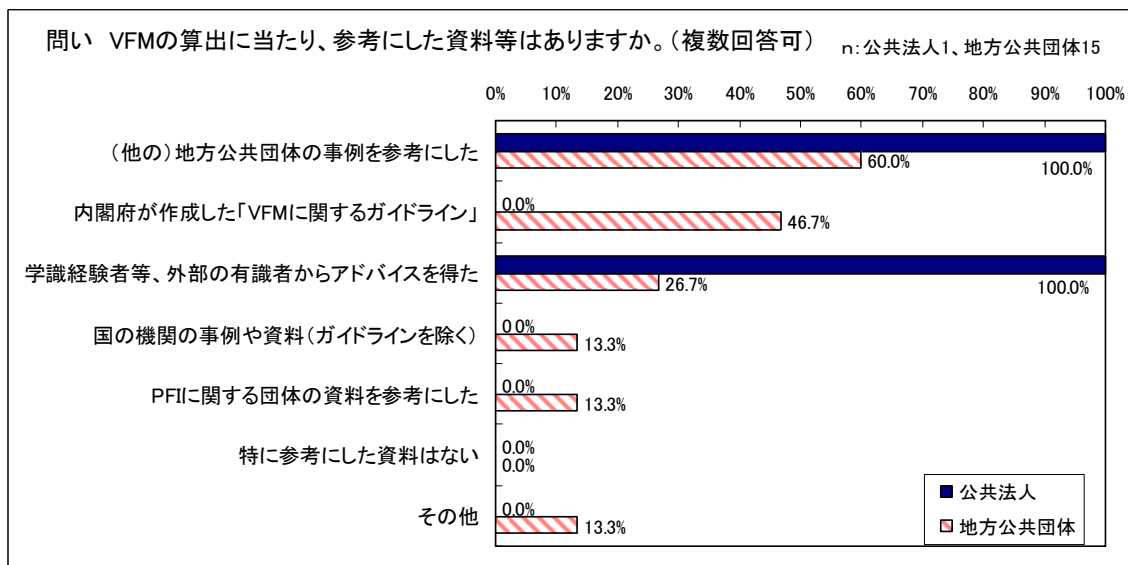
(公共法人、地方公共団体)

公共法人及び地方公共団体に対し、VFMの算出はどのような体制で行ったのかを尋ねた結果、両者とも「コンサルタント業者に委託した」が最も多く、公共法人で76.9%、地方公共団体で72.4%となっている。



7-2 VFMの算出に当たり、参考にした資料等は何か。(公共法人、地方公共団体)

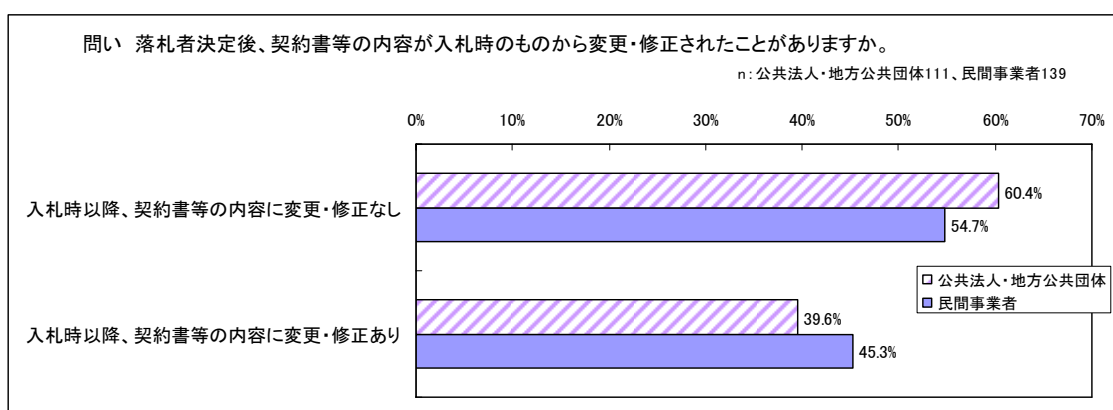
7-1において「各事業分野別の担当部門で算出した」又は「PFIを専門に担当する部門で算出した」とした公共法人及び地方公共団体に対し、VFMの算出に当たり参考にした資料について尋ねた結果、公共法人では「地方公共団体の事例を参考にした」と「学識経験者等、外部の有識者からアドバイスを得た」と回答があり、地方公共団体では、「他の地方公共団体の事例を参考にした」が60.0%となっており、次いで「内閣府が作成した『VFMに関するガイドライン』」が46.7%などとなっている。



8-1 落札者の決定後、契約書等の内容が入札時のものから変化はあったのか。

(公共法人、地方公共団体、民間事業者)

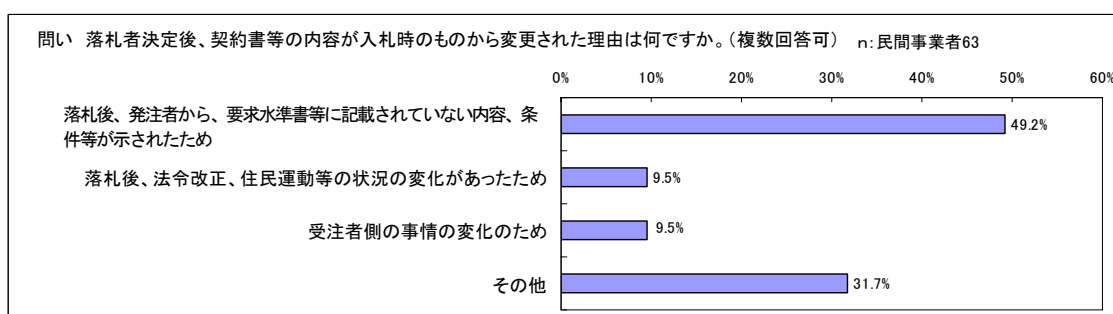
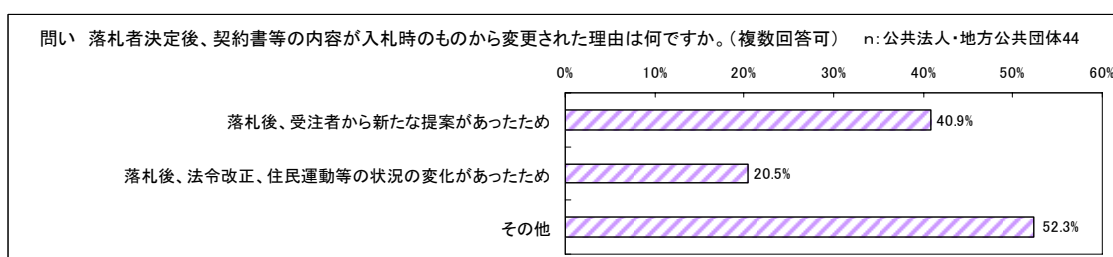
公共法人、地方公共団体及び民間事業者に対し、落札者の決定後に契約書等の内容に変化はあったのかを尋ねた結果、「入札時以降、契約書等の内容に変更・修正なし」としたものが、公共法人・地方公共団体で60.4%、民間事業者で54.7%となっている。



8-2 落札者の決定後、契約書等の内容が入札時のものから変更された理由は何か。

(公共法人、地方公共団体、民間事業者)

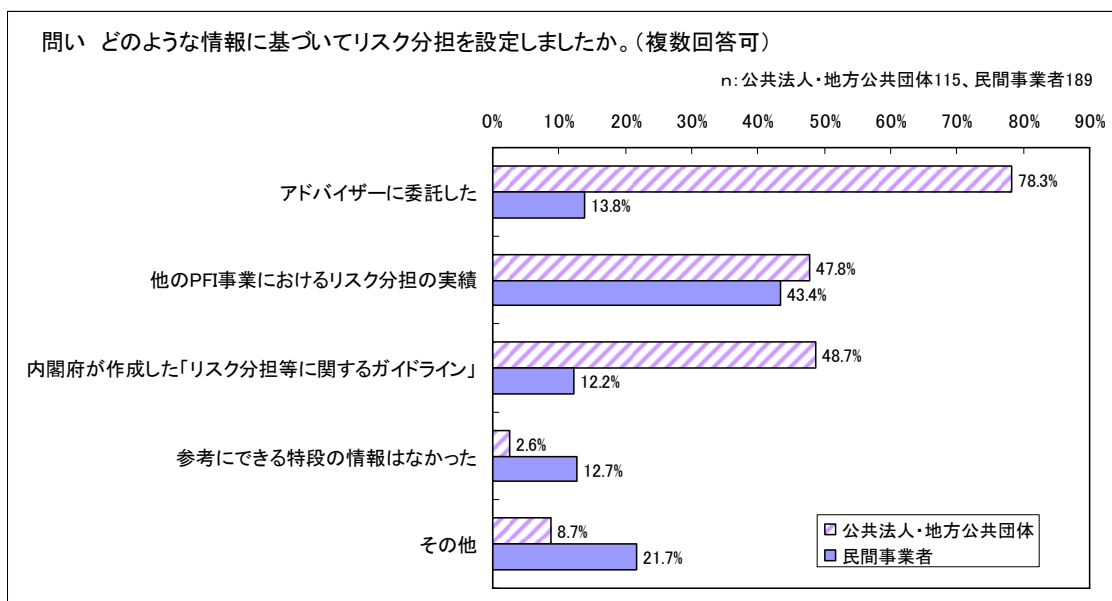
8-1において「入札時以後、契約書等の内容に変更・修正あり」とした公共法人、地方公共団体及び民間事業者に対し、その理由を尋ねた結果、公共法人・地方公共団体では「落札後、受注者から新たな提案があったため」が40.9%、民間事業者では「落札後、発注者から、要求水準書等に記載されていない内容、条件等が示されたため」が49.2%となっている。



9-1 どのような情報に基づいてリスク分担を設定しているのか。

(公共法人、地方公共団体、民間事業者)

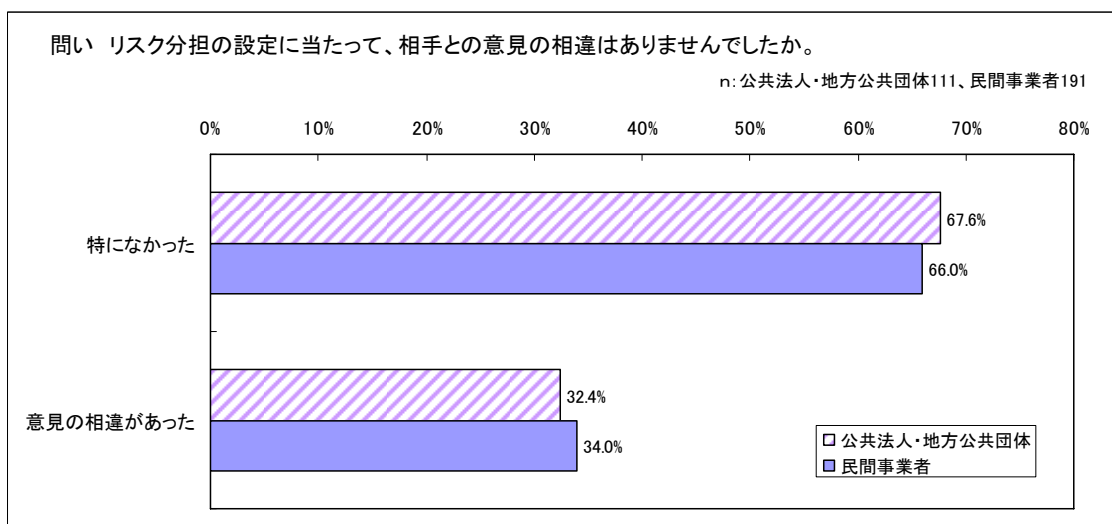
公共法人、地方公共団体及び民間事業者に対し、どのような情報に基づいてリスク分担を設定しているのかを尋ねた結果、公共法人・地方公共団体では「アドバイザーに委託した」が78.3%となっており、民間事業者では「他のPFI事業におけるリスク分担の実績」が43.4%となっている。



9-2 リスク分担の設定時に相手との意見の相違はなかったか。

(公共法人、地方公共団体、民間事業者)

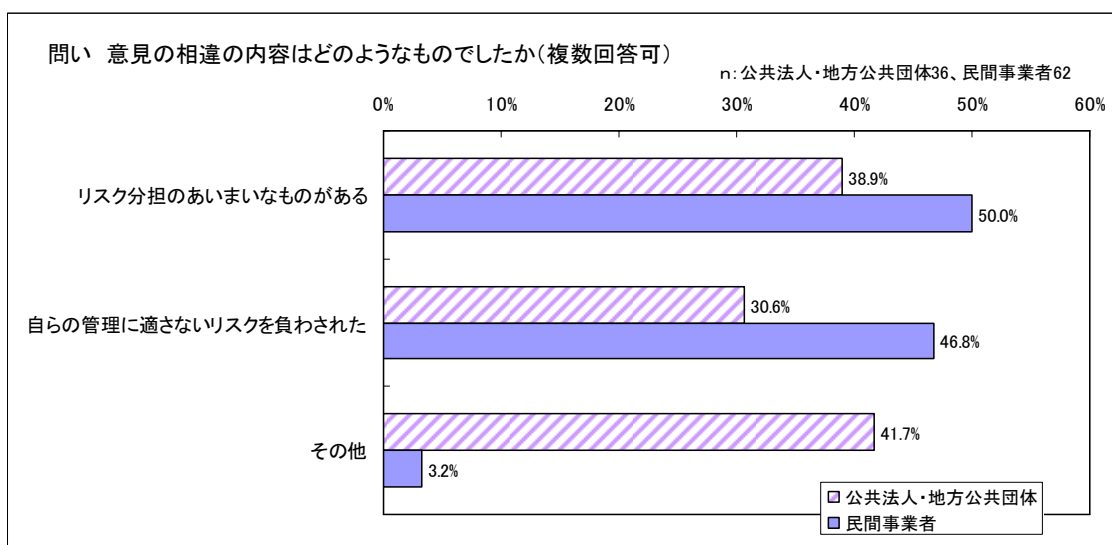
公共法人、地方公共団体及び民間事業者に対し、リスク分担の設定時に相手方との意見の相違の有無について尋ねた結果、「意見の相違があった」が、公共法人・地方公共団体で32.4%、民間事業者で34.0%となっている。



9-3 リスク分担設定時の意見の相違の内容は、どのようなものか。

(公共法人、地方公共団体、民間事業者)

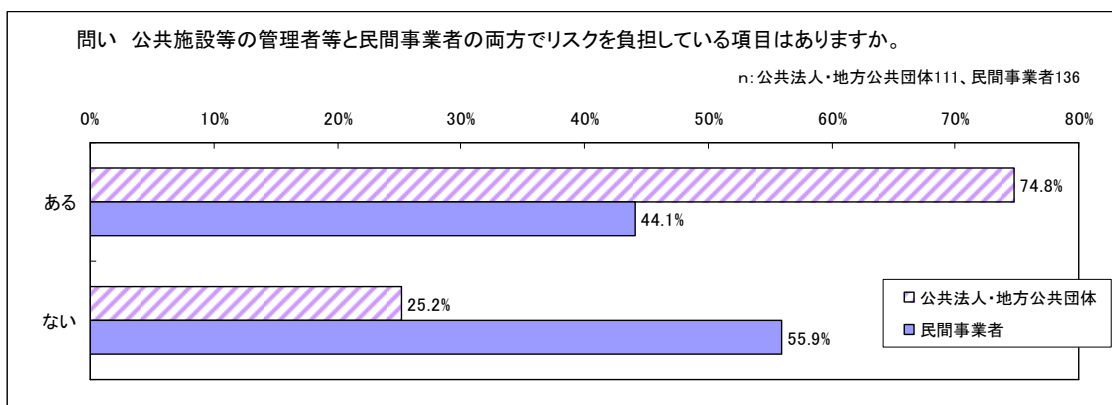
9-2において「意見の相違があった」とした公共法人、地方公共団体及び民間事業者に対し、その意見の相違の内容について尋ねた結果、「リスク分担があいまいなものがある」が、公共法人・地方公共団体で38.9%、民間事業者で50.0%、また、「自らの管理に適さないリスクを負わされた」が、公共法人・地方公共団体で30.6%、民間事業者で46.8%となっている。



9-4 リスクを公共施設等の管理者等と民間事業者の両方で負担している項目があるか。

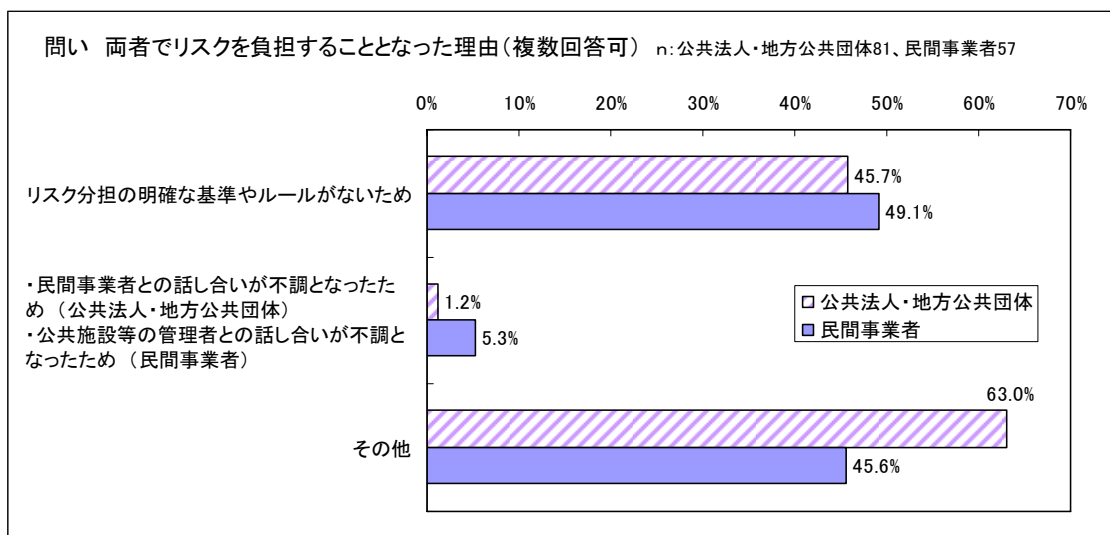
(公共法人、地方公共団体、民間事業者)

公共法人、地方公共団体及び民間事業者に対し、リスクを公共施設等の管理者等と民間事業者の両方で負担している項目があるかどうかを尋ねた結果、「ある」が、公共法人・地方公共団体で74.8%、民間事業者で44.1%となっている。



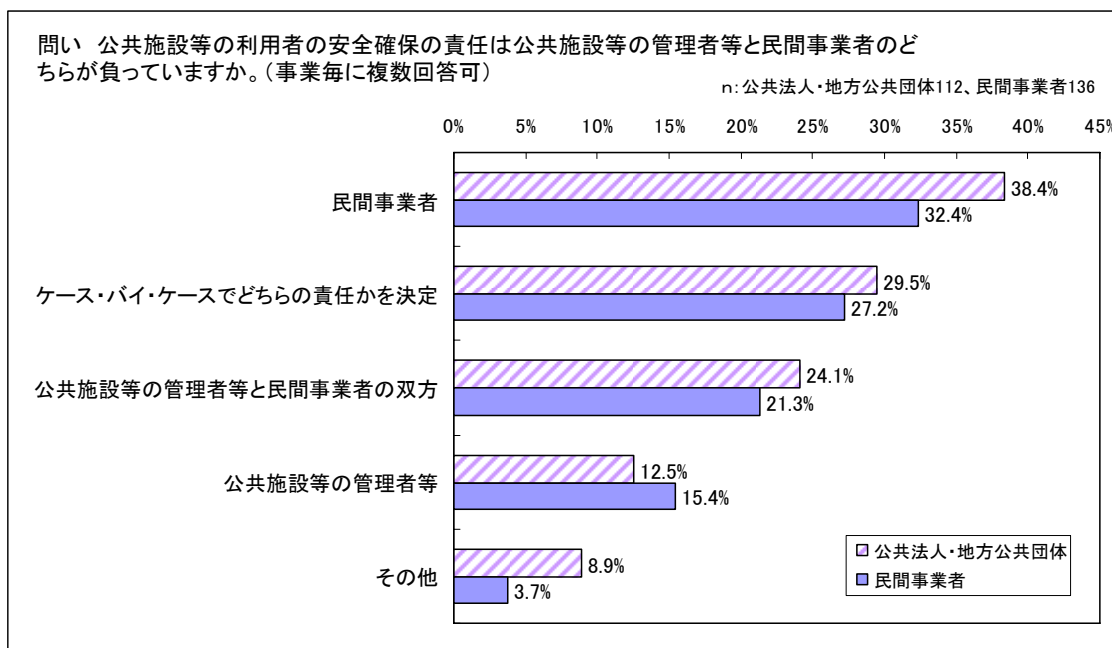
9-5 両者でリスクを負担することとなった理由（公共法人、地方公共団体、民間事業者）

9-4において「ある」とした公共法人、地方公共団体及び民間事業者に対し、その理由を尋ねた結果、「リスク分担の明確な基準やルールがないため」が、公共法人・地方公共団体で45.7%、民間事業者で49.1%となっている。



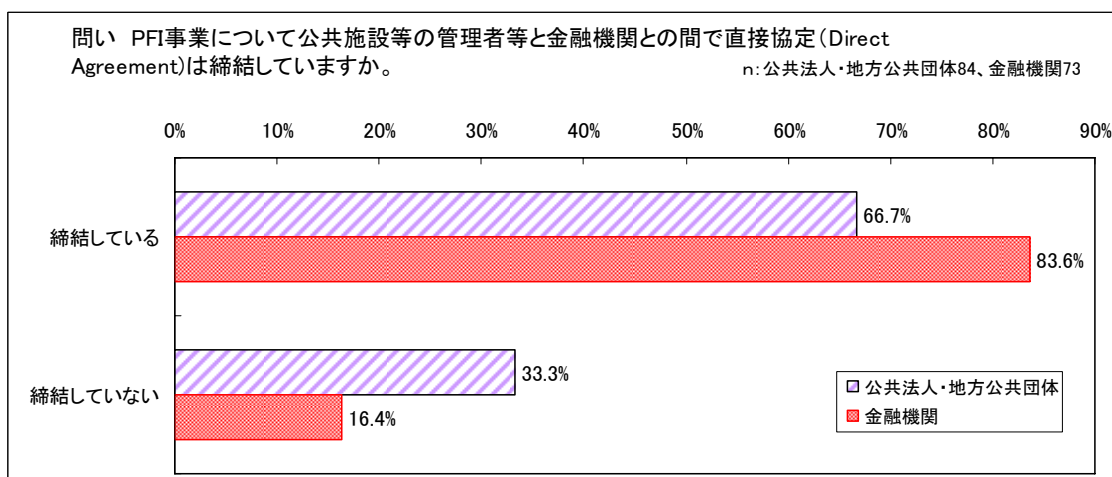
10 施設利用者の安全確保の責任は、公共施設等の管理者等と民間事業者のどちらが負っているのか。
(公共法人、地方公共団体、民間事業者)

公共法人、地方公共団体及び民間事業者に対し、PFI施設利用者の安全確保の責任をどちらが負うのかについて尋ねた結果、公共法人・地方公共団体、民間事業者とも「民間事業者」が責任を負うとするものが最も多く、公共法人・地方公共団体で38.4%、民間事業者で32.4%となっている。



11-1 公共施設等の管理者等と金融機関との間で直接協定 (Direct Agreement) は締結されているか。
(公共法人、地方公共団体、金融機関)

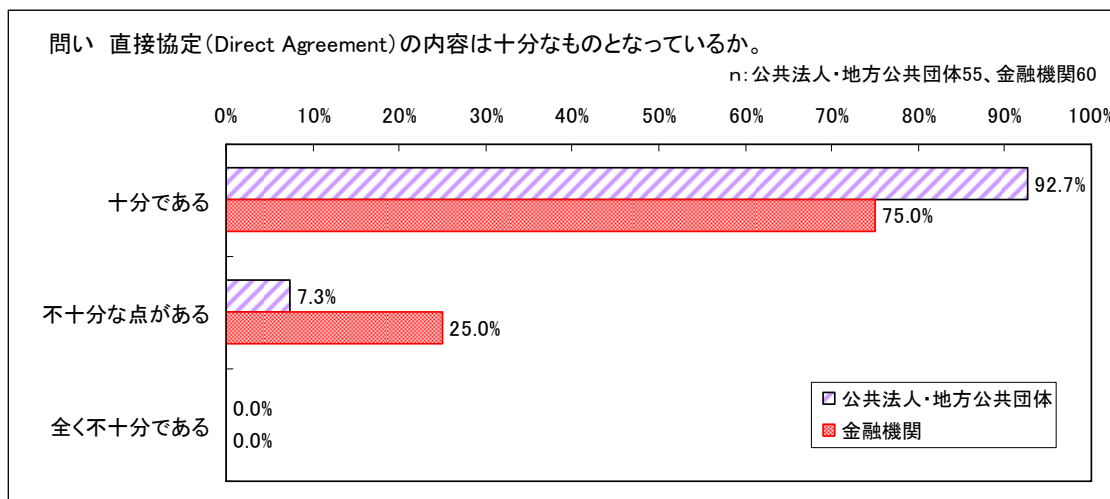
公共法人、地方公共団体及び金融機関に対し、PFI事業に関する直接協定 (Direct Agreement) を締結しているかどうか尋ねた結果、「締結している」とするものが、公共法人・地方公共団体で66.7%、金融機関で83.6%となっている。



11-2 直接協定 (Direct Agreement) の内容は十分なものとなっているか。

(公共法人、地方公共団体、金融機関)

11-1において「締結している」とした公共法人、地方公共団体及び金融機関に対し、直接協定の内容は十分かどうか尋ねた結果、「不十分な点がある」が、公共法人・地方公共団体で7.3%、金融機関で25.0%となっている。

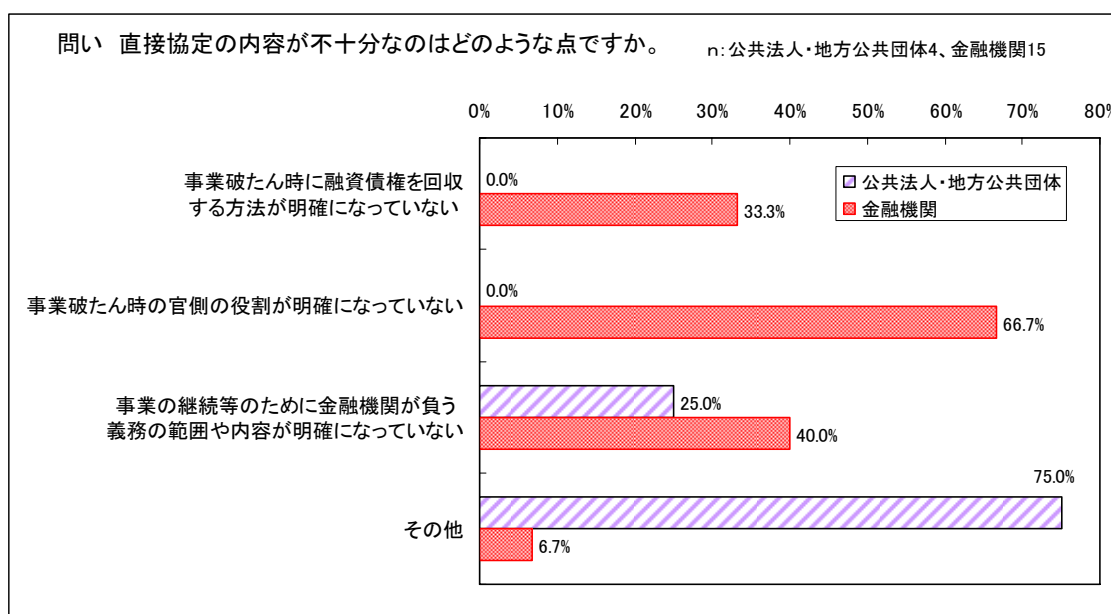


11-3 直接協定 (Direct Agreement) の内容で不十分なのはどのような点か。

(公共法人、地方公共団体、金融機関)

11-2において「不十分な点がある」とした公共法人、地方公共団体及び金融機関に対し、不十分な内容について尋ねた結果、「事業破たん時の官側の役割が明確になっていない」が公共法人・地方公共団体で0%、金融機関で66.7%となっている。

また、「事業の継続等のために金融機関が負う義務の範囲や内容が明確になっていない」が公共法人・地方公共団体で25.0%、金融機関で40.0%となっている。

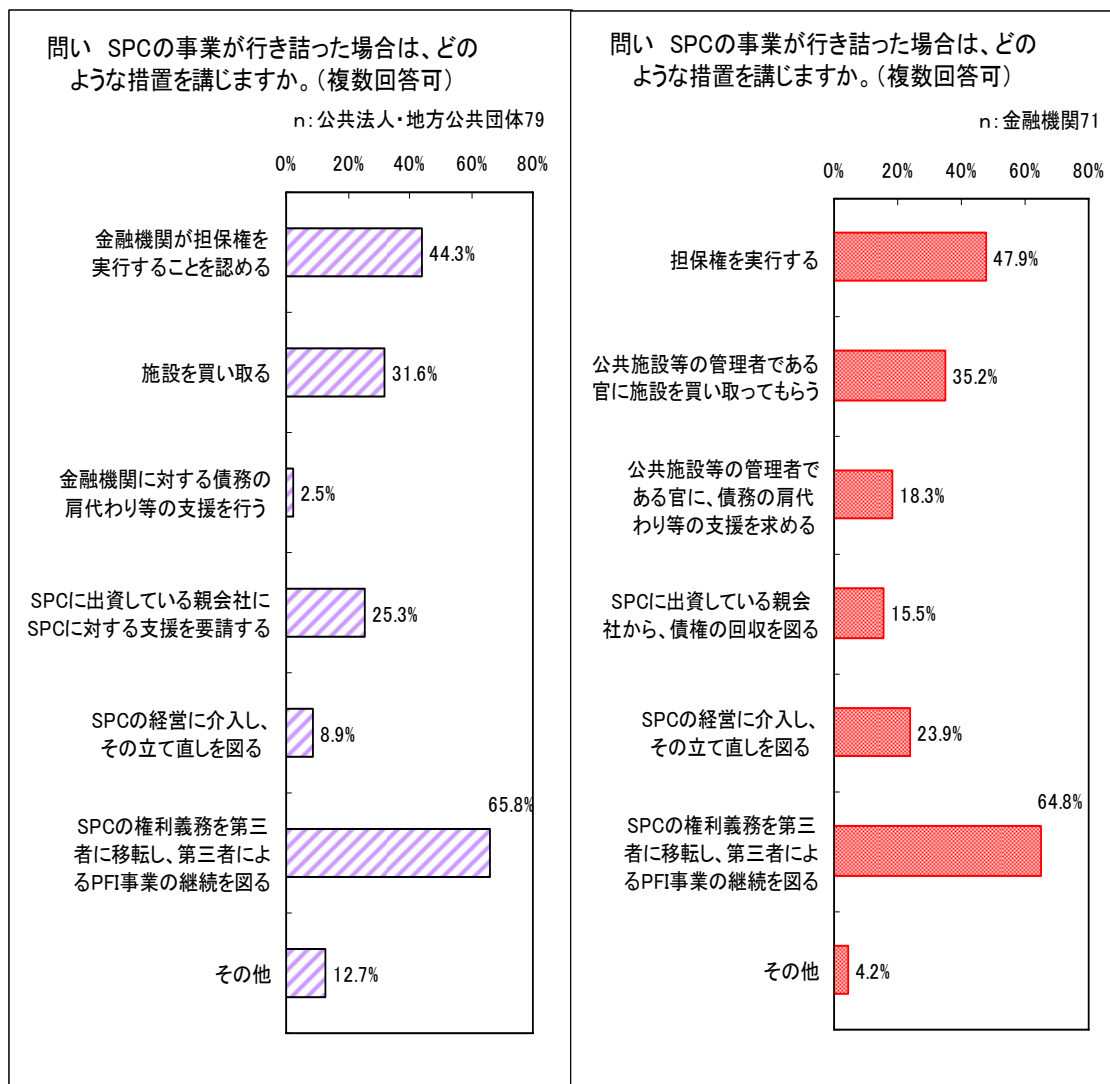


(注) 「事業破たん時に融資債権を回収する方法が明確になっていない」は、金融機関アンケートだけに設定した選択肢である。

12 SPCの事業が行き詰まった場合に講ずる措置はどのようなものか。

(公共法人、地方公共団体、金融機関)

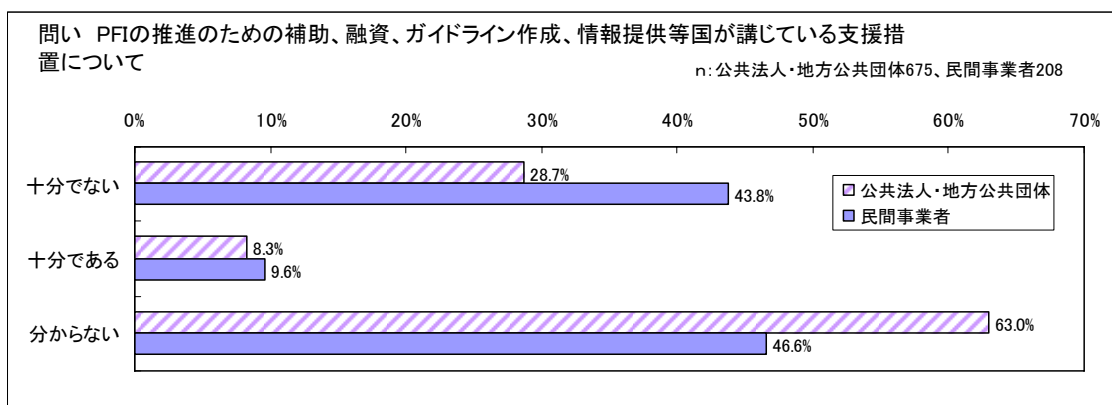
公共法人、地方公共団体及び金融機関に対し、SPC（PFI事業の運営会社、特別目的会社）の事業が行き詰まった場合に講ずる措置について尋ねた結果、公共法人・地方公共団体、金融機関とも、「SPCの権利義務を第三者に移転し、第三者によるPFI事業の継続を図る」が最も多く、公共法人・地方公共団体で65.8%、金融機関で64.8%となっている。



13-1 国が講じているPFIへの支援措置は十分か。

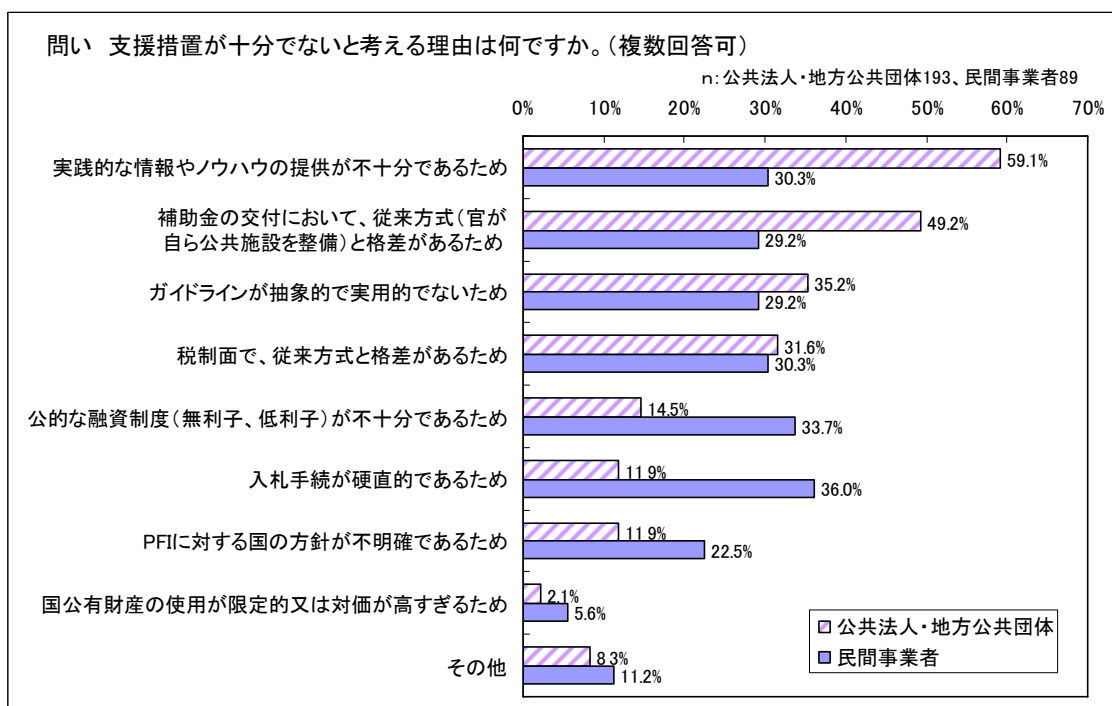
(公共法人、地方公共団体、民間事業者)

公共法人、地方公共団体及び民間事業者に対し、国がPFIの推進のために実施している補助、融資、ガイドライン作成、情報提供等の支援措置が十分か尋ねた結果、「十分である」とするものは、公共法人・地方公共団体で8.3%、民間事業者で9.6%となっている。



13-2 支援措置が十分でないとする理由は何か。(公共法人、地方公共団体、民間事業者)

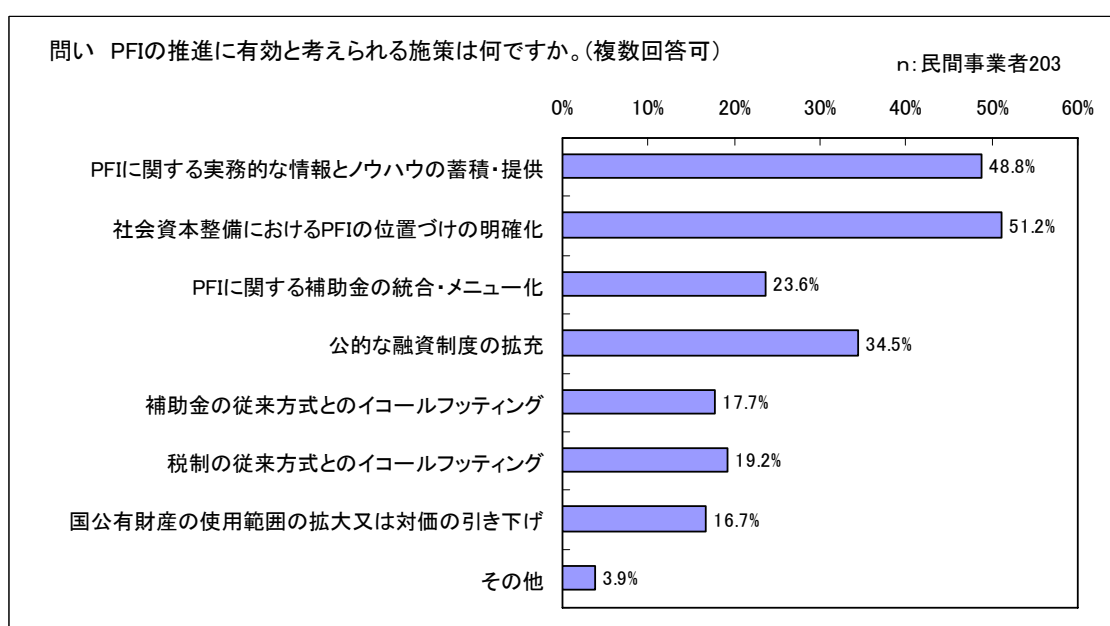
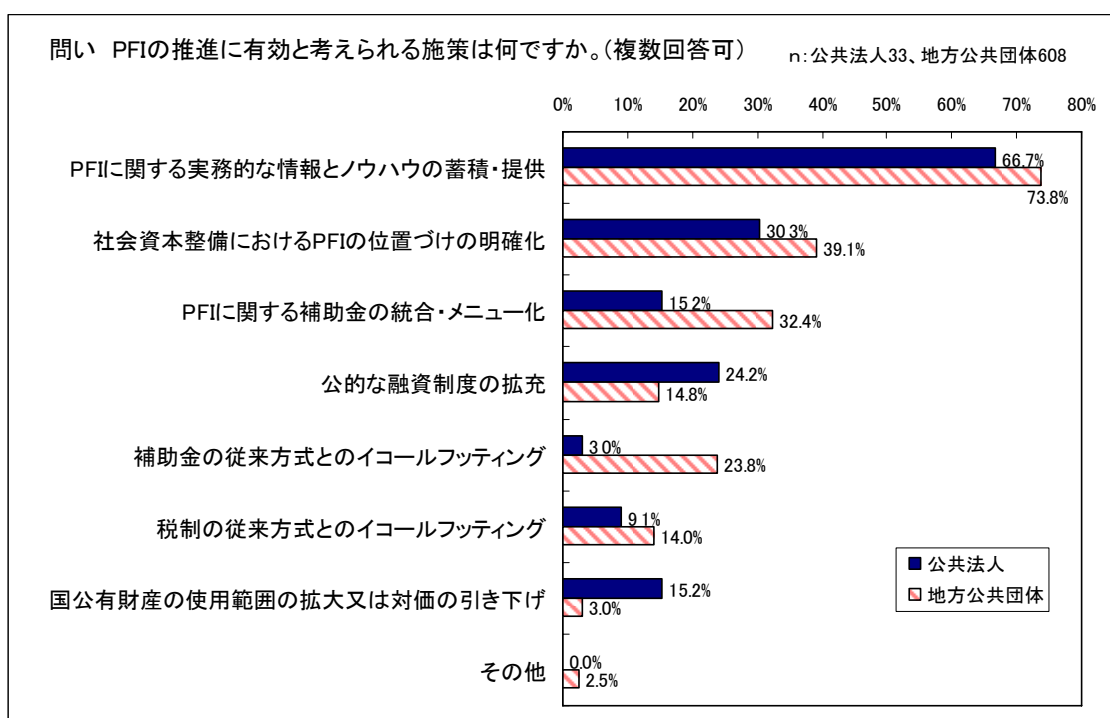
13-1で「十分でない」とした公共法人、地方公共団体及び民間事業者に対し、その理由について尋ねた結果、公共法人・地方公共団体では「実践的な情報やノウハウの提供が不十分であるため」59.1%となっている。また、民間事業者では「入札手続が硬直的であるため」が36.0%となっている。



14-1 PFIの推進に有効と考えられる施策は何か。

(公共法人、地方公共団体、民間事業者)

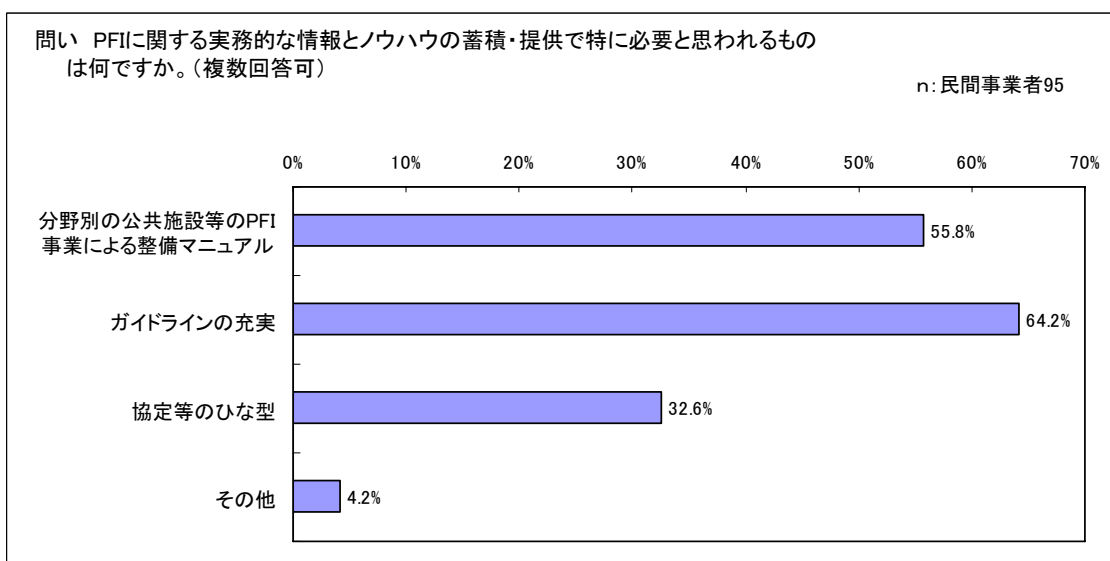
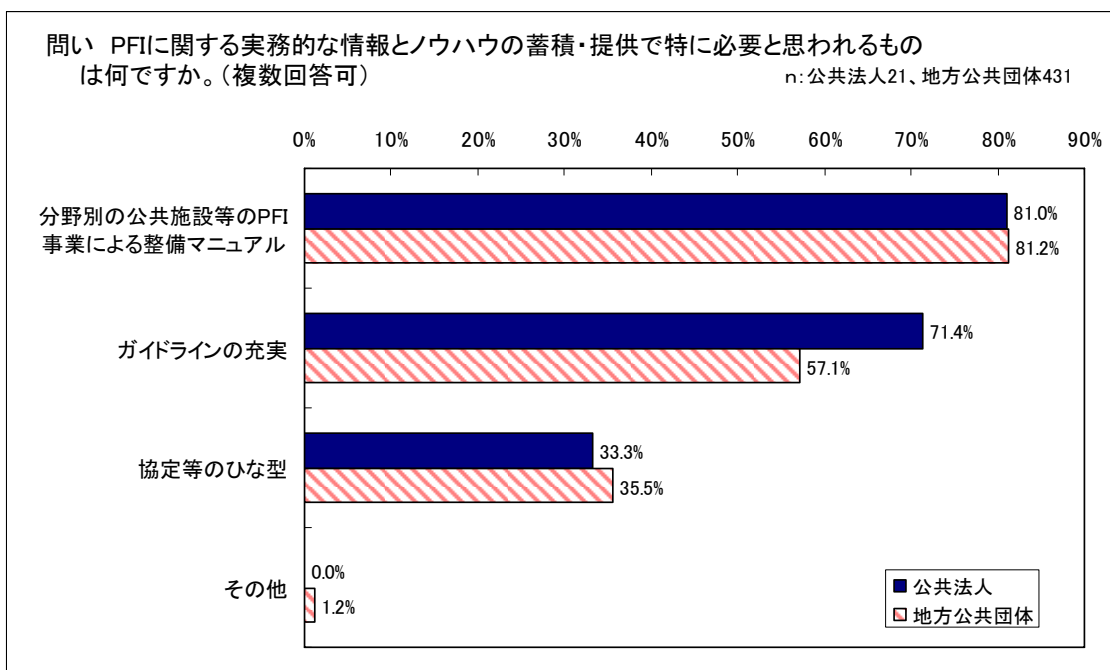
公共法人、地方公共団体及び民間事業者に対し、PFIの推進に有効と考えられる施策について尋ねた結果、公共法人及び地方公共団体では「PFIに関する実務的な情報とノウハウの蓄積・提供」が最も多く、公共法人で66.7%、地方公共団体で73.8%となっており、民間事業者では、「社会資本整備におけるPFIの位置づけの明確化」が51.2%となっている。



14-2 PFIに関する実務的な情報とノウハウの蓄積・提供で特に必要なものは何か。

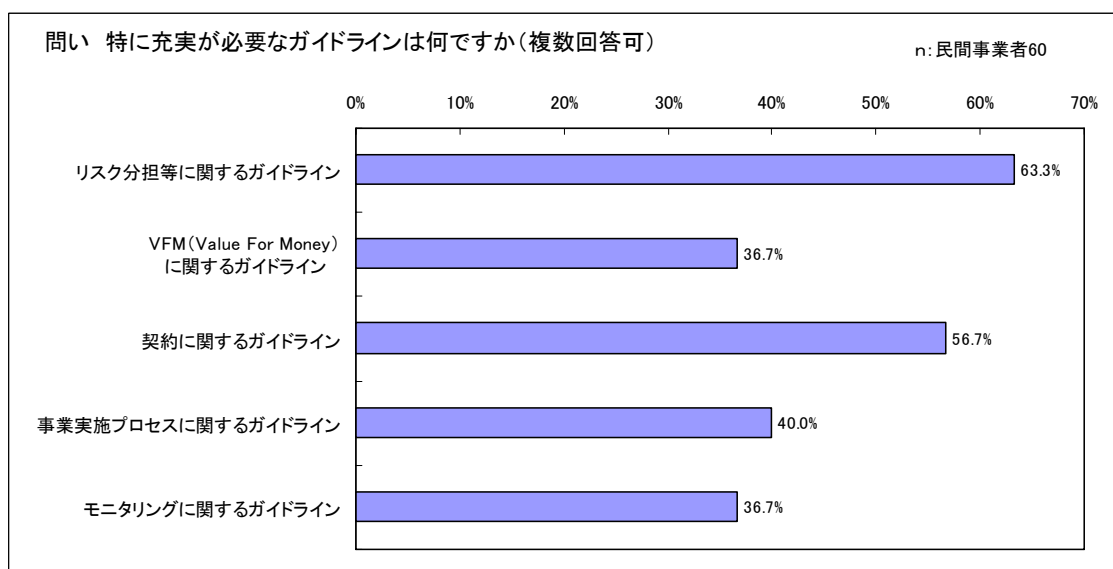
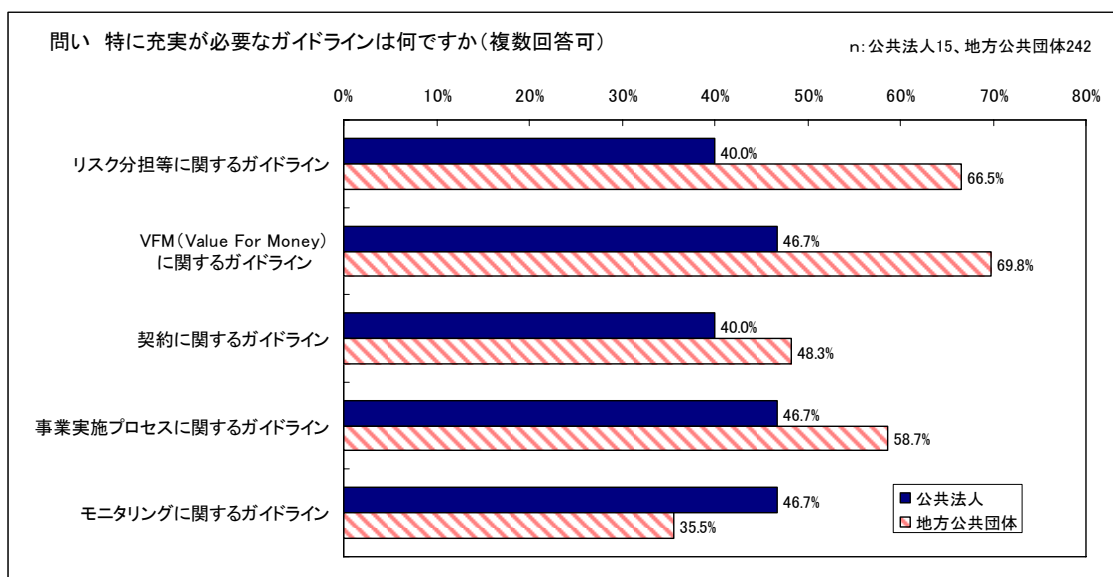
(公共法人、地方公共団体、民間事業者)

14-1において「PFIに関する実務的な情報とノウハウの蓄積・提供」とした公共法人、地方公共団体及び民間事業者に対し、特に必要と思われるものについて尋ねた結果、公共法人及び地方公共団体では「分野別の公共施設等のPFI事業による整備マニュアル」が公共法人で81.0%、地方公共団体で81.2%となっており、民間事業者では、「ガイドラインの充実」が64.2%となっている。



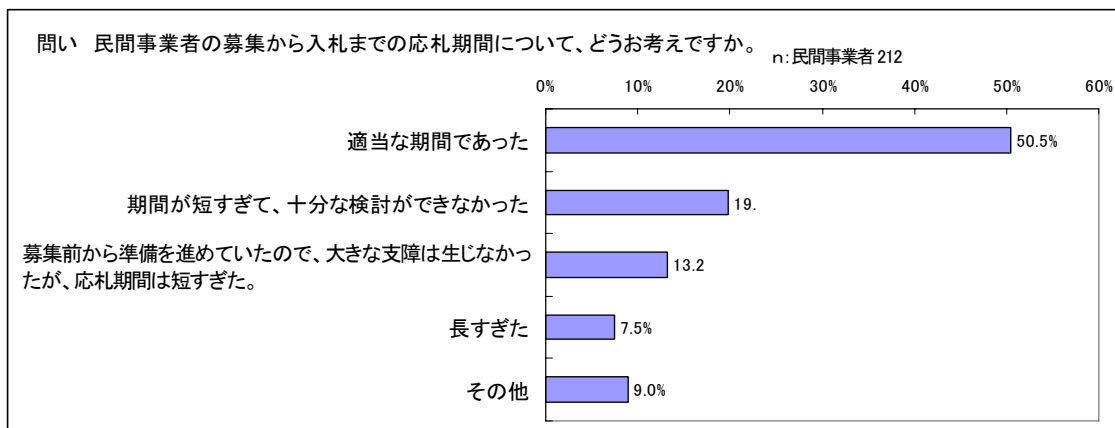
14-3 特に充実が必要なガイドラインは何か。(公共法人、地方公共団体、民間事業者)

14-2において、特に必要と思われる実務的な情報とノウハウの蓄積・提供を「ガイドラインの充実」と回答した公共法人、地方公共団体及び民間事業者に対し、特に充実が必要なガイドラインについて尋ねた結果、公共法人及び地方公共団体では「VFMに関するガイドライン」が68.5%となっており、民間事業者では「リスク分担等に関するガイドライン」が63.3%となっている。



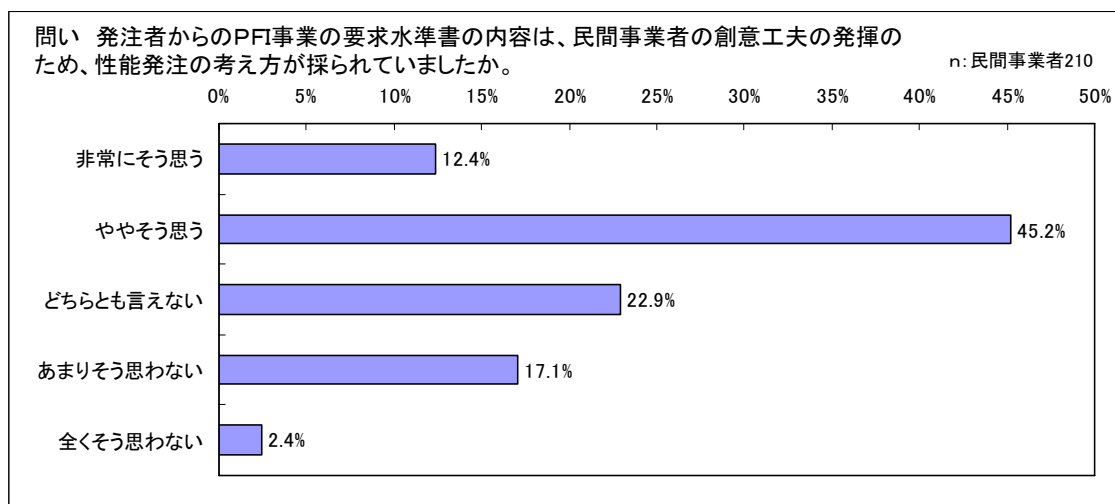
15 民間事業者の募集から入札までの応札期間についてどう思うか。(民間事業者)

民間事業者に対し、発注者による民間事業者の募集（募集要項の配布）から入札（提案書の提出）までの応札期間の長さについてどう考えるかを尋ねた結果、「適当な期間であった」が50.5%となっている。



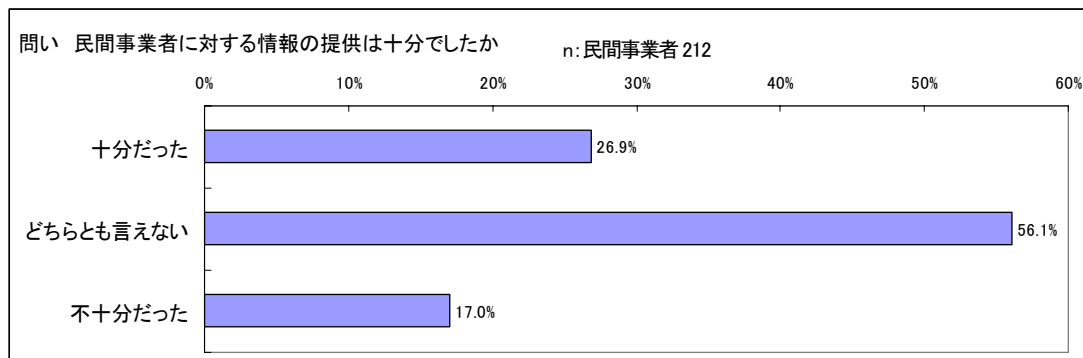
16 発注者からの要求水準書の内容は性能発注と言えるか。(民間事業者)

民間事業者に対し、発注者による発注内容（要求水準書の内容）は性能発注の考え方が採られていたかを尋ねた結果、「非常にそう思う」及び「ややそう思う」が合わせて57.6%となっている。一方、「あまりそう思わない」及び「全くそう思わない」が合わせて19.5%となっている。



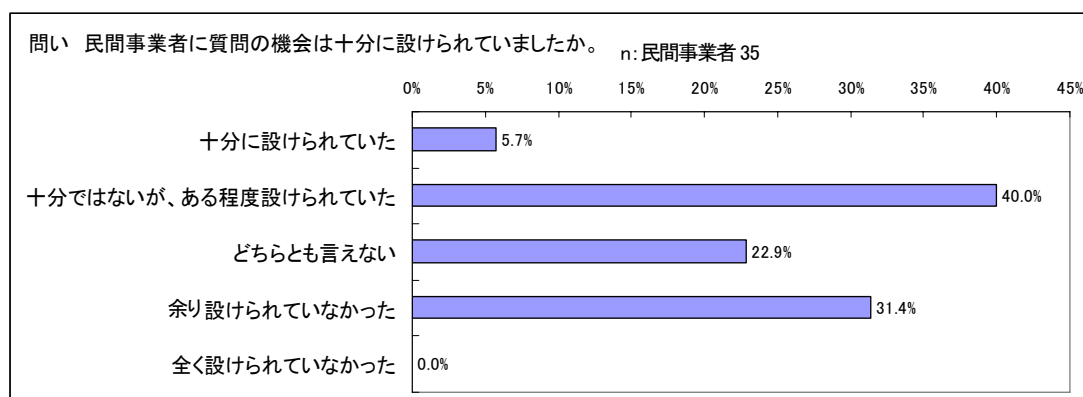
17-1 民間事業者に対する発注者からの情報提供は十分か。(民間事業者)

民間事業者に対し、発注者から提供された情報が十分だったかどうかを尋ねた結果、「十分だった」とするものが26.9%となっている。一方、「不十分だった」とするものが17.0%となっている。



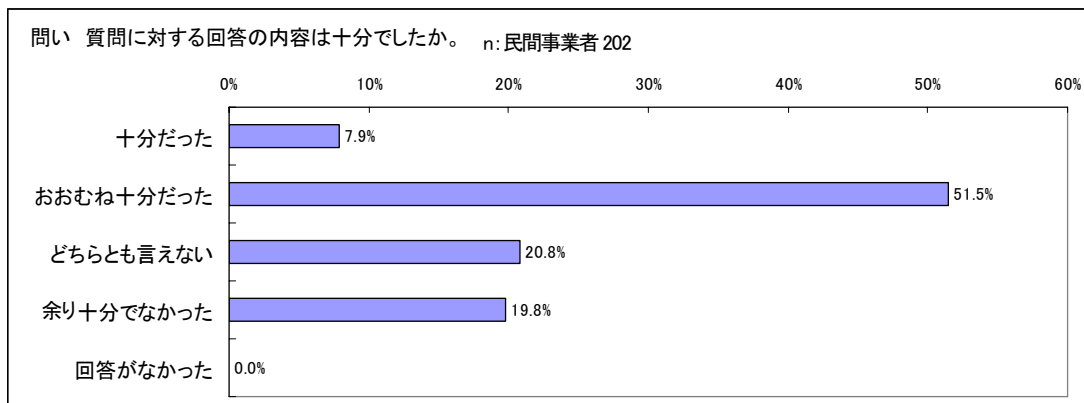
17-2 民間事業者に対する質問の機会は十分に与えられていたか。(民間事業者)

17-1において「不十分だった」とした民間事業者に対し、発注者から設けられた質問の機会について尋ねた結果、「十分に設けられていた」が5.7%となっており、また、「十分ではないが、ある程度設けられていた」は40.0%となっている。一方、「余り設けられていなかった」が31.4%であり、「全く設けられていなかった」との回答はなかった。



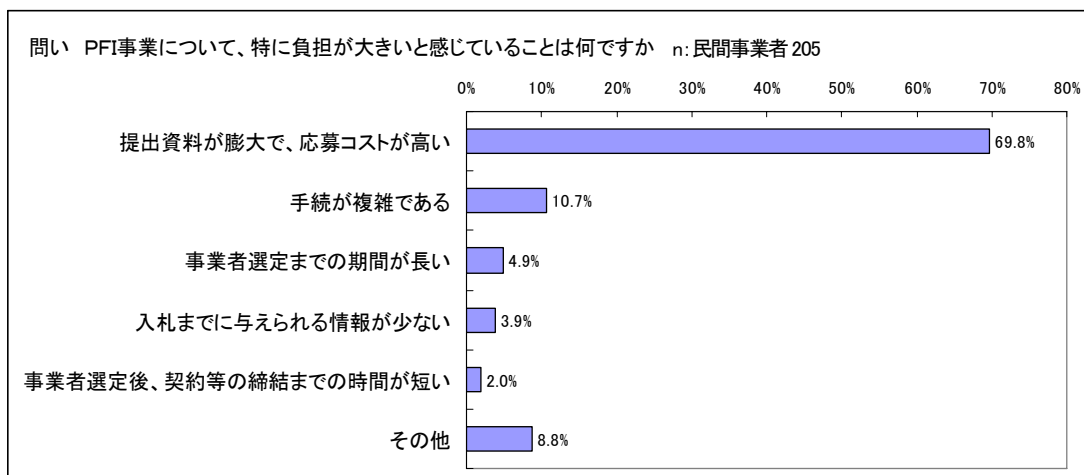
17-3 質問に対する発注者側の回答は十分か。(民間事業者)

民間事業者に対し、民間事業者からの質問に対する発注者の回答は十分であったかを尋ねた結果、「十分だった」及び「おおむね十分だった」が合わせて59.4%となっている。一方、「余り十分でなかった」が19.8%となっている。



18 PFI事業について、特に負担が大きいと感じていることは何か。(民間事業者)

民間事業者に対し、PFI事業について特に負担が大きいと感じていることについて尋ねた結果、「提出資料が膨大で、応募コストが高い」が最も多く69.8%となっている。

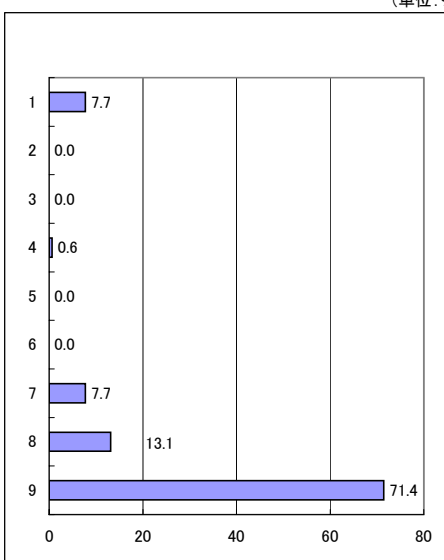


「PFI事業に関する公共法人アンケート」集計結果

1-1 PFI事業への取組状況（複数回答可）

(単位:%)

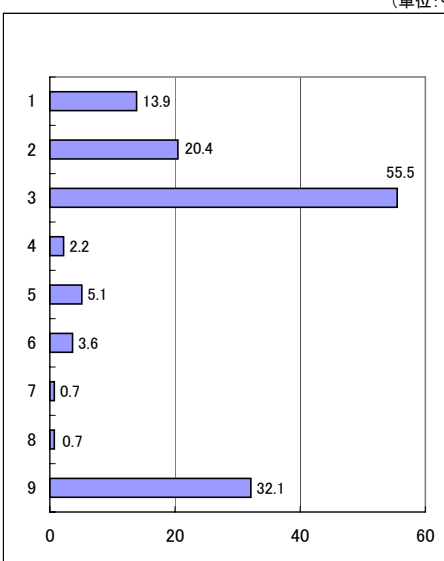
回答内容	国立大学法人	独立行政法人	特殊法人	不詳	合計
1 PFI事業により公共サービスの提供を行っている	11 (16.9)	2 (2.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (7.7)
2 PFI事業に関する協定を民間事業者と締結したところである	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 民間事業者の選定・公表を行ったところである	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
4 民間事業者を募集中である	1 (1.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)
5 特定事業の選定・公表を行ったところである	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
6 実施方針の策定・公表を行ったところである	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
7 PFI事業の実施を検討したことはあるが、実施方針の策定に至らなかった	12 (18.5)	1 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (7.7)
8 PFIの調査・研究、情報収集にとどまっている	17 (26.2)	4 (5.1)	1 (4.5)	0 (0.0)	22 (13.1)
9 特段の取組は行っていない	25 (38.5)	72 (91.1)	21 (95.5)	2 (100.0)	120 (71.4)
回答者数	65 (100.0)	79 (100.0)	22 (100.0)	2 (100.0)	168 (100.0)



1-2 PFI事業の実施を検討したことがない理由（複数回答可）

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	特殊法人	不詳	合計
1 PFIに関する知見、ノウハウがないため	4 (9.5)	11 (15.5)	3 (13.6)	1 (50.0)	19 (13.9)
2 法人内の体制が整っていないため	16 (38.1)	9 (12.7)	2 (9.1)	1 (50.0)	28 (20.4)
3 PFI事業に見合う規模の事業を行っていないため	31 (73.8)	40 (56.3)	5 (22.7)	0 (0.0)	76 (55.5)
4 経費がかかりすぎるため	2 (4.8)	1 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (2.2)
5 手続が複雑で、手間がかかりすぎるため	3 (7.1)	4 (5.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (5.1)
6 PFI事業を実施できる事業者が地元にはいないため	5 (11.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (3.6)
7 施設利用者の理解を得るのが困難であるため	0 (0.0)	1 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.7)
8 法人職員の処遇に問題を生じる恐れがあるため	0 (0.0)	1 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.7)
9 その他	4 (9.5)	25 (35.2)	15 (68.2)	0 (0.0)	44 (32.1)
回答者数	42 (100.0)	71 (100.0)	22 (100.0)	2 (100.0)	137 (100.0)



(注) 1 無回答の5件は除いている。

2 「9 その他」の主な内容

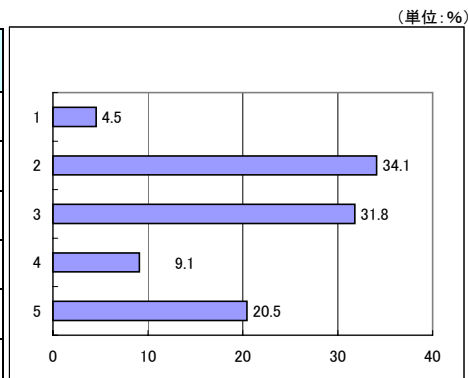
- ・ 現在のところ、施設整備の具体的な予定がないため。
- ・ 公共法人として施設整備の事業を行っていないため。
- ・ 施設整備の設置、管理を公共法人自身が行うよう法律等で定められているため。

○ 以下の質問は、質問1-1で「1」から「8」と回答した法人を対象（個別に対象者が限定されている場合を除く。）

（以下の質問は、「特殊法人」、「不祥」からの回答がなかったため、以下は「国立大学・大学共同利用機関法人」、「独立行政法人」のみ記載）

2-1 PFIに対する法人の体制

回答内容		国立大学法人	独立行政法人	合計
1	PFIを専門に担当する部門がある	2 (5.3)	0 (0.0)	2 (4.5)
2	専門に担当する部門はないが、各部門が、それぞれ必要に応じてPFIに取り組んでいる	13 (34.2)	2 (33.3)	15 (34.1)
3	特に担当する部門、担当者は決めていないが、PFIに関する情報収集を行っている	13 (34.2)	1 (16.7)	14 (31.8)
4	その他	2 (5.3)	2 (33.3)	4 (9.1)
5	特段の対応は行っていない	8 (21.1)	1 (16.7)	9 (20.5)
回答者数		38 (100.0)	6 (100.0)	44 (100.0)



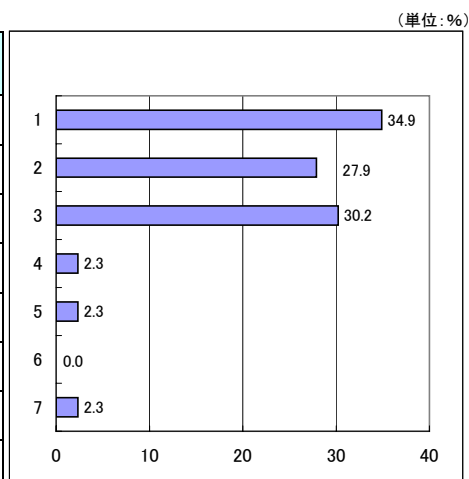
(注)1 無回答の4件は除いている。

2 「4 その他」の主な内容

- ・ 必要に応じ、検討会を立ち上げる。

2-2 PFIに最も期待するメリット

回答内容		国立大学法人	独立行政法人	合計
1	単年度の債務負担の軽減	11 (29.7)	4 (66.7)	15 (34.9)
2	長期的な債務負担の軽減	12 (32.4)	0 (0.0)	12 (27.9)
3	公共サービスの質の改善・向上	12 (32.4)	1 (16.7)	13 (30.2)
4	地元の民間事業者の事業拡大	0 (0.0)	1 (16.7)	1 (2.3)
5	職員の意識改革	1 (2.7)	0 (0.0)	1 (2.3)
6	法人のイメージ・アップ	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
7	その他	1 (2.7)	0 (0.0)	1 (2.3)
回答者数		37 (100.0)	6 (100.0)	43 (100.0)



(注)1 無回答の5件は除いている。

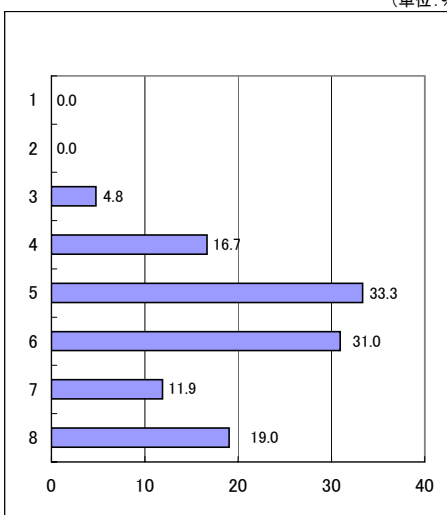
2 「7 その他」の内容

- ・ 施設整備の推進

2-3 PFI事業の実施を検討する場合(複数回答可)

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 事業費が一定規模以上のすべての事業について、PFIの実施を検討している	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
2 特定の分野の事業についてはすべて、PFIの実施を検討している	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 従来方式では事業予算が不足する場合に、PFIの実施を検討している	1 (2.8)	1 (16.7)	2 (4.8)
4 類似の施設についてPFIの先例がある場合に、PFIの実施を検討している	7 (19.4)	0 (0.0)	7 (16.7)
5 国の機関から要請があった場合に、PFIの実施を検討している	14 (38.9)	0 (0.0)	14 (33.3)
6 特に基準はなく、ケース・バイ・ケースで検討している	10 (27.8)	3 (50.0)	13 (31.0)
7 その他	4 (11.1)	1 (16.7)	5 (11.9)
8 PFIの実施を検討したことはない	7 (19.4)	1 (16.7)	8 (19.0)
回答者数	36 (100.0)	6 (100.0)	42 (100.0)



(注)1 無回答の6件は除いている。

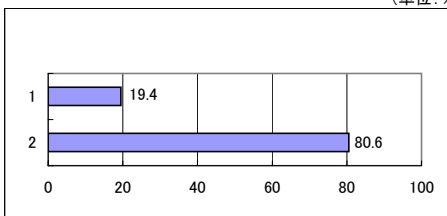
2 「7 その他」の主な内容

- ・ 費用の削減、質の向上が見込まれ、償還確実性が高い場合

2-4 PFI事業の検討を行った結果、PFI以外の手法を選択したことの有無

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 ある	7 (23.3)	0 (0.0)	7 (19.4)
2 ない	23 (76.7)	6 (100.0)	29 (80.6)
回答者数	30 (100.0)	6 (100.0)	36 (100.0)

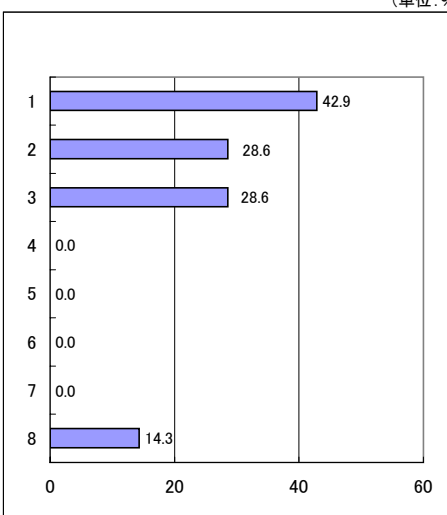


(注)無回答の12件は除いている。

2-5 PFI事業の実施を検討したが、これを断念した理由(複数回答可)

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 VFMが期待できなかったため	3 (42.9)	0 (0.0)	3 (42.9)
2 公共サービスの質を確保できない恐れがあったため	2 (28.6)	0 (0.0)	2 (28.6)
3 早期に対応する必要があったため	2 (28.6)	0 (0.0)	2 (28.6)
4 後年度負担が長期にわたり、財政の硬直化につながるため	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
5 施設利用者の反対があったため	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
6 職員の反対があったため	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
7 応礼する企業がなかったため	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
8 その他	1 (14.3)	0 (0.0)	1 (14.3)
回答者数	7 (100.0)	0 (0.0)	7 (100.0)



(注)「8 その他」の内容

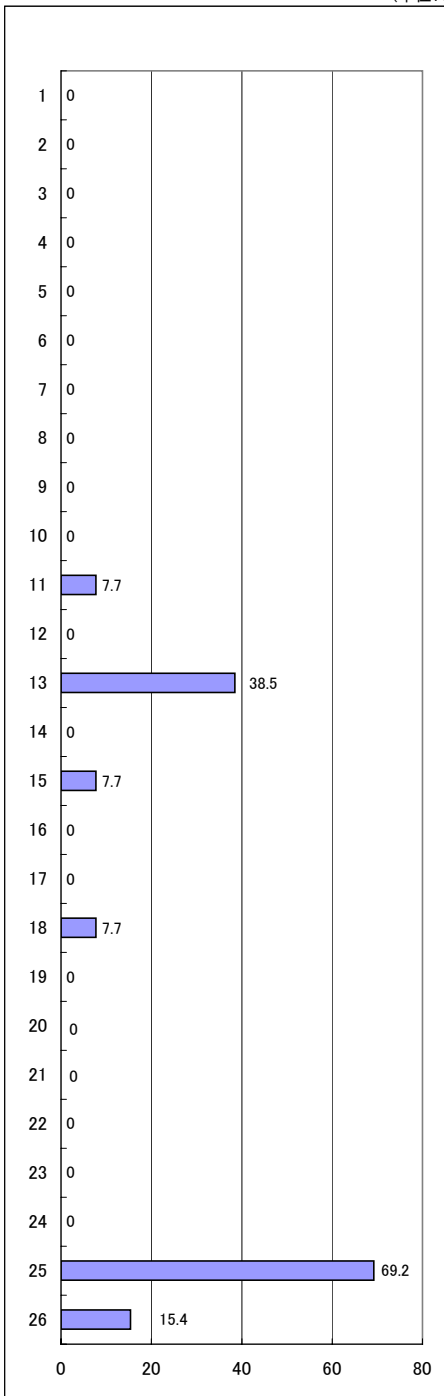
- ・ 対応する人員を確保できなかった。

3 どのような分野の公共施設等の整備をPFI事業で実施しているか(複数回答可)

(1-1で「1」から「6」と回答した法人を対象)

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 道路	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
2 鉄道	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 港湾	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
4 空港	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
5 河川	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
6 公園	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
7 水道	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
8 下水道	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
9 工業用水道	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
10 庁舎	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
11 宿舍	1 (9.1)	0 (0.0)	1 (7.7)
12 公営住宅	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
13 教育文化施設	5 (45.5)	0 (0.0)	5 (38.5)
14 廃棄物処理施設	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
15 医療施設	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (7.7)
16 社会福祉施設	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
17 更生保護施設	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
18 駐車場	1 (9.1)	0 (0.0)	1 (7.7)
19 地下街	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
20 情報通信施設	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
21 熱供給施設	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
22 新エネルギー施設	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
23 リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
24 観光施設	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
25 研究施設	8 (72.7)	1 (50.0)	9 (69.2)
26 その他	2 (18.2)	0 (0.0)	2 (15.4)
回答者数	11 (100.0)	2 (100.0)	13 (100.0)



(注)「26 その他」の内容

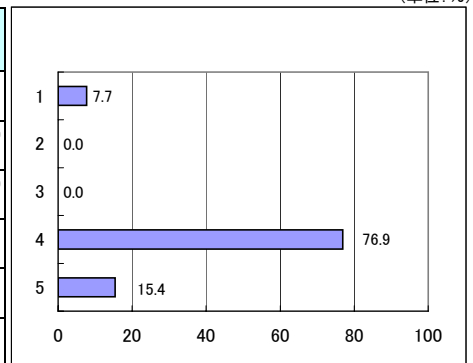
- ・ 福利厚生施設
- ・ 教育研究施設

4-1 VFM(Value For Money)の算出体制

(1-1で「1」から「5」と回答した法人を対象)

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 PFIを専門に担当する部門で算出した	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (7.7)
2 各事業分野別の担当部門で算出した	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 外部有識者から成る委員会で算出した	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
4 コンサルタント業者に委託した	9 (81.8)	1 (50.0)	10 (76.9)
5 その他	2 (18.2)	0 (0.0)	2 (15.4)
回答者数	11 (100.0)	2 (100.0)	13 (100.0)



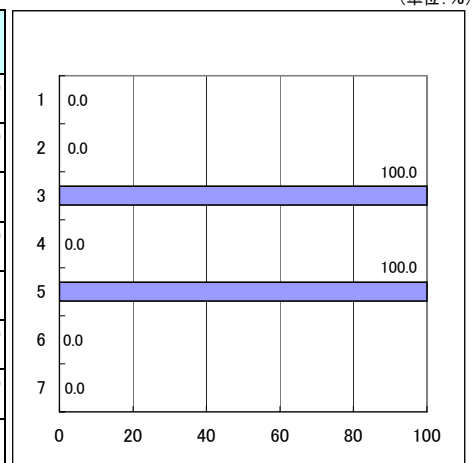
(注)「5 その他」の主な内容

- ・ PFIを専門に担当する部門およびコンサルタント業者が共同で算出した。

4-2 VFMの算出に当たり参考にした資料等(複数回答可)

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 内閣府が作成した「VFMに関するガイドライン」	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
2 国の機関の事例や資料(1のガイドラインを除く)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 地方公共団体の事例を参考にした	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)
4 PFIに関する団体の資料を参考にした	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
5 学識経験者等、外部の有識者からアドバイスを得た	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)
6 その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
7 特に参考にした資料はない	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答者数	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)

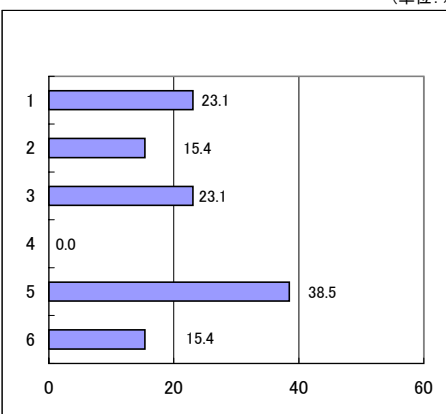


4-3 算出したVFMの点検・審査状況(複数回答可)

(1-1で「1」から「5」と回答した法人を対象)

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 VFMを算出した部門が、点検・審査も併せて行った	1 (9.1)	2 (100.0)	3 (23.1)
2 VFMを算出した部門以外の部門が、点検・審査を行った	1 (9.1)	1 (50.0)	2 (15.4)
3 外部の有識者から成る委員会で点検・審査を行った	3 (27.3)	0 (0.0)	3 (23.1)
4 個別に外部の有識者により点検・審査を行った	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
5 その他	5 (45.5)	0 (0.0)	5 (38.5)
6 点検・審査は特段行っていない	2 (18.2)	0 (0.0)	2 (15.4)
回答者数	11 (100.0)	2 (100.0)	13 (100.0)



(注)「5 その他」の内容

- ・ 外部で算出したものについて、数字的根拠を点検した。
- ・ 前提条件のチェックしかできない。
- ・ 最終的にPFIを専門に担当する部門にて点検・審査を行った。
- ・ 学内PFI推進委員による点検
- ・ コンサルタント業者が算出したものを法人内で点検・審査した。

4-4 特定事業の選定時及び民間事業者の選定時におけるそれぞれのVFMの額又は率

(単位:百万円、%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
特定事業の選定時			
VFM額(平均) n:20	183	3,272	762
VFM率(平均) n:21	8.4	3.9	8.0
民間事業者の選定時			
VFM額(平均) n:19	990	2,743	1,174
VFM率(平均) n:20	18.9	5.7	17.6

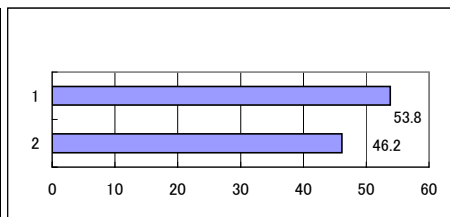
(注)「VFM率(平均)」は、各事業のVFM率の総和を全事業数で除したものである。

4-5 落札者決定後における契約書等の内容の、入札時からの変更・修正の有無

(1-1で「1」から「3」と回答した法人を対象)

(単位:%)

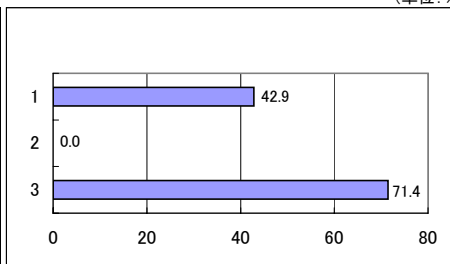
回答内容		国立大学法人	独立行政法人	合計
1	ある	6 (54.5)	1 (50.0)	7 (53.8)
2	ない	5 (45.5)	1 (50.0)	6 (46.2)
回答者数		11 (100.0)	2 (100.0)	13 (100.0)



4-6 契約書等の内容の変更・修正の理由(複数回答可)

(単位:%)

回答内容		国立大学法人	独立行政法人	合計
1	落札後、受注者から新たな提案があったため	2 (33.3)	1 (100.0)	3 (42.9)
2	落札後、法令改正、住民運動等の状況の変化があったため	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3	その他	5 (83.3)	0 (0.0)	5 (71.4)
回答者数		6 (100.0)	1 (100.0)	7 (100.0)



(注)「3 その他」の主な内容

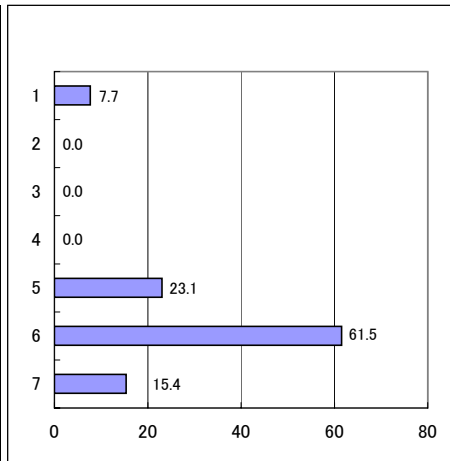
- ・ 入札時と契約時の金利が変わったため。
- ・ 双方の利害関係の解釈の整合を図るため、文言を修正した。

4-7 民間事業者の選定時以降における設計変更や官側の支払額の変更等によるVFMの変化状況(複数回答可)

(1-1で「1」から「3」と回答した法人を対象)

(単位:%)

回答内容		国立大学法人	独立行政法人	合計
1	民間事業者との協定等締結時に変化があった	1 (9.1)	0 (0.0)	1 (7.7)
2	民間事業者との協定等締結後の設計変更により変化があった	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3	公共施設等の建設完了時に変化があった	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
4	公共サービスの提供開始後に変化があった	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
5	その他	3 (27.3)	0 (0.0)	3 (23.1)
6	変化はない	6 (54.5)	2 (100.0)	8 (61.5)
7	変化したか否か把握していない	2 (18.2)	0 (0.0)	2 (15.4)
回答者数		11 (100.0)	2 (100.0)	13 (100.0)



(注)「5 その他」の主な内容

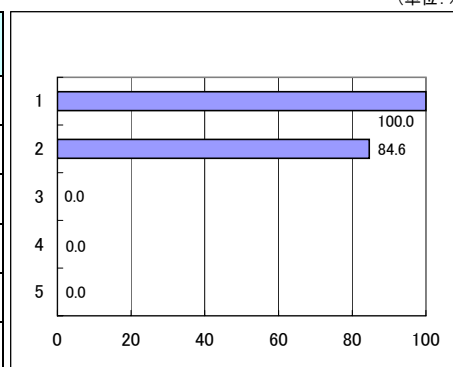
- ・ 金利の設定時期が入札時と違うため。
- ・ 物価変動により維持管理費の変化があった。

4-8 VFMの公表状況(複数回答可)

(1-1で「1」から「5」と回答した法人を対象)

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 特定事業の選定時に公表した	11 (100.0)	2 (100.0)	13 (100.0)
2 民間事業者の選定時に公表した	10 (90.9)	1 (50.0)	11 (84.6)
3 民間事業者の選定時以降、VFMに変化があった時点で公表した	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
4 その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
5 公表は特段行っていない	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答者数	11 (100.0)	2 (100.0)	13 (100.0)

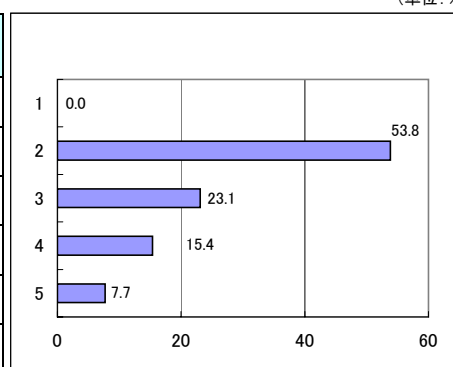


5-1 民間事業者の選定の際における公共サービスの質の評価方法

(1-1で「1」から「3」と回答した法人を対象)

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 VFMの算出に公共サービスの質を反映させた	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
2 VFMとは別に、公共サービスの質を数値化して評価した	6 (54.5)	1 (50.0)	7 (53.8)
3 数値化はしていないが、公共サービスの質も考慮して評価を行った	2 (18.2)	1 (50.0)	3 (23.1)
4 その他	2 (18.2)	0 (0.0)	2 (15.4)
5 公共サービスの質については、特段評価を行わなかった	1 (9.1)	0 (0.0)	1 (7.7)
回答者数	11 (100.0)	2 (100.0)	13 (100.0)



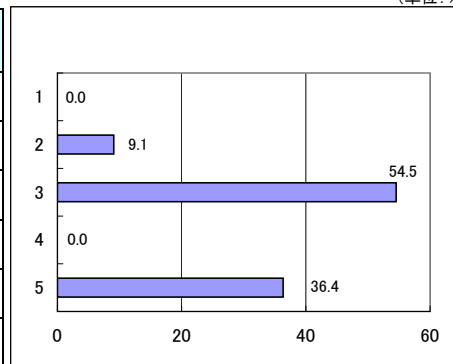
(注)「4 その他」の主な内容

- ・ 提案審査委員会にて評価を行った。

5-2 民間事業者の選定時における公共サービスの質の評価体制

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 PFIを専門に担当する部門で評価した	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
2 各事業分野別の担当部門で評価した	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (9.1)
3 外部有識者から成る委員会で評価した	5 (55.6)	1 (50.0)	6 (54.5)
4 コンサルタント業者に評価を委託した	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
5 その他	4 (44.4)	0 (0.0)	4 (36.4)
回答者数	9 (100.0)	2 (100.0)	11 (100.0)



(注)1 無回答の1件は除いている。

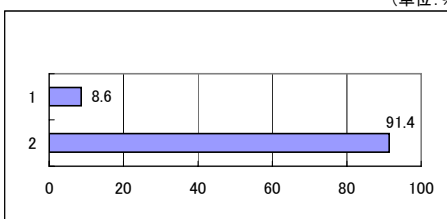
2 「5 その他」の主な内容

- ・ 外部有識者を含む案審査委員会で評価した。

6-1 民間事業者からPFI事業の実施についての発案を受けた経験の有無

(単位:%)

回答内容		国立大学法人	独立行政法人	合計
1	ある	2 (6.7)	1 (20.0)	3 (8.6)
2	ない	28 (93.3)	4 (80.0)	32 (91.4)
回答者数		30 (100.0)	5 (100.0)	35 (100.0)

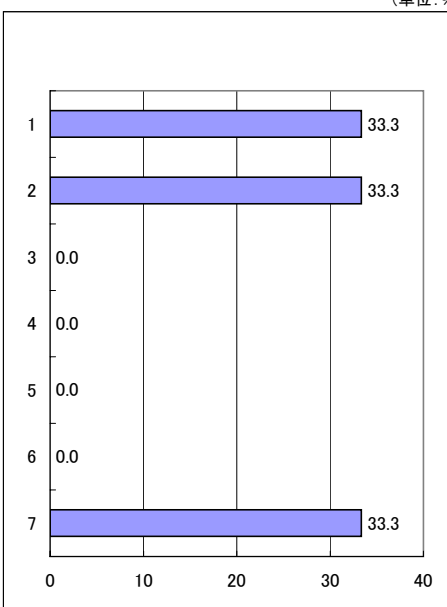


(注)無回答の13件を除いている。

6-2 民間事業者から受けた発案の処理状況

(単位:%)

回答内容		国立大学法人	独立行政法人	合計
1	発案内容をPFI事業として採用し、実施方針の策定等を行った	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (33.3)
2	発案内容は採用しなかったが、当該事業者に評価結果を通知した	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (33.3)
3	発案内容は採用しなかったが、当該事業者に評価結果及び理由を通知した	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
4	発案内容は採用しなかったが、当該事業者に評価結果を通知し、結果を公表した	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
5	発案内容は採用しなかったが、当該事業者に評価結果及び理由を通知し、結果及び理由を公表した	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
6	特段の対応は行わなかった	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
7	その他	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (33.3)
回答者数		2 (100.0)	1 (100.0)	3 (100.0)



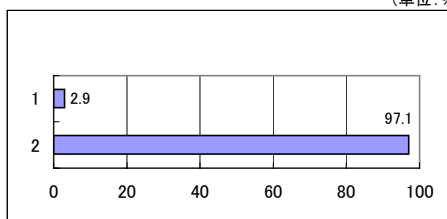
(注)「7 その他」の内容

- ・ 提案内容が当法人の事業になじまなかった。

6-3 民間事業者からの発案の受付、評価、通知、公表等に関する規程の有無

(単位:%)

回答内容		国立大学法人	独立行政法人	合計
1	規程を定めている	1 (3.4)	0 (0.0)	1 (2.9)
2	規程を定めていない	28 (96.6)	5 (100.0)	33 (97.1)
回答者数		29 (100.0)	5 (100.0)	34 (100.0)

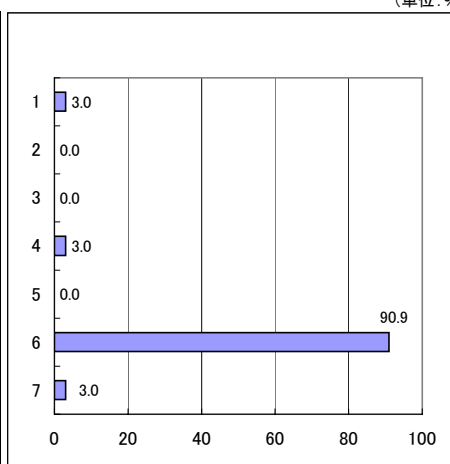


(注)無回答の14件は除いている。

6-4 民間事業者からの発案を審査する体制(複数回答可)

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 事業分野ごとに、それぞれの担当部門が審査を行っている	1 (3.7)	0 (0.0)	1 (3.0)
2 PFI事業の発案について、統一的に審査する部門を設置している	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 法人内の審査委員会で審査を行っている	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
4 外部有識者による審査委員会で審査を行っている	1 (3.7)	0 (0.0)	1 (3.0)
5 外部有識者に個別に意見を求めている	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
6 特段の体制は設けていない	25 (92.6)	5 (83.3)	30 (90.9)
7 その他	0 (0.0)	1 (16.7)	1 (3.0)
回答者数	27 (100.0)	6 (100.0)	33 (100.0)



(注)1 無回答の15件は除いている。

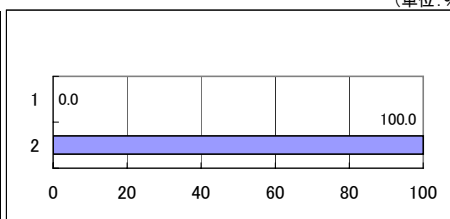
2 「7 その他」の内容

- ・ 必要に応じて検討会を立ち上げる。

7-1 法令等の規制が障害となりPFI事業の実施を取りやめた経緯の有無

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 実施を取りやめたことがある	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
2 実施を取りやめたことはない	30 (100.0)	6 (100.0)	36 (100.0)
回答者数	30 (100.0)	6 (100.0)	36 (100.0)



(注)無回答の12件は除いている。

7-2 PFI事業の実施の障害となった規制内容(複数回答可)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 民間事業者が公共施設(道路、河川等)の管理者となることができない、又は制限されていること	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
2 SPCが事業(水道、学校、病院等)の許認可を受けることが困難であること	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答者数	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

7-3 PFI事業の実施の障害を解消するために取った行動

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 規制の緩和を要望した	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
2 特段の行動は取らなかった	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答者数	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

7-4 PFI事業の実施に関連して規制緩和が必要と思われる事項

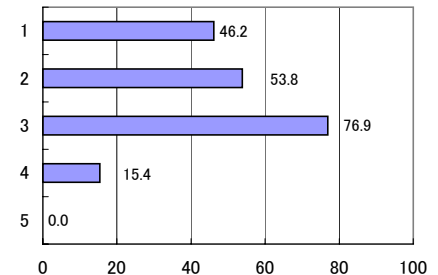
- ・ 従来方式と異なる不動産取得税等の税制措置
- ・ 民間事業者の税負担軽減（固定資産税等）
- ・ 国立大学法人法第22条により、国立大学法人においては営利目的の業務が認められていない。よって独立採算型のPFI事業等の推進のためには、国立大学法人においても条件付きで営利目的の業務の緩和等の措置が必要と思われる。
- ・ SPCの成立に要する法人税の減免、BOTの場合の不動産取得税の減免、SPCが建築確認申請を行う際の申請料の減免以上はすべて事業費に反映され、公共側の支出となっているため。

8-1 行政と民間のリスク分担の設定において基にした情報(複数回答可)

(1-1で「1」から「4」と回答した法人を対象)

(単位:%)

回答内容		国立大学法人	独立行政法人	合計
1	内閣府が作成した「リスク分担等に関するガイドライン」を参考にした	6 (54.5)	0 (0.0)	6 (46.2)
2	他のPFI事業におけるリスク分担の実績を参考にした	6 (54.5)	1 (50.0)	7 (53.8)
3	アドバイザーに委託した	8 (72.7)	2 (100.0)	10 (76.9)
4	その他	2 (18.2)	0 (0.0)	2 (15.4)
5	参考にできる特段の情報はなかった	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答者数		11 (100.0)	2 (100.0)	13 (100.0)



(注)「4 その他」の主な内容

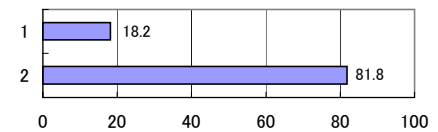
- ・ 所管省の資料を参考にした。

8-2 リスク分担の設定に当たっての民間事業者との意見の相違の有無

(1-1で「1」から「4」と回答した法人を対象)

(単位:%)

回答内容		国立大学法人	独立行政法人	合計
1	意見の相違があった	2 (22.2)	0 (0.0)	2 (18.2)
2	特になかった	7 (77.8)	2 (100.0)	9 (81.8)
回答者数		9 (100.0)	2 (100.0)	11 (100.0)

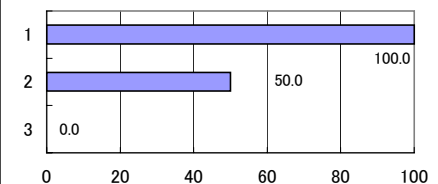


(注)無回答の2件は除いている。

8-3 意見の相違の内容(複数回答可)

(単位:%)

回答内容		国立大学法人	独立行政法人	合計
1	自らの管理に適さないリスクを負わされた	2 (100.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
2	リスクの分担があいまいなものがある	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)
3	その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答者数		2 (100.0)	0 (0.0)	2 (100.0)



(注)1 「1 自らの管理に適さないリスクを負わされた」の内容

- ・ 所有権移転前の税制度リスク
- ・ 住民反対運動・訴訟の住民対応リスク
- ・ 税法の変更や、金利、物価の変動に関するリスク

2 「2 リスク分担があいまいなものがある」の内容

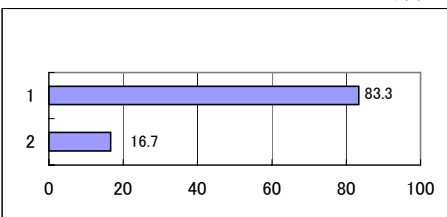
- ・ 修繕費増大リスクで第三者要因に対する負担

8-4 法人と民間事業者の両方でリスクを負担している項目の有無

(1-1で「1」から「4」と回答した法人を対象)

(単位:%)

回答内容		国立大学法人	独立行政法人	合計
1	ある	9 (90.0)	1 (50.0)	10 (83.3)
2	ない	1 (10.0)	1 (50.0)	2 (16.7)
回答者数		10 (100.0)	2 (100.0)	12 (100.0)



(注) 1 無回答の1件は除いている。

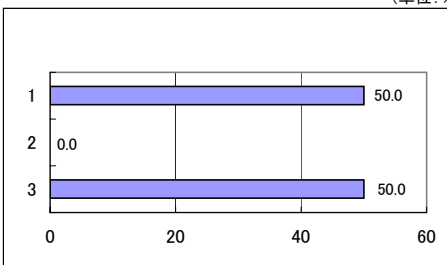
2 「1 ある」の内容

- ・ 税制変更リスク
- ・ 物価変動リスク
- ・ 不可抗力リスク
- ・ 契約締結リスク
- ・ 法令変更リスク
- ・ 天災、暴動などの不可抗力による設計変更・中止・延期
- ・ 設備の修復等により事業者の経費増加及び事業契約の履行不能になるもの

8-5 双方でリスクを負担することとなった理由(複数回答可)

(単位:%)

回答内容		国立大学法人	独立行政法人	合計
1	リスク分担の明確な基準やルールがないため	4 (50.0)	0 (0.0)	4 (50.0)
2	民間事業者との話し合いが不調となったため	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3	その他	4 (50.0)	0 (0.0)	4 (50.0)
回答者数		8 (100.0)	0 (0.0)	8 (100.0)



(注) 1 無回答の2件は除いている。

2 「3 その他」の主な内容

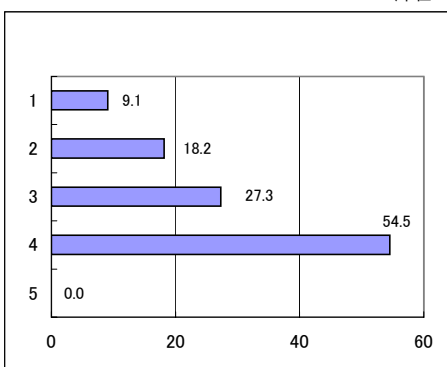
- ・ 両方でリスクを負担すべき事項であるため。
- ・ 個々のケースにおいて協議してリスク分担を決定することが適切であるため。

8-6 公共施設等の利用者の安全確保について責任を負っている者(複数の事業がある場合は、事業ごとに回答可)

(1-1で「1」から「4」と回答した法人を対象)

(単位:%)

回答内容		国立大学法人	独立行政法人	合計
1	公共法人	1 (10.0)	0 (0.0)	1 (9.1)
2	民間事業者	1 (10.0)	1 (100.0)	2 (18.2)
3	公共法人と民間事業者の両方	2 (20.0)	1 (100.0)	3 (27.3)
4	ケース・バイ・ケースでどちらの責任かを決定	6 (60.0)	0 (0.0)	6 (54.5)
5	その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答者数		10 (100.0)	1 (100.0)	11 (100.0)



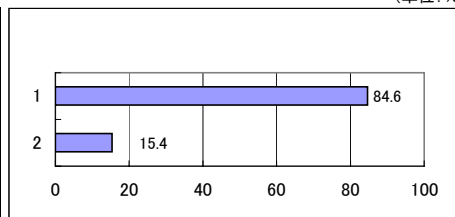
(注) 無回答の2件は除いている。

9-1 PFI事業に関する金融機関との直接協定(DA:Direct Agreement)の締結の有無

(1-1で「1」と回答した法人を対象)

(単位:%)

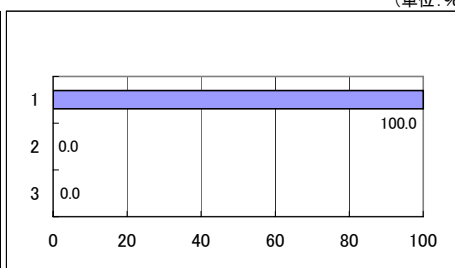
回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 締結している	10 (90.9)	1 (50.0)	11 (84.6)
2 締結していない	1 (9.1)	1 (50.0)	2 (15.4)
回答者数	11 (100.0)	2 (100.0)	13 (100.0)



9-2 直接協定の内容は十分なものとなっているかどうか

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 十分である	10 (100.0)	1 (100.0)	11 (100.0)
2 不十分な点がある	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 全く不十分である	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答者数	10 (100.0)	1 (100.0)	11 (100.0)



9-3 直接協定が不十分な点(複数回答可)

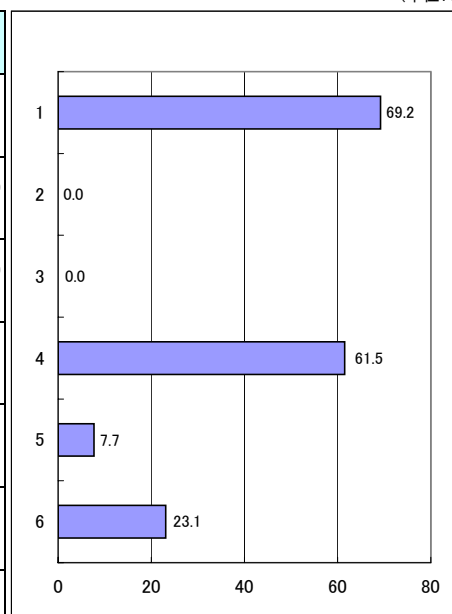
回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 事業破綻時の官側の役割が明確になっていない	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
2 事業の継続等のために金融機関が負う義務の範囲や内容が明確になっていない	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答者数	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

9-4 SPC(特別目的会社)に対する金融機関の融資を円滑にするために講じている措置(複数回答可)

(1-1で「1」と回答した法人を対象)

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 SPCの保有する事業資産や債権に対して、金融機関の担保権の設定を認めている	9 (81.8)	0 (0.0)	9 (69.2)
2 事業破綻時には、公共法人が施設を一定額で買い取る義務を負うこととし、金融機関はその金額の範囲内で融資を行っている	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 SPCに出資している親会社がSPCの債務を保証するよう要請している	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
4 SPCから随時又は定期に報告を求め、財務状況をチェックしている	7 (63.6)	1 (50.0)	8 (61.5)
5 特段の措置は講じていない	1 (9.1)	0 (0.0)	1 (7.7)
6 その他	1 (9.1)	2 (100.0)	3 (23.1)
回答者数	11 (100.0)	2 (100.0)	13 (100.0)



(注) 「6 その他」の主な内容

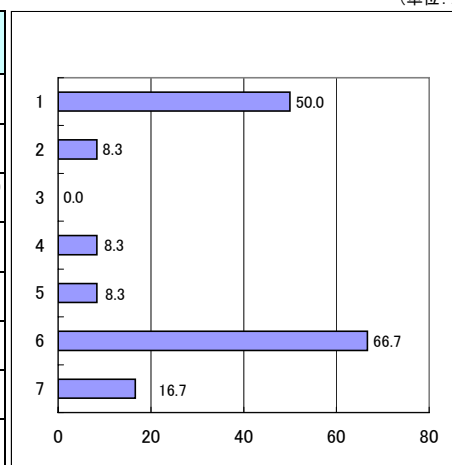
- ・ SPCを設立していない。

9-5 SPC(特別目的会社)の事業が行き詰まった場合に講じる予定の措置(複数回答可)

(1-1で「1」と回答した法人を対象)

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 金融機関が担保権を実行することを認める	6 (60.0)	0 (0.0)	6 (50.0)
2 施設を買い取る	1 (10.0)	0 (0.0)	1 (8.3)
3 金融機関に対する債務の肩代わり等の支援を行う	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
4 SPCに出資している親会社にSPCに対する支援を要請する	1 (10.0)	0 (0.0)	1 (8.3)
5 SPCの経営に介入し、その立て直しを図る	1 (10.0)	0 (0.0)	1 (8.3)
6 SPCの権利義務を第三者に移転し、第三者によるPFI事業の継続を図る	7 (70.0)	1 (50.0)	8 (66.7)
7 その他	1 (10.0)	1 (50.0)	2 (16.7)
回答者数	10 (100.0)	2 (100.0)	12 (100.0)



(注) 1 無回答の1件を除いている。

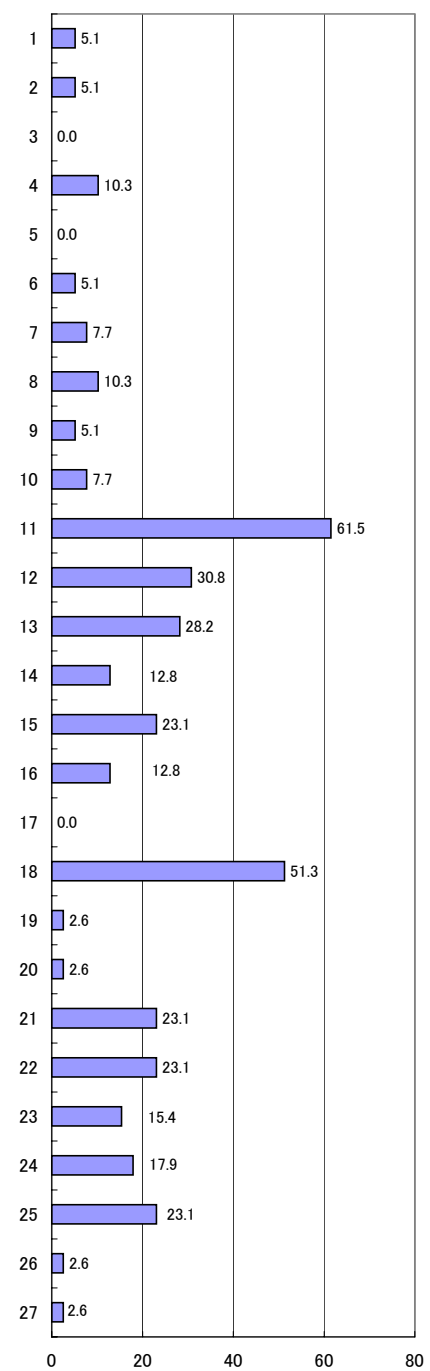
2 「7 その他」の主な内容

- ・ 専門家委員会のあつせんを求め事業継続の努力をする。

10 民間事業者の資金、経営能力及び技術能力の活用により整備を行うことが適切と考える公共施設等(複数回答可)

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 道路	2 (5.9)	0 (0.0)	2 (5.1)
2 鉄道	2 (5.9)	0 (0.0)	2 (5.1)
3 港湾	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
4 空港	4 (11.8)	0 (0.0)	4 (10.3)
5 河川	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
6 公園	2 (5.9)	0 (0.0)	2 (5.1)
7 水道	3 (8.8)	0 (0.0)	3 (7.7)
8 下水道	4 (11.8)	0 (0.0)	4 (10.3)
9 工業用水道	2 (5.9)	0 (0.0)	2 (5.1)
10 庁舎	2 (5.9)	1 (20.0)	3 (7.7)
11 宿舎	24 (70.6)	0 (0.0)	24 (61.5)
12 公営住宅	12 (35.3)	0 (0.0)	12 (30.8)
13 教育文化施設	10 (29.4)	1 (20.0)	11 (28.2)
14 廃棄物処理施設	5 (14.7)	0 (0.0)	5 (12.8)
15 医療施設	9 (26.5)	0 (0.0)	9 (23.1)
16 社会福祉施設	4 (11.8)	1 (20.0)	5 (12.8)
17 更生保護施設	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
18 駐車場	20 (58.8)	0 (0.0)	20 (51.3)
19 地下街	1 (2.9)	0 (0.0)	1 (2.6)
20 情報通信施設	1 (2.9)	0 (0.0)	1 (2.6)
21 熱供給施設	9 (26.5)	0 (0.0)	9 (23.1)
22 新エネルギー施設	8 (23.5)	1 (20.0)	9 (23.1)
23 リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く)	6 (17.6)	0 (0.0)	6 (15.4)
24 観光施設	5 (14.7)	2 (40.0)	7 (17.9)
25 研究施設	7 (20.6)	2 (40.0)	9 (23.1)
26 その他	1 (2.9)	0 (0.0)	1 (2.6)
27 特になし	0 (0.0)	1 (20.0)	1 (2.6)
回答者数	34 (100.0)	5 (100.0)	39 (100.0)



(注) 1 無回答の9件を除いている。

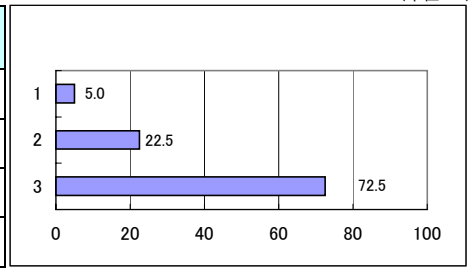
2 「26 その他」の内容

- ・ 基本的にはどのような分野においても整備可能だと思う。

11-1 PFIの推進のための補助、融資、ガイドライン作成、情報提供等の国が講じている支援措置について

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 十分である	2 (5.9)	0 (0.0)	2 (5.0)
2 十分でない	8 (23.5)	1 (16.7)	9 (22.5)
3 分からない	24 (70.6)	5 (83.3)	29 (72.5)
回答者数	34 (100.0)	6 (100.0)	40 (100.0)

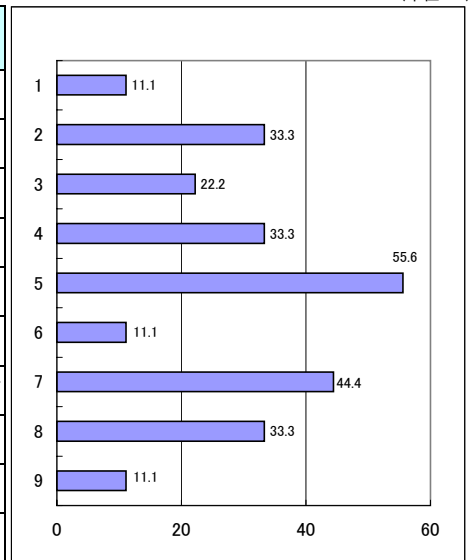


(注)無回答の8件は除いている。

11-2 支援措置が十分でないと考えられる理由(複数回答可)

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 補助金の交付において、従来方式(官が自ら公共施設を整備)と格差があるため	1 (12.5)	0 (0.0)	1 (11.1)
2 税制面で、従来方式と格差があるため	3 (37.5)	0 (0.0)	3 (33.3)
3 公的な融資制度(無利子、低利子)が不十分であるため	2 (25.0)	0 (0.0)	2 (22.2)
4 ガイドラインが抽象的で、実用的でないため	2 (25.0)	1 (100.0)	3 (33.3)
5 実践的な情報やノウハウの提供が不十分であるため	4 (50.0)	1 (100.0)	5 (55.6)
6 国公有財産の使用が限定的又は対価が高すぎるため	1 (12.5)	0 (0.0)	1 (11.1)
7 入札手続きが硬直的であるため	3 (37.5)	1 (100.0)	4 (44.4)
8 PFIに対する国の方針が不明確であるため	3 (37.5)	0 (0.0)	3 (33.3)
9 その他	1 (12.5)	0 (0.0)	1 (11.1)
回答者数	8 (100.0)	1 (100.0)	9 (100.0)



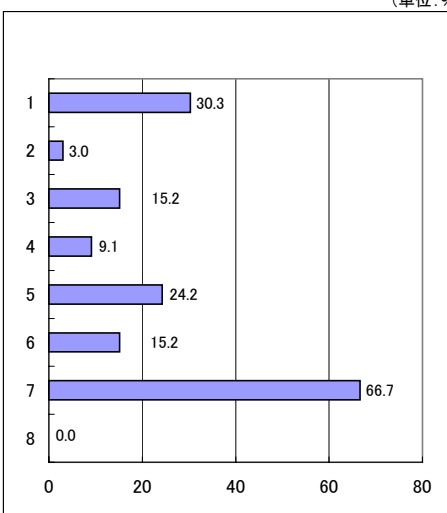
(注)「9 その他」の内容

- ・ VFM算定について、事務作業の軽減のために事業費削減の算定が容易にできる指針を作成してもらいたい。

11-3 PFIの推進に有効と考えられる施策(複数回答可)

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
1 社会資本整備におけるPFIの位置付けの明確化	8 (29.6)	2 (33.3)	10 (30.3)
2 補助金の従来方式とのイコールフットティング	1 (3.7)	0 (0.0)	1 (3.0)
3 PFIに関する補助金の統合・メニュー化	5 (18.5)	0 (0.0)	5 (15.2)
4 税制の従来方式とのイコールフットティング	3 (11.1)	0 (0.0)	3 (9.1)
5 公的な融資制度の拡充	7 (25.9)	1 (16.7)	8 (24.2)
6 国公有財産の使用範囲の拡大又は対価の引下げ	4 (14.8)	1 (16.7)	5 (15.2)
7 PFIに関する実務的な情報とノウハウの蓄積・提供	18 (66.7)	4 (66.7)	22 (66.7)
8 その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答者数	27 (100.0)	6 (100.0)	33 (100.0)

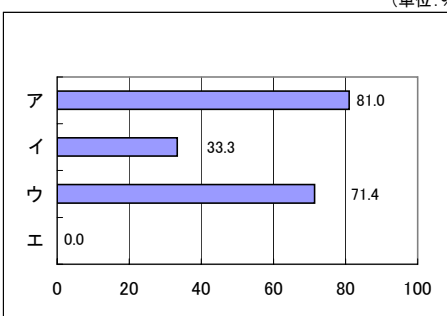


(注)無回答の15件は除いている。

11-3 (続き) PFIに関する実務的な情報とノウハウの蓄積・提供で特に必要と思われるもの(複数回答可)

(単位:%)

回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
ア 分野別の公共施設等のPFI事業による整備マニュアル	13 (76.5)	4 (100.0)	17 (81.0)
イ 協定等のひな形	7 (41.2)	0 (0.0)	7 (33.3)
ウ ガイドラインの充実	13 (76.5)	2 (50.0)	15 (71.4)
エ その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答者数	17 (100.0)	4 (100.0)	21 (100.0)

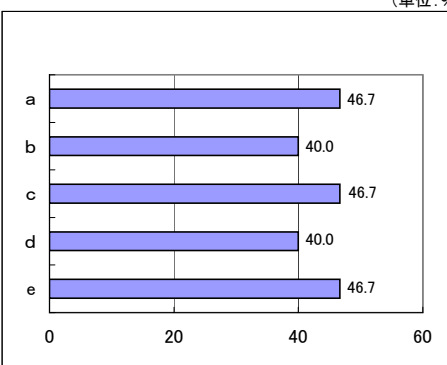


(注)無回答の1件は除いている。

11-3 (続き) 特に充実が必要と考えるガイドライン(複数回答可)

(単位:%)

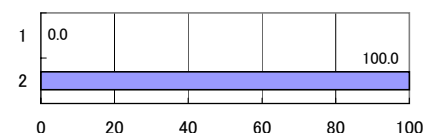
回答内容	国立大学法人	独立行政法人	合計
a 事業実施プロセスに関するガイドライン	6 (46.2)	1 (50.0)	7 (46.7)
b リスク分担等に関するガイドライン	5 (38.5)	1 (50.0)	6 (40.0)
c VFM(Value For Money)に関するガイドライン	5 (38.5)	2 (100.0)	7 (46.7)
d 契約に関するガイドライン	4 (30.8)	2 (100.0)	6 (40.0)
e モニタリングに関するガイドライン	7 (53.8)	0 (0.0)	7 (46.7)
回答者数	13 (100.0)	2 (100.0)	15 (100.0)



12-1 PFI事業の推進のために法人が独自に講じている支援措置の有無

(単位:%)

回答内容		国立大学法人	独立行政法人	合計
1	ある	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
2	ない	33 (100.0)	6 (100.0)	39 (100.0)
回答者数		33 (100.0)	6 (100.0)	39 (100.0)



(注)無回答の9件は除いている。

12-2 PFI事業推進のために法人が講じている支援措置の内容(複数回答可)

回答内容		国立大学法人	独立行政法人	合計
1	民間事業者に対する報奨金、助成金	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
2	民間事業者に対するPFI制度に関する説明会の開催や情報提供	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3	その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答者数		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

13 PFI事業に関する意見

【手続の煩雑さ、コストに関するもの】

- ・ PFI事業を実施する場合、検討や手続には多大な時間や労力を要し、法人内の限られた人員での実施には負担を感じる。また、導入可能性調査や事業者選定には専門的知識を要するため、コンサルタント業者を利用する必要があり、そのための経費も必要となる。
さらに、透明性確保のため外部委員を含む事業者選定委員会も複数回開催することとなる。以上のような労力やコストも総合的に勘案して、PFI事業の有効性（VFMの確保や公共サービス向上）を判断する指針が必要と思料する。

【後年度負担、財政の硬直化に関するもの】

- ・ サービス購入型のPFI事業は財政支出の平準化には適切であるが、将来の財政負担への影響があり、事業実施の限界があるものとする。よって、今後は財政支出の不要な独立採算型のPFI事業の推進がより重要な施策と思われ、公共法人においてはこれらの推進に必要な規制緩和が望まれる。

【その他】

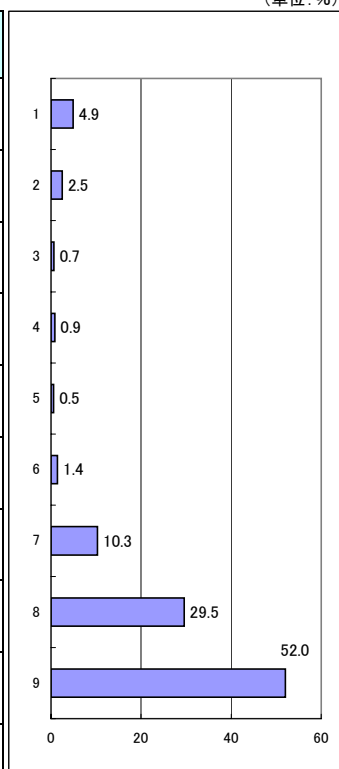
- ・ 社会資本整備の観点からPFI事業は必要と考えるが、財源の硬直化が懸念されないか。
- ・ PFI事業を今後とも推進するのであれば、省庁等の枠を越えた情報提供、担当者の研修等を積極的に実施してほしい。
- ・ 民間事業者の提案がより質の高い公共サービスの提供と国立大学法人及び国の財政負担の軽減を図ることにつながっていくためには、テーマとなる施設整備と維持管理以外に民間企業が公共サービスに積極的に参画できる（施設、運営）ものをセットで導入できないか。（現在のBOT方式は規模、運営への参画度合いが必ずしも高いとはいえない。）
- ・ 改修のみのPFI事業は、提案の競争性があまり期待されず公共サービスの質の確保が難しい。
- ・ 導入して良かったというような事業計画の見本等があれば掲示願いたい。

「PFI事業に関する地方公共団体アンケート」集計結果

1-1 PFI事業への取組状況（複数回答可）

（単位：％）

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 PFI事業により公共サービスの提供を行っている	20 (43.5)	37 (5.8)	12 (1.9)	0 (0.0)	49 (3.5)	4 (7.3)	73 (4.9)
2 PFI事業に関する協定を民間事業者と締結したところである	9 (19.6)	25 (3.9)	2 (0.3)	0 (0.0)	27 (1.9)	1 (1.8)	37 (2.5)
3 民間事業者の選定・公表を行ったところである	4 (8.7)	6 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (0.4)	0 (0.0)	10 (0.7)
4 民間事業者を募集中である	7 (15.2)	6 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (0.4)	0 (0.0)	13 (0.9)
5 特定事業の選定・公表を行ったところである	3 (6.5)	5 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (0.4)	0 (0.0)	8 (0.5)
6 実施方針の策定・公表を行ったところである	4 (8.7)	16 (2.5)	1 (0.2)	0 (0.0)	17 (1.2)	0 (0.0)	21 (1.4)
7 PFI事業の実施を検討したことはあるが、実施方針の策定に至らなかった	13 (28.3)	106 (16.5)	34 (5.5)	1 (0.7)	141 (10.1)	0 (0.0)	154 (10.3)
8 PFIの調査・研究、情報収集にとどまっている	7 (15.2)	264 (41.1)	149 (24.1)	19 (14.2)	432 (31.0)	3 (5.5)	442 (29.5)
9 特段の取組は行っていない	1 (2.2)	196 (30.5)	420 (68.0)	114 (85.1)	730 (52.3)	47 (85.5)	778 (52.0)
回答者数	46 (100.0)	643 (100.0)	618 (100.0)	134 (100.0)	1,395 (100.0)	55 (100.0)	1,496 (100.0)

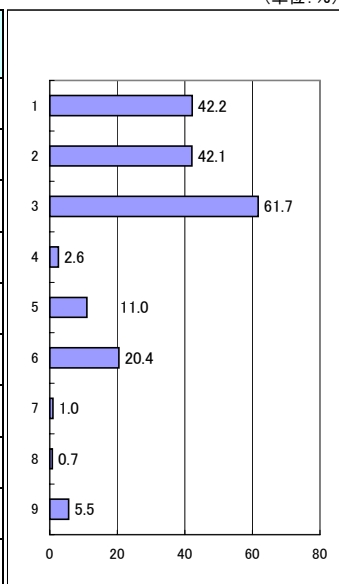


（注）無回答の6件は除いている。

1-2 PFI事業の実施を検討したことがない理由（複数回答可）

（単位：％）

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 PFIに関する知見、ノウハウがないため	2 (25.0)	166 (36.4)	263 (46.7)	56 (42.7)	485 (42.2)	23 (46.0)	510 (42.2)
2 庁内の体制が整っていないため	1 (12.5)	191 (41.9)	257 (45.6)	38 (29.0)	486 (42.3)	21 (42.0)	508 (42.1)
3 PFI事業に見合う規模の事業を行っていないため	5 (62.5)	285 (62.5)	340 (60.4)	88 (67.2)	713 (62.0)	27 (54.0)	745 (61.7)
4 経費がかかりすぎるため	1 (12.5)	13 (2.9)	11 (2.0)	4 (3.1)	28 (2.4)	2 (4.0)	31 (2.6)
5 手続が複雑で、手間がかかりすぎるため	2 (25.0)	72 (15.8)	50 (8.9)	8 (6.1)	130 (11.3)	1 (2.0)	133 (11.0)
6 PFI事業を実施できる事業者が地元にないため	0 (0.0)	64 (14.0)	124 (22.0)	45 (34.4)	233 (20.3)	14 (28.0)	247 (20.4)
7 議会や住民の理解を得るのが困難であるため	0 (0.0)	4 (0.9)	6 (1.1)	2 (1.5)	12 (1.0)	0 (0.0)	12 (1.0)
8 公務員の処遇に問題を生じる恐れがあるため	0 (0.0)	4 (0.9)	4 (0.7)	1 (0.8)	9 (0.8)	0 (0.0)	9 (0.7)
9 その他	2 (25.0)	38 (8.3)	24 (4.3)	1 (0.8)	63 (5.5)	2 (4.0)	67 (5.5)
回答者数	8 (100.0)	456 (100.0)	563 (100.0)	131 (100.0)	1,150 (100.0)	50 (100.0)	1,208 (100.0)



（注）1 無回答の12件は除いている。

2 「9 その他」の主な内容

- ・ 事業効果の発現までに時間がかかり、事業の目的が達成できないため。
- ・ 財政状況が厳しく、いわゆる箱物を凍結しているため。
- ・ PFIを活用する程の公共施設整備については当然、大規模事業となり、市町村が行うには国庫補助負担金が伴う事業と想定される。しかし、この場合の交付要綱・ガイドライン等が十分に示されているかは疑問であり、安全サイドの考えから従来型の発注方法を選択せざるを得ない状況
- ・ 長期間における責任・リスク分担の不安、VFM評価の客観性・信頼性の不安

- ・ P F I 事業が本当にコスト削減や公共サービスの向上につながるか確証が持てない。また指定管理者制度等により民間ノウハウを活用する方が実施しやすい。
- ・ 導入可能調査を実施したところであり、具体的な取組についてはこれからのため。
- ・ 現状では P F I 事業によらなくても事業展開できているため。
- ・ P F I として成り立つ事業があるか、又それを担う民間企業があるか見いだせていないため。
- ・ 民間事業者とでトラブルが発生した場合が課題
- ・ P F I 手法に適した事業が計画されなかったため。
- ・ 市町村合併直後のため。
- ・ 市町村合併後は建設事業の原資に合併特例債を充てており、民間資金活用の需要がない。
- ・ 当自治体ではほとんどインフラ整備は完了している。
- ・ 起債する余裕があったため。
- ・ 利益が出にくい公共施設に民間事業者は関心を示さない。
- ・ 一過疎地における実態にそぐわないため。

○ 以下の質問は、質問1-1で「1」から「8」を回答した自治体を対象（個別に対象者が限定されている場合を除く）

2-1 PFIに対する地方公共団体の体制

(単位: %)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 PFIを専門に担当する部門がある	28 (62.2)	101 (22.9)	23 (12.9)	1 (6.3)	125 (19.7)	2 (33.3)	155 (22.6)
2 専門に担当する部門はないが、各部門が、それぞれ必要に応じてPFIに取組んでいる	14 (31.1)	116 (26.2)	26 (14.6)	2 (12.5)	144 (22.6)	1 (16.7)	159 (23.1)
3 特に担当する部門、担当者は決めていないが、PFIに関する情報収集を行っている	3 (6.7)	200 (45.2)	97 (54.5)	7 (43.8)	304 (47.8)	3 (50.0)	310 (45.1)
4 その他	0 (0.0)	2 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.3)	0 (0.0)	2 (0.3)
5 特段の対応は行っていない	0 (0.0)	23 (5.2)	32 (18.0)	6 (37.5)	61 (9.6)	0 (0.0)	61 (8.9)
回答者数	45 (100.0)	442 (100.0)	178 (100.0)	16 (100.0)	636 (100.0)	6 (100.0)	687 (100.0)

(注) 1 無回答の37件は除いている。

- 2 「4 その他」の内容
記載なし

2-2 PFIに最も期待するメリット

(単位: %)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 単年度の公的財政負担の軽減	4 (8.9)	80 (18.0)	37 (20.0)	5 (33.3)	122 (18.9)	2 (28.6)	128 (18.4)
2 長期的な公的財政負担の軽減	27 (60.0)	280 (62.9)	107 (57.8)	6 (40.0)	393 (60.9)	1 (14.3)	421 (60.4)
3 公共サービスの質の改善・向上	14 (31.1)	75 (16.9)	34 (18.4)	3 (20.0)	112 (17.4)	3 (42.9)	129 (18.5)
4 地元の民間事業者の事業拡大	0 (0.0)	5 (1.1)	4 (2.2)	1 (6.7)	10 (1.6)	0 (0.0)	10 (1.4)
5 公務員の意識改革	0 (0.0)	4 (0.9)	1 (0.5)	0 (0.0)	5 (0.8)	1 (14.3)	6 (0.9)
6 地元のイメージ・アップ	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
7 その他	0 (0.0)	1 (0.2)	2 (1.1)	0 (0.0)	3 (0.5)	0 (0.0)	3 (0.4)
回答者数	45 (100.0)	445 (100.0)	185 (100.0)	15 (100.0)	645 (100.0)	7 (100.0)	697 (100.0)

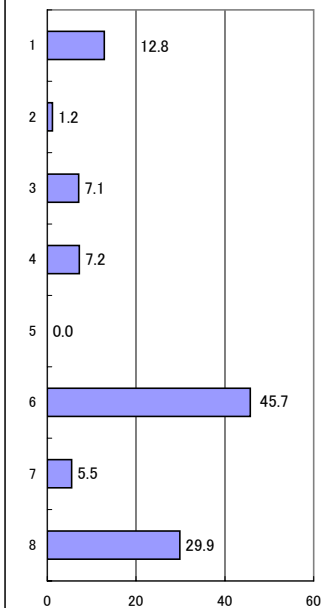
(注) 1 無回答の27件は除いている。

- 2 「7 その他」の内容
- ・ 自治体業務の縮小化
 - ・ 特になし

2-3 PFI事業の実施を検討する場合（複数回答可）

（単位：％）

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 事業費が一定規模以上のすべての事業について、PFIの実施を検討している	14 (31.1)	66 (15.0)	8 (4.3)	0 (0.0)	74 (11.5)	1 (14.3)	89 (12.8)
2 特定の分野の事業についてはすべて、PFIの実施を検討している	2 (4.4)	3 (0.7)	2 (1.1)	0 (0.0)	5 (0.8)	1 (14.3)	8 (1.2)
3 従来方式では事業予算が不足する場合に、PFIの実施を検討している	3 (6.7)	38 (8.6)	8 (4.3)	0 (0.0)	46 (7.2)	0 (0.0)	49 (7.1)
4 類似の施設についてPFIの先例がある場合に、PFIの実施を検討している	2 (4.4)	38 (8.6)	10 (5.4)	0 (0.0)	48 (7.5)	0 (0.0)	50 (7.2)
5 国の機関から要請があった場合に、PFIの実施を検討している	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
6 特に基準はなく、ケース・バイ・ケースで検討している	23 (51.1)	198 (44.9)	87 (47.0)	5 (33.3)	290 (45.2)	4 (57.1)	317 (45.7)
7 その他	6 (13.3)	27 (6.1)	5 (2.7)	0 (0.0)	32 (5.0)	0 (0.0)	38 (5.5)
8 PFIの実施を検討したことはない	2 (4.4)	118 (26.8)	76 (41.1)	10 (66.7)	204 (31.8)	1 (14.3)	207 (29.9)
回答者数	45 (100.0)	441 (100.0)	185 (100.0)	15 (100.0)	641 (100.0)	7 (100.0)	693 (100.0)



（注）1 無回答の31件は除いている。

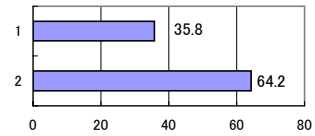
2 「7 その他」の主な内容

- ・ 新規建設施設についてはすべて検討することとしている。
- ・ 施設規模（初期投資額）が一定額以上の事業、また、施設規模が一定額未満であっても、維持管理・運営費の比較的大きい事業
- ・ 一定規模以上の事業、民間にノウハウがある事業、市と民間事業者の役割分担が明確か等、一定の基準を設けこれに当てはまる場合検討することとしている。
- ・ 民間のノウハウを活用して創意工夫できる範囲の広い事業
- ・ 民間活用により着しいサービス向上が見込めたり、事業収入が発生する場合
- ・ 事業規模及び進捗状況による基準やPFI適性評価の視点によりPFIの実施を検討している。
- ・ 指針にあげる基準を満たす総合計画に位置づけた事業等について検討する。

2-4 PFI事業の検討を行った結果、PFI以外の手法を選択したことの有無

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 ある	26 (63.4)	129 (39.2)	28 (21.1)	1 (12.5)	158 (33.6)	1 (16.7)	185 (35.8)
2 ない	15 (36.6)	200 (60.8)	105 (78.9)	7 (87.5)	312 (66.4)	5 (83.3)	332 (64.2)
回答者数	41 (100.0)	329 (100.0)	133 (100.0)	8 (100.0)	470 (100.0)	6 (100.0)	517 (100.0)

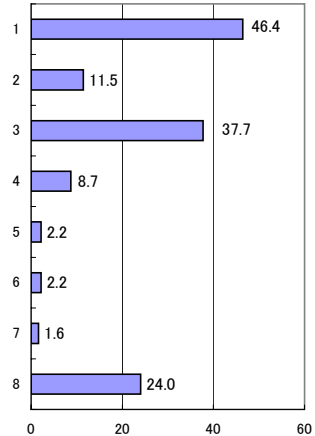


(注)無回答の207件は除いている。

2-5 PFI事業の実施を検討したが、これを断念した理由 (複数回答可)

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 VFMが期待できなかったため	17 (68.0)	57 (44.5)	10 (35.7)	0 (0.0)	67 (42.7)	1 (100.0)	85 (46.4)
2 公共サービスの質を確保できない恐れがあったため	3 (12.0)	17 (13.3)	1 (3.6)	0 (0.0)	18 (11.5)	0 (0.0)	21 (11.5)
3 早期に対応する必要があったため	10 (40.0)	51 (39.8)	6 (21.4)	1 (100.0)	58 (36.9)	1 (100.0)	69 (37.7)
4 後年度負担が長期にわたり、財政の硬直化につながるため	0 (0.0)	7 (5.5)	9 (32.1)	0 (0.0)	16 (10.2)	0 (0.0)	16 (8.7)
5 住民等の反対があったため	0 (0.0)	3 (2.3)	1 (3.6)	0 (0.0)	4 (2.5)	0 (0.0)	4 (2.2)
6 応札する企業がなかったため	1 (4.0)	1 (0.8)	1 (3.6)	1 (100.0)	3 (1.9)	0 (0.0)	4 (2.2)
7 議会の同意が得られなかったため	0 (0.0)	3 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.9)	0 (0.0)	3 (1.6)
8 その他	7 (28.0)	33 (25.8)	4 (14.3)	0 (0.0)	37 (23.6)	0 (0.0)	44 (24.0)
回答者数	25 (100.0)	128 (100.0)	28 (100.0)	1 (100.0)	157 (100.0)	1 (100.0)	183 (100.0)



(注)1 無回答の2件は除いている。

2 「8 その他」の主な内容

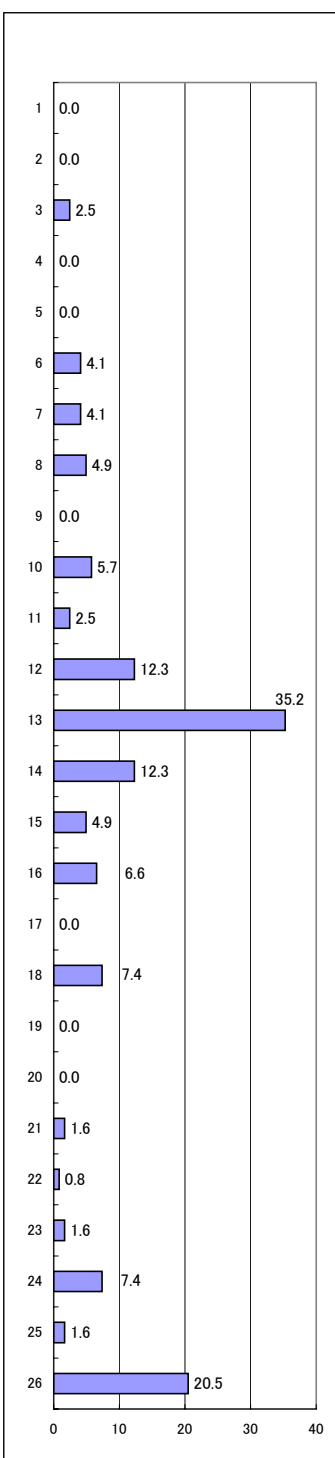
- ・ 補助金を利用し、従来方式で整備することが、適当と判断されたため。
- ・ 合併特例債による整備を選択したため。
- ・ PFIで実現可能な事業がなかったため。
- ・ 地域経済への貢献度が低いため。
- ・ 長期契約となるため将来の見通しが立たない。
- ・ 民間企業と長期的かつ緊密な連携をした経験がないため。
- ・ 民間事業者との適切なリスク分担が困難なため。
- ・ 民間が持っているノウハウを発揮する余地が少なかったため。
- ・ 施設の特異性から、ノウハウを持つ民間事業者に限られることと、それに伴って競争による経費縮減、サービス向上が期待できなかったため。
- ・ 有利な起債事業を選択したため。
- ・ 専門的な研究が必要なため。
- ・ 手続が複雑で手間がかかるため。
- ・ 事業の実施が緊急性を要していないため。
- ・ PFI事業実施可能性調査でPFIよりも指定管理者が適しているという結果となったため。
- ・ 事業スキームの変更がなされたため。
- ・ リース事業と比較してPFIの方が毎年の支払額が多いため。
- ・ 地権者の同意が得られなかったため。
- ・ 当初の目的である財政負担の平準化が達成できないため。
- ・ 効率的な施設・設備の維持管理、運営を図る観点からPFI事業になじまないと判断したため。
- ・ 応札する企業がないと予想されたため。
- ・ 内部会議での同意が得られなかったため。

3 どのような分野の公共施設等の整備をPFI事業で実施しているか(複数回答可)

(1-1で「1」から「6」と回答した自治体を対象)

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 道路	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
2 鉄道	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 港湾	2 (8.0)	1 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.1)	0 (0.0)	3 (2.5)
4 空港	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
5 河川	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
6 公園	4 (16.0)	1 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.1)	0 (0.0)	5 (4.1)
7 水道	5 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (4.1)
8 下水道	1 (4.0)	3 (3.9)	2 (13.3)	0 (0.0)	5 (5.4)	0 (0.0)	6 (4.9)
9 工業用水道	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
10 庁舎	3 (12.0)	4 (5.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (4.3)	0 (0.0)	7 (5.7)
11 宿舍	2 (8.0)	0 (0.0)	1 (6.7)	0 (0.0)	1 (1.1)	0 (0.0)	3 (2.5)
12 公営住宅	5 (20.0)	7 (9.1)	3 (20.0)	0 (0.0)	10 (10.9)	0 (0.0)	15 (12.3)
13 教育文化施設	8 (32.0)	33 (42.9)	2 (13.3)	0 (0.0)	35 (38.0)	0 (0.0)	43 (35.2)
14 廃棄物処理施設	1 (4.0)	9 (11.7)	4 (26.7)	0 (0.0)	13 (14.1)	1 (20.0)	15 (12.3)
15 医療施設	3 (12.0)	3 (3.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (3.3)	0 (0.0)	6 (4.9)
16 社会福祉施設	2 (8.0)	6 (7.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (6.5)	0 (0.0)	8 (6.6)
17 更生保護施設	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
18 駐車場	3 (12.0)	3 (3.9)	1 (6.7)	0 (0.0)	4 (4.3)	2 (40.0)	9 (7.4)
19 地下街	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
20 情報通信施設	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
21 熱供給施設	0 (0.0)	2 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (2.2)	0 (0.0)	2 (1.6)
22 新エネルギー施設	1 (4.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.8)
23 リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く)	1 (4.0)	1 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.1)	0 (0.0)	2 (1.6)
24 観光施設	1 (4.0)	5 (6.5)	1 (6.7)	0 (0.0)	6 (6.5)	2 (40.0)	9 (7.4)
25 研究施設	2 (8.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.6)
26 その他	6 (24.0)	17 (22.1)	1 (6.7)	0 (0.0)	18 (19.6)	1 (20.0)	25 (20.5)
回答者数	25 (100.0)	77 (100.0)	15 (100.0)	0 (0.0)	92 (100.0)	5 (100.0)	122 (100.0)



(注)「26 その他」の主な内容

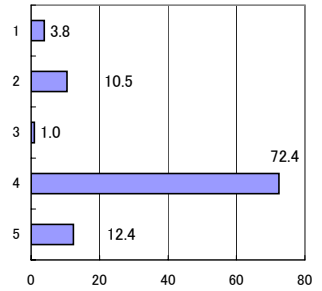
プール、畜場、省エネルギー化設備、産業労働施設、福祉・ボランティア施設、学校給食センター、福祉その他保険所療育施設等の複合施設、世代間交流施設、余熱利用施設、勤労青少年ホーム、健康・交流施設、浄化槽整備、再開発における仮設店舗、改良土プラント、発電施設、土地区画整理事業、消防学校

4-1 VFM(Value For Money)の算出体制

(1-1で「1」から「5」と回答した自治体を対象)

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 PFIを専門に担当する部門で算出した	1 (4.2)	2 (3.1)	1 (7.7)	0 (0.0)	3 (3.9)	0 (0.0)	4 (3.8)
2 各事業分野別の担当部門で算出した	3 (12.5)	6 (9.4)	2 (15.4)	0 (0.0)	8 (10.4)	0 (0.0)	11 (10.5)
3 外部有識者から成る委員会で算出した	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (7.7)	0 (0.0)	1 (1.3)	0 (0.0)	1 (1.0)
4 コンサルタント業者に委託した	14 (58.3)	49 (76.6)	9 (69.2)	0 (0.0)	58 (75.3)	4 (100.0)	76 (72.4)
5 その他	6 (25.0)	7 (10.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (9.1)	0 (0.0)	13 (12.4)
回答者数	24 (100.0)	64 (100.0)	13 (100.0)	0 (0.0)	77 (100.0)	4 (100.0)	105 (100.0)



(注)1 無回答の3件は除いている。

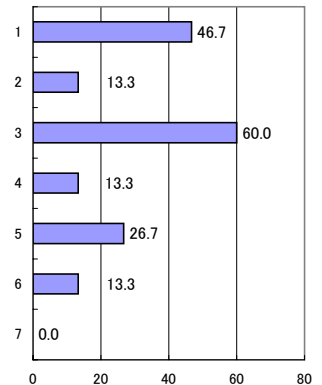
2 「5 その他」の主な内容

- ・ 独立採算方式の事業であり、県の財政負担が生じないため算出していない。
- ・ 事業担当課とコンサルの協議による。
- ・ 事業によって、職員で算出又はコンサルタントやアドバイザーを活用して算出
- ・ PSC部分については建築、運営それぞれの担当課が行い、リスク調整費やPFI-LCCの部分はアドバイザーの力を借りた。

4-2 VFMの算出に当たり参考にした資料等 (複数回答可)

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 内閣府が作成した「VFMに関するガイドライン」	3 (75.0)	4 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (36.4)	0 (0.0)	7 (46.7)
2 国の機関の事例や資料(1のガイドラインを除く)	1 (25.0)	1 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	0 (0.0)	2 (13.3)
3 他の地方公共団体の事例を参考にした	4 (100.0)	3 (37.5)	2 (66.7)	0 (0.0)	5 (45.5)	0 (0.0)	9 (60.0)
4 PFIに関する団体の資料	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (33.3)	0 (0.0)	2 (18.2)	0 (0.0)	2 (13.3)
5 学識経験者等、外部の有識者からアドバイスを得た	1 (25.0)	2 (25.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	3 (27.3)	0 (0.0)	4 (26.7)
6 その他	0 (0.0)	2 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (18.2)	0 (0.0)	2 (13.3)
7 特に参考にした資料はない	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答者数	4 (100.0)	8 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	11 (100.0)	0 (0.0)	15 (100.0)



(注)「6 その他」の内容

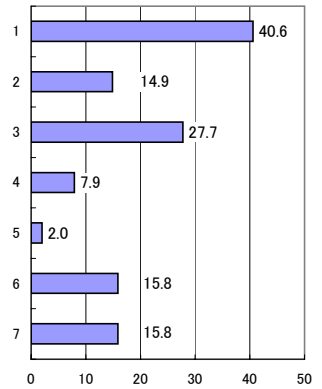
- ・ アドバイザーからアドバイスを得た。
- ・ 浄化槽整備事業へのPFI手法導入ガイドライン

4-3 算出したVFMの点検・審査状況（複数回答可）

（1-1で「1」から「5」と回答した自治体を対象）

（単位：％）

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 VFMを算出した部門が、点検・審査も併せて行った	12 (52.2)	24 (38.7)	5 (41.7)	0 (0.0)	29 (39.2)	0 (0.0)	41 (40.6)
2 VFMを算出した部門以外の部門が、点検・審査を行った	8 (34.8)	5 (8.1)	2 (16.7)	0 (0.0)	7 (9.5)	0 (0.0)	15 (14.9)
3 外部の有識者から成る委員会で点検・審査を行った	10 (43.5)	14 (22.6)	2 (16.7)	0 (0.0)	16 (21.6)	2 (50.0)	28 (27.7)
4 個別に外部の有識者により点検・審査を行った	1 (4.3)	6 (9.7)	1 (8.3)	0 (0.0)	7 (9.5)	0 (0.0)	8 (7.9)
5 地方公共団体の議会で点検・審査を行った	0 (0.0)	1 (1.6)	1 (8.3)	0 (0.0)	2 (2.7)	0 (0.0)	2 (2.0)
6 その他	3 (13.0)	10 (16.1)	1 (8.3)	0 (0.0)	11 (14.9)	2 (50.0)	16 (15.8)
7 点検・審査は特段行っていない	3 (13.0)	13 (21.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (17.6)	0 (0.0)	16 (15.8)
回答者数	23 (100.0)	62 (100.0)	12 (100.0)	0 (0.0)	74 (100.0)	4 (100.0)	101 (100.0)



（注）1 無回答の7件は除いている。

2 「6 その他」の主な内容

- ・ 関係部局で構成される庁内検討委員会で点検・審査を行った。
- ・ 事業を担当する部門で、コンサルタント業者が作成したものを点検

4-4 特定事業選定時及び民間事業者の選定時におけるそれぞれのVFMの額又は率

（単位：百万円、％）

区分	都道府県	市町村	合計
特定事業の選定時			
VFM額(平均) n: 100	983	668	796
VFM率(平均) n: 128	10.1	11.1	10.7
民間事業者の選定時			
VFM額(平均) n: 88	2,573	1,579	1,968
VFM率(平均) n: 97	23.2	25.3	24.5

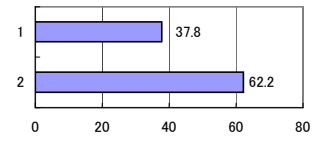
（注）「VFM率(平均)」は、各事業のVFM率の総和を全事業数で除したものである。

4-5 落札者決定後における契約書等の内容の、入札時からの変更・修正の有無

(1-1で「1」から「3」と回答した自治体を対象)

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 入札時に比べ、契約書等の内容に変更・修正あり	6 (27.3)	28 (48.3)	2 (14.3)	0 (0.0)	30 (41.7)	1 (25.0)	37 (37.8)
2 入札時に比べ、契約書等の内容に変更・修正なし	16 (72.7)	30 (51.7)	12 (85.7)	0 (0.0)	42 (58.3)	3 (75.0)	61 (62.2)
回答者数	22 (100.0)	58 (100.0)	14 (100.0)	0 (0.0)	72 (100.0)	4 (100.0)	98 (100.0)

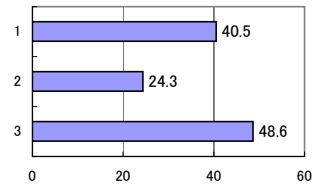


(注)無回答の2件は除いている。

4-6 契約書等の内容の変更・修正の理由 (複数回答可)

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 落札後、受注者から新たな提案があったため	2 (33.3)	12 (42.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (40.0)	1 (100.0)	15 (40.5)
2 落札後、法令改正、住民運動等の状況の変化があったため	3 (50.0)	6 (21.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (20.0)	0 (0.0)	9 (24.3)
3 その他	2 (33.3)	14 (50.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	16 (53.3)	0 (0.0)	18 (48.6)
回答者数	6 (100.0)	28 (100.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	30 (100.0)	1 (100.0)	37 (100.0)



(注)「3 その他」の主な内容

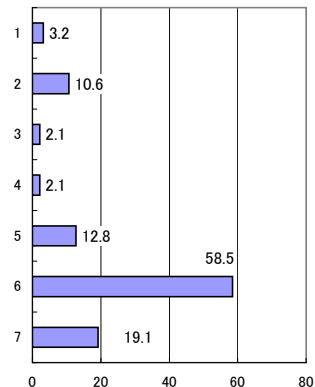
- ・ 国庫補助金額の決定、不動産所得税相当額を減額
- ・ 入札公告時に具体的に定めるのが困難なもの
- ・ ダイオキシン防爆対策の強化、事業用地変更による用地造成費の増額等による額の変更
- ・ 災害発生による財政状況の変化
- ・ 一部、仕様の変更
- ・ 解釈に疑義が生じた条文等の明確化

4-7 民間事業者の選定後における設計変更や官側の支払額の変更等によるVFMの変化状況 (複数回答可)

(1-1で「1」から「3」と回答した自治体を対象)

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 民間事業者との協定等締結時に変化があった	1 (4.8)	2 (3.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (2.9)	0 (0.0)	3 (3.2)
2 民間事業者との協定等締結後の設計変更により変化があった	2 (9.5)	8 (14.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (11.6)	0 (0.0)	10 (10.6)
3 公共施設等の建設完了時に変化があった	0 (0.0)	2 (3.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (2.9)	0 (0.0)	2 (2.1)
4 公共サービスの提供開始後に変化があった	1 (4.8)	1 (1.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.4)	0 (0.0)	2 (2.1)
5 その他	2 (9.5)	5 (8.8)	5 (41.7)	0 (0.0)	10 (14.5)	0 (0.0)	12 (12.8)
6 変化はない	14 (66.7)	32 (56.1)	7 (58.3)	0 (0.0)	39 (56.5)	2 (50.0)	55 (58.5)
7 変化したか否か把握していない	4 (19.0)	11 (19.3)	1 (8.3)	0 (0.0)	12 (17.4)	2 (50.0)	18 (19.1)
回答者数	21 (100.0)	57 (100.0)	12 (100.0)	0 (0.0)	69 (100.0)	4 (100.0)	94 (100.0)



(注)1 無回答の6件は除いている。

2 「5 その他」の主な内容

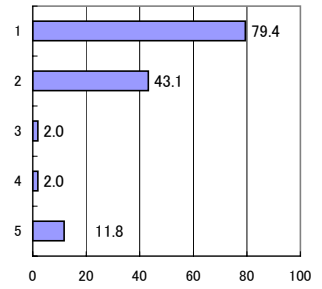
- ・ 国庫補助金額の決定時
- ・ 事業未実施または実施後間がない。

4-8 VFMの公表状況（複数回答可）

（1-1で「1」から「5」と回答した自治体を対象）

（単位：％）

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 特定事業の選定時に公表した	19 (82.6)	50 (80.6)	9 (69.2)	0 (0.0)	59 (78.7)	3 (75.0)	81 (79.4)
2 民間事業者の選定時に公表した	15 (65.2)	25 (40.3)	2 (15.4)	0 (0.0)	27 (36.0)	2 (50.0)	44 (43.1)
3 民間事業者の選定時以降、VFMに変化があった時点で公表した	0 (0.0)	1 (1.6)	1 (7.7)	0 (0.0)	2 (2.7)	0 (0.0)	2 (2.0)
4 その他	1 (4.3)	1 (1.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.3)	0 (0.0)	2 (2.0)
5 公表は特段行っていない	2 (8.7)	6 (9.7)	3 (23.1)	0 (0.0)	9 (12.0)	1 (25.0)	12 (11.8)
回答者数	23 (100.0)	62 (100.0)	13 (100.0)	0 (0.0)	75 (100.0)	4 (100.0)	102 (100.0)



（注）1 無回答の6件は除いている。

2 「4 その他」の主な内容

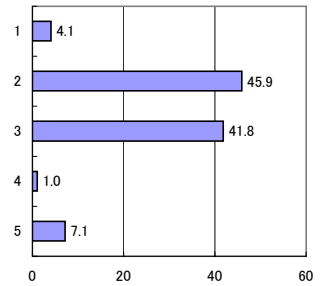
- ・ 事業契約締結後、議会において答弁した。

5-1 民間事業者の選定の際における公共サービスの質の評価方法

（1-1で「1」から「3」と回答した自治体を対象）

（単位：％）

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 VFMの算出に公共サービスの質を反映させた	0 (0.0)	4 (6.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (5.6)	0 (0.0)	4 (4.1)
2 VFMとは別に、公共サービスの質を数値化して評価した	10 (45.5)	28 (47.5)	4 (30.8)	0 (0.0)	32 (44.4)	3 (75.0)	45 (45.9)
3 数値化はしていないが、公共サービスの質も考慮して評価を行った	11 (50.0)	23 (39.0)	7 (53.8)	0 (0.0)	30 (41.7)	0 (0.0)	41 (41.8)
4 その他	0 (0.0)	1 (1.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.4)	0 (0.0)	1 (1.0)
5 公共サービスの質については、特段評価を行わなかった	1 (4.5)	3 (5.1)	2 (15.4)	0 (0.0)	5 (6.9)	1 (25.0)	7 (7.1)
回答者数	22 (100.0)	59 (100.0)	13 (100.0)	0 (0.0)	72 (100.0)	4 (100.0)	98 (100.0)



（注）1 無回答の2件を除いている。

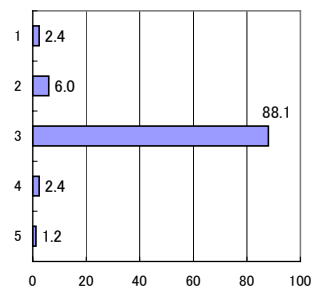
2 「4 その他」の内容

- ・ 競争的対話方式を導入し、質の評価を行った。

5-2 民間事業者の選定時における公共サービスの質の評価体制

（単位：％）

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 PFIを専門に担当する部門で評価した	0 (0.0)	2 (4.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (3.3)	0 (0.0)	2 (2.4)
2 各事業分野別の担当部門で評価した	2 (9.5)	1 (2.0)	2 (18.2)	0 (0.0)	3 (5.0)	0 (0.0)	5 (6.0)
3 外部有識者から成る委員会で評価した	19 (90.5)	43 (87.8)	9 (81.8)	0 (0.0)	52 (86.7)	3 (100.0)	74 (88.1)
4 コンサルタント業者に評価を委託した	0 (0.0)	2 (4.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (3.3)	0 (0.0)	2 (2.4)
5 その他	0 (0.0)	1 (2.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.7)	0 (0.0)	1 (1.2)
回答者数	21 (100.0)	49 (100.0)	11 (100.0)	0 (0.0)	60 (100.0)	3 (100.0)	84 (100.0)



（注）1 無回答の7件を除いている。

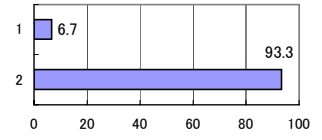
2 「5 その他」の内容

該当記載なし

6-1 民間事業者からPFI事業の実施についての発案を受けた経験の有無

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 発案されたことがある	1 (2.2)	23 (5.8)	16 (10.3)	0 (0.0)	39 (6.9)	1 (25.0)	41 (6.7)
2 発案されたことはない	44 (97.8)	372 (94.2)	140 (89.7)	13 (100.0)	525 (93.1)	3 (75.0)	572 (93.3)
回答者数	45 (100.0)	395 (100.0)	156 (100.0)	13 (100.0)	564 (100.0)	4 (100.0)	613 (100.0)

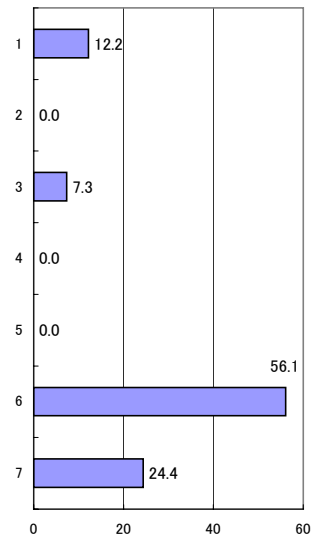


(注)無回答の111件は除いている。

6-2 民間事業者から受けた発案の処理状況

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 PFI事業として採用し、実施方針の策定等を行った	0 (0.0)	2 (8.7)	2 (12.5)	0 (0.0)	4 (10.3)	1 (100.0)	5 (12.2)
2 採用しなかったが、当該事業者 に評価結果を通知した	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 採用しなかったが、当該事業者 に評価結果及び理由を通知した	1 (100.0)	0 (0.0)	2 (12.5)	0 (0.0)	2 (5.1)	0 (0.0)	3 (7.3)
4 採用しなかったが、当該事業者 に評価結果を通知し、結果を公表 した	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
5 採用しなかったが、当該事業者 に評価結果及び理由を通知し、結果 及び理由を公表した	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
6 特段の対応は行わなかった	0 (0.0)	16 (69.6)	7 (43.8)	0 (0.0)	23 (59.0)	0 (0.0)	23 (56.1)
7 その他	0 (0.0)	5 (21.7)	5 (31.3)	0 (0.0)	10 (25.6)	0 (0.0)	10 (24.4)
回答者数	1 (100.0)	23 (100.0)	16 (100.0)	0 (0.0)	39 (100.0)	1 (100.0)	41 (100.0)



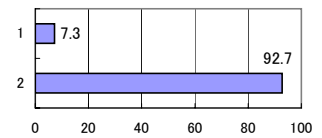
(注)「7 その他」の主な内容

- ・ 発案内容について検討中
- ・ 市の事業決定に基づくものではなく、民間からの一方的な発案であったため情報提供の範囲にとどめている。

6-3 民間事業者からの発案の受付、評価、通知、公表等に関する規程の有無

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 規程を定めている	11 (25.0)	25 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	25 (5.4)	1 (25.0)	37 (7.3)
2 規程を定めていない	33 (75.0)	299 (92.3)	127 (100.0)	11 (100.0)	437 (94.6)	3 (75.0)	473 (92.7)
回答者数	44 (100.0)	324 (100.0)	127 (100.0)	11 (100.0)	462 (100.0)	4 (100.0)	510 (100.0)

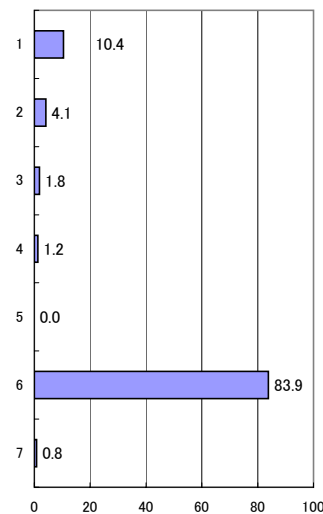


(注)無回答の214件は除いている。

6-4 民間事業者からの発案を審査する体制（複数回答可）

（単位：％）

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 事業分野ごとに、それぞれの担当部門が審査を行っている	12 (27.3)	31 (10.0)	7 (5.7)	0 (0.0)	38 (8.6)	1 (25.0)	51 (10.4)
2 PFI事業の発案について、統一的に審査する部門を設置している	3 (6.8)	16 (5.2)	1 (0.8)	0 (0.0)	17 (3.8)	0 (0.0)	20 (4.1)
3 部内の審査委員会で審査を行っている	1 (2.3)	8 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (1.8)	0 (0.0)	9 (1.8)
4 外部有識者による審査委員会で審査を行っている	0 (0.0)	4 (1.3)	1 (0.8)	0 (0.0)	5 (1.1)	1 (25.0)	6 (1.2)
5 外部有識者に個別に意見を求めている	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
6 特段の体制は設けていない	28 (63.6)	257 (82.9)	114 (93.4)	10 (100.0)	381 (86.2)	2 (50.0)	411 (83.9)
7 その他	3 (6.8)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	4 (0.8)
回答者数	44 (100.0)	310 (100.0)	122 (100.0)	10 (100.0)	442 (100.0)	4 (100.0)	490 (100.0)



（注）1 無回答の234件は除いている。

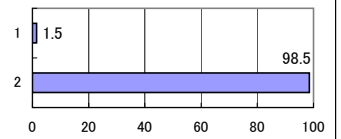
2 「7 その他」の主な内容

- ・ 発案があればPFI担当部門と事業担当部門が共同で審査を行うこととなる。

7-1 法令等の規制が障害となりPFI事業の実施を取りやめた経緯の有無

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 実施を取りやめたことがある	2 (4.4)	4 (1.2)	2 (1.5)	0 (0.0)	6 (1.3)	0 (0.0)	8 (1.5)
2 実施を取りやめたことはない	43 (95.6)	329 (98.8)	132 (98.5)	9 (100.0)	470 (98.7)	4 (100.0)	517 (98.5)
回答者数	45 (100.0)	333 (100.0)	134 (100.0)	9 (100.0)	476 (100.0)	4 (100.0)	525 (100.0)

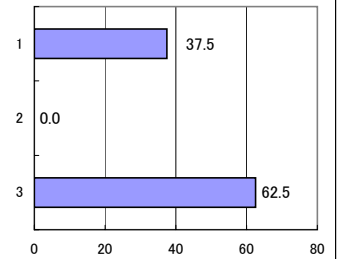


(注)無回答の199件は除いている。

7-2 PFI事業の実施の障害となった規制内容 (複数回答可)

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 民間事業者が公共施設(道路、河川等)の管理者となることができない、又は制限されていること	2 (100.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	3 (37.5)
2 SPCが事業(水道、学校、病院等)の許認可を受けることが困難であること	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 その他	0 (0.0)	3 (75.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	5 (83.3)	0 (0.0)	5 (62.5)
回答者数	2 (100.0)	4 (100.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	6 (100.0)	0 (0.0)	8 (100.0)



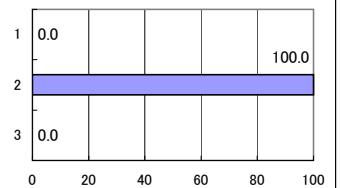
(注)1「1 民間事業者が公共施設(道路、河川等)の管理者となることができない、又は制限されていること」の「公共施設」の種類

- ・ 有料道路、橋
- 2「3 その他」の主な内容
 - ・ 民間事業者が市街化調整区域に建設することが不可能であったこと。
 - ・ 事業の実施予定箇所が農林水産省の行政財産であったことから普通財産への移管替を行い随意契約により町が当該土地を取得することを前提に関係機関と協議を行った。その結果、随意契約の要件としては直接公共に供することが必要でSPCが実施することが、この要件に該当するすることが不明であった。また仮に該当する場合でも公募して出来上がったものが必ずしも随意契約の要件を満たすものとは限らないことから仕様に要した経費が無駄となること。
 - ・ 建設用地として私有地を購入する上でPFIによる施設建設については土地収用法適用なし(地権者にとっては5000万特別控除が適用されず税負担が増大する。)

7-3 PFI事業の実施の障害を解消するために取った行動

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 規制の緩和を要望した	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
2 特段の行動は取らなかった	2 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	6 (100.0)
3 その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答者数	2 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	6 (100.0)



(注)無回答の2件は除いている。

7-4 PFI事業の実施に関連して規制緩和が必要と思われる事項

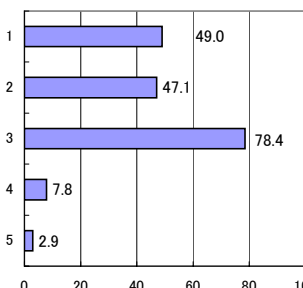
- ・ PFI事業者がBOT方式で事業を実施する場合の減税措置（H17税制改正）における「公共代替性が強く、民間競争の恐れがない」という条件では対象となる公共施設が限定されてしまう。
- ・ 税制措置の緩和、事業方式による課税措置のばらつき。
- ・ 税制面、補助制度（補助金）での従来型事業との完全なるイコールフットィングを望む。
- ・ PFI事業への補助金交付、PFI事業への起債
- ・ 入札制度が硬直的
- ・ 合併特例債を活用したPFI事業について、平成14年4月22日付総務事務次官通知に基づき、元利償還金の7%に相当する額を後年次において普通交付税で措置していただきたい。
- ・ 手続の簡略化
- ・ アウトソーシングが十分に行えるようにする必要があると思う。例えば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の再委託禁止条項は廃止してほしい。
- ・ 小中学校等の運営の規制緩和がなされると可能性が広がるのではないかと。
- ・ 道路は「道路法」の規定により、地方公共団体でしか管理できない業務が多い。
- ・ 農地法の農地転用許可 ・ 都市計画法の開発許可 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施設設置許可、処分業許可税制における不動産取得税、固定資産税、登録免許税等の非課税又は特例措置
- ・ 進出型の第3セクターの事業に対しての埋立法等諸々の法律の制限が事業運営に障害を与えている。
- ・ 新駅誘致（請願駅）における地方財政再建促進特別措置法対応をPFI手法でクリアできるか。
- ・ 民間事業者（鉄道事業者以外）が鉄道施設と公共施設を一括して取り組む事ができるか。
- ・ 債務負担行為について 長期間の契約を前提とするPFI事業の場合、将来にわたる支払額に関して地方公共団体に基づく債務負担行為を設定しなければ契約は締結できず、また、地方公共団体の債務負担の執行力は設定年度に限られるため、契約が年度を越える場合再度債務負担を設定し議会の承認を得なければならない。このことから債務負担行為が年度をまたがっても効力を有するよう法改正等が望まれる。
- ・ PFIでの公営住宅を整備する際、完成後の運営を含めた保育所を併設したが関係省のPFIの考え方に相違があるのか、ある省の見解では社会福祉法人は出資してSPCに参加できないとなっていたため、保育所をPFI事業から除外した経緯がある。このことから国の各省庁間において統一した基準・見解等を示していただきたい。
- ・ ① 設置許可関係→公設の場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律9条3の「届出」でよいが、PFIでは同法8条の民設扱いとなり「許可」を必要とした。
- ・ ② 不動産取得税→公設の場合、地方税法73条の3により非課税だが同法73条の2により課税される予定
- ・ ③ 固定資産税→公設の場合、地方税法348条により非課税だが同法342条により課税される予定
- ・ 公営住宅の立替事業については、法令解釈上、通常認められている従前入居者への明け渡し請求が、PFIによる立替事業ではできないとされている。これまでの事業では全員の同意を得て事業を行っているが、事業の安定的な遂行の観点から、PFIによる立替事業においても地方公共団体による明け渡し請求ができるよう運用を改めていただきたい。

8-1 行政と民間のリスク分担の設定において基にした情報（複数回答可）

（1-1で「1」から「4」と回答した自治体を対象）

（単位：％）

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 内閣府が作成した「リスク分担等に関するガイドライン」を参考にした	16 (69.6)	31 (50.0)	1 (7.7)	0 (0.0)	32 (42.7)	2 (50.0)	50 (49.0)
2 他のPFI事業におけるリスク分担の実績を参考にした	18 (78.3)	23 (37.1)	6 (46.2)	0 (0.0)	29 (38.7)	1 (25.0)	48 (47.1)
3 アドバイザーに委託した	18 (78.3)	50 (80.6)	10 (76.9)	0 (0.0)	60 (80.0)	2 (50.0)	80 (78.4)
4 その他	2 (8.7)	5 (8.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (6.7)	1 (25.0)	8 (7.8)
5 参考にできる特段の情報はなかった	2 (8.7)	1 (1.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.3)	0 (0.0)	3 (2.9)
回答者数	23 (100.0)	62 (100.0)	13 (100.0)	0 (0.0)	75 (100.0)	4 (100.0)	102 (100.0)



（注）1 無回答の4件は除いている。

2 「4 その他」の主な内容

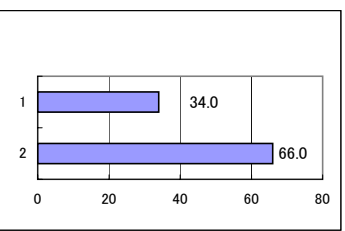
- ・ アドバイザーと協議の上、設定した。
- ・ 企業に対する意見聴取を複数回実施
- ・ 本市の『PFI活用指針』の例
- ・ リスク分担を設定していない。

8-2 リスク分担の設定に当たっての民間事業者との意見の相違の有無

(1-1で「1」から「4」と回答した自治体を対象)

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 意見の相違があった	11 (50.0)	21 (34.4)	1 (7.7)	0 (0.0)	22 (29.7)	1 (25.0)	34 (34.0)
2 特になかった	11 (50.0)	40 (65.6)	12 (92.3)	0 (0.0)	52 (70.3)	3 (75.0)	66 (66.0)
回答者数	22 (100.0)	61 (100.0)	13 (100.0)	0 (0.0)	74 (100.0)	4 (100.0)	100 (100.0)

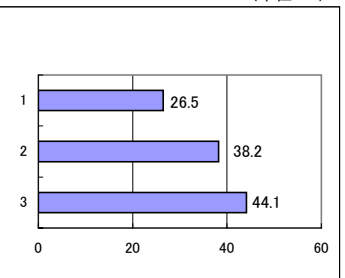


(注)無回答の6件は除いている。

8-3 意見の相違の内容 (複数回答可)

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 自らの管理に適さないリスクを負わされた	4 (36.4)	5 (23.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (22.7)	0 (0.0)	9 (26.5)
2 リスクの分担があいまいなものがある	4 (36.4)	9 (42.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (40.9)	0 (0.0)	13 (38.2)
3 その他	4 (36.4)	9 (42.9)	1 (100.0)	0 (0.0)	10 (45.5)	1 (100.0)	15 (44.1)
回答者数	11 (100.0)	21 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	22 (100.0)	1 (100.0)	34 (100.0)



(注)1「1 自らの管理に適さないリスクを負わされた」における「自らの管理に適さないリスク」の主な内容

- ・ 法令変更・不可抗力によるリスク
- ・ 技術革新・陳腐化リスクについて、入札時に想定した以上の技術革新が起った場合
- ・ 図書館資料盗難・紛失リスク
- ・ 設計内容に伴う瑕疵
- ・ 公営住宅事業において、土地の瑕疵

2「2 リスクの分担があいまいなものがある」における「リスクの分担があいまいなもの」の主な内容

- ・ 住民対策
- ・ 不可抗力、法令変更の適用範囲
- ・ 大規模修繕について
- ・ 事業者起責による契約解除時の出来高買取りリスク
- ・ 市民のごみ分別不徹底による異物混入に起因する事故等のリスク分担
- ・ 施設の維持管理における施設損傷リスクの及ぶ対象範囲、設計変更における市の金融費用の負担

3「3 その他」の主な内容

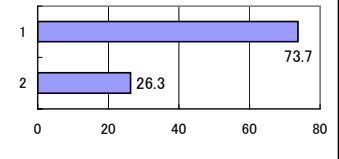
- ・ 建設段階における物価変動、金利変動、施設瑕疵
- ・ 事例が少なかつた中で、どちらのリスクとするのが適切か判断できない事由が多かつた。そのため、コストに対する意識の差が大きかつた。
- ・ 事業破たん時の対応
- ・ 民間企業グループリーダーの事業スキームへの負担が明確に得られなかつた。
- ・ 溶融スラグ有効利用に関するリスク

8-4 地方公共団体と民間事業者の両方でリスクを負っている項目の有無

(1-1で「1」から「4」と回答した自治体を対象)

(単位: %)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 双方でリスクを負っている項目がある	19 (86.4)	44 (73.3)	6 (46.2)	0 (0.0)	50 (68.5)	4 (100.0)	73 (73.7)
2 ない	3 (13.6)	16 (26.7)	7 (53.8)	0 (0.0)	23 (31.5)	0 (0.0)	26 (26.3)
回答者数	22 (100.0)	60 (100.0)	13 (100.0)	0 (0.0)	73 (100.0)	4 (100.0)	99 (100.0)



(注)1 無回答の7件は除いている。

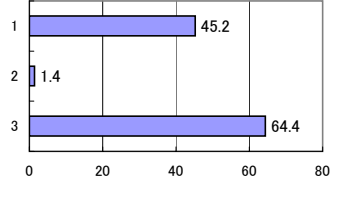
2 「1 ある」におけるリスクの内容

不可抗力リスク、契約リスク、光熱水費の変動リスク、物価変動、法令変更、住民問題、安全性の確保、環境の保全、金利変動、運営収入、税制変更、事故・災害時の工事費用等負担、年度毎事業計画策定、住民への周知・理解不足による事業の遅延、事業契約の議会不承認リスク、大規模修繕、住民への損害発生による賠償責任、風水害、暴動、地震、施設移管手続に伴う諸費用の発生に関するもの、選定時業者の清算手続きに伴う評価損益、受入れ廃棄物の質による事故、地質障害・地中障害物等造成に関するもの、利用者の増減による運営費や業務量の増大、コンピューターシステムやAV機器における技術の陳腐化に起因するもの、図書館内における図書やAV機器の盗難、紛失、破損

8-5 双方でリスクを負担することとなった理由(複数回答可)

(単位: %)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 リスク分担の明確な基準やルールがないため	8 (42.1)	21 (47.7)	1 (16.7)	0 (0.0)	22 (44.0)	3 (75.0)	33 (45.2)
2 民間事業者との話し合いが不調となったため	0 (0.0)	1 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.0)	0 (0.0)	1 (1.4)
3 その他	14 (73.7)	26 (59.1)	5 (83.3)	0 (0.0)	31 (62.0)	2 (50.0)	47 (64.4)
回答者数	19 (100.0)	44 (100.0)	6 (100.0)	0 (0.0)	50 (100.0)	4 (100.0)	73 (100.0)



(注)「3 その他」の主な内容

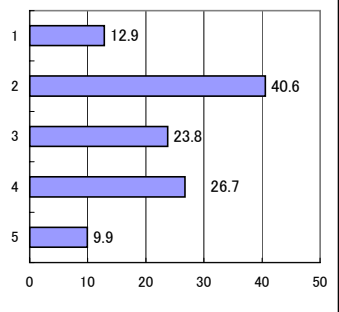
- ・ 双方の責任に帰因するため。
- ・ 一定限度を民間事業者のリスク負担にすることにより、施設性能向上が期待できること。
- ・ 公共工事での取扱いに準じることが妥当だと考えるため。
- ・ BTO施設とBOT施設が混在しているので、それぞれが主となってリスクを分担することになるため。
- ・ 金利変動リスクは双方に負担が伴うため。
- ・ リスク発生の原因が必ずしも一方にある場合ばかりではない。
- ・ 不可抗力であっても事業者に対処する気構えを持たせるため。

8-6 公共施設等の利用者の安全確保についての責任を負っている者 (複数の事業がある場合は、事業ごとに回答可)

(1-1で「1」から「4」と回答した自治体を対象)

(単位: %)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 地方公共団体	2 (9.1)	10 (16.4)	1 (7.1)	0 (0.0)	11 (14.7)	0 (0.0)	13 (12.9)
2 民間事業者	10 (45.5)	20 (32.8)	8 (57.1)	0 (0.0)	28 (37.3)	3 (75.0)	41 (40.6)
3 地方公共団体と民間事業者の両方	6 (27.3)	16 (26.2)	1 (7.1)	0 (0.0)	17 (22.7)	1 (25.0)	24 (23.8)
4 ケース・バイ・ケースでどちらの責任かを決定	10 (45.5)	13 (21.3)	4 (28.6)	0 (0.0)	17 (22.7)	0 (0.0)	27 (26.7)
5 その他	3 (13.6)	6 (9.8)	1 (7.1)	0 (0.0)	7 (9.3)	0 (0.0)	10 (9.9)
回答者数	22 (100.0)	61 (100.0)	14 (100.0)	0 (0.0)	75 (100.0)	4 (100.0)	101 (100.0)



(注)1 無回答の5人は除いている。

2 「5 その他」の主な内容

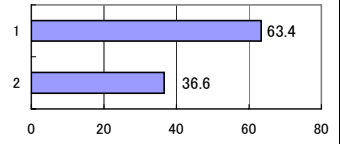
- ・ 不可抗力はある一定まで事業者、それ以降は自治体としている。
- ・ 第3者賠償リスクで、「事業者の事由による損害」は事業者が、「その他」は地方公共団体が負うこととしている。

9-1 PFI事業に関する金融機関との直接協定 (DA: Direct Agreement) の締結の有無

(1-1で「1」と回答した自治体を対象)

(単位: %)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 締結している	13 (68.4)	25 (67.6)	5 (41.7)	0 (0.0)	30 (61.2)	2 (66.7)	45 (63.4)
2 締結していない	6 (31.6)	12 (32.4)	7 (58.3)	0 (0.0)	19 (38.8)	1 (33.3)	26 (36.6)
回答者数	19 (100.0)	37 (100.0)	12 (100.0)	0 (0.0)	49 (100.0)	3 (100.0)	71 (100.0)

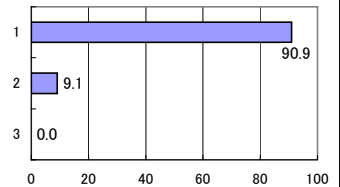


(注) 無回答の2件は除いている。

9-2 直接協定の内容は十分なものとなっているかどうか

(単位: %)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 十分である	12 (92.3)	22 (91.7)	4 (80.0)	0 (0.0)	26 (89.7)	2 (100.0)	40 (90.9)
2 不十分な点がある	1 (7.7)	2 (8.3)	1 (20.0)	0 (0.0)	3 (10.3)	0 (0.0)	4 (9.1)
3 全く不十分である	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答者数	13 (100.0)	24 (100.0)	5 (100.0)	0 (0.0)	29 (100.0)	2 (100.0)	44 (100.0)

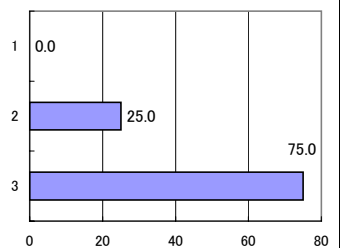


(注) 無回答の1件は除いている。

9-3 直接協定が不十分な点 (複数回答可)

(単位: %)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 事業破綻時の官側の役割が明確になっていない	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
2 事業の継続等のために金融機関が負う義務の範囲や内容が明確になっていない	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)
3 その他	0 (0.0)	2 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	3 (75.0)
回答者数	1 (100.0)	2 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	4 (100.0)



(注) 「3 その他」の内容

- ・ 貸し手側に有利な内容で協定せざるを得なかった。
- ・ 地方自治法等の地方公共団体に係る法令等や制度等の整合が十分でない点がある。
- ・ 現在の日本では金融機関が融資に対してのリスクを負わないため、本当のプロジェクトファイナンスはないと聞いている。

9-4 SPC(特別目的会社)に対する金融機関の融資を円滑にするために講じている措置 (複数回答可)

(1-1で「1」と回答した自治体を対象)

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 SPCの保有する事業資産や債権に対して、金融機関の担保権の設定を認めている	10 (52.6)	23 (65.7)	5 (45.5)	0 (0.0)	28 (60.9)	1 (50.0)	39 (58.2)
2 事業破綻時には、地方公共団体が施設を一定額で買い取る義務を負うこととし、金融機関はその金額の範囲内で融資を行っている	2 (10.5)	4 (11.4)	2 (18.2)	0 (0.0)	6 (13.0)	0 (0.0)	8 (11.9)
3 SPCに出資している親会社がSPCの債務を保証するよう要請している	1 (5.3)	4 (11.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (8.7)	0 (0.0)	5 (7.5)
4 SPCから随時又は定期的に報告を求め、財務状況をチェックしている	12 (63.2)	19 (54.3)	3 (27.3)	0 (0.0)	22 (47.8)	2 (100.0)	36 (53.7)
5 特段の措置は講じていない	7 (36.8)	8 (22.9)	6 (54.5)	0 (0.0)	14 (30.4)	0 (0.0)	21 (31.3)
6 その他	2 (10.5)	2 (5.7)	1 (9.1)	0 (0.0)	3 (6.5)	0 (0.0)	5 (7.5)
回答者数	19 (100.0)	35 (100.0)	11 (100.0)	0 (0.0)	46 (100.0)	2 (100.0)	67 (100.0)

(注)1 無回答の6件は除いている。

2 「6 その他」の主な内容

- ・ 金融機関から要請があれば法律等の適用範囲内で最大限の協力を行う。

9-5 SPC(特別目的会社)の事業が行き詰まった場合に講じる予定の措置 (複数回答可)

(1-1で「1」と回答した自治体を対象)

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 金融機関が担保権を実行することを認める	10 (50.0)	19 (54.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (42.2)	0 (0.0)	29 (43.3)
2 施設を買い取る	6 (30.0)	14 (40.0)	3 (30.0)	0 (0.0)	17 (37.8)	1 (50.0)	24 (35.8)
3 金融機関に対する債務の肩代わり等の支援を行う	1 (5.0)	1 (2.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.2)	0 (0.0)	2 (3.0)
4 SPCに出資している親会社にSPCに対する支援を要請する	8 (40.0)	7 (20.0)	3 (30.0)	0 (0.0)	10 (22.2)	1 (50.0)	19 (28.4)
5 SPCの経営に介入し、その立て直しを図る	1 (5.0)	2 (5.7)	2 (20.0)	0 (0.0)	4 (8.9)	1 (50.0)	6 (9.0)
6 SPCの権利義務を第三者に移転し、第三者によるPFI事業の継続を図る	12 (60.0)	24 (68.6)	6 (60.0)	0 (0.0)	30 (66.7)	2 (100.0)	44 (65.7)
7 その他	4 (20.0)	3 (8.6)	1 (10.0)	0 (0.0)	4 (8.9)	0 (0.0)	8 (11.9)
回答者数	20 (100.0)	35 (100.0)	10 (100.0)	0 (0.0)	45 (100.0)	2 (100.0)	67 (100.0)

(注)1 無回答の6件は除いている。

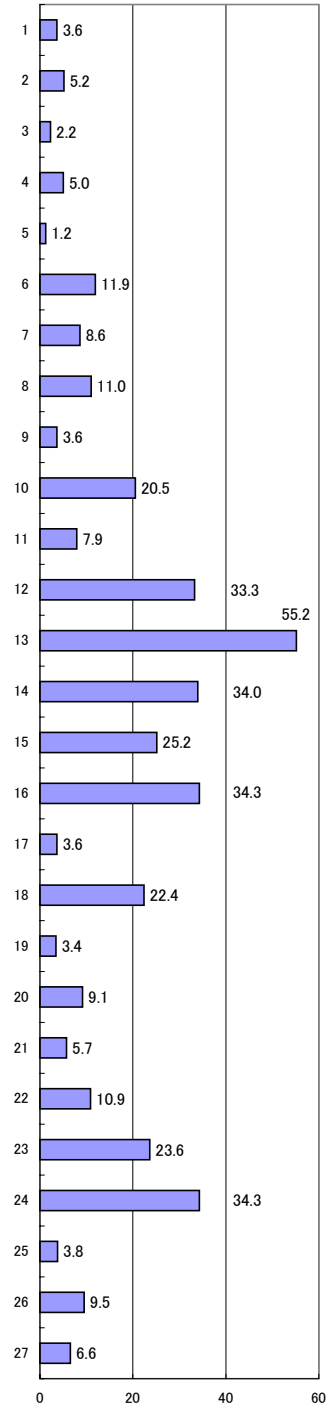
2 「7 その他」の主な内容

- ・ 契約を解除し、事業の継続が必要な場合は直営又は新たな指定管理者を選定
- ・ 維持管理業務については、直接執行とすることも考えられる。
- ・ 金融機関によるステップ・イン(SPC(事業者)の取替え、又は、SPCの株主(スポンサー)の取替え)

10 民間事業者の資金、経営能力及び技術能力の活用により整備を行うことが適切と考える公共施設等（複数回答可）

（単位：％）

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 道路	2 (4.8)	10 (2.7)	9 (6.2)	0 (0.0)	19 (3.6)	0 (0.0)	21 (3.6)
2 鉄道	2 (4.8)	17 (4.5)	11 (7.5)	0 (0.0)	28 (5.2)	0 (0.0)	30 (5.2)
3 港湾	1 (2.4)	8 (2.1)	4 (2.7)	0 (0.0)	12 (2.2)	0 (0.0)	13 (2.2)
4 空港	2 (4.8)	19 (5.0)	8 (5.5)	0 (0.0)	27 (5.1)	0 (0.0)	29 (5.0)
5 河川	1 (2.4)	5 (1.3)	1 (0.7)	0 (0.0)	6 (1.1)	0 (0.0)	7 (1.2)
6 公園	7 (16.7)	38 (10.1)	20 (13.7)	4 (36.4)	62 (11.6)	0 (0.0)	69 (11.9)
7 水道	5 (11.9)	30 (8.0)	13 (8.9)	2 (18.2)	45 (8.4)	0 (0.0)	50 (8.6)
8 下水道	2 (4.8)	41 (10.9)	20 (13.7)	1 (9.1)	62 (11.6)	0 (0.0)	64 (11.0)
9 工業用水道	2 (4.8)	12 (3.2)	7 (4.8)	0 (0.0)	19 (3.6)	0 (0.0)	21 (3.6)
10 庁舎	11 (26.2)	86 (22.8)	19 (13.0)	2 (18.2)	107 (20.0)	1 (25.0)	119 (20.5)
11 宿舍	7 (16.7)	25 (6.6)	13 (8.9)	1 (9.1)	39 (7.3)	0 (0.0)	46 (7.9)
12 公営住宅	16 (38.1)	111 (29.4)	59 (40.4)	7 (63.6)	177 (33.1)	0 (0.0)	193 (33.3)
13 教育文化施設	22 (52.4)	221 (58.6)	74 (50.7)	3 (27.3)	298 (55.8)	0 (0.0)	320 (55.2)
14 廃棄物処理施設	8 (19.0)	142 (37.7)	44 (30.1)	2 (18.2)	188 (35.2)	1 (25.0)	197 (34.0)
15 医療施設	11 (26.2)	107 (28.4)	28 (19.2)	0 (0.0)	135 (25.3)	0 (0.0)	146 (25.2)
16 社会福祉施設	7 (16.7)	121 (32.1)	66 (45.2)	5 (45.5)	192 (36.0)	0 (0.0)	199 (34.3)
17 更生保護施設	2 (4.8)	11 (2.9)	8 (5.5)	0 (0.0)	19 (3.6)	0 (0.0)	21 (3.6)
18 駐車場	7 (16.7)	95 (25.2)	28 (19.2)	0 (0.0)	123 (23.0)	0 (0.0)	130 (22.4)
19 地下街	0 (0.0)	12 (3.2)	8 (5.5)	0 (0.0)	20 (3.7)	0 (0.0)	20 (3.4)
20 情報通信施設	0 (0.0)	34 (9.0)	18 (12.3)	1 (9.1)	53 (9.9)	0 (0.0)	53 (9.1)
21 熱供給施設	2 (4.8)	23 (6.1)	8 (5.5)	0 (0.0)	31 (5.8)	0 (0.0)	33 (5.7)
22 新エネルギー施設	1 (2.4)	42 (11.1)	19 (13.0)	1 (9.1)	62 (11.6)	0 (0.0)	63 (10.9)
23 リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く)	6 (14.3)	94 (24.9)	36 (24.7)	1 (9.1)	131 (24.5)	0 (0.0)	137 (23.6)
24 観光施設	8 (19.0)	128 (34.0)	56 (38.4)	6 (54.5)	190 (35.6)	1 (25.0)	199 (34.3)
25 研究施設	4 (9.5)	15 (4.0)	2 (1.4)	1 (9.1)	18 (3.4)	0 (0.0)	22 (3.8)
26 その他	12 (28.6)	37 (9.8)	6 (4.1)	0 (0.0)	43 (8.1)	0 (0.0)	55 (9.5)
27 特になし	3 (7.1)	24 (6.4)	9 (6.2)	0 (0.0)	33 (6.2)	2 (50.0)	38 (6.6)
回答者数	42 (100.0)	377 (100.0)	146 (100.0)	11 (100.0)	534 (100.0)	4 (100.0)	580 (100.0)



(注) 1 無回答の144件は除いている。

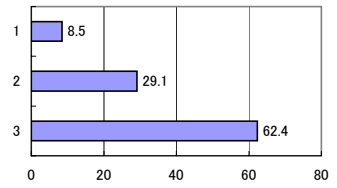
2 「26 その他」の主な内容

- ・ スポーツ施設、給食センター、斎場、保健衛生施設、地域交流センター(地区公民館)、余熱利用施設、浄化槽
- ・ 分野を問わず、公共サービスの質の改善・向上等を図ることのできる施設
- ・ 基本的に受益者からの料金により運営することが望ましいたぐいの施設
- ・ サービスの質の向上とコスト削減につながるすべての事業
- ・ サービスの提供にあたり、民間事業者のノウハウを生かす余地等があれば、分野に関わりなく適切と判断
- ・ 具体的な検討を行っていない。

11-1 PFIの推進のための補助、融資、ガイドライン作成、情報提供等の国が講じている支援措置について

(単位: %)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 支援措置は十分である	2 (4.4)	36 (8.7)	14 (8.8)	2 (18.2)	52 (8.9)	0 (0.0)	54 (8.5)
2 十分でない	25 (55.6)	131 (31.6)	27 (16.9)	1 (9.1)	159 (27.1)	1 (25.0)	185 (29.1)
3 分からない	18 (40.0)	248 (59.8)	119 (74.4)	8 (72.7)	375 (64.0)	3 (75.0)	396 (62.4)
回答者数	45 (100.0)	415 (100.0)	160 (100.0)	11 (100.0)	586 (100.0)	4 (100.0)	635 (100.0)

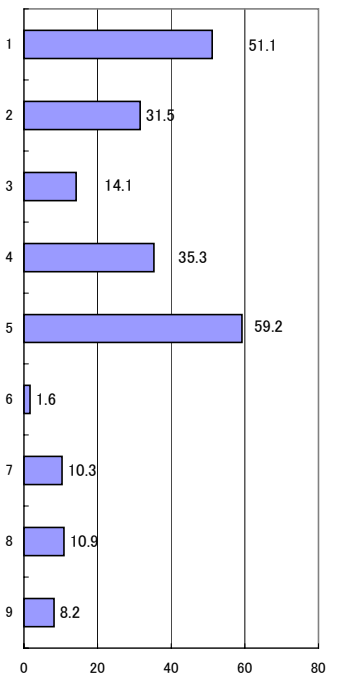


(注) 無回答の89件は除いている。

11-2 支援措置が十分でないと考えた理由 (複数回答可)

(単位: %)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 補助金の交付において、従来方式(官が自ら公共施設を整備)と格差があるため	14 (56.0)	65 (50.0)	14 (51.9)	1 (100.0)	80 (50.6)	0 (0.0)	94 (51.1)
2 税制面で、従来方式と格差があるため	14 (56.0)	37 (28.5)	5 (18.5)	1 (100.0)	43 (27.2)	1 (100.0)	58 (31.5)
3 公的な融資制度(無利子、低利子)が不十分であるため	1 (4.0)	15 (11.5)	10 (37.0)	0 (0.0)	25 (15.8)	0 (0.0)	26 (14.1)
4 ガイドラインが抽象的で、実用的でないため	7 (28.0)	51 (39.2)	6 (22.2)	0 (0.0)	57 (36.1)	1 (100.0)	65 (35.3)
5 実践的な情報やノウハウの提供が不十分であるため	11 (44.0)	82 (63.1)	14 (51.9)	1 (100.0)	97 (61.4)	1 (100.0)	109 (59.2)
6 国公有財産の使用が限定的又は対価が高すぎるため	1 (4.0)	1 (0.8)	1 (3.7)	0 (0.0)	2 (1.3)	0 (0.0)	3 (1.6)
7 入札手続が硬直的であるため	6 (24.0)	11 (8.5)	2 (7.4)	0 (0.0)	13 (8.2)	0 (0.0)	19 (10.3)
8 PFIに対する国の方針が不明確であるため	1 (4.0)	15 (11.5)	4 (14.8)	0 (0.0)	19 (12.0)	0 (0.0)	20 (10.9)
9 その他	3 (12.0)	8 (6.2)	4 (14.8)	0 (0.0)	12 (7.6)	0 (0.0)	15 (8.2)
回答者数	25 (100.0)	130 (100.0)	27 (100.0)	1 (100.0)	158 (100.0)	1 (100.0)	184 (100.0)



(注) 1 無回答の1件は除いている。

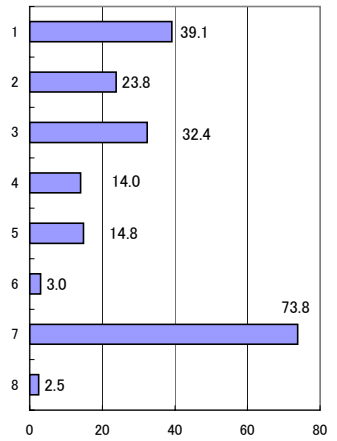
2 「9 その他」の主な内容

- ・ PFIを実施している例について、VFMの検証を主とした詳細な実態分析とその情報提供が不十分であるため。
- ・ アドバイザー派遣など、ケースに応じた支援メニューが不足している。
- ・ 地方単独事業で合併特例債を活用したPFI事業における地方交付税措置がされないこと。
- ・ 補助対象にPFI実施過程の経費を含めてほしい。
- ・ 国の示した手順や要件が複雑であるため、導入以前段階であきらめる自治体が多いのではないか。
- ・ 関係法令との整合性が十分図られていない。
- ・ 統計調査は多いのにPFIのVFM積算に当たってのリスクの定量化に参考とするための統計データ公表が少ない。
- ・ PFI事業について地方公共団体が実施する事業と同等の許認可となるよう法令の規制緩和をお願いしたい。
- ・ 導入可能性調査、アドバイザー委託料の算出方法の統一
- ・ サービス購入に対する補助制度が不十分。施設購入のみの補助ではPFIにそぐわない。
- ・ VFMの検討などにコストと時間がかかるが補助採択を受けられるかどうかはその後にわかるというスケジュールになるため実質的に単独事業中心にしかならない。
- ・ 各省庁、県、市町村の各事業担当に対する情報等の浸透策が不十分である。PFI担当窓口だけの情報提供ではPFI推進はその窓口で閉塞してしまう危険性が少なくない。
- ・ 導入可能性調査に対する国の支援はあるものの、その後のアドバイザー契約に対する支援処置もお願いしたい(アドバイザー契約は1千万円も超えるほど高額なため。)

11-3 PFIの推進に有効と考えられる施策（複数回答可）

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 社会資本整備におけるPFIの位置付けの明確化	9 (20.0)	158 (39.6)	65 (43.6)	4 (44.4)	227 (40.8)	2 (33.3)	238 (39.1)
2 補助金の従来方式とのイコールフットイング	19 (42.2)	99 (24.8)	26 (17.4)	1 (11.1)	126 (22.6)	0 (0.0)	145 (23.8)
3 PFIに関する補助金の統合・メニュー化	11 (24.4)	140 (35.1)	40 (26.8)	4 (44.4)	184 (33.0)	2 (33.3)	197 (32.4)
4 税制の従来方式とのイコールフットイング	16 (35.6)	59 (14.8)	8 (5.4)	1 (11.1)	68 (12.2)	1 (16.7)	85 (14.0)
5 公的な融資制度の拡充	5 (11.1)	53 (13.3)	30 (20.1)	2 (22.2)	85 (15.3)	0 (0.0)	90 (14.8)
6 国公有財産の使用範囲の拡大又は対価の引下げ	1 (2.2)	10 (2.5)	6 (4.0)	1 (11.1)	17 (3.1)	0 (0.0)	18 (3.0)
7 PFIに関する実務的な情報とノウハウの蓄積・提供	32 (71.1)	306 (76.7)	99 (66.4)	6 (66.7)	411 (73.8)	6 (100.0)	449 (73.8)
8 その他	1 (2.2)	11 (2.8)	3 (2.0)	0 (0.0)	14 (2.5)	0 (0.0)	15 (2.5)
回答者数	45 (100.0)	399 (100.0)	149 (100.0)	9 (100.0)	557 (100.0)	6 (100.0)	608 (100.0)



(注)1 無回答の116件は除いている。

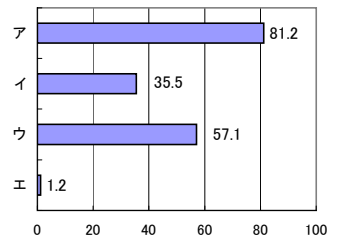
2 「8 その他」の主な内容

- ・ VFMの検証を主とした詳細な実態分析と情報提供
- ・ PFI導入可能性調査及びコンサルティング費用の補助金整備
- ・ 実績(事業終了後の事例)
- ・ 考え方とメリットのみを示す。やり方は各自治体に任せる。
- ・ 関係職員の意識改革
- ・ 柔軟な入札制度の新設
- ・ SPCに課せられる税の優遇、特例等の拡大

11-3(続き) PFIに関する実務的な情報とノウハウの蓄積・提供で特に必要と思われるもの（複数回答可）

(単位:%)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
ア 分野別の公共施設等のPFI事業による整備マニュアル	21 (67.7)	235 (80.2)	82 (86.3)	6 (100.0)	323 (82.0)	6 (100.0)	350 (81.2)
イ 協定等のひな形	13 (41.9)	98 (33.4)	37 (38.9)	2 (33.3)	137 (34.8)	3 (50.0)	153 (35.5)
ウ ガイドラインの充実	23 (74.2)	169 (57.7)	51 (53.7)	0 (0.0)	220 (55.8)	3 (50.0)	246 (57.1)
エ その他	0 (0.0)	5 (1.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (1.3)	0 (0.0)	5 (1.2)
回答者数	31 (100.0)	293 (100.0)	95 (100.0)	6 (100.0)	394 (100.0)	6 (100.0)	431 (100.0)



(注)1 無回答の18件については除いている。

2 「エ その他」の内容

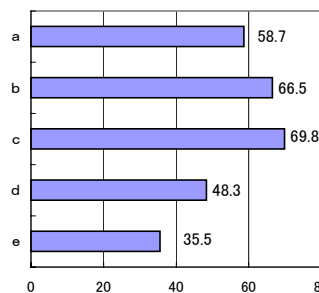
- ・ 各種コストやリスク計算のための定積データの集計・公表
- ・ 民間発案への対応(審査体制、提案要件、評価における加点など)
- ・ VFMの簡素で統一的な算出方法の確立
- ・ 事業期間終了後の実績に基づく効果及び評価の情報
- ・ 海外におけるPFI事業の先進事例

(次ページへ続く)

11-3(続き) 特に充実が必要と考えるガイドライン (複数回答可)

(単位: %)

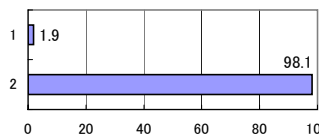
回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
a 事業実施プロセスに関するガイドライン	10 (43.5)	96 (57.8)	34 (66.7)	0 (0.0)	130 (59.9)	2 (100.0)	142 (58.7)
b リスク分担等に関するガイドライン	16 (69.6)	107 (64.5)	37 (72.5)	0 (0.0)	144 (66.4)	1 (50.0)	161 (66.5)
c VFM(Value For Money)に関するガイドライン	20 (87.0)	116 (69.9)	32 (62.7)	0 (0.0)	148 (68.2)	1 (50.0)	169 (69.8)
d 契約に関するガイドライン	11 (47.8)	77 (46.4)	28 (54.9)	0 (0.0)	105 (48.4)	1 (50.0)	117 (48.3)
e モニタリングに関するガイドライン	10 (43.5)	62 (37.3)	12 (23.5)	0 (0.0)	74 (34.1)	2 (100.0)	86 (35.5)
回答者数	23 (100.0)	166 (100.0)	51 (100.0)	0 (0.0)	217 (100.0)	2 (100.0)	242 (100.0)



12-1 PFI事業の推進のために地方公共団体が独自に講じている支援措置の有無

(単位: %)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 独自の支援措置がある	5 (11.6)	6 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (1.0)	1 (16.7)	12 (1.9)
2 ない	38 (88.4)	413 (98.6)	163 (100.0)	11 (100.0)	587 (99.0)	5 (83.3)	630 (98.1)
回答者数	43 (100.0)	419 (100.0)	163 (100.0)	11 (100.0)	593 (100.0)	6 (100.0)	642 (100.0)

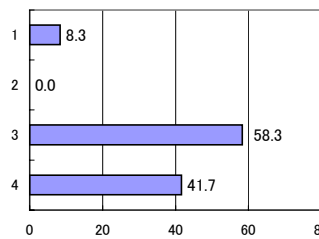


(注) 無回答の82件は除いている。

12-2 PFI事業の推進のために地方公共団体が独自に講じている支援措置の内容 (複数回答可)

(単位: %)

回答内容	都道府県	市町村				不詳	合計
		市	町	村	計		
1 民間事業者に対する報奨金、助成金	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	1 (8.3)
2 民間事業者に対する無利子又は低利の貸付	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 民間事業者に対するPFI制度に関する説明会の開催や情報提供	3 (60.0)	4 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (66.7)	0 (0.0)	7 (58.3)
4 その他	2 (40.0)	2 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (33.3)	1 (100.0)	5 (41.7)
回答者数	5 (100.0)	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)	1 (100.0)	12 (100.0)



(注) 1 「1 民間事業者に対する報奨金、助成金」の内容

- ・ 最終審査で次点、次次点となった業者に報奨金を交付する制度

2 「3 民間事業者に対するPFI制度に関する説明会の開催や情報提供」の主な内容

- ・ 市町村職員及び民間企業を対象にした「PFIセミナー」の継続的開催
- ・ 毎年1回、主として地方企業向けに研修会を開催
- ・ 講演会の開催、講師の派遣

3 「4 その他」の主な内容

- ・ 庁内向けに講演会開催、VFM算出シミュレーションソフトの開発・提供
- ・ 土地の無償貸付
- ・ 「PFI導入基本指針」を策定、職員を対象とした実務研修会を開催
- ・ 職員の研修に大学を利用している。

13 PFI事業に関する意見

【VFMに関するもの】

- ・ VFM算出方法のマニュアル化、リスクの数値化、PFIに関する手続事務の簡素化、導入可能性調査への補助復活等、国で作成、実行していただきたい。
- ・ PFI事業では、一般にVFMの達成が重視され、当市で受ける種々の調査や行政視察等においても、財政支出の削減効果について高い関心が寄せられている。しかし、VFMについては、PFI事業を選定する時点と事業者を選定する時点では、事業試算における設定条件が異なることにより大きな差が生じる場合があり得る。特に、施設の設計、建設や施設整備に係る経費の削減効果については、PFI事業により施設が完成した後に初めて実際の検証ができるものであり、正確なVFMを算出するには、従来型公共事業として整備する場合との比較試算に関し、行政側において経験豊かで専門的な知識を有した職員等により精査することのできる体制が必要となる。PFI事業については、これらのことを踏まえつつ、VFMの追求とともに、官民間の適切な役割・責任・リスク分担の在り方や、民間事業者のノウハウ・創意工夫の発揮等にも十分に目を向けて事業を実施すべきであると考えられる。

【直接協定に関するもの】

- ・ 直接協定の中で金融機関の役割は明確になるのだが、PFIの三大プレーヤーと言われている金融機関の役割は、日本のPFIの場合はまだ足りないのではないかと。具体的には、金融機関が事業に対し早くから注視しなければ、事業破綻する例も出てくるのではないかと。現状では、金融機関はあまりリスクを感じていないのではないかと。
- ・ 直接協定については、協議をもっと容易にできないか。BTO方式でサービス購入型の場合、地方公共団体が準用債権団体となり債権デフォルト(債務者が契約などに基づく債務を自ら履行(弁済)しないこと。債務不履行)が発生しない限り、金融機関にとって債権回収ができない状態となるケースは皆無に近いと考えられることから、協議そのものを簡略化すべき(あるいは、金融機関が地方公共団体等の法体系をもっと理解すべき)ではないかと考える。

【リスクに関するもの】

- ・ 20～30年後の経済社会情勢は予想しがたく、事業終期まで確実にSPCに事業を全うしてもらう方策の充実が必要である。
- ・ PFIの場合、リスクの分担こそ第三セクター方式と違う良さがあると思う。しかしながら、リスク分担の判断が容易ではないのが現状である。これをVFMに置き換えるのは更に難しいものがある。

【発案に関するもの】

- ・ 民間発案の際の提供者へのアドバンテージ(利点)について国としての考え方を示していただければと思う。

【事業選定に関するもの】

- ・ 総合評価一般競争入札を採用しても「定性的」な評価を明確にししないと、価格だけの評価が顕著になり一般競争入札と変わらないものになってしまう。PFIの場合、長期契約なので、一時の金額の安さに一喜一憂するのではなく、定性的なメリットこそが評価され長期でよいサービスが継続するような仕組みを考えるべきではないかと。そこで、定性的評価のあり方を研究する必要があると思う。
- ・ PFI方式による施設整備は、一定の予算規模がなければ導入のメリットが少ないことに加え、民間事業者から様々な提案が行われると予想されることから、後年度の財政負担が非常に大きくなると考えられる。現在までに実施された例にも、比較的財政規模の小さい地方公共団体が導入し、後年度の償還費や運営費の予算に占める割合が非常に大きい例が見受けられる。PFI方式の導入については、①地方公共団体が必ず整備する必要があり、なおかつ、民間事業者が提案することにより、整備や運営のコストダウンが図れる分野の施設 ②収益性が高く、後年度の施設の維持管理について、地方公共団体の負担が少ないと考えられる施設等に限定すべきものと考えられる。ガイドラインの作成に当たっては、従来方式よりコストダウンが図れる場合でも、当該地方公共団体の財政規模から整備できる施設の規模(予算規模)には限度があることを明記し、関係者に周知を図る必要があると考えられる。
- ・ 今後は、新たな公共施設等の整備よりも、既存の公共施設等をどう維持管理、運営するかがポイントであり、そこに力点を置いた仕組みの整理が重要と考える。

【アドバイザーに関するもの】

- ・ 地方公共団体職員は金融に関する知識が乏しいので、これを補うためシンクタンク(政策研究機関)にアドバイザーを委嘱するが、こうしたシンクタンクは金融機関を母体としていることが多いので、民間サイド(特に金融機関)のリスクを減らすような民間サイドに有利な(行政サイドに不利な)事業スキーム(計画)が仕組まれやすい。
- ・ PFI事業は、民間の提案の中にそのノウハウを取り入れた画期的な事業であるが、施設等の竣工後モニタリング等で当初予測し得ない事態が起こる場合があり、また、多々PFI事業の担当者で一定の期間で異動等になることが多く、事業当初からの内容等をフォローし得ないケースがある。このことから、PFIのアドバイザーの位置付けを事業完了後の一定期間、公共側の相談及び役務を継続することとした方が、後々のトラブル等の解消となると考える。

【指定管理者等に関するもの】

- ・ 総合的視点に立つとVFMの有効性からPFIの必要性を感じていたが、一つの事業を分割的にみると管理面では近年指定管理者制度も活用次第では有効なツールであると考えられる。また施設などの建設費用等のコスト面はその施設の充実度など民間ノウハウを活用するためにはプロポーザルなども有効な手段といえる。ではPFIの有効性はどこにあるのかという疑問に突き当たってしまう。確かに民間資金の活用という点においては有効性を感じる面もあるが提供できる公有地等が存在しているのならば地代転嫁などの方法も提案型公募方式であれば可能な気もする…といった他の制度を組み合わせることでPFIに代わる取組みもできるのではと感じる。公有地の取得も含めたPFI事業も可能なのか。公共事業であることを大前提として事業の範囲を拓げていくことも必要な気がする。

- ・ PFI契約事業者を指定管理者とするに当たりそれぞれ議決が必要なためリスクが大きい。議決不要となるよう法改正なりを願いたい。
- ・ 指定管理者制度の導入により公の施設の直営は今後考えにくい。PSCの運営を指定管理者制度で行うこととするとVFMが出にくくなるのではないかと、導入検討時のサービスをPSC・PFI同等とするのではなく、PFIによるサービス向上分を考慮すべきではないか。

【手続の煩雑さ、コストに関するもの】

- ・ PFI事業実施までの手続が複雑なこと、また財政健全化に向け施設整備が抑制されていることから導入が進んでいない。
- ・ PFIは、公的財政負担の縮減や、民間の事業機会の拡充など、様々なメリットが得られることを認識してはいるものの、導入可能性調査により、PFIの実現性が認められなかった場合、それまでの時間、労力、経費等が無駄になってしまうなどの理由により、導入に踏み切れない状況にある。
- ・ 以前、小学校の建て替えにおいて、VFMに関する調査を行ったことがあるが、建設費に対するコストの効果がほとんどなく、断念した経緯がある。また、その割には手続が煩雑だというイメージがあり、積極的に活用しようという考えが生じないというところが本音だと思ふ。
- ・ PFI事業のメリットが最大限生かせるよう①準備→募集→審査→事業契約に要する期間の短縮とそれに伴うコンサル委託料を軽減できるようなスキーム(計画)作りをお願いしたい。
- ・ 地元中小企業では事業の長期継続性、事業規模、制度等が複雑などの理由からPFI実施は難しい。
- ・ 手続の厳格性・複雑性による難易度が高く、事業化まで時間がかかる。民間事業者選定後の契約に至るまでの条件交渉の難易度も高い。募集要項段階で、かなり詳細な条件設定を要する。
- ・ PFI方式は、事業手法の検討など着手前の段階で時間を要する点がネックとなる。例えば、土木事業などは事業決定から一定期間が経過して具体的な進捗がないものは再評価の対象となり、事業費の削減や一時中断となる恐れがあるため、PFI方式の導入は難しいと思われる。(特に用地買収が予定よりも円滑に進まず、工事着工を急ぐ場合など)また、道路、河川改修、砂防事業などは不特定多数の人が利用して便益を受けるが、その対価を通行料金等で徴収しない限り、維持管理の部分で採算が取れない。
- ・ PFI導入可能性調査あるいはPFI手法にする実施方針の公表、事業の選定、募集要項の公表、契約の締結などの諸業務については、PFI導入の最初期にはコンサルタント等の業者委託に頼らざるを得ないのではないかと。その費用を含めてのVFMを考慮した場合、従来手法と比べてのメリットが出るのかどうか懸念されるところである。
- ・ 現在、研究段階。実施に当たってはアドバイザー契約等で初期費用に数千万円を要する。総事業費が小さい場合のPFIについて、初期費用が少なく済んだ事例があればお聞きしたい。
- ・ PFIの導入については、その事務手続の複雑さが大きな課題となっていることから、政府は、「契約に関するガイドライン」や「PFI事業導入の手引き」の中で、標準的な契約文書等を、事業分野・方式別に示し、PFIの導入に係る事務手続の簡素化を図るべきである。

【事業規模に関するもの】

- ・ 日本におけるPFI事業はいわゆる「箱もの」が主な対象となるが、現在の厳しい地方公共団体の財政状況においては、PFI事業を実施した場合にVFMが見込まれるような大型公共事業自体が減少している。
- ・ PFIの理念や目的は理解できるが、地方都市ではVFMが期待できる事業規模や大手事業者の参入という点において難しい面がある。

【マニュアル、情報提供に関するもの】

- ・ 選択肢として、今後PFI事業を実施することも考えられる。そのため、PFIの実務的な情報提供、分野別公共施設等の整備マニュアル化、PFIに関する補助金のメニュー化など、従来方式とPFI手法とを比較し、PFI事業の可能性を検討できる情報提供をお願いしたい。
- ・ PFI制度の認識度はまだまだ低い(役所内部、議員、一般市民、地元企業)ので、PFIを導入しやすい環境づくり(制度上、費用上含めたサポート体制と対象事業が道路などのインフラ整備事業まで広がり実績数を増やすこと)とあわせて、PR活動にも力を入れるべき。
- ・ PFI導入検討案件の所管部局は他都市の先事例を見本として取組を進めている。PFI導入検討案件の所管部局の意見として内閣府ホームページによる情報提供が有用であると評価する一方でガイドラインの内容が抽象的で実用性に欠けるため地方公共団体からの質問を受けつける総合窓口が必要であるなどといった情報に関する国からの支援が不十分であると指摘するものもある。現時点で国に対し最も期待しているのはPFI導入を推進していく中で発生してくる様々な課題に地方公共団体が適切に対処できるよう情報面で支援いただくことである。
- ・ 小さな地方公共団体ではPFIを実施しても専門的な知識が必要であるとともにそれに取り組むための事務量が多いためPFI導入について検討する体制がとれない状況である。このためもっと手軽に相談ができる窓口や具体的なアドバイスをもらえる(事業の可能性の判断)制度の充実を希望する。
- ・ 民間・行政それぞれに情報や人材さらにはノウハウも不足していると感じる。特にPFIの様々な情報の提供側である国の窓口と受け入れ側である地方公共団体の担当窓口だけで情報交換を行なっていることが地方公共団体の取組を妨げていると示唆される。地方公共団体の担当窓口いかんによってその対応は雲泥の差で直接PFIの対象となる事業を行っている担当部署等へその情報等が届く機会はまれなためその改善が必要だと感じる。
- ・ PFI事業の導入から完成までの資料はインターネットで公表されており情報を入手することができるが、完成から維持管理について他市町の例を参考にしたい時があるのでそういう情報提供があればありがたい。

【補助金、税制、金利等に関するもの】

- ・ PFI事業への取組を進めるためには、現在、通常補助事業で受けられる補助金が得られ、税制面でも負担増とならないことが必要と考える。

- ・ BOO方式・独立採算方式の場合において、次のような問題点があるため、財政面での検討を行ってほしい。
 - ・ 補助対象とならないだけでなく、公的融資などが受けられない。
 - ・ 減税面でも他の民間企業との明確な線引きができないため、課税当局の判断により固定資産税1/2減免措置が受けられない。
 - ・ 土地収用法における収用的確性を明確にしてほしい(税制優遇の点)
- ・ 公共施設への起債が可能な状態では、PFI導入にあたり金利差議論が出やすい。
- ・ 地方公共団体は債務負担によりPFI事業を実施しているので国においても複数年にわたる補助金等の担保制度を講じていただきたい。
- ・ PFI自体の制度化はされたが、関係法令の規定がまだ不十分と思われる。例えば、税制について、不動産取得税は、BOT方式の課税標準の特例は明文化されたが、BTO方式の取扱いについては明確に規定がなく、現行法でみなしている状況。こうした関係法令等へのPFI事業に関する規定等の明文化の働きかけと共に、引き続き各種ガイドライン等の作成や講習会の開催を行っていただき、事務手続の簡略化を図ると共に、PFIの優位性を判断しやすくなるための取組を進めていただきたい。
- ・ VFMテストでは、固定資産税等の関係でBTO方式の方が必ずBOT方式よりVFMが出やすくなると思われる。BOT方式が適する事業やこの方式のメリットを示さないと、定量的な判断から、全てBTO方式になってしまうのではないか。
- ・ 地方公共団体が借り入れる地代債とSPCが資金調達する場合の金利比較では当然SPCの金利のほうが高利のためよく検討する必要あり。

【地元企業に関するもの】

- ・ 地方公共団体のひっ迫した財政状況を考えれば、財源確保と負担の平準化を図るPFIは、早晚全国で取り組まれていくのではない。但し、変わらぬ課題として残されるのは、業者選定の過程で競争がオープンになることによる、地元企業の競争力の低下である。PFIの特殊性は、実施体制の充実ぶりやノウハウの蓄積の点から大手ゼネコンに有利に働く傾向にあり、地方公共団体にとって、PFIを進めることは、財政負担の軽減化と引き換えに、従来の公共事業が果たしてきた地元経済を支えるという役割を放棄せざるを得ないジレンマを抱えることとなる。WTOにおける地方政府であるところの政令市は別として、それ以外の市町村におけるPFIの推進にあっては、地元企業により強いインセンティブが働き、先行する大手と渡り合えるようになるための競争の在り方も、考えて行かなければならないと思う。
- ・ PFI事業の取り組みを進めている中で、本市で課題となっているのがPFI事業をどのように「地元経済の活性化」につなげて行くかということである。政令指定都市であり、WTO対象となる事業規模が多いという中で、どのような審査項目であればWTOに抵触しないのか、その具体的事例や明確な基準(法的な見解を含む)がどこかで示されていないのか。

【指名停止に関するもの】

- ・ 事業者公募にあたり、国機関や他自治体発注による指名停止により、入札参加者がなくなったり、公募を延期したり、落札の取り消しなど計画的に推進できない状況があるようである。地方自治体としては対応ガイドライン策定など安定して事業を進められる支援を期待する。

【その他】

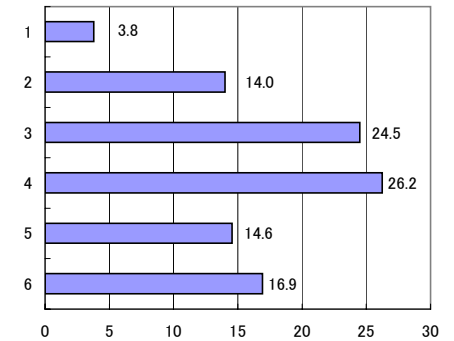
- ・ 合併特例債を財源とした庁舎建設を検討している。その手法の一つとしてPFIを検討しようと考えていたが特例債の対象にならないということで断念した。コストダウンが期待されるPFI事業を合併特例債の対象事業として認めてほしい。
- ・ 各地方公共団体がPFI事業を開始する場合、まずPFIそのものを理解することから始め内部調整、財源確保、建設、法律、財務と多方面にわたっての知識・調整が必要となる。コンサルタントの活用もあるかと思うが最終的には発注者側の責任となるため各方面からのスペシャリストの職員を集めてプロジェクトチームを作り事業の推進を図るべきでこのことについての指針的なものがあればもっとPFI事業が進むのではないかと思う。
- ・ 今のPFIは「ハコモノ整備型」が主流になっているが、「インフラ整備型」、「インフラとハコモノの一体整備型」などに、PFIを拡大していくことができるのではないかと考えるが、如何に。例えば、中心商店街で道路とその沿道の商業施設を一体で整備するような事業スキームが構築できれば面白いのではないか。
- ・ 不動産登記法第59条(保存登記)について BTO方式の場合、SPCは表示及び保存登記をしなくて良い旨、明確化してほしい。同法を厳格に遵守するとSPCが表示及び保存登記を行い、市へ所有権移転登記を行うこととなる。
- ・ 契約保証金の取り扱いについて 各事業によって契約額の1/10以上又は施設部分の費用の1/10以上を契約保証金とするなど保証金の考え方に相違があるので、統一的な見解を示してほしい。
- ・ PFI法第2条の対象施設のうち、公益的施設等(教育文化施設等)や公用施設(庁舎等)は、現在もPFI事業の実績を伸ばしているが、公共施設の例は少ないと思う。特に、道路、鉄道の例はないのではないか。このように、なぜ実績に差が出てしまっているのかを検討する必要があると思う。
- ・ PFIは一般に5年以上。市長の任期は4年。こうしたことも何らの影響を与えているのではないだろうか。
- ・ 国の各省庁のPFIに対する理解度に温度差があり、事業の進捗に大きく影響をきたしている。国・県の出先機関と本省との間にも大きな温度差を感じる。このため、二重・三重の障壁を感じる。
- ・ PFI法において、議会議決の必要性がうたわれているが、手続については地方自治法に定めることとしている。議会の議決を得た工事又は製造の契約を変更する際には、変更金額が5000万円未満については知事の専決事項とされているが、PFI事業については、委託契約であるため、知事の専決事項とはならず例え1円でも変更があれば議会の議決が必要となる。したがって、PFI事業契約では、金利・税制等の変動については、契約変更を行うこととなっているため、議会の議決が必要となる。一方、国の実施しているPFI事業については、会計法に基づく契約のため、国会案件となることはない状況である。事業をスムーズに実施していくことが、民間のノウハウの活用につながるのであれば、地方自治法の諸規定も国の基準に近い内容とする等、事務手続を少しでも緩和できるような制度を確立させる必要があるのではないか。

「PFI事業に関する民間事業者アンケート」集計結果

1-1 PFIの導入による自社の事業は拡大すると思うか

(単位:%)

回答内容	建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1 非常にそう思う	32 (3.7)	6 (5.7)	23 (3.7)	8 (3.6)	69 (3.8)
2 ややそう思う	145 (16.8)	26 (24.5)	56 (8.9)	28 (12.5)	255 (14.0)
3 どちらとも言えない	231 (26.8)	25 (23.6)	139 (22.1)	51 (22.8)	446 (24.5)
4 あまりそうは思わない	244 (28.3)	27 (25.5)	150 (23.9)	57 (25.4)	478 (26.2)
5 全くそうは思わない	90 (10.4)	13 (12.3)	125 (19.9)	37 (16.5)	265 (14.6)
6 分からない	121 (14.0)	9 (8.5)	135 (21.5)	43 (19.2)	308 (16.9)
回答者数	863 (100.0)	106 (100.0)	628 (100.0)	224 (100.0)	1821 (100.0)

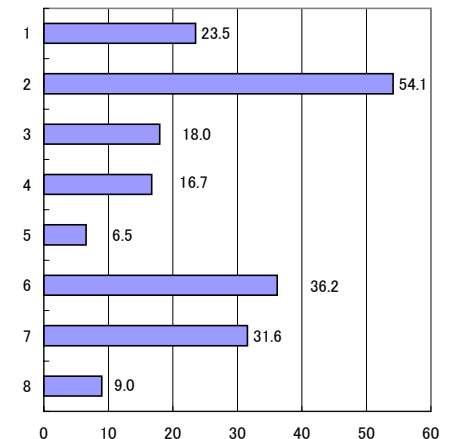


(注) 無回答の6件は除いている。

1-2 PFIの導入により自社の事業が拡大すると思わない理由(複数回答可)

(単位:%)

回答内容	建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1 PFI事業の分野が限定されているため	49 (14.7)	9 (23.7)	104 (38.2)	11 (12.0)	173 (23.5)
2 PFI事業に見合う規模の事業を行っていないため	187 (56.2)	19 (50.0)	138 (50.7)	54 (58.7)	398 (54.1)
3 経費がかかりすぎるため	96 (28.8)	13 (34.2)	9 (3.3)	14 (15.2)	132 (18.0)
4 手続きが複雑で、手間がかかりすぎるため	87 (26.1)	8 (21.1)	17 (6.3)	11 (12.0)	123 (16.7)
5 大都市部以外では、PFI事業の実施は無理であるため	26 (7.8)	7 (18.4)	8 (2.9)	7 (7.6)	48 (6.5)
6 社内内部の体制が整っていないため	159 (47.7)	16 (42.1)	67 (24.6)	24 (26.1)	266 (36.2)
7 PFIに関する知見、ノウハウがないため	102 (30.6)	8 (21.1)	95 (34.9)	27 (29.3)	232 (31.6)
8 その他	24 (7.2)	4 (10.5)	26 (9.6)	12 (13.0)	66 (9.0)
回答者数	333 (100.0)	38 (100.0)	272 (100.0)	92 (100.0)	735 (100.0)



(注) 1 無回答の8件は除いている。

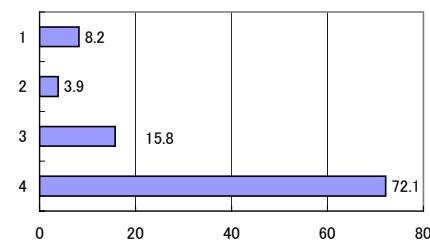
2 「8 その他」の主な内容

- ・ 競合する大手企業とのクラス差は歴然としており、中小企業の競争能力や企業努力程度では参加が難しいため。
- ・ 資金力がないため。
- ・ 評価のウエイトがコスト優先のため、コスト削減を重視すると官から発注されるサービスの水準が達成できず、無理難題なものになってしまう。
- ・ 地場ゼネコンの落札率が低く、仕事が少なくなるとされる。
- ・ 官からの単独発注の機会が減少するため。
- ・ 地方では事業の採算性が安定している魅力のある物件がとても少ないため。
- ・ 現在のPFI事業は「ハイリスク・ローリターン」と考えている。
- ・ 営業期間が長く、SPC運営費・金利リスクが大きくなる可能性がある。
- ・ 設備工事を主とする企業としては分離発注が一番望ましい。
- ・ 元々必要な行政サービスを行う建物をPFIにしたからといって量の拡大はない。

2 民間事業者のPFI事業への取組状況

(単位:%)

回答内容	建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1 PFI事業に参加している、又は参加したことがある	89 (10.3)	18 (17.0)	40 (6.4)	3 (1.3)	150 (8.2)
2 PFI事業に応札したことがあるが、落札できなかった	56 (6.5)	7 (6.6)	5 (0.8)	3 (1.3)	71 (3.9)
3 PFIに対する調査・研究、情報収集にとどまっている	194 (22.5)	33 (31.1)	25 (4.0)	35 (15.6)	287 (15.8)
4 特段の取組は行っていない	524 (60.7)	48 (45.3)	558 (88.9)	184 (81.8)	1,314 (72.1)
回答者数	863 (100.0)	106 (100.0)	628 (100.0)	225 (100.0)	1822 (100.0)

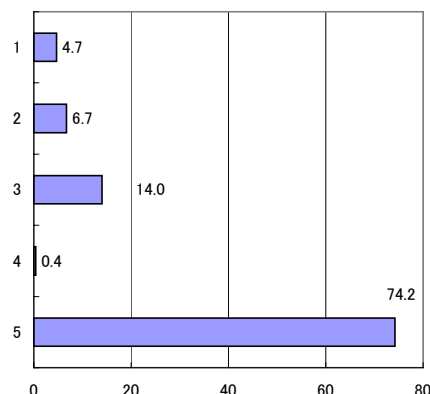


(注) 無回答の5件は除いている。

3 民間事業者のPFIに対する取組体制

(単位:%)

回答内容	建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1 PFI事業を専門に担当する部門がある	55 (6.4)	9 (8.5)	20 (3.2)	1 (0.4)	85 (4.7)
2 専門に担当する部門はないが、各部門が、それぞれ必要に応じてPFIに取り組んでいる	83 (9.6)	13 (12.3)	19 (3.0)	7 (3.1)	122 (6.7)
3 特に担当者は決めていないが、PFIに関する情報収集を行っている	172 (20.0)	33 (31.1)	27 (4.3)	22 (9.9)	254 (14.0)
4 その他	1 (0.1)	1 (0.9)	2 (0.3)	3 (1.3)	7 (0.4)
5 特段の対応は行っていない	551 (63.9)	50 (47.2)	557 (89.1)	190 (85.2)	1,348 (74.2)
回答者数	862 (100.0)	106 (100.0)	625 (100.0)	223 (100.0)	1816 (100.0)



(注) 1 無回答の11件を除いている。

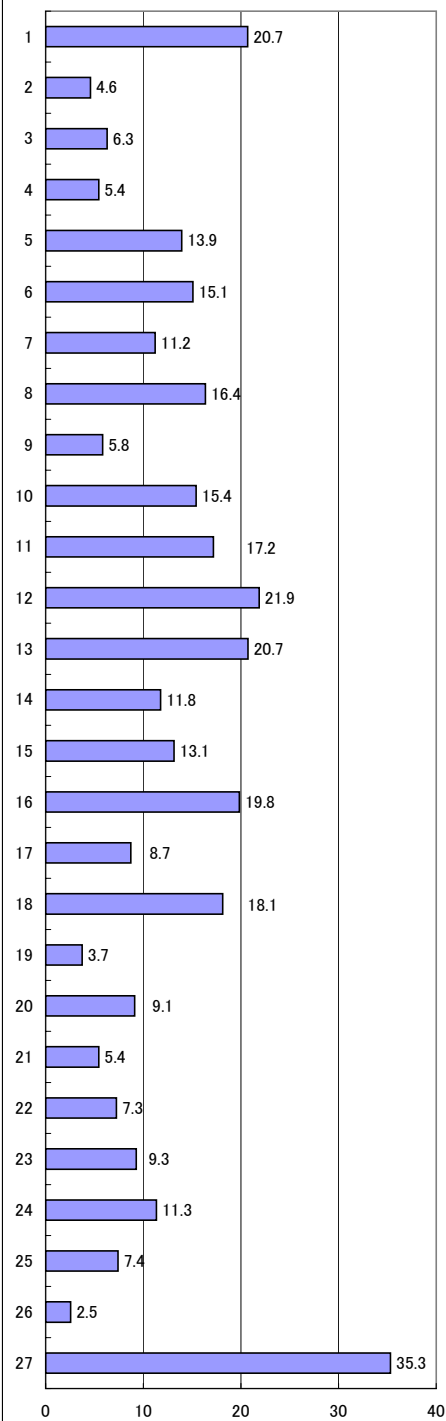
2 「4 その他」の主な内容

- ・ テーマが決定した時点で体制を整える。
- ・ 官庁からの技術的な質問にアドバイスする程度

4 民間事業者がその資金、経営能力及び技術能力の活用により整備が可能と考えている公共施設等の分野(複数回答可)

(単位:%)

回答内容	建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1 道路	248 (29.6)	40 (38.5)	30 (4.9)	47 (21.9)	365 (20.7)
2 鉄道	50 (6.0)	7 (6.7)	16 (2.6)	8 (3.7)	81 (4.6)
3 港湾	71 (8.5)	7 (6.7)	21 (3.5)	12 (5.6)	111 (6.3)
4 空港	60 (7.2)	4 (3.8)	25 (4.1)	7 (3.3)	96 (5.4)
5 河川	160 (19.1)	32 (30.8)	20 (3.3)	34 (15.8)	246 (13.9)
6 公園	182 (21.7)	35 (33.7)	22 (3.6)	27 (12.6)	266 (15.1)
7 水道	126 (15.0)	24 (23.1)	21 (3.5)	27 (12.6)	198 (11.2)
8 下水道	197 (23.5)	33 (31.7)	28 (4.6)	31 (14.4)	289 (16.4)
9 工業用水道	66 (7.9)	13 (12.5)	14 (2.3)	10 (4.7)	103 (5.8)
10 庁舎	203 (24.2)	20 (19.2)	25 (4.1)	24 (11.2)	272 (15.4)
11 宿舍	221 (26.4)	21 (20.2)	29 (4.8)	32 (14.9)	303 (17.2)
12 公営住宅	277 (33.1)	27 (26.0)	38 (6.3)	44 (20.5)	386 (21.9)
13 教育文化施設	246 (29.4)	31 (29.8)	52 (8.6)	37 (17.2)	366 (20.7)
14 廃棄物処理施設	128 (15.3)	16 (15.4)	47 (7.7)	17 (7.9)	208 (11.8)
15 医療施設	146 (17.4)	23 (22.1)	39 (6.4)	24 (11.2)	232 (13.1)
16 社会福祉施設	237 (28.3)	27 (26.0)	46 (7.6)	40 (18.6)	350 (19.8)
17 更生保護施設	106 (12.6)	13 (12.5)	16 (2.6)	19 (8.8)	154 (8.7)
18 駐車場	214 (25.5)	27 (26.0)	45 (7.4)	34 (15.8)	320 (18.1)
19 地下街	43 (5.1)	4 (3.8)	10 (1.6)	9 (4.2)	66 (3.7)
20 情報通信施設	81 (9.7)	12 (11.5)	50 (8.2)	18 (8.4)	161 (9.1)
21 熱供給施設	57 (6.8)	8 (7.7)	25 (4.1)	6 (2.8)	96 (5.4)
22 新エネルギー施設	68 (8.1)	15 (14.4)	33 (5.4)	12 (5.6)	128 (7.3)
23 リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)	95 (11.3)	13 (12.5)	41 (6.7)	15 (7.0)	164 (9.3)
24 観光施設	106 (12.6)	26 (25.0)	42 (6.9)	26 (12.1)	200 (11.3)
25 研究施設	83 (9.9)	20 (19.2)	18 (3.0)	10 (4.7)	131 (7.4)
26 その他	22 (2.6)	4 (3.8)	13 (2.1)	6 (2.8)	45 (2.5)
27 特になし	166 (19.8)	18 (17.3)	362 (59.5)	77 (35.8)	623 (35.3)
回答者数	838 (100.0)	104 (100.0)	608 (100.0)	215 (100.0)	1765 (100.0)



(注)1 無回答の62件は除いている。

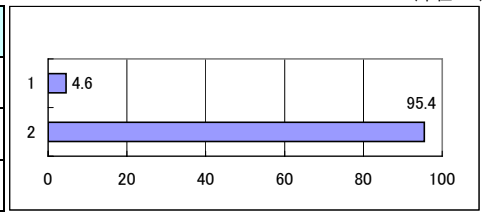
2 「26 その他」の主な内容

防災、農業関連施設、農地、空調関係、再開発事業、スポーツ施設、橋梁、街路、移動通信、斎場、宿泊施設、公有施設管理、漁港、浄化槽、ショッピングセンター、テレビ・インターネット、地域限定の小規模整備、臭い煙対策、SOHO環境、エネルギー多消費型施設、法面工事、貸切バス業、危機管理情報インフラ整備、いずれの分野も可能、分野ではなく内容による

5-1 公共施設の管理者等に対するPFI事業の発案の有無

(単位:%)

回答内容		建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1	ある	51 (5.9)	12 (11.3)	14 (2.2)	6 (2.7)	83 (4.6)
2	ない	810 (94.1)	94 (88.7)	612 (97.8)	218 (97.3)	1,734 (95.4)
回答者数		861 (100.0)	106 (100.0)	626 (100.0)	224 (100.0)	1817 (100.0)

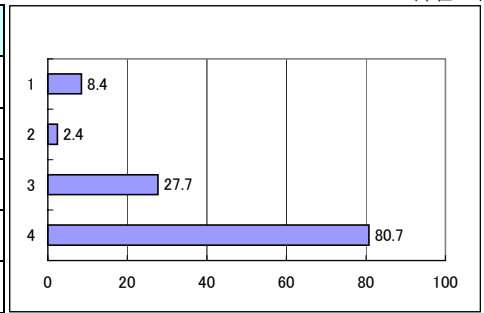


(注) 無回答の10件は除いている。

5-2 発案を行った相手先(複数回答可)

(単位:%)

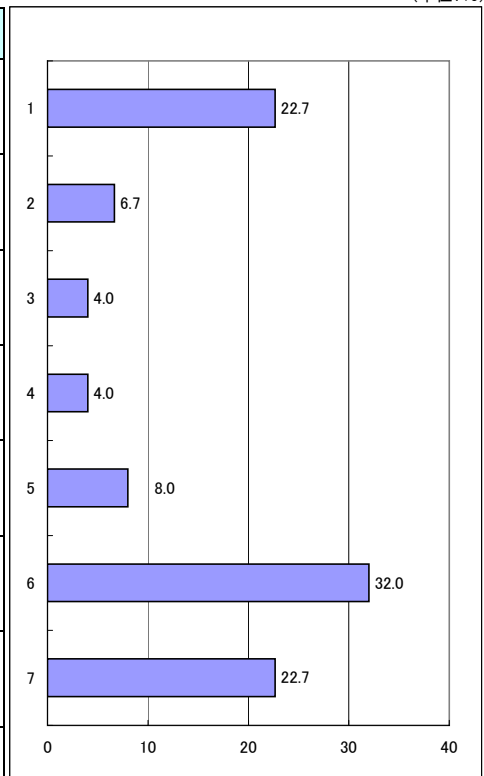
回答内容		建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1	国の機関	2 (3.9)	2 (16.7)	3 (21.4)	0 (0.0)	7 (8.4)
2	公共法人(独立行政法人、特殊法人、国立大学法人、その他)	1 (2.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	2 (2.4)
3	都道府県	12 (23.5)	6 (50.0)	5 (35.7)	0 (0.0)	23 (27.7)
4	市区町村	42 (82.4)	10 (83.3)	9 (64.3)	6 (100.0)	67 (80.7)
回答者数		51 (100.0)	12 (100.0)	14 (100.0)	6 (100.0)	83 (100.0)



5-3 発案に対する公共施設の管理者等の対応状況(複数回答可)

(単位:%)

回答内容		建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1	発案内容がPFI事業として採用され、実施方針の策定等が行われた	13 (26.5)	1 (11.1)	3 (27.3)	0 (0.0)	17 (22.7)
2	発案内容は採用されなかったが、評価結果の通知があった	4 (8.2)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (6.7)
3	発案内容は採用されなかったが、評価結果及び理由の通知があった	2 (4.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	3 (4.0)
4	発案内容は採用されなかったが、評価結果の通知があり、その結果の公表が行われた	3 (6.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (4.0)
5	発案内容は採用されなかったが、評価結果及び理由の通知があり、その結果及び理由の公表が行われた	3 (6.1)	1 (11.1)	2 (18.2)	0 (0.0)	6 (8.0)
6	何の対応もなかった	13 (26.5)	4 (44.4)	3 (27.3)	4 (66.7)	24 (32.0)
7	その他	11 (22.4)	2 (22.2)	3 (27.3)	1 (16.7)	17 (22.7)
回答者数		49 (100.0)	9 (100.0)	11 (100.0)	6 (100.0)	75 (100.0)



(注) 1 無回答の8件は除いている。

2 「7 その他」の主な内容

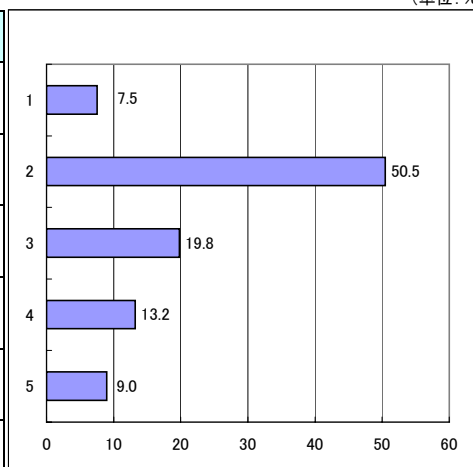
- ・ PFI事業としての実施を検討中である。
- ・ 発案はしたが、別の形で実施されている。
- ・ 広域ごみ処理施設建設の計画を提案したが関係自治体数が複数あり、実現に足並みがそろわないようで検討が進んでいない。
- ・ 市街地の大型商業施設跡地の活用案として話し合いの席で話が出たという程度

○ 以下の質問は、質問2で「1」又は「2」と回答した民間事業者を対象（個別に対象者が限定されている場合を除く）

6 民間事業者の募集から入札までの応札期間についての認識

(単位:%)

回答内容		建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1	長すぎた	11 (8.0)	1 (4.2)	3 (6.8)	1 (16.7)	16 (7.5)
2	適当な期間であった	73 (52.9)	12 (50.0)	20 (45.5)	2 (33.3)	107 (50.5)
3	期間が短すぎて、十分な検討ができなかった	27 (19.6)	4 (16.7)	10 (22.7)	1 (16.7)	42 (19.8)
4	募集前から準備を進めていたのに、大きな支障は生じなかったが、応札期間は短すぎた	16 (11.6)	5 (20.8)	6 (13.6)	1 (16.7)	28 (13.2)
5	その他	11 (8.0)	2 (8.3)	5 (11.4)	1 (16.7)	19 (9.0)
回答者数		138 (100.0)	24 (100.0)	44 (100.0)	6 (100.0)	212 (100.0)



(注) 1 無回答の9件は除いている。

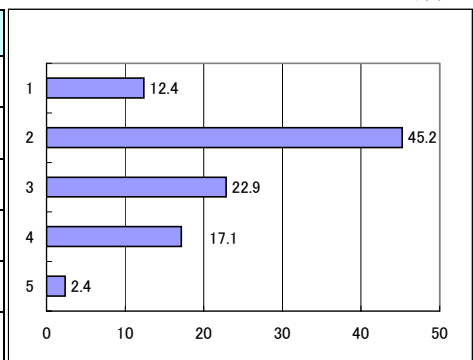
2 「5 その他」の主な内容

- ・ 案件により入札関係の書類の提示が遅く対応が困難なものもあった。
- ・ 一般的に準備段階の遅れが応札期間で調整され短くなる。
- ・ 応札準備期間はほぼ適切だが、審査・議会承認など決定に至る全期間が長く、やむを得ぬ事情で機会を逃すケースが見受けられる。

7-1 民間事業者の募集における公共施設等の管理者からのPFI事業の要求水準は、民間事業者の創意工夫の発揮のため、性能発注の考え方が採られていたか。

(単位:%)

回答内容		建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1	非常にそう思う	8 (5.8)	3 (13.0)	13 (29.5)	2 (33.3)	26 (12.4)
2	ややそう思う	66 (48.2)	11 (47.8)	18 (40.9)	0 (0.0)	95 (45.2)
3	どちらとも言えない	35 (25.5)	6 (26.1)	6 (13.6)	1 (16.7)	48 (22.9)
4	あまりそう思わない	25 (18.2)	2 (8.7)	6 (13.6)	3 (50.0)	36 (17.1)
5	全くそう思わない	3 (2.2)	1 (4.3)	1 (2.3)	0 (0.0)	5 (2.4)
回答者数		137 (100.0)	23 (100.0)	44 (100.0)	6 (100.0)	210 (100.0)

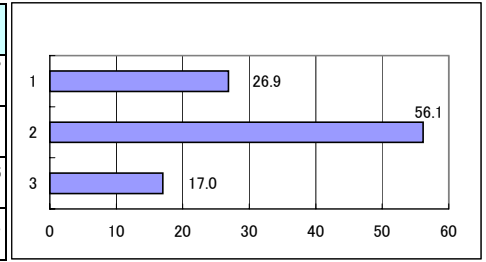


(注) 無回答の11件は除いている。

7-2 民間事業者に対する情報の提供状況

(単位:%)

回答内容		建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1	十分だった	37 (26.8)	5 (20.8)	13 (29.5)	2 (33.3)	57 (26.9)
2	どちらとも言えない	82 (59.4)	13 (54.2)	22 (50.0)	2 (33.3)	119 (56.1)
3	不十分だった	19 (13.8)	6 (25.0)	9 (20.5)	2 (33.3)	36 (17.0)
回答者数		138 (100.0)	24 (100.0)	44 (100.0)	6 (100.0)	212 (100.0)

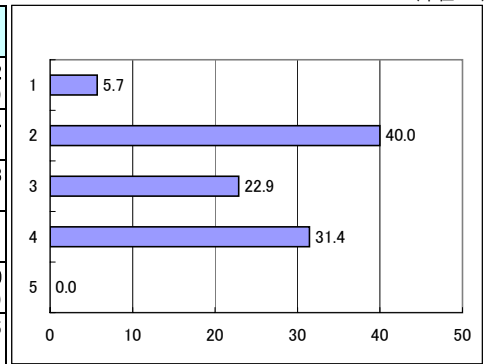


(注) 無回答の9件は除いている。

7-3 民間事業者に対する質問の機会の設定状況

(単位:%)

回答内容		建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1	十分に設けられていた	1 (5.6)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (5.7)
2	十分ではないが、ある程度設けられていた	7 (38.9)	3 (50.0)	4 (44.4)	0 (0.0)	14 (40.0)
3	どちらとも言えない	7 (38.9)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (22.9)
4	あまり設けられていなかった	3 (16.7)	1 (16.7)	5 (55.6)	2 (100.0)	11 (31.4)
5	全く設けられていなかった	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答者数		18 (100.0)	6 (100.0)	9 (100.0)	2 (100.0)	35 (100.0)

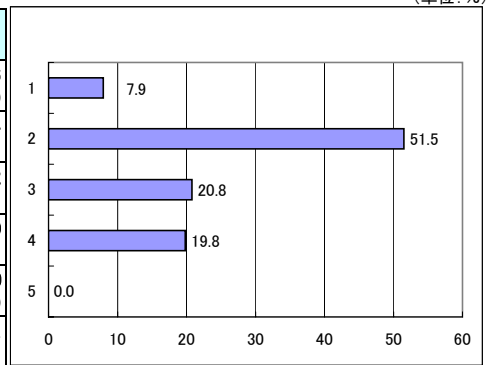


(注) 無回答の1件は除いている。

7-4 質問に対する回答の内容の状況

(単位:%)

回答内容		建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1	十分だった	9 (6.9)	2 (8.3)	4 (9.5)	1 (16.7)	16 (7.9)
2	おおむね十分だった	68 (52.3)	9 (37.5)	25 (59.5)	2 (33.3)	104 (51.5)
3	どちらとも言えない	28 (21.5)	5 (20.8)	8 (19.0)	1 (16.7)	42 (20.8)
4	あまり十分でなかった	25 (19.2)	8 (33.3)	5 (11.9)	2 (33.3)	40 (19.8)
5	回答がなかった	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答者数		130 (100.0)	24 (100.0)	42 (100.0)	6 (100.0)	202 (100.0)



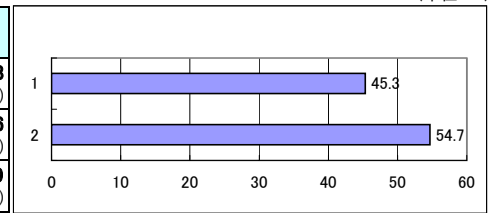
(注) 無回答の19件は除いている。

7-5 落札者決定後における契約書等の内容の、入札時からの変更・修正の有無

(質問2で「PFI事業に参加している、又は参加したことがある」と回答した企業を対象)

(単位:%)

回答内容	建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1 ある	33 (41.3)	9 (52.9)	19 (48.7)	2 (66.7)	63 (45.3)
2 ない	47 (58.8)	8 (47.1)	20 (51.3)	1 (33.3)	76 (54.7)
回答者数	80 (100.0)	17 (100.0)	39 (100.0)	3 (100.0)	139 (100.0)



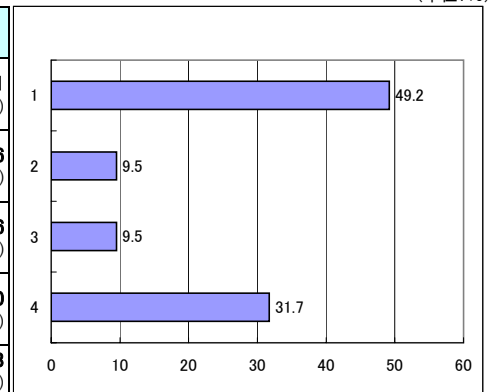
(注)無回答の11件は除いている。

7-6 契約書等の内容の変更・修正の理由

(質問2で「PFI事業に参加している、又は参加したことがある」と回答した企業を対象)

(単位:%)

回答内容	建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1 落札後、発注者から、要求水準書等に記載されていない内容、条件等が示されたため	17 (51.5)	5 (55.6)	9 (47.4)	0 (0.0)	31 (49.2)
2 落札後、法令改正、住民運動等の状況の変化があったため	2 (6.1)	2 (22.2)	2 (10.5)	0 (0.0)	6 (9.5)
3 受注者側の事情の変化のため	3 (9.1)	1 (11.1)	1 (5.3)	1 (50.0)	6 (9.5)
4 その他	11 (33.3)	1 (11.1)	7 (36.8)	1 (50.0)	20 (31.7)
回答者数	33 (100.0)	9 (100.0)	19 (100.0)	2 (100.0)	63 (100.0)



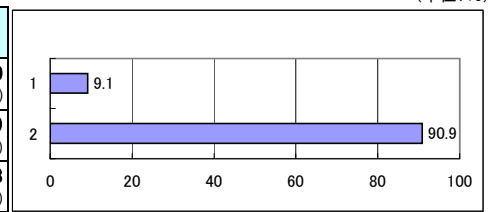
(注)「4 その他」の主な内容

- ・ 入札条件に影響を与えない範囲での軽微な修正・加筆
- ・ 契約内容の確認協議の場で、より適切な表現に修正することに合意したため。
- ・ 文脈上、不明確な部分を明確化するために最低限の範囲で契約書を修正し、別途、覚書を締結した。
- ・ 入札時に契約書の案が示されておらず契約協議により互いに案文を詰めていった。
- ・ 補助制度の変更
- ・ 発注側、受注側という形態での契約でなく、事業を実施するための同等の契約であるので相方の利害関係調整のために変更修正を行った。
- ・ 金額の減額修正

8-1 PFI事業への参加を検討しながら、法令等の規制が障害となり、PFI事業の発案又は提案(応募)を取りやめた経緯の有無

(単位:%)

回答内容		建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1	ある	12 (8.8)	2 (8.3)	4 (9.5)	1 (16.7)	19 (9.1)
2	ない	124 (91.2)	22 (91.7)	38 (90.5)	5 (83.3)	189 (90.9)
回答者数		136 (100.0)	24 (100.0)	42 (100.0)	6 (100.0)	208 (100.0)

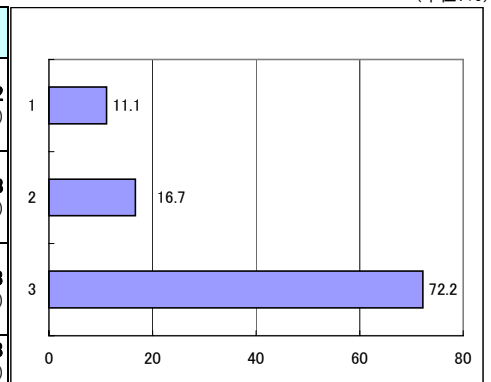


(注)無回答の13件は除いている。

8-2 PFI事業の発案又は提案(応募)の取りやめに際して障害となった規制の内容

(単位:%)

回答内容		建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1	民間事業者が公共施設(道路、河川等)の管理者となることができない、又は制限されている	2 (18.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (11.1)
2	SPC(PFI事業を実施する特定目的会社)が事業(水道、学校、病院等)の許認可を受けることが困難である	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (25.0)	1 (100.0)	3 (16.7)
3	その他	9 (81.8)	1 (50.0)	3 (75.0)	0 (0.0)	13 (72.2)
回答者数		11 (100.0)	2 (100.0)	4 (100.0)	1 (100.0)	18 (100.0)



(注)1 無回答の1件は除いている。

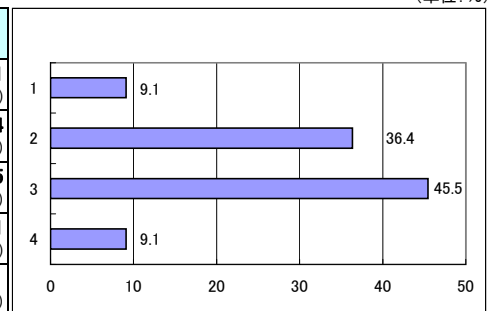
2 「3 その他」の主な内容

- ・ HACCP(衛生管理システム)の実績
- ・ 都市公園法
- ・ コンソーシアム内企業の指名停止
- ・ 落札後に事業契約に至らなかった場合、違約金として過大な金額を支払わなければならない条件を付されたため。
- ・ 法令ではないが、施設整備運営事業の案件において①指定された規模以上の施設の建設実績②施設機種の制限③工業地域などの建設地域を指定した上で用地の用意を含めた提案に限定した参加資格等の制約条件で断念したことがある。
- ・ 運営期間にわたり、ごみ量・ごみ質の自治体保証なしに売電量及び飛灰量の保証を求められる等民間に過度のリスク負担があったもの。

8-3 PFI事業の障害を解消するために取った措置

(単位:%)

回答内容		建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1	規制緩和を要望した	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (9.1)
2	PFI事業の発注者に要望を伝えた	3 (60.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	4 (36.4)
3	特段の行動は取らなかった	2 (40.0)	1 (50.0)	2 (66.7)	0 (0.0)	5 (45.5)
4	その他	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (9.1)
回答者数		5 (100.0)	2 (100.0)	3 (100.0)	1 (100.0)	11 (100.0)



(注)1 無回答の8件は除いている。

2 「4 その他」の内容

記載なし

8-4 PFI事業の実施に関連して規制緩和が必要と思われる事項

- ・ 税務上の規制緩和（固定資産税、都市計画税等の減額又は非課税）
- ・ BTO方式/BO方式の税制に関するイコールフットイング
- ・ SPCの収入がほぼ一定になる一方で、支出の均等化が困難であり、ばらつきがあるため支出が増加する際の原資については非課税での引当金処理を認めていただきたい。
- ・ 固定資産税等の軽減措置を図れないだろうか。
- ・ SPCの事業収支における税制上の統一した見解の提示（割賦の会計処理方法、BOTの場合の残存簿価の算定など）
- ・ 長期修繕費に係る税制上の取扱い（工事未実施年度のサービス対価を前受全処理を可能とする措置を検討願いたい。）
- ・ 免税適用の一層の緩和
- ・ 施設の減価償却期間と事業期間と同期間にしてほしい。経理上、事業終了時の処理に困る。事業期間の法人税等の増加につながる。
- ・ 学校給食法における献立作成の民間委託、調理師の調理への参加
- ・ 図書館法における司書業務へのボランティアの参加
- ・ 岸壁運用の民間委託
- ・ 廃棄物処理法において、一般廃棄物の処理は各地方公共団体が行うことと明記されているが、「民間に委託もしくはPFIのBO方式でも良い」など民間が処理できるように緩和して欲しい。
- ・ 規制緩和が、平たくすべてに、採用されるのは問題があると思う。
- ・ 規制緩和は必要だが、長期の管理が出来る財務基盤等が緩和されすぎている。財務基盤が条件を厳しく設定されればすべて性能発注だけで良いと判断する。
- ・ 道路、空港、上下水道等について、国、地方公共団体、第3セクター等の公的主体以外の民間事業者による管理、運営を認めるべく法的規制を緩和、撤廃していただきたい。
- ・ 夜間入港制限の一層の緩和
- ・ 同じ用途の施設設備事業にもかかわらず、官による申請（官による整備）と民による申請（民による整備）に対する対応が全く異なる。PFI案件については、このような差異はなくすべきと考える。
- ・ 落札後の事業者による補助金申請業務手続の簡便化をお願いしたい（煩雑な事務作業が発生する可能性があり事業者側の負担が大きいの）。
- ・ 都市開発行為の許可申請等各種所管省庁申請業務が通常の民間事業者が行うものと全く同様に扱われること。
- ・ 申請などにもう少し真剣に取り組んでもらうとファイトが出て良い発想も出てくる。
- ・ 補助金適用を含めたPFI事業は地方公共団体の財政負担は軽減するものの補助金事業権の硬直性というハードルが高いため民間のノウハウを導入して効率的な事業運営を行うPFI本来のメリットが活かせない場合がある（学校給食センター等）。
- ・ 既設公共施設については補助金制度の制約から賃貸や買取が困難であるために思うようなPFI事業提案が行えない。こういった制約が緩和されれば、事業提案の範囲や可能性が増え、官民の協力が大きく促進されると考えます。
- ・ 各省や独立行政法人の補助金について、PFI事業者（SPC）が補助対象になっていないものがあるので緩和してほしい。
- ・ 国でも公募型プロポーザル方式で事業者選定手続きが行えるように現行会計法における随意契約要件の緩和について検討頂きたい。
- ・ 特にESCO事業について米国に習い、一定のルールの下、随意契約ができるよう改正して欲しい。
- ・ 入札手続きにおいて民間事業者との対話やプロセスを積極的に導入すべきである（特に病院や水路など運営部分が大きくリスクの洗い出しが重要な事業）。
- ・ 競争的対話方式を導入することを見越した入札制度の見直し。
- ・ 情報開示をいまま少しオープンにすべき。
- ・ 廃掃法上の受託業務再委託禁止規定の緩和を希望する。PFI事業者が廃棄物処理を包括的に引き受ける場合、一部業務（例えば焼却灰の運搬業務）は再委託をしたほうが効率的な場合があるため。
- ・ 一般廃棄物処理施設をPFI事業において民間が建設をする場合には、施設設置許可が必要となっているが、地方公共団体が設置する場合と同等の取扱いとして施設設置届けとする緩和措置が必要と思われる。
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械編あり）に基づくように指定されるケースがほとんどだが、民間施設に近いものについては、それ以外の建築団体監修の建築工事共通仕様書、設備工事共通仕様書によることも認めてもらいたい。
- ・ 施工実績の内容緩和等、広くしてもらいたい。
- ・ SPCによるファイナンスを準備する際にSPCへの出資会社のコーポレートをとらずに、SPCの事業自体のプロジェクトファイナンスを認めていただきたい。
- ・ PFIは建設会社だけでなく複数の異なる業種の企業がコンソーシアムを組成して事業提案を行い、これら企業が共同で設立したSPCが公共との契約に基づいて長期間の事業を行うものである。よってこのようなPFIの提案、入札において従来の「工事」入札に定められた指名停止制度をそのまま適用することはそぐわないと思われる。従って少なくともPFIに対しての指名停止制度適用は見直し緩和されるべきである。
- ・ 公有財産の民間利用
- ・ 提案までのコスト負担が事業者にとって過大であるため、提案者に対して一部コスト負担を考慮していただきたい。
- ・ BOT方式の場合の減価償却の加速化

- ・ 廃棄法に定められた維持管理積立金が事業終了後の維持管理を地方公共団体が行う場合は不要と判断された。
- ・ P F I 事業期間満了時点での初期性能を維持するとの条件
- ・ 定期借地権を設定して事業を行う場合、建設の準備段階（事業用地に地下埋没物が存置されており、撤去工事が必要である場合等）では、敷地の使用料を低い対価にするなど、柔軟に対応していただきたい。
- ・ 学校を他用途に転用する際、消防法令の厳格な適用により膨大なコスト増となる可能性があり弾力的な運用が望まれる。
- ・ コンソーシアム構成員の S P C への出資義務（営利企業への出資が制限されている非営利団体とコンソーシアムを組成しようとする際にネックとなり応札体制のバリエーションが狭められる）
- ・ 用途地域の弾力的運用
- ・ S P C の期間設計の自由化
- ・ S P C 株式の流動化にむけた規制緩和
- ・ 運営重視の案件実施に向けた規制緩和

9-1 行政と民間のリスク分担の設定において基にした情報(複数回答可)

(単位:%)

回答内容	建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1 内閣府が作成した「リスク分担等に関するガイドライン」を参考にした	16 (13.3)	4 (17.4)	3 (7.5)	0 (0.0)	23 (12.2)
2 他のPFI事業におけるリスク分担の実績を参考にした	57 (47.5)	13 (56.5)	12 (30.0)	0 (0.0)	82 (43.4)
3 アドバイザーに委託した	15 (12.5)	3 (13.0)	5 (12.5)	3 (50.0)	26 (13.8)
4 その他	18 (15.0)	6 (26.1)	14 (35.0)	3 (50.0)	41 (21.7)
5 参考にできる特段の情報はなかった	16 (13.3)	1 (4.3)	6 (15.0)	1 (16.7)	24 (12.7)
回答者数	120 (100.0)	23 (100.0)	40 (100.0)	6 (100.0)	189 (100.0)

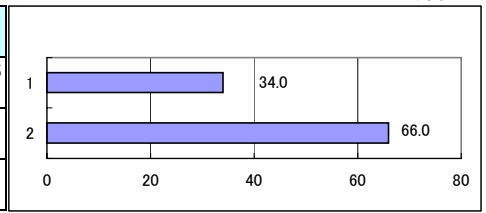
回答内容	合計 (%)
1 内閣府が作成した「リスク分担等に関するガイドライン」を参考にした	12.2
2 他のPFI事業におけるリスク分担の実績を参考にした	43.4
3 アドバイザーに委託した	13.8
4 その他	21.7
5 参考にできる特段の情報はなかった	12.7

- (注) 1 無回答の32件は除いている。
 2 「4 その他」の主な内容
- ・ 行政からのリスク分担区分による。
 - ・ 代表構成員の案で行った。
 - ・ SPC参加会社で知恵を出しあった。
 - ・ 独自に実施

9-2 リスク分担の設定にあたっての公共施設等の管理者との意見の相違の有無

(単位:%)

回答内容		建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1	あった	37 (30.8)	9 (37.5)	16 (39.0)	3 (50.0)	65 (34.0)
2	特になかった	83 (69.2)	15 (62.5)	25 (61.0)	3 (50.0)	126 (66.0)
回答者数		120 (100.0)	24 (100.0)	41 (100.0)	6 (100.0)	191 (100.0)

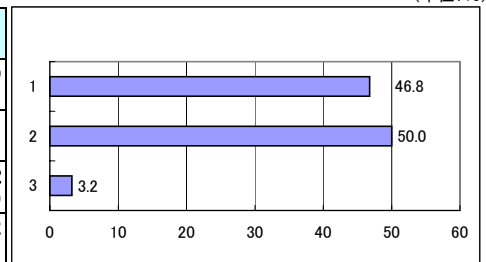


(注) 無回答の30件は除いている。

9-3 意見の相違の内容

(単位:%)

回答内容		建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1	自らの管理に適さないリスクを負わされた	17 (47.2)	5 (62.5)	7 (46.7)	0 (0.0)	29 (46.8)
2	リスク分担があいまいなものがある	17 (47.2)	3 (37.5)	8 (53.3)	3 (100.0)	31 (50.0)
3	その他	2 (5.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (3.2)
回答者数		36 (100.0)	8 (100.0)	15 (100.0)	3 (100.0)	62 (100.0)



(注) 1 無回答の3件は除いている。

2 「1 自らの管理に適さないリスクを負わされた」のリスクの主な内容

- ・ 不可抗力
- ・ 将来の法令変更
- ・ 税制の変更
- ・ 金利変動リスク
- ・ 議会不承認リスク
- ・ 国庫補助金の取得
- ・ 従前の運営人材のSPC側での賃金条件継承も含めた継続雇用
- ・ 給食の食数に対するリスク等、民間事業者の努力が不可能なリスク
- ・ 施設の住民利用に原因がある損傷リスク等
- ・ 工事開始後の地中障害物撤去
- ・ ITの保守監理
- ・ 要求水準書の変更が発注者側で自由にでき、増加費用については発注者が認めるもののみ。
- ・ 官側帰責による解約時の民間負担等
- ・ ごみカロリー変動リスク、処理不適物の混入リスク(本来立証困難な事項の立証責任)
- ・ 汚泥消火ガスの発生量及び成分変動
- ・ 庁舎全体の水光熱費がSPCの負担となった。(官の残業等の変動分が不適切)

3 「2 リスク分担があいまいなものがある」のリスクの主な内容

- ・ 議会不承認リスク
- ・ 物価や金利、消費税に関する事項
- ・ 天災等の不可抗力の損害に対するリスク
- ・ 近隣住民への事業説明と対応
- ・ 帰責性に基づき公民が負担するリスクについてその負担の度合いが片務的であった。
- ・ 修繕費の負担金額
- ・ 既存施設の価値
- ・ リスク分担表と事業契約書(案)で整合がとれていない等
- ・ 血液・RI薬品(放射性薬品)の調達
- ・ ごみ処理施設から出るスラグ(焼却灰等の廃棄物をガラス質の固化物に加工したもの)の環境基準の運営機関に渡る変更リスク
- ・ BOT方式の事業の場合、費用負担が伴う顧客要請があり、公共と民間どちらのリスク負担かがあいまいになっている。
- ・ 消費税の扱いについて

4 「3 その他」の内容

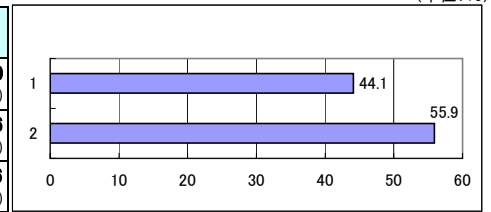
- ・ 不可抗力リスクで、入札直前に民間側のリスク分担比率が変更になった。
- ・ 不可抗力時において発生する費用負担の考え方について

9-4 民間事業者と公共施設等の管理者の両方でリスクを負担している項目の有無

(質問2で「PFI事業に参加している、又は参加したことがある」と回答した企業を対象)

(単位:%)

回答内容		建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1	ある	34 (43.0)	5 (29.4)	19 (51.4)	2 (66.7)	60 (44.1)
2	ない	45 (57.0)	12 (70.6)	18 (48.6)	1 (33.3)	76 (55.9)
回答者数		79 (100.0)	17 (100.0)	37 (100.0)	3 (100.0)	136 (100.0)



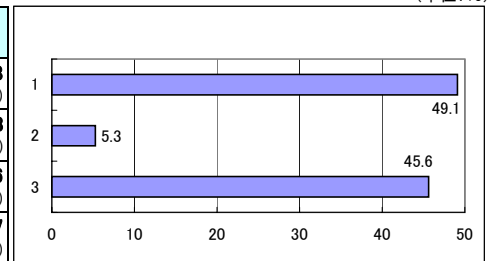
(注) 無回答の14件は除いている。

9-5 両方でリスクを負担することになった理由

(質問2で「PFI事業に参加している、又は参加したことがある」と回答した企業を対象)

(単位:%)

回答内容		建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1	リスク分担の明確な基準やルールがないため	19 (57.6)	3 (60.0)	5 (29.4)	1 (50.0)	28 (49.1)
2	公共施設等の管理者との話し合いが不調となったため	1 (3.0)	0 (0.0)	2 (11.8)	0 (0.0)	3 (5.3)
3	その他	13 (39.4)	2 (40.0)	10 (58.8)	1 (50.0)	26 (45.6)
回答者数		33 (100.0)	5 (100.0)	17 (100.0)	2 (100.0)	57 (100.0)



(注) 1 無回答の3件は除いている。

2 「3 その他」の主な内容

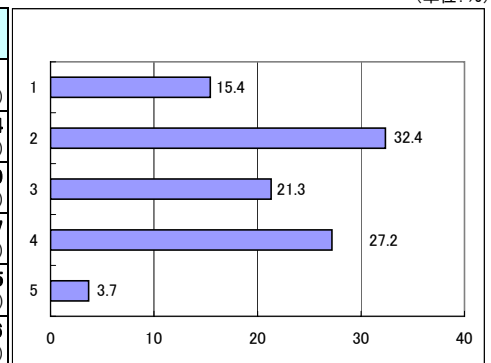
- ・ 事業契約書(案)の時点で両社が負担することに既に定められているものがある。
- ・ リスク分担を完全には分割できないため。
- ・ 主として不可抗力によるもの
- ・ 住民反対リスクはその帰責者が公共と民間で明確に分けることが困難なため。
- ・ 修善費等の負担額が高額になった場合はその都度、協議を行う事にしたため。
- ・ 公共施設等である道路に構築しているため双方にリスクが発生するおそれがあるため。
- ・ 将来の事業環境の変化を勘案して、協議事項としたため。
- ・ 状況確認の上、対処することとしたため。

9-6 公共施設の利用者の安全確保についての責任を負っている者

(質問2で「PFI事業に参加している、又は参加したことがある」と回答した企業を対象)

(単位:%)

回答内容		建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1	公共施設等の管理者	13 (16.5)	4 (23.5)	4 (10.8)	0 (0.0)	21 (15.4)
2	民間事業者	23 (29.1)	8 (47.1)	11 (29.7)	2 (66.7)	44 (32.4)
3	公共施設等の管理者と民間事業者の両方	21 (26.6)	3 (17.6)	5 (13.5)	0 (0.0)	29 (21.3)
4	ケース・バイ・ケースでどちらの責任かを決定	20 (25.3)	1 (5.9)	15 (40.5)	1 (33.3)	37 (27.2)
5	その他	2 (2.5)	1 (5.9)	2 (5.4)	0 (0.0)	5 (3.7)
回答者数		79 (100.0)	17 (100.0)	37 (100.0)	3 (100.0)	136 (100.0)



(注) 1 無回答の14件は除いている。

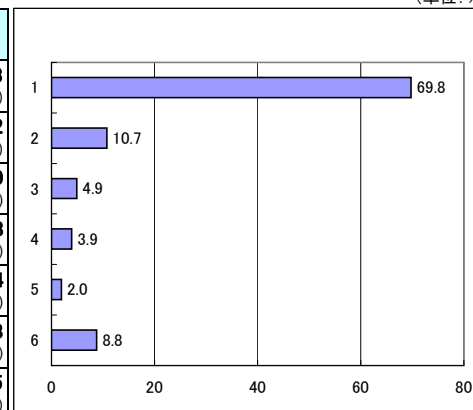
2 「5 その他」の内容

- ・ 分からない。
- ・ 想定していない。

10 PFI事業について民間事業者が特に負担が大きいと感じていること

(単位:%)

回答内容	建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1 提出資料が膨大で、応募コストが高い	98 (73.1)	20 (83.3)	23 (56.1)	2 (33.3)	143 (69.8)
2 手続が複雑である	16 (11.9)	0 (0.0)	6 (14.6)	0 (0.0)	22 (10.7)
3 事業者選定までの期間が長い	6 (4.5)	0 (0.0)	3 (7.3)	1 (16.7)	10 (4.9)
4 入札までに与えられる情報が少ない	4 (3.0)	1 (4.2)	2 (4.9)	1 (16.7)	8 (3.9)
5 事業者選定後、契約等の締結までの時間が短い	2 (1.5)	0 (0.0)	1 (2.4)	1 (16.7)	4 (2.0)
6 その他	8 (6.0)	3 (12.5)	6 (14.6)	1 (16.7)	18 (8.8)
回答者数	134 (100.0)	24 (100.0)	41 (100.0)	6 (100.0)	205 (100.0)



(注)1 無回答の16件は除いている。

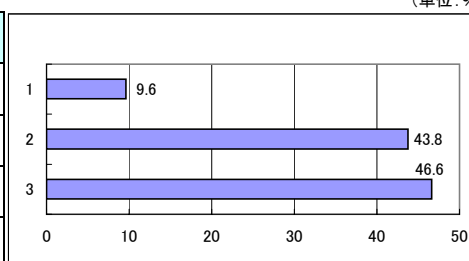
2 「6 その他」の主な内容

- ・ 行政側のVFM期待が過大でありすぎること。
- ・ 共同提案者が指名停止になり提出できないことがある。
- ・ 事業者選定後の事業契約、融資契約、融資関連契約等の締結業務
- ・ 行政側の対応体制が整っていない。
- ・ 資金調達
- ・ 提案作成の負担が大きいのに反し価格競争が熾烈。要求水準があいまい
- ・ 事業規模が大きく、検討内容・決定内容が膨大である。
- ・ 契約内容が多すぎて弁護士料等コストが大きい
- ・ 公共との質疑応答、意見交換が書面によるやりとりのため不十分
- ・ 地方公共団体提示の契約条件に従わなければならない、交渉に基づいた条件変更ができない。
- ・ 契約成立後、施行中に法律等が変更して経費が増大しても当初の契約額内だと押さえられる。
- ・ 長期間の運営となる場合、将来予測、事業の見通しを立てることが困難である。リスク負担の不平等性のためリスクが発生した場合、経営に及ぼす影響が大きい。
- ・ 事業外の想定外事項についての結果責任をすべて負わされていること。
- ・ 行政側がいかにもお役所的で話が進まないことがある。

11-1 PFIの推進のための補助、融資、ガイドラインの作成、情報提供等の国が講じている支援措置について

(単位: %)

回答内容	建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1 十分である	14 (10.3)	1 (4.2)	5 (11.9)	0 (0.0)	20 (9.6)
2 十分でない	53 (39.0)	13 (54.2)	22 (52.4)	3 (50.0)	91 (43.8)
3 分からない	69 (50.7)	10 (41.7)	15 (35.7)	3 (50.0)	97 (46.6)
回答者数	136 (100.0)	24 (100.0)	42 (100.0)	6 (100.0)	208 (100.0)

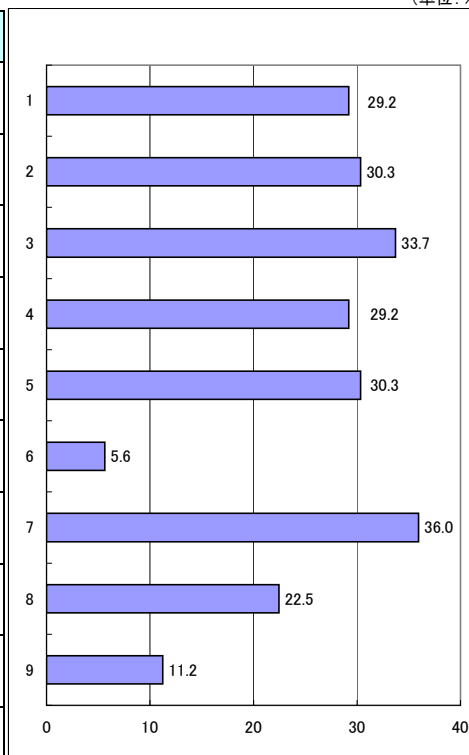


(注) 無回答の13件は除いている。

11-2 支援措置が十分でないと考えた理由(複数回答可)

(単位: %)

回答内容	建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1 補助金の交付において、従来方式(官が自ら公共施設を整備)と格差があるため	13 (25.5)	6 (46.2)	5 (22.7)	2 (66.7)	26 (29.2)
2 税制面で、従来方式と格差があるため	13 (25.5)	4 (30.8)	7 (31.8)	3 (100.0)	27 (30.3)
3 公的な融資制度(無利子、低利子)が不十分であるため	16 (31.4)	6 (46.2)	8 (36.4)	0 (0.0)	30 (33.7)
4 ガイドラインが抽象的で、実用的でないため	21 (41.2)	1 (7.7)	4 (18.2)	0 (0.0)	26 (29.2)
5 実践的な情報やノウハウの提供が不十分であるため	14 (27.5)	3 (23.1)	9 (40.9)	1 (33.3)	27 (30.3)
6 国公有財産の使用が限定的又は対価が高すぎるため	2 (3.9)	1 (7.7)	2 (9.1)	0 (0.0)	5 (5.6)
7 入札手続が硬直的であるため	21 (41.2)	6 (46.2)	4 (18.2)	1 (33.3)	32 (36.0)
8 PFIに対する国の方針が不明確であるため	15 (29.4)	1 (7.7)	4 (18.2)	0 (0.0)	20 (22.5)
9 その他	4 (7.8)	3 (23.1)	3 (13.6)	0 (0.0)	10 (11.2)
回答者数	51 (100.0)	13 (100.0)	22 (100.0)	3 (100.0)	89 (100.0)



(注) 1 無回答の2件は除いている。

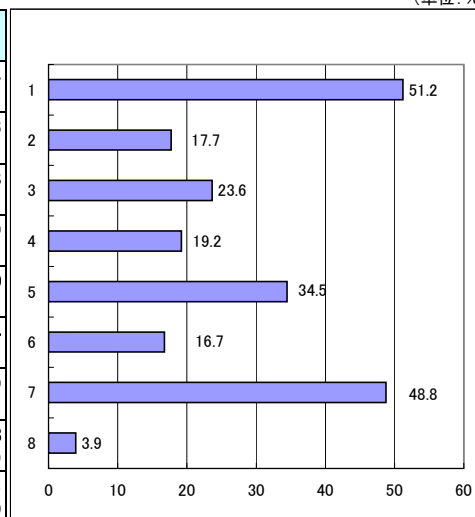
2 「9 その他」の主な内容

- ・ 応募負担の軽減のための自治体指導教育が必要
- ・ 応募コストの負担
- ・ 事業に対応できる組織体制・人的育成
- ・ 地方公共団体にガイドラインの理解不足や誤解があると思われるため
- ・ 補助金の交付が明確でない場合がある。
- ・ 公共側アドバイザーの品質確保→VFM算出方法のあいまいさ等
- ・ 民間資金を活用するより合併特例債を使ったほうが自治体にとって有利なケースがある。この問題の整合性を国でとっていただきたい。
- ・ 入札参加条件に過去の事業実績が含まれているものが多く新規に参入することが難しいため。
- ・ 選定手続が不明瞭(政治的要素が多々介入する仕組み)を改善すべき(第三者が決定するなど)

11-3 PFIの推進に有効と考えられる施策(複数回答可)

(単位:%)

回答内容	建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1 社会資本整備におけるPFIの位置付けの明確化	72 (54.1)	15 (65.2)	16 (39.0)	1 (16.7)	104 (51.2)
2 補助金の従来方式とのイコールフットリング	23 (17.3)	6 (26.1)	7 (17.1)	0 (0.0)	36 (17.7)
3 PFIに関する補助金の統合・メニュー化	32 (24.1)	3 (13.0)	10 (24.4)	3 (50.0)	48 (23.6)
4 税制の従来方式とのイコールフットリング	25 (18.8)	4 (17.4)	7 (17.1)	3 (50.0)	39 (19.2)
5 公的な融資制度の拡充	47 (35.3)	7 (30.4)	12 (29.3)	4 (66.7)	70 (34.5)
6 国公有財産の使用範囲の拡大又は対価の引下げ	19 (14.3)	5 (21.7)	9 (22.0)	1 (16.7)	34 (16.7)
7 PFIに関する実務的な情報とノウハウの蓄積・提供	61 (45.9)	13 (56.5)	24 (58.5)	1 (16.7)	99 (48.8)
8 その他	7 (5.3)	0 (0.0)	1 (2.4)	0 (0.0)	8 (3.9)
回答者数	133 (100.0)	23 (100.0)	41 (100.0)	6 (100.0)	203 (100.0)



(注) 1 無回答の18件は除いている。

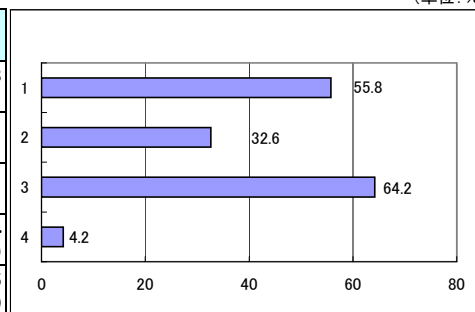
2 「8 その他」の主な内容

- ・ 手続きの簡素化、評価基準の明確化
- ・ 行政の応分のリスク分担。現状は、民間側にリスクを負わせ過ぎる。
- ・ 発注者の柔軟な発想と謙虚な姿勢、性能発注への理解促進
- ・ PFIに見合った補助金の整備、制度、税制間のそご、目的に合わない制度等がある。
- ・ 落札者とならない事業提案者には、提案内容の重み付け審査を行い、例えばそれぞれに応じ総事業費の0.1~0.3%前後の補助があれば、多くの企業が参加しやすくなると思う。
- ・ 一般住民に対するPFIの認知度の向上

11-3(続き) PFIに関する実務的な情報とノウハウの蓄積・提供で必要と思われるもの(複数回答可)

(単位:%)

回答内容	建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1 分野別の公共施設等のPFI事業による整備マニュアル	37 (62.7)	4 (30.8)	12 (54.5)	0 (0.0)	53 (55.8)
2 協定等のひな形	22 (37.3)	4 (30.8)	5 (22.7)	0 (0.0)	31 (32.6)
3 ガイドラインの充実	36 (61.0)	10 (76.9)	14 (63.6)	1 (100.0)	61 (64.2)
4 その他	2 (3.4)	1 (7.7)	1 (4.5)	0 (0.0)	4 (4.2)
回答者数	59 (100.0)	13 (100.0)	22 (100.0)	1 (100.0)	95 (100.0)



(注) 1 無回答の4件は除いている。

2 「エ その他」の内容

- ・ 応募から審査に係わるプロセスの単純化、省力化の研究
- ・ 優先交渉権者の決定方法(特に定性評価方法)の評価ポイントの類型化
- ・ 行政側の組織的対応等に対する基準
- ・ 専門的対応体制と人材育成

(次ページへ続く)

11-3(続き) 特に充実が必要と思っているガイドライン(複数回答可)

(単位: %)

回答内容	建設業者	建築設計業者	その他民間事業者	不詳	合計
1 事業実施プロセスに関するガイドライン	17 (47.2)	2 (20.0)	5 (38.5)	0 (0.0)	24 (40.0)
2 リスク分担等に関するガイドライン	24 (66.7)	7 (70.0)	7 (53.8)	0 (0.0)	38 (63.3)
3 VFMIに関するガイドライン	14 (38.9)	6 (60.0)	2 (15.4)	0 (0.0)	22 (36.7)
4 契約に関するガイドライン	20 (55.6)	6 (60.0)	7 (53.8)	1 (100.0)	34 (56.7)
5 モニタリングに関するガイドライン	10 (27.8)	4 (40.0)	7 (53.8)	1 (100.0)	22 (36.7)
回答者数	36 (100.0)	10 (100.0)	13 (100.0)	1 (100.0)	60 (100.0)

(注) 無回答の1件は除いている。

12 PFI事業に関する意見

【リスクに関するもの】

- ・ 地元対策や近隣対策が不十分で要項にも明記されず募集されている。
- ・ 施設設備事業等のPFI事業において、「大規模修繕」の項目がSPC事業者のリスク負担となっている。これは大規模修繕の程度の予測が困難であり入札時にこれを含ませることは、公共側にとってもVFMを下げる要因となり好しくないと考ええる。→ 都度払いの方向へ、但し当初施工に起因して修繕コストが上昇した場合は、SPC事業者負担としてもよいと考えられる。
- ・ 契約条文(特にペナルティーに関して)が、官/民に対し、平等でない。
- ・ 違約金等の民間のリスクの低減をお願いしたい。
- ・ もっと行政に事業リスクをとらせるPFIが多くあってもいいはず。

【発案に関するもの】

- ・ 「国・地方公共団体等は民間事業者から発案のあった事業について積極的にこれを取り上げてPFI事業として実施する事を検討すること」とされていますが、地方公共団体が民間からの発案を促し、推進しようという機運はまったくなく、国の掛け声ばかりで具体的な推進活動がないので、民間事業者としても発案のきっかけをつかめない。また、どのくらいの予算規模の事業までがPFI事業の対象となりうるのかも分からない。
- ・ 民間発案による事業については、発案した民間事業者のインセンティブ(意欲刺激)を適切な範囲で認める必要があるものとする。

【アドバイザーに関するもの】

- ・ 英国PFIにおいては事業のプロモーター(主催者)は主として中央官庁であるのに対し、日本では地方公共団体が主としており事業マネジメント能力にばらつきが大きい。このため公共側にアドバイザーが必要とされる訳だが現状ではこのアドバイザーのレベルが低いために応募から審査に至るプロセスに無理、無駄が多く応募コストの負担増の主因となっている。アドバイザーの教育指導とともに処遇の大幅改善が緊急の課題である。

【手続の煩雑さ、コストに関するもの】

- ・ 応募者への負担が過大すぎる。1プロジェクトで1グループ1億程度のコストがかかる例が多い。
- ・ 応募資格審査以降の資料作成費について何らかの対価が支払われるような制度としなければ参加グループ数が限られてきてしまうのではないかと。
- ・ PFI事業の提案書作成、応募について、参加者は全力を挙げての取組となり、事業規模が大きくなるほど、その費用は莫大なものとなる。知的所有権等のノウハウに対する対価、計画そのものに対して応分の補償等が検討されれば良いと考える。
- ・ 提案にかかる費用が余りにも莫大で落札できなかった時のリスクが大きすぎる。また、準備期間中一定のメンバーをプロジェクトの専任とするため、当該期間の人件費のみならず、その他のプロジェクトに対する競争力に悪影響が懸念されることになる。したがって上位優秀提案に対して助成金が考慮されるなどの方策が採られない限り地方都市は大手企業の金太郎飴の提案に席卷される恐れがある。
- ・ 地方公共団体発注者サイドの要求水準書においては、もっと簡単にして、提案間口を広げるべきと思う。提案審査において、充実させていけばよいのではないかと。少なくとも地方公共団体側での企画立案能力は既にゼロ同然なため、民間提案に対して、その対価を払ってでも行うべき。提案参加表明を認めたグループへは、提案対価を定額として支給すべき
- ・ 民間事業者にとっては応募時の多大な労力とコストが、参加への大きな障壁となっている。今後は多段階選抜方式をある程度ルール化し、一次審査通過グループについては、提案費用の一部を発注者も負担するよう検討願いたい。
- ・ 事業提案者作成にかかるコストが高くまた手間が非常にかかるため応募に参加する機会を絞らざるを得ないのが現状であるため、提出資料の簡素化を望む。

【業種、企業規模に関するもの】

- ・ 当社のような専門業者はゼネコン一括にての発注形態となるため、コスト最優先の発注姿勢による値引合戦となる。PFI市場に関しては是々非々のスタンスで臨まざるを得ない状況である。SPCの枠組設定において可能な限り各種業種・各階層の企業の努力が成果に結びつくようにしてもらいたい。
- ・ 分離発注の考えが反映されていない現状の仕組みの中で、設備専門業者は、実質的に総合建設会社の下請けとなっている。国土交通省が指導してきている分離発注の趣旨に反する状況が多い中では、設備専門業者として、建築設備の性能確保や品質の保証等に問題があると考えられる。また、参加したい事業を設備専門業者が主体的に選択できる状況になく、総合建設会社等の幹事会社から声が掛かるのを待つのみという現状がある。このことは、既に事業への参画段階から、建築一括発注の要素が強いことであり、分離発注の考えが反映される機会さえないと考える。このような状況下では、設備専門業者はPFI事業への参加に対して消極的にならざるを得ない。
- ・ 設備工事主体（機械設備、空調設備等）のPFI事業導入を推進してほしい。
理由 1. 当社の事業分野以外の業務管理が必要となり、提案時に協力企業の組成や提案書作成等、多大な労力を要する。
2. 大手ゼネコン優位のPFI事業が多いため、従来直接受注できる物件もゼネコン一括となり、正当な利益が損なわれる。
- ・ SPCの主導的役割を担えるのは総合的ノウハウを保持した大手ゼネコンや大手商社等のごく一部の企業のみで、その他の出資参加企業が立向かえるだけの知識やノウハウを習得するのは多大のコストとロード（仕事の量）が必要で、PFI事業に参加するネックとなっている。
- ・ 現在、民間側の主体は大手ゼネコンなどが対応しており、当社のようなサブゼネコンはその協力会社としていわゆる一括受注に近い形で参入するような形となっている。またその応募競争で厳しい価格競争が行われる結果、工事としては非常に厳しい数字のものが多いとも思慮される。
- ・ 企業規模の問題もありゼネコンが主体となるケースが多い。異業種JV（Joint Venture：企業共同体）のケースもあるが、積算能力と力関係で実質ゼネコンの利益寡占が進みすぎており、当社のような地方企業にとってこれ以上のPFI化は死活問題足り得る。
- ・ 当社は、10人未満の中小企業。50人以上の会社でPFIの提案をしているところがあるが、大手ゼネコンに1回も勝てない。地元Aランクで勝てない勝負に多額な費用を出して、競走する気になれない。話に聞くとところによると地元企業と大きなゼネコンとでは資金力では勝てない。地元企業の発想が良くても、トータル的に考えると大手ゼネコンの勝ちのようである。
- ・ 民間資金活用という前提のもとでは当然のことかもしれないが、これまでのPFI案件の落札者、落札金額の内訳を見ると、低金利で資金調達が出来、多大な追加融資枠設定ができる大手建設会社に集中している。事業期間が長期になれば金利変動リスクも大きく、中小の建設会社の参入も難しくなることから、補助金制度、公的な融資制度の充実を期待する。

【情報提供に関するもの】

- ・ 技術アドバイザーを何件か行った。事業者提出時、概略図面（詳細関係図除く）又は、概略内訳書（詳細内訳除く）等で、入札金額を判断せざるを得ない。要求水準内容等は順守させることは当然だが、見積に入っている、入っていない等、調整が多く、苦勞する。かなりのレベルまで設計等の詰めをしないと、誤差が生じる。ここでのガイドライン的なものを作成又はサジェスション（示唆）等を頂ければと思う。
- ・ PFI事業を選定する上で検討された導入調査内容やその時に条件として設定した事項を詳細まで公開していただきたい。
- ・ 民間発案を促進させるために、公共事業計画の早期開示及び各地方公共団体におけるPFI担当窓口の設置が望まれる。
- ・ 先行事例の増加によって初期型PFIに比べ公共側も事業実施にあたり幾分苦勞が減ったかもしれないが初めてPFIに取り組む地方公共団体は具体的にどう進めるべきか？議会への説明はどうするのか？等によりせつかくのPFI案件が消えていくケースもあるので、この辺りの支援も国により充実させるともっとPFIが定着するのではないかと。また、一度PFIを実施した地方公共団体が2度3度PFIを実施するケースが少ないことも問題ではないかと。

【補助金、税制等に関するもの】

- ・ 修繕費用等の積立金への税制の配慮
- ・ 行政が出資もしくは融資、補助金拠出をしていないとPFIの補助が受けられないのは何故なのか。民間が事業リスクを取ろうと頑張ろうとするほど苦しくなる。

【指名停止に関するもの】

- ・ 公共事業という観点から構成員の1社が指名停止処分を受けるとコンソーシアム（共同事業体）全体が失格となる場合が多い。審査期間が長いことや、コンソーシアム構成員の数が多いために折角の苦勞が無駄になる事が多い。提案意欲をそぐ事になり発注者にとってもデメリットが多い。一般公共事業の入札と違いその責は、当該企業に限定して罰則を与えるべきであって、コンソーシアムへのペナルティは避けるべきである。すなわち同等以上の資格を持つ企業と交替が可能なよう改めて欲しい。
- ・ 談合問題で大手ゼネコン4社が指名停止となり、PFI事業から撤退したため、延期したり要求水準未達で再公募があった。再提案期間が短いので彼らしか公募できず、何のための資格停止か、すっきりとしない。

【後年度負担、財政の硬直化に関するもの】

- ・ 長期の割賦支払としか考えられないようなPFI事業は排除すべきである。

【提案審査に関するもの】

- ・ 現在行われているPFI事業の大半が単に行政の支出削減、均等化のためにのみ実行されており、民間へのサービス業務の解体、行政のスリム化等に結びついていない。VFMだけでなく民間だからこそ最適となるような仕組み、選定方法、価値判断が求められるし、それに合ったガイドラインが策定されるべきである。
- ・ 行政側のPFI認識が「コスト削減」に重視されすぎてあり、現状では「PFI事業実績づくり」以外に民間側メリットは少ない。

- ・ 予定価格の設定時点で相当のVFMが確保できているにもかかわらず、実際の入札では「価格点」のウェイトが高いケースが多く、提案内容の良し悪しよりも低価格入札により落札者が決定されている案件が多いように思われる。PFIの応札にはかなりの手間とコストが必要なことから、今後の提案内容の劣化や技術の空洞化が懸念される。
- ・ 以下の要素により必ずしも社会的総便益最大化つながらないものと思慮する。
 - ①価格優先評価となりがちである（歳出削減に関する説明責任が議会に対して強く求められる。）。
 - ②リスクを安請け合いする提案が採用される場合がある。結果として、経済学で言う逆選択が発生する。解決策としては、2ステージビッド（価格を開く前に内容点を決定する。）の採用が望ましい。
- ・ 定性評価基準を増幅して定量化させるような傾向が見られる。このため、十分な価格差があるにもかかわらず、定性評価点数差で優先交渉者が逆転する。価格差を逆転した場合の選定過程説明は、十分納得できるように、選定過程の議事録などの情報開示を行い、価格が高くてもなお選定した理由を公表していただきたい。
- ・ 「当該案件において、最終的にサービス提供を受けるのは誰か？」という最も重要な観点が（提案書には記載されているが）落札者選定過程において欠落していると考えられる。
- ・ 審査方法に関して透明性確保という観点から第三者（学識経験者等）による審査の確立を希望する。
- ・ 公共側審査員を各業務毎（例：設計、建設、維持管理、運営）に複数人選定していただく等、評価が偏らないような仕組みを考えてもらいたい。
- ・ 応札者が納得できる審査内容の公表
- ・ 基礎的な提案を求める一次審査の結果について、提案者すべての評価が公表されていないケースがある。具体的評価の公表は、提案の内容が明らかになるおそれがあると思うが、発注者側の恣意性を排除するための何らかの工夫が必要と感じる。
- ・ 落札者選定時、審査委員の専門的知見は尊重すべきだが、主催者が責任を持って決定していただきたい。本来の事業目的と関りのない付随的事業は、評価項目に入れないでいただきたい。
- ・ 公共側が審査する際に条件としているものがあれば、公募側に前提条件として必ず提示していただきたい（民間事業者の創意工夫もその前提条件により認められないケースもあるため）。

【対話に関するもの】

- ・ 提案書提出前に公共と民間との書面による質疑応答だけでなく、対話形式による事前ヒアリングを行っていただきたい。要求水準や質疑応答では把握しきれない公共の考え方（提案上のポイントや留意点）を適切に認識したうえで提案書の作成を行えればと考える。

【モニタリングに関するもの】

- ・ モニタリング等の減点ポイントが不明確

【発注、契約に関するもの】

- ・ 公共側はPFI事業であっても、従来発注方式による考え方で事業を進めようと考えている。それでは民間事業者による自由な発想は不可性であり、性能発注といいながら実は仕様発注である。従来の手法にとらわれず、事業を進められるよう考慮すべきである。
- ・ 提案者の基本計画レベルの施設計画で落札価格（＝事業契約額）が決まるため、基本設計及び実施設計段階での変更に対応できない。ある一定の範囲内での契約額の調整があってもよいのではないか。
- ・ 運営が含まれる案件についての事業期間が15年以上に及ぶ際の配慮
事業期間を最長15年程度に留めること及び5年間ごとの要求水準の見直し
- ・ 稼働実績に過度の制限がある事例、低価額のみを最優先し提案内容の評価が低い事例、事業者側リスクが公募条件及び質問回答からは明確でない事例等があり、応募を取りやめたことがある。今後は、分野別にガイドラインを充実させる等、地方公共団体等に対する支援、指導をお願いしたい。
- ・ 発注者（カネを払う側）と受注者（カネを受け取る側）との立場の違いは歴然としており、契約書類の解釈等において公共側と民間事業者がイコールパートナーとなりきれていない。契約条文に疑義が生じた際には一方的に公共側に都合の良い解釈を押し付けられる。又は都合よく拡大解釈をして義務の範囲を拡げる等といったことが起きており協議の余地もないため民間事業者が不利益を被る構造は解消されていない。

【運営に関するもの】

- ・ 維持管理、運営段階におけるサービス対価改定の基準となる物価変動の指標が実態経済とあっているのかの検証を継続的に実施していただきたい。
- ・ PFI事業は15年～30年の長期にわたることから事業提案の選定や事業契約締結時には最適としていた提案（契約）内容がその後の社会、経済の環境やニーズの変化に伴い適さなくなる場合がある。その際には透明性、公正性を確保しつつ契約等の内容を修正する柔軟性が必要である。

【地元企業に関するもの】

- ・ 大規模な事業が多いと思われるが、地場の中小企業においても参画が可能な事業規模のPFIを推進していただきたい。小さな事業であったとしてもVFMは出てくるものと思われる。
- ・ 現状のPFI事業は建設関連がほとんどを占めており、今後地方において社会資本の整備を充実させていくには、土木関係のPFI事業を推進することが大切。地方の中小建設事業者が参入可能な小型・中型のPFI事業展開を要望する。

【金融に関するもの】

- ・ 銀行が構成員となりグループ内で資金調達の役割を積極的に担ってもらえる仕組みになると良いと考える。
- ・ 公的財産の活用事業であるので、公的融資制度と民間金融機関（地方）の連動のシステムはないか。
- ・ プロジェクトファイナンスはつきづらひ。

【その他】

- ・ PFIでは発注者側との協議がないまま設計がまとまる。このため発注者側にとって最適設計案が得られるかどうか大きなリスクを常に抱えている。設計業務をPFIからははずした「設計分離型」のPFI方式には多くのメリットがあり、運営業務の多くないPFIなどではこの方式の良さをもっとPRしてはいかか。

【正しいPFI事業のLCC及びPSCの計算】（追加説明等の希望）

PFI事業のLCCとPSCの計算が、管理者等によるガイドラインの誤解や知識不足等により、正しく施行されていない場合が多いと思う。結果として、不適切なPSCの過小見積額を前提に、「民間でやればこれより安くなるはずだ」という先入観でPFIのLCCが類推され、それが入札時の予定価格に採用されて、応募者が不十分な事業費での提案を強いられていると感じたプロジェクトもあった。これはプロジェクトの健全性確保の観点からは好ましくないが、そういった間違いは主に次の点に関するものと思われる。

<リスク調整>

「VFMに関するガイドライン」（9～11ページ、四 VFM評価における留意事項、1リスクの定量化（11）項）関連本ガイドラインの記述を誤解して、民間事業者が払うであろう火災保険料等のみをもってリスク調整値を算出した地方公共団体があった。

しかし、保険料がカバーするのは、偶発的な事故や災害に伴う損失でしかない。運転の巧拙やその他保険事故に至らないことによる事業リスクや当初事業費見積の誤差についてのリスク料は保険料には含まれていない。こういったリスクを個別に定量化することは現実的には不可能と思われるが、民間では、そういったリスクに対するリスク料を包括的に「利益」の中に入れていた。事業者利益のうち、出資金調達コストを超える部分を当該リスク料と解釈し、この分もリスク調整値に加えることが妥当ではないか。（リスクに対応したリターン部分）こういった考え方もガイドラインに盛り込むことを希望する。

<適切な調整>

「VFMに関するガイドライン」（9～11ページ、四 VFM評価における留意事項、2基本方針-3（2）の「適切な調整」）関連地方公共団体が管理者等である場合、PFI事業者（特別目的会社）が負担する国税（法人所得税）を「適切な調整」に加えていないようだが、これは、国全体として考えた場合には、正しい考え方とは言えないのではないかと、国全体から見た場合に正しくない意思決定（PFI事業を選択すべきときに不採用とする）が行われる場合があるし、逆にPFI事業でいくことが決められた場合は、PFI事業者が国税額に相当する額の事業費節約を強いられ、過度の負担を負う恐れがある。

<事業化費用の見落とし>

PFI事業者（特別目的会社）の設立、不動産の取得、建設期間中の事業管理等、ファイナンスに係る諸費用（弁護士他の専門家費用、抵当権登記料、銀行手数料等）の事業化費用がPFI事業のLCC計算から漏れている場合も散見されるため、ガイドラインに例示することにより、正しい計算が行われることを希望する。

【法令変更による増加費用の分担】（考え方の訂正希望）

「契約に関するガイドライン」（101ページ、5-3不可抗力等による解除権等 5の2点目）

「あらかじめ特定された法令以外の広く民間企業一般に影響を与える法令の変更に基づく増加費用は選定事業者の負担とすることが通例である。」と書かれているが、これらの通例は必ずしも汎用的でないのではないかと。一般企業は、法令の変更があった場合、料金への転嫁で対応可能だが、PFI事業者は、PFI事業契約での調整メカニズムに訴える以外に対応のしようがないため、影響額が大きい場合、事業の破綻にもつながりかねない。上記記述に続けて、PFI事業者へのある程度の配慮の必要性の記述があるが、これでは不十分で、管理者等の負担とすべきと考える。

【税制度の変更による費用負担】（考え方の訂正希望）

「契約に関するガイドライン」（102ページ、5-3不可抗力等による解除権等 5の3点目）

「なお、法人税率の変更等、選定事業者の利益に課される税制度の変更による増加費用は、選定事業者の負担とすることが通例である。」と書かれているが、これらの通例は必ずしも汎用的でないのではないかと。一般企業は、例えば法人税率の変更があった場合、料金への転嫁で対応可能だが、PFI事業者は、PFI事業契約での調整メカニズムに訴える以外に対応のしようがないため、このリスクを負担させられると税後収入が減少し、場合によっては借入金の返済にも支障が出てしまう。よって、選定事業者の利益に課される税制度の変更による増加費用も管理者等の負担とすべきと考える。

【PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続について】

平成15年3月20日、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ（総行第43号、総行地第44号、平成15年3月31日付けにて各都道府県・各指定都市PFI・契約担当部局長宛に総務省自治行政局行政課長および総務省自治行政局地域振興課長の連名にて通知されているもの）申合せの中で「入札前に公表された契約書案、入札説明書等の内容について、協定締結時に変更が一切許容されないものではない。」旨が記述されているが、我々が見聞する限りにおいて、どの地方公共団体も募集要項や入札前のQ&Aで提示した条件は、入札後は一切変更されないとの考え方に固執しているようである。同申合せの内容がガイドライン本文にも盛り込まれ、周知徹底されることを希望する。

【事業者が本来必要とする自治体保有情報の開示が不足】

ごみ処理施設の場合では、売電収益は事業者が帰属するものとして処理費用を提案するケースが多く、売電収益はごみ質に依存するものが一般的である。事業者側は、ばらつくごみ質のデータから最適な売電計画を立案するために自治体が保有している過去何年かのごみ質測定データの開示を質疑したが、発電量は実績を踏まえた範囲（最小、最大）で示してあるとの回答だった。

実績を踏まえて発電設備の設計を行うためには、発注者が保有するデータを開示しないと、コスト競争に対する公平性が確保できず、事業者提案の妥当性も発注者は評価できない。発注者側しか把握できていない情報で、かつコスト提案に影響の大きい事項に関するものは、要求水準書できちんと開示するか、質疑段階で事業者から要求があれば開示する姿勢が必要

- ・ PFI事業について、もっと具体的な説明講習の場を開いてもらいたい。特に中小の企業が、能力的、資本面で参加出来るのか、率直な考えを聞かせて欲しい。
- ・ 今後チャンスがあれば積極的に取り組んでいく。
- ・ ようやく「市町村合併」「指定者管理第一期」が終わり、地方公共団体側も回避理由がなくなってきたのでH18以降をPFIの第2期とすべきと考える。テーマは「民間発意型」と「インフラPFI」「都市再生PFI」と考える。
- ・ PFI事業にも多々あるかと思うが、私どもの業種（スポーツクラブ）では、問題もとても多く、全国的に同業者の中では、悪法と考えている事業者が多い。

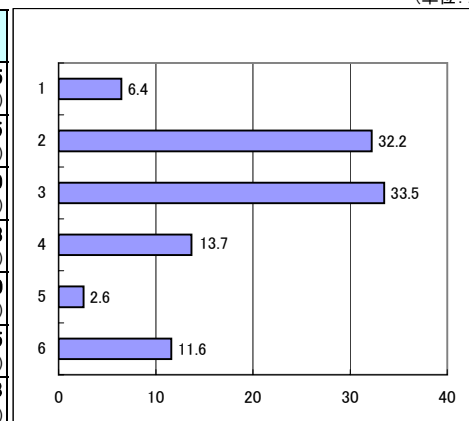
- ・ 行政財産の有効利用はできているのか、同じような施設が他にないかなど発注者側で真の行政サービスとはどうあるべきかといった議論を尽くすべき。
- ・ 公共部門からボトムアップでPFI事業化の話が上がってくることはない。PFIに勢いを付けるのであれば中央政府の出番となると考える。
- ・ 民間活力の利用は充分必要性がある。民間に委託した分、行政はスリム化の努力をすべき。
- ・ 一定規模以上、一定の要件を満たす事業については、PFI事業を実施するように法制化できないか？（PFIでできないと判断した場合はその理由の公表等）
- ・ 従来一般の入札方式を例に取れば、前年受託をしたら次年度については入札参加資格が得られない場合が多々見受けられる。PFI事業に関しても同様の対応が考えられる可能性が大である。大事業のために投下した経費・技術力等が、他で生かせる場合がない場合は、本事業に参加したために逆にリスクを負う可能性が出て来ることも多々考えられる。
- ・ SPCのエクイティ流動化に柔軟に対応できるよう図っていただき、事業受託者と投資家の分離化を促していただきたい。結果として事業の透明性及び公開性が高まるものとする。
- ・ 当社が応札、又は応札を検討した事業では、内閣府が作成したガイドラインを参考にした規定が随所に見られ、ガイドラインがPFI事業の推進に大きな力となっていることが伺われる。残念なのはいくつかの点について、ガイドラインの説明不足や他の理由により、自治体のガイドラインの理解が不足しているケースや誤解しているケースが見受けられるため更なるガイドラインの充実を希望する。
- ・ SPCへの出資を事業者に求めることが通常だが事業者がSPCに出資しなくても良いケースや、担当事業終了後に出資を引き上げるもしくは売却できるスキーム（計画）の検討をしていただきたい。
- ・ 施設の利用者が増えても事業者には全くメリットのない契約となっており、かえって利用者の増加はエネルギーコスト（事業者の負担）の増加となり事業者にとって負担となるため施設利用者の増加に取り組みにくい。
- ・ 医薬品購入をPFI事業の対象をすることは、医薬品流通に新たな中間業者を介入させることになり中間業者の必要利益等を考慮すると物流コストの増加を招く結果になると思われる。医薬品流通には安全性、安定性、情報付加を求められている。中間業者（SPC）が介入することでトレーサビリティ（履歴管理）に不透明さが発生し、また、災害時等の緊急時医薬品供給に障害を発生させる可能性があります。そして、薬価調査時の問題点として、PFI事業においては、総購入額や全体に対する値引率での契約が求められています。このため個別の価格の把握ができず行政の求める正確なデータ提供が不可能であり病院PFI事業の対象から除外されるべきと考えられる。
- ・ 放置艇対策マリーナについてはBTO方式で推進すべき。
- ・ 「展示」が含まれる案件についての「展示」費用の一定額の確保の担保措置
要求水準で具体的な価額を規定することなど。
- ・ 「展示」に関する「保守点検」「修繕」「更新」の定義の明確化と関係リスクの軽減措置
PSC、要求水準での規定と財源確保/「更新」計画に関する官民双方のリスクの軽減策
- ・ 設計図書法と施設に関する著作権の取扱い
「著作権法第19条第1項（氏名表示権）第20条第1項（同一性保持権）の不行使条項」→別に作成された従前著作物の利用まで範囲を広げることの可能性を残すため「ただし、事前に公共からの書面による承認を得た場合はこの限りではない」の追記
- ・ 事業契約における、各PFI事業に共通する事項の問題点の集約とガイドライン作成 「基準基本サービス料年額改訂」に関する指標
「毎月勤労統計調査」実質賃金指数/調査産業計 現金給与総額（厚生労働省）」における事業所規模の特定
- ・ 入札から共用開始までの間、事業者は専任担当で、SPCを運営したが、行政側は2度の人事異動で、すべての担当者が入れ替わった（5人～6人）。PFIの知識、継続している協議などが、その都度、振り出しに戻る。また、縦割により、二度、三度と同じような申請、報告をすることになった。
- ・ 予定価格の事前公表を義務付けすべき。
- ・ 他の地方公共団体の前例を探すのではなく、地方公共団体の独自性を重視して改革の先導をして欲しい。

「PFI事業に関する金融機関アンケート」集計結果

1-1 PFI事業の導入により自社の事業は拡大すると思うか

(単位: %)

回答内容	銀行	信用金庫	生命保険会社	損害保険会社	不詳	合計
1 非常に思う	10 (10.5)	13 (5.3)	1 (7.1)	1 (4.5)	0 (0.0)	25 (6.4)
2 やや思う	35 (36.8)	83 (33.9)	3 (21.4)	2 (9.1)	2 (16.7)	125 (32.2)
3 どちらともいえない	32 (33.7)	86 (35.1)	5 (35.7)	5 (22.7)	2 (16.7)	130 (33.5)
4 あまりそう思わない	13 (13.7)	33 (13.5)	0 (0.0)	5 (22.7)	2 (16.7)	53 (13.7)
5 全くそう思わない	2 (2.1)	0 (0.0)	1 (7.1)	4 (18.2)	3 (25.0)	10 (2.6)
6 分からない	3 (3.2)	30 (12.2)	4 (28.6)	5 (22.7)	3 (25.0)	45 (11.6)
回答者数	95 (100.0)	245 (100.0)	14 (100.0)	22 (100.0)	12 (100.0)	388 (100.0)

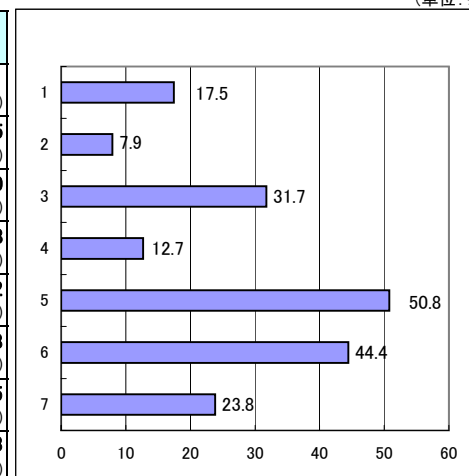


(注)無回答の1件は除いている。

1-2 PFIの導入により自社の事業が拡大すると思わない理由(複数回答可)

(単位: %)

回答内容	銀行	信用金庫	生命保険会社	損害保険会社	不詳	合計
1 PFI事業の分野が限定されているため	1 (6.7)	6 (18.2)	0 (0.0)	3 (33.3)	1 (20.0)	11 (17.5)
2 経費がかかりすぎるため	2 (13.3)	2 (6.1)	0 (0.0)	1 (11.1)	0 (0.0)	5 (7.9)
3 手続きが複雑で、手間がかかりすぎるため	7 (46.7)	11 (33.3)	0 (0.0)	2 (22.2)	0 (0.0)	20 (31.7)
4 大都市部以外では、PFI事業の実施は無理であるため	0 (0.0)	7 (21.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	8 (12.7)
5 当社内部の体制が整っていないため	5 (33.3)	21 (63.6)	1 (100.0)	4 (44.4)	1 (20.0)	32 (50.8)
6 PFIに関する知見、ノウハウがないため	6 (40.0)	18 (54.5)	1 (100.0)	3 (33.3)	0 (0.0)	28 (44.4)
7 その他	7 (46.7)	2 (6.1)	0 (0.0)	3 (33.3)	3 (60.0)	15 (23.8)
回答者数	15 (100.0)	33 (100.0)	1 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)	63 (100.0)



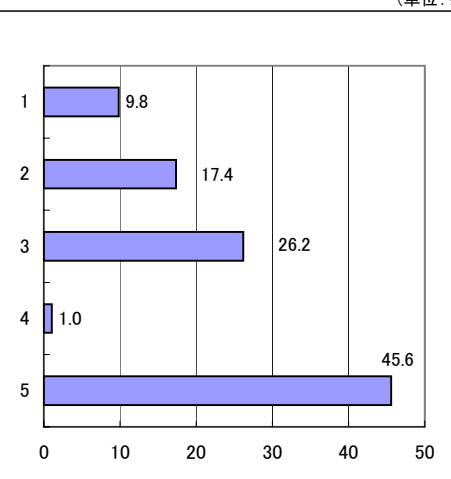
(注)「7 その他」の主な内容

- ・ 低リスクであることは理解できるものの、手続等を勘案すると収益性が低すぎる。
- ・ 当社の提供可能な金融機能が限定的であるため。
- ・ 地方ではPFI事業の案件が限られており、案件を積み重ねて得られるノウハウの蓄積やコスト削減の効果が得られにくい状況
- ・ 通用金利の決定方法に問題があるため、金利変動リスクが大きい。価格競争に走り過ぎている感があり、収益性の低い事業が多い。
- ・ 当社の事業規模に適合しない。

2 金融機関のPFIに対する体制

(単位:%)

回答内容		銀行	信用金庫	生命保険会社	損害保険会社	不詳	合計
1	PFIを専門に担当する部門がある	30 (31.6)	7 (2.9)	1 (7.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	38 (9.8)
2	専門に担当する部門はないが、各部門が、それぞれ必要に応じてPFIに取り組んでいる	29 (30.5)	35 (14.4)	1 (7.1)	2 (9.1)	0 (0.0)	67 (17.4)
3	特に担当する部門、担当者は決めていないが、PFIに関する情報収集を行っている	16 (16.8)	80 (32.9)	2 (14.3)	1 (4.5)	2 (16.7)	101 (26.2)
4	その他	1 (1.1)	3 (1.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (1.0)
5	特段の対応は行っていない	19 (20.0)	118 (48.6)	10 (71.4)	19 (86.4)	10 (83.3)	176 (45.6)
回答者数		95 (100.0)	243 (100.0)	14 (100.0)	22 (100.0)	12 (100.0)	386 (100.0)



(注) 1 無回答の3件は除いている。

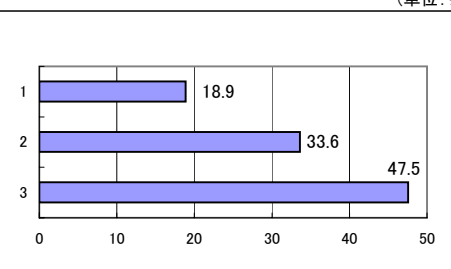
2 「4 その他」の主な内容

・ PFIを実施・対応していく場合は上部団体機関の支援を受けていく予定である。

3 金融機関のPFI事業への取組状況

(単位:%)

回答内容		銀行	信用金庫	生命保険会社	損害保険会社	不詳	合計
1	SPC(PFI事業を実施する特別目的会社)に対して融資を行っている	45 (47.9)	24 (9.8)	3 (21.4)	1 (4.5)	0 (0.0)	73 (18.9)
2	PFIに対する調査・研究、情報収集にとどまっている	30 (31.9)	96 (39.2)	2 (14.3)	1 (4.5)	1 (8.3)	130 (33.6)
3	特段の取組は行っていない	19 (20.2)	125 (51.0)	9 (64.3)	20 (90.9)	11 (91.7)	184 (47.5)
回答者数		94 (100.0)	245 (100.0)	14 (100.0)	22 (100.0)	12 (100.0)	387 (100.0)

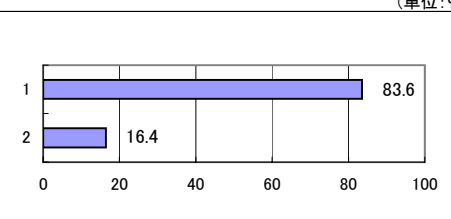


(注) 無回答の2件は除いている。

4-1 PFI事業に関する公共施設等の管理者との直接協定(DA: Direct Agreement)の締結状況

(単位:%)

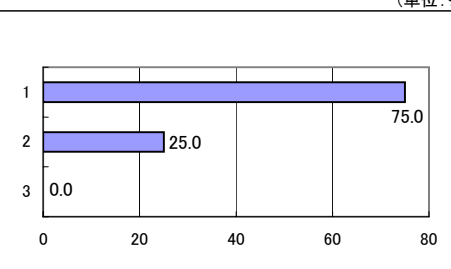
回答内容		銀行	信用金庫	生命保険会社	損害保険会社	不詳	合計
1	DAを締結している	40 (88.9)	17 (70.8)	3 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	61 (83.6)
2	DAを締結していない	5 (11.1)	7 (29.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (16.4)
回答者数		45 (47.9)	24 (100.0)	3 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	73 (100.0)



4-2 直接協定の内容は十分なものとなっているか

(単位:%)

回答内容		銀行	信用金庫	生命保険会社	損害保険会社	不詳	合計
1	十分である	28 (70.0)	15 (93.8)	2 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	45 (75.0)
2	不十分な点がある	12 (30.0)	1 (6.3)	1 (33.3)	1 (100.0)	0 (0.0)	15 (25.0)
3	全く不十分である	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
回答者数		40 (100.0)	16 (100.0)	3 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	60 (100.0)



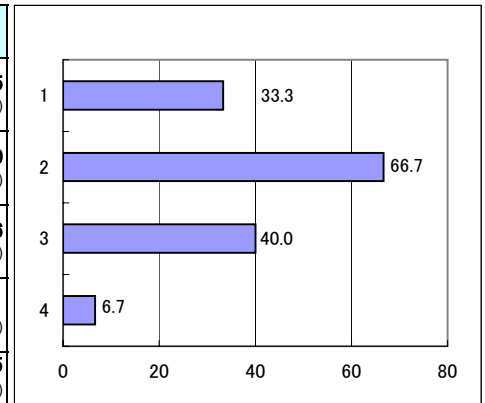
(注) 無回答の1件は除いている。

(次ページに続く)

4-3 直接協定の内容についてどのような点が不十分か(複数回答)

(単位:%)

回答内容		銀行	信用金庫	生命保険会社	損害保険会社	不詳	合計
1	事業破綻時に融資債権を回収する方法が明確になっていない	4 (33.3)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (33.3)
2	事業破綻時の官側の役割が明確になっていない	9 (75.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (66.7)
3	事業の継続等のために金融機関が負う義務の範囲や内容が明確になっていない	5 (41.7)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (40.0)
4	その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (6.7)
回答者数		12 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	15 (100.0)



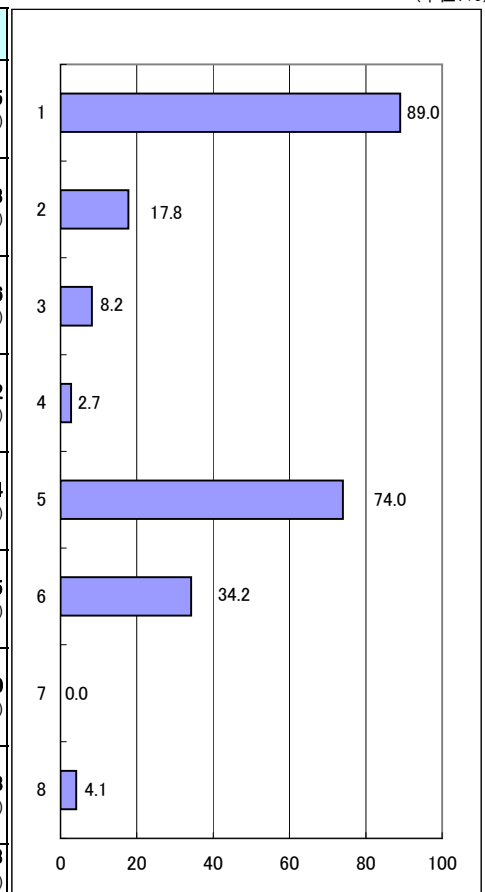
(注)「4 その他」の内容

- ・ 担保の承諾の範囲が「金銭債権」に限定されている。事業の継続性確保(第三者の介入阻止等)の観点からも「一切の債権」を対象とすべきと考える。

5 SPCに対する債権を担保するために講じている措置(複数回答)

(単位:%)

回答内容		銀行	信用金庫	生命保険会社	損害保険会社	不詳	合計
1	SPCの保有する事業資産や債権に対して、担保権を設定している	43 (95.6)	18 (75.0)	3 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	65 (89.0)
2	事業破綻時には、公共施設等の管理者である官が施設を一定額で買い取る義務を負うこととし、その金額の範囲内で融資を行っている	11 (24.4)	1 (4.2)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	13 (17.8)
3	SPCに出資している親会社が、SPCの債務を保証している	4 (8.9)	2 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (8.2)
4	SPCに役職員を派遣して、財務状況をチェックしている	0 (0.0)	2 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (2.7)
5	SPCから随時又は定期的に報告を求め、財務状況をチェックしている	35 (77.8)	15 (62.5)	3 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	54 (74.0)
6	発注者が官であるので、信用力があると考えている	10 (22.2)	14 (58.3)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	25 (34.2)
7	特段の措置は講じていない	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
8	その他	1 (2.2)	2 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (4.1)
回答者数		45 (100.0)	24 (100.0)	3 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	73 (100.0)



(注)「8 その他」の主な内容

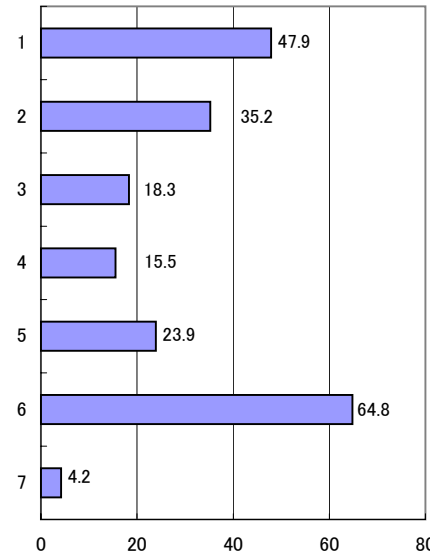
- ・ SPCの株式に質権設定をしている。

(次ページに続く)

6 SPCの事業運営が行き詰まった場合に講じる措置(複数回答)

(単位:%)

回答内容	銀行	信用金庫	生命保険会社	損害保険会社	不詳	合計
1 担保権を実行することにより、債権の回収を図る	20 (45.5)	11 (47.8)	2 (66.7)	1 (100.0)	0 (0.0)	34 (47.9)
2 公共施設等の管理者である官に施設を買い取ってもらい、それによって債権の回収を図る	16 (36.4)	5 (21.7)	3 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	25 (35.2)
3 公共施設等の管理者である官に、債務の肩代わり等の支援を求める	8 (18.2)	5 (21.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (18.3)
4 SPCに出資している親会社から、債権の回収を図る	6 (13.6)	5 (21.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (15.5)
5 SPCの経営に介入し、その立て直しを図る	13 (29.5)	3 (13.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	17 (23.9)
6 SPCの権利義務を第三者に移転し、第三者によるPFI事業の継続を図る	36 (81.8)	7 (30.4)	2 (66.7)	1 (100.0)	0 (0.0)	46 (64.8)
7 その他	0 (0.0)	2 (8.7)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (4.2)
回答者数	44 (100.0)	23 (100.0)	3 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	71 (100.0)



(注) 1 無回答の2件は除いている

2 「7 その他」の主な内容

- ・ 各契約にのっとり、債権回収を図る。

7 PFI事業に関する意見

【直接協定に関するもの】

・ PFIの枠組みにける直接協定の役割に対する認識は公共側にばらつきがあるように感じられ、これが更なるPFIの普及の障害の一つとなりえる。プロジェクトファイナンスによる融資を実施する以上、金融機関側は事業継承による資金回収を必ず求めることになり、事業を募集する公共側による事業承継に対する考えを整理してもらう必要がある。また、BOT型事業において、公共側が任意解除権を確保する一方、債務負担行為となるかかかる任意解除時の買取を契約時に規定できない点等、引き続き事業者や金融機関にとって課題となっ

【リスクに関するもの】

- ・ 補助金の適用を受けられる事業において、補助金は実際に交付された金額をSPCに支払うとする事業があるが、補助金額が定まらなければ収支計画を策定する上で支障をきたすので、補助金のリスクは官のリスク(決った金額をSPCに支払う)としていただきたい。
- ・ 金融機関はもっとリスクを取ってしっかり事業をモニタリングすべきという議論があるが、リスクとリターンが相関関係にある(高リスク低リターンはあり得ない)ことも理解していただきたい。
- ・ 財政再建団体となる等地方公共団体の財政状況が悪化した場合にPFI事業向けの債務負担行為の取扱い及び国の関与等が明確となっていないため、財政規模の小さい又は財政状況の良くない地方公共団体向けのPFI事業への取組に懸念があり、取組が難しい場合がある。債務負担行為の取扱い及び国の対応の明確化を図ってほしい。
- ・ 議会でPFI事業案が否決されるリスクは公共側が負担すべき。

【アドバイザーに関するもの】

・ 案件数の増加とともに、アドバイザーの業務が形式的・機械的な内容に流れがちになっている一方、地方公共団体制側もアドバイザーの有す知識・経験等を十分に使いこなしていない感がある。地方公共団体の立場に立ったきめ細かな支援を行うアドバイザーの育成及

【手続の煩雑さに関するもの】

・ 地方分権の拡大が見込まれ、今後PFI事業がより増加するものと思われる。現状、PFI事業については、当金庫は取扱実績がないが、地方でのニーズも確実にくみ取れる。しかし、何故拡大しないのかといえば、手続が煩雑でSPCが組成しづらいという点が大きいと思われる。是非、日本型PFI事業を推進していただきたい。

【事業規模、企業規模に関するもの】

・ 地場企業のPFI事業に対する知識・経験の熟度が低く、大手企業等との格差は依然大きい。

- ・ PFI事業は大規模公共事業向きと言われており、実際に事業化されたものや検討されているものは、大規模な事業が多いと思われる。コスト面の効果から考えて、PFI事業が規模の大きな事業にならざるを得ないのは分かるが、地方公共団体が「国民に対する低廉かつ良好なサービスを確保」するための事業であるなら、もっと地域住民に身近であり、小規模な事業であっても良いと思われる。小規模な事業におけるPFI導入が可能な整備の促進をお願いしたい。
- ・ ノウハウに勝る大手ゼネコンのPFI市場寡占傾向が強い。地元業者への定期的なノウハウ提供も必要と思われる。
- ・ 現在ノウハウを有する大手ゼネコンが中心となって組成するコンソーシアムがPFI事業を落札するケースが多い。それに対し、地元企業においては情報やノウハウの不足・専門のコンサルタントを活用する場合においてもその費用負担等の問題がPFI事業を落札するうえで支障となっている。地域の活性化という面においては、地元の企業が中心となって組成し地域金融機関が参加するコンソーシアムがPFI事業を落札する事例の増加が望ましく、今後においては、地元企業が情報やノウハウを取得し易くなるような環境整備をお願いしたい。

【情報提供に関するもの】

- ・ 事業収支計画の作成にあたっては、PFI独特のルールがあり、初めて参加する時にはとまどいを感じた。これらについて標準的な作成事例等を開示いただければ幸い。
- ・ 当地においても大きなVFMが期待される大型案件に対し、PFIの導入が検討される例があった。検討される地方公共団体においては、PFIにおける手続・事業者選定の透明化や説明責任に一定の理解は示されるものの、VFMについては表面的・定量的な側面を重視する余り、最終的には低利な起債を中心とする公設民営方式が安易に選択される事例も散見される。PFIと公設民営の優劣を決め付けるものではないが、リスク調整額や民間の自由な提案・ノウハウをしんしゃくしないままの事業手法の選択が多く、結果としてPFIが公設民営に劣後するケースが多くなっている。内閣府が公表している『PFI事業導入の手引き』にも公設民営についての言及があるが、今一度、PFIと公設民営における区別の明確化を国として明示頂ければと思料する。
- ・ VFM(Value For Money)算定時のリスク移転を考慮する際の定量化方法について、国で検討し、指針を示すなどにより、議論を深めてはいかかがか。
- ・ PFIの一般的認知度が低い。

【金利に関するもの】

- ・ 事業期間が20年を超えるものが多くかつ固定金利での融資が一般化しており、金融機関としては融資を行いにくい。今後もPFI事業が拡大していく中で、このような状況が続けば融資の出し手がいなくなってしまうことから、せめて官側からSPCへの支払を変動金利としていただきたい。
- ・ 官がSPCに支払うサービス購入費の割賦金利は、金利決定日の前(数か月前～数年前)に決定される事業がある。これは、1年先の時点における10年間の固定金利を予想しなくてはならないということであり、言い換えると、1年後に決まる金利に何パーセント上乘せすれば、11年後の金利になるかを考えなければならないということ。これは官の予算要求の関係であると思うが、民間サイドでこのリスクを完全にヘッジすることは非常に困難であり、場合によっては事業の安定性にも悪影響を及ぼしかねない。また、金利を先決めすることによるプレミアムも発生するため、トータルではコスト増にもつながってしまう。
通常、金利はスタートする2営業日前に決定されるものなので、維持管理運営業務開始時(完工時)の2営業日前に金利を決定することにより、金利リスクを軽減できVFMも高めることが可能になると思う。
- ・ サービス購入費の施設整備費について、官はSPCから請求があってから手続を行うため、実際にSPCの口座に施設整備費が入金されるのは1～2か月程度後になる。ここでは1～2か月分の金利が問題になる。当然、官からはこの金利は支払われないので、金融機関は融資の金利に上乘せして対応することになるが、これも最終的にはコスト増につながっている。仮に締日が3月末で支払日が4月末の場合、4月末までの金利を官に請求するか、3月末までの請求金額はあらかじめ分かっているため、2月中に請求し、3月末に支払をお願いしたい。但し、これは施設整備費に限っての意見であり、維持管理運営費についてはモニタリングの関係もあるので、現状の支払方

【指名停止に関するもの】

- ・ 談合等が発覚し、入札後又は直前で入札延期やPFI断念となるケースが見られるが、検討に際しては金融機関も相応のコストを負担をしているのであり、官にも責任のある場合等について、相応の負担の検討をして頂きたい。

【提案審査に関するもの】

- ・ 地方行政の財政状況を考慮すると、PFIの導入は進展するものと思われるが、事業者に対し過度のコスト削減を求める現状は改善すべき(行政側の配慮)と思われる。
- ・ 入札価格以外の要素が重視される評価体系が構築されるべきであると考え。現状のPFIは、基本プロジェクトファイナンスに求められる「モニタリング機能、ステップイン機能の実効性」よりも「安価なファイナンスコストで資金を供与できる点」が重視されている。民間事業者が提供できる技術的なサービスの質に加え、金融機関がPFI事業で提供できる「ローン供与以降、事業完了まで」の機能を適正に評価することが、事業の安定的かつ緊張感のある継続につながると思料する。

【対話に関するもの】

- ・ 金融機関との協議の場を多く設けて欲しい。

【その他】

- ・ 地方財政の厳しい現状を考慮すると、公共サービスの提供も行政のみでは限界があり、PFIの導入はサービスの質的向上や事業コストの削減が期待でき、今後は普及が進むものと推察する。地域経済の活性化に資することにもなり地域金融機関の立場として取組の重要性は十分に認識している。
- ・ 運営開始済の案件が増加し、エージェントの重要性を再認識している。事業開始時、官民双方慣れないことによる諸問題発生への対応や、決算を迎えた上での会計手法の変更、事業者と自治体との調整等役割は多く、単なる「事務主幹事」を越えた主体的な対応が求められている。昨今ファイナンスアレンジのみを行い、資金融資を行わない金融機関が一部に見られるが、運営開始後3主体が共通の認識をもって事業を遂行してゆく為には、エージェントをおこなう金融機関がDA協議を含むファイナンスアレンジを行う(最低でも協議に同席する)ことが望ましいと考える。地方公共団体サイドでも数十年間金融機関の窓口となるのはアレンジャーではなくエージェントであることの認識を今まで以上に持っていただきたい。
- ・ 地方公共団体の取組体制、適正な人的資源の配置、庁内の支援体勢等不十分な面も見られ、担当者に必要以上の負荷がかかってしまうケースも見受けられる。
- ・ 官がSPCに対し債務保証をすることを望みたい。SPCだけでは信用力に不安が残る。
- ・ 1999年にPFI法が施行され、国を挙げての推進体制の中で地方公共団体の案件は確実に増加している。しかし、その多くは人口30万人以上の中規模自治体の案件に集中しており、地域間格差に悩む小規模自治体の導入は必ずしも進んでいないと史料している。事実、当地区において、一定金額以上の新規事業を対象にPFI手法の導入検討を行うと規定した「PFI導入指針」などの取り決めを実施しているのは、現状、1団体となっている。
昨今、行財政改革の機運の高まりから、情報感度の高い地元公共の執行部の方や職員から導入検討の相談を受けるが、それも全体ではごく一部に止まる状況である。その他の地方公共団体においてはPFIの検討すらなされず、本来、享受すべきVFMの機会を逃しているのではないかと、というイメージを持っている。このように、地方においては地方公共団体間でPFIに対する理解度の差と取組みへの温度差を感じる場所である。そこで、英国において採用された『ユニバーサル・テストング』の制度を国内全地方公共団体へ導入し、制度の定着化を推進すべきと考える。当該制度は、国の強力なリーダーシップに基づき相当の強制力をもって導入されたものであり、玉石混濁の案件が出るという懸念はあるが、英国においてPFIの早期浸透と制度の定着化に一役買ったと認識している。
- ・ PFI事業のスキームから、信用金庫等の金融機関はなかなか参加表明を出しても取り組めず、地銀等(都銀)が中心となっているのが現状であり信用金庫が参加できる環境と情報のネットワークを構築して欲しい。
- ・ 長く続いた景気の低迷により、地方経済においては地方公共団体が変わって公的事業を運営する体力・機運が乏しいのが現状である。また、大都市圏と違って設備施設等の運営に関しては利用者確保等採算面で大きな懸念を抱える事も事実であり、地方におけるPFI事業の推進には地方公共団体が先導役を努めていくことが不可欠と思われる。
- ・ BTO方式で官への所有権移転後の維持管理段階での事象に関し、施設費支払の部分まで官が相殺する事を可能とするケースが見られるが、このような官の対応では、優先ローン毀損の可能性が増大するため、取組をちゅうちょさせたり、スプレッド(上乗せ金利)の拡大を要求せざるを得なくなる。この点、施設費支払まで相殺させることについては止める等の検討を頂きたい。
- ・ DAの契約に際し、官の反応が遅く時間がかかる。また、官の人事異動に契約スケジュールが左右されることがあるようであり、円滑に契約締結(協議)が行えるよう、官の側から積極的に交渉してほしい。
- ・ 金融事業としての収益性が公共性を加味しても低すぎる傾向にあるのではないかと。
- ・ PFIファイナンスの観点から
 1. コスト競争による収益性の低下がひいてはストラクチャー(組織、建造物)のぜい弱化(現在のPFI事業は、コスト競争面が強い為、民間事業者の収益性の低下を招き、ひいてはストラクチャーのぜい弱化を招くのではないかと懸念)
 2. 超長期固定金利貸出、先スタート金利採用によるリスク管理(一方でサービス対価の基準金利の設定に関して、事業契約締結時点での設定による民間事業者のファワードコスト負担が相応なものかという問題)
 3. 案件ごとのライフサイクル進行(維持管理運営段階への移行)に伴う対応の整備
- ・ 事業評価が難しいのではないかと。
- ・ 第三セクター事業との違いも曖昧である。
- ・ PFI事業を民間業者に行なわせることはコスト削減にも寄与し大賛成であるが、是非ガラス張りの運営を期待したい。

「PFI事業に関する利用者アンケート」集計結果

1 PFI施設の利用形態について

(単位: %)

回答内容		施設で働いている人	学生	児童及び生徒の保護者	宿舎又は公営住宅の入居者	一般の施設利用者	合計
1	PFI施設で働いている	435 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	435 (16.5)
2	PFI施設で学んでいる	0 (0.0)	202 (48.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	202 (7.7)
3	PFI施設を利用している	0 (0.0)	219 (52.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,466 (100.0)	1,685 (64.0)
4	その他	0 (0.0)	0 (0.0)	65 (100.0)	247 (100.0)	0 (0.0)	312 (11.8)
回答者数		435 (100.0)	421 (100.0)	65 (100.0)	247 (100.0)	1,466 (100.0)	2,634 (100.0)

2 PFI施設の利用頻度

(単位: %)

回答内容		施設で働いている人	学生	児童及び生徒の保護者	宿舎又は公営住宅の入居者	一般の施設利用者	合計
1	ほぼ毎日利用している	404 (92.9)	235 (55.8)	0 (0.0)	247 (100.0)	585 (39.9)	1,471 (57.3)
2	週に1~2回利用している	23 (5.3)	129 (30.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	331 (22.6)	483 (18.8)
3	月に1~2回利用している	3 (0.7)	36 (8.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	196 (13.4)	235 (9.1)
4	年に数回利用している	5 (1.1)	6 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	153 (10.4)	164 (6.4)
5	今回、初めて利用した	0 (0.0)	15 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	201 (13.7)	216 (8.4)
回答者数		435 (100.0)	421 (100.0)	0 (0.0)	247 (100.0)	1,466 (100.0)	2,569 (100.0)

※無回答の65件は除いている。

3 PFIという言葉やその内容について知っていたかどうか

(単位: %)

回答内容		施設で働いている人	学生	児童及び生徒の保護者	宿舎又は公営住宅の入居者	一般の施設利用者	合計
1	言葉、内容ともにある程度知っていた	229 (52.6)	48 (11.4)	12 (18.5)	72 (29.1)	197 (13.4)	558 (21.2)
2	言葉は聞いたことがあったが、その内容についてはよく知らなかった	110 (25.3)	52 (12.4)	13 (20.0)	51 (20.6)	246 (16.8)	472 (17.9)
3	言葉、内容とも知らなかった	96 (22.1)	321 (76.2)	40 (61.5)	124 (50.2)	1,023 (69.8)	1,604 (60.9)
回答者数		435 (100.0)	421 (100.0)	65 (100.0)	247 (100.0)	1,466 (100.0)	2,634 (100.0)

4 利用施設がPFI事業で整備されたものであることを知っていたかどうか

(単位: %)

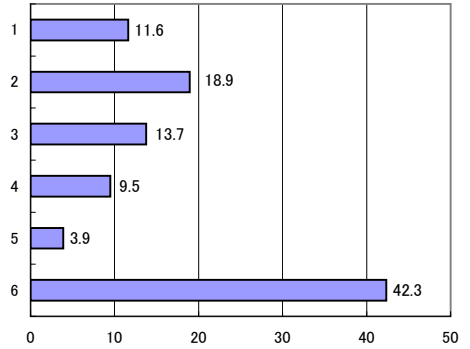
回答内容		施設で働いている人	学生	児童及び生徒の保護者	宿舎又は公営住宅の入居者	一般の施設利用者	合計
1	知っていた	352 (80.9)	61 (14.5)	23 (35.4)	99 (40.1)	361 (24.6)	896 (34.0)
2	知らなかった	83 (19.1)	360 (85.5)	42 (64.6)	148 (59.9)	1,105 (75.4)	1,738 (66.0)
回答者数		435 (100.0)	421 (100.0)	65 (100.0)	247 (100.0)	1,466 (100.0)	2,634 (100.0)

5 国、地方公共団体等が直接、建設及び維持管理・運営する場合と比べ、PFI施設の公共サービスが向上しているかどうか

5-1 PFI施設の利用料金

(単位: %)

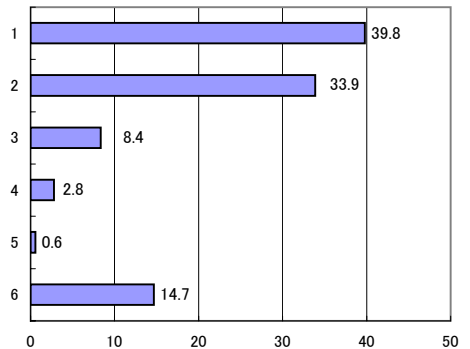
回答内容		施設で働いている人	学生	児童及び生徒の保護者	宿舎又は公営住宅の入居者	一般の施設利用者	合計
1	非常に安いと思う	29 (6.7)	17 (4.0)	0 (0.0)	34 (13.8)	226 (15.4)	306 (11.6)
2	やや安いと思う	30 (6.9)	53 (12.6)	0 (0.0)	62 (25.1)	354 (24.1)	499 (18.9)
3	どちらとも言えない	28 (6.4)	43 (10.2)	0 (0.0)	49 (19.8)	242 (16.5)	362 (13.7)
4	あまり安いと思わない	21 (4.8)	66 (15.7)	0 (0.0)	45 (18.2)	118 (8.0)	250 (9.5)
5	全く安いと思わない	1 (0.2)	10 (2.4)	0 (0.0)	27 (10.9)	64 (4.4)	102 (3.9)
6	分からない	326 (74.9)	232 (55.1)	65 (100.0)	30 (12.1)	462 (31.5)	1,115 (42.3)
回答者数		435 (100.0)	421 (100.0)	65 (100.0)	247 (100.0)	1,466 (100.0)	2,634 (100.0)



5-2 PFI施設の清掃状況や清潔さ

(単位: %)

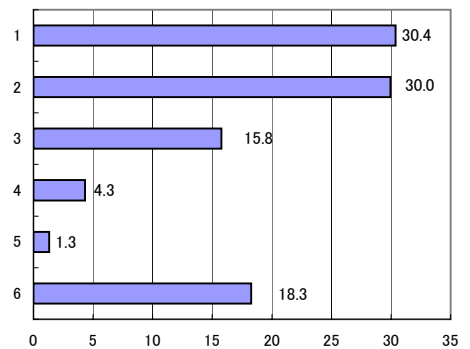
回答内容		施設で働いている人	学生	児童及び生徒の保護者	宿舎又は公営住宅の入居者	一般の施設利用者	合計
1	非常に清潔であると思う	159 (36.6)	207 (49.2)	0 (0.0)	48 (19.4)	634 (43.2)	1,048 (39.8)
2	やや清潔であると思う	117 (26.9)	179 (42.5)	0 (0.0)	88 (35.6)	508 (34.7)	892 (33.9)
3	どちらとも言えない	40 (9.2)	20 (4.8)	0 (0.0)	41 (16.6)	119 (8.1)	220 (8.4)
4	あまり清潔であると思わない	16 (3.7)	7 (1.7)	0 (0.0)	14 (5.7)	36 (2.5)	73 (2.8)
5	全く清潔であると思わない	2 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.2)	10 (0.7)	15 (0.6)
6	分からない	101 (23.2)	8 (1.9)	65 (100.0)	53 (21.5)	159 (10.8)	386 (14.7)
回答者数		435 (100.0)	421 (100.0)	65 (100.0)	247 (100.0)	1,466 (100.0)	2,634 (100.0)



5-3 PFI施設職員の対応の親切さ

(単位: %)

回答内容		施設で働いている人	学生	児童及び生徒の保護者	宿舎又は公営住宅の入居者	一般の施設利用者	合計
1	非常に親切であると思う	100 (23.0)	89 (21.1)	0 (0.0)	30 (12.1)	581 (39.6)	800 (30.4)
2	やや親切であると思う	119 (27.4)	121 (28.7)	0 (0.0)	59 (23.9)	490 (33.4)	789 (30.0)
3	どちらとも言えない	61 (14.0)	106 (25.2)	0 (0.0)	60 (24.3)	188 (12.8)	415 (15.8)
4	あまり親切であると思わない	13 (3.0)	43 (10.2)	0 (0.0)	18 (7.3)	40 (2.7)	114 (4.3)
5	全く親切であると思わない	4 (0.9)	5 (1.2)	0 (0.0)	10 (4.0)	16 (1.1)	35 (1.3)
6	分からない	138 (31.7)	57 (13.5)	65 (100.0)	70 (28.3)	151 (10.3)	481 (18.3)
回答者数		435 (100.0)	421 (100.0)	65 (100.0)	247 (100.0)	1,466 (100.0)	2,634 (100.0)



5-4 PFI施設職員の対応の早さ

(単位:%)

回答内容		施設で働いている人	学生	児童及び生徒の保護者	宿舎又は公営住宅の入居者	一般の施設利用者	合計
1	非常に対応が早いと思う	78 (17.9)	70 (16.6)	0 (0.0)	26 (10.5)	437 (29.8)	611 (23.2)
2	やや対応が早いと思う	102 (23.4)	99 (23.5)	0 (0.0)	42 (17.0)	482 (32.9)	725 (27.5)
3	どちらとも言えない	87 (20.0)	141 (33.5)	0 (0.0)	64 (25.9)	269 (18.3)	561 (21.3)
4	あまり対応が早いと思わない	15 (3.4)	36 (8.6)	0 (0.0)	19 (7.7)	46 (3.1)	116 (4.4)
5	全く対応が早いと思わない	10 (2.3)	5 (1.2)	0 (0.0)	15 (6.1)	19 (1.3)	49 (1.9)
6	分からない	143 (32.9)	70 (16.6)	65 (100.0)	81 (32.8)	213 (14.5)	572 (21.7)
回答者数		435 (100.0)	421 (100.0)	65 (100.0)	247 (100.0)	1,466 (100.0)	2,634 (100.0)

5-5 利用時間や曜日の制約が少なく、利用しやすいかどうか

(単位:%)

回答内容		施設で働いている人	学生	児童及び生徒の保護者	宿舎又は公営住宅の入居者	一般の施設利用者	合計
1	非常に利用しやすいと思う	53 (12.2)	85 (20.2)	0 (0.0)	26 (10.5)	414 (28.2)	578 (21.9)
2	やや利用しやすいと思う	56 (12.9)	123 (29.2)	0 (0.0)	37 (15.0)	404 (27.6)	620 (23.5)
3	どちらとも言えない	76 (17.5)	49 (11.6)	0 (0.0)	54 (21.9)	219 (14.9)	398 (15.1)
4	あまり利用しやすいと思わない	33 (7.6)	36 (8.6)	0 (0.0)	20 (8.1)	95 (6.5)	184 (7.0)
5	全く利用しやすいと思わない	16 (3.7)	8 (1.9)	0 (0.0)	9 (3.6)	22 (1.5)	55 (2.1)
6	分からない	201 (46.2)	120 (28.5)	65 (100.0)	101 (40.9)	312 (21.3)	799 (30.3)
回答者数		435 (100.0)	421 (100.0)	65 (100.0)	247 (100.0)	1,466 (100.0)	2,634 (100.0)

5-6 利用申請等、手続きが簡単で利用しやすいかどうか

(単位:%)

回答内容		施設で働いている人	学生	児童及び生徒の保護者	宿舎又は公営住宅の入居者	一般の施設利用者	合計
1	非常に利用しやすいと思う	34 (7.8)	35 (8.3)	0 (0.0)	9 (3.6)	323 (22.0)	401 (15.2)
2	やや利用しやすいと思う	48 (11.0)	80 (19.0)	0 (0.0)	23 (9.3)	402 (27.4)	553 (21.0)
3	どちらとも言えない	64 (14.7)	101 (24.0)	0 (0.0)	84 (34.0)	263 (17.9)	512 (19.4)
4	あまり利用しやすいと思わない	32 (7.4)	24 (5.7)	0 (0.0)	28 (11.3)	68 (4.6)	152 (5.8)
5	全く利用しやすいと思わない	9 (2.1)	2 (0.5)	0 (0.0)	15 (6.1)	28 (1.9)	54 (2.1)
6	分からない	248 (57.0)	179 (42.5)	65 (100.0)	88 (35.6)	382 (26.1)	962 (36.5)
回答者数		435 (100.0)	421 (100.0)	65 (100.0)	247 (100.0)	1,466 (100.0)	2,634 (100.0)

5-7 案内表示の分かりやすさ

(単位: %)

回答内容		施設で働いている人	学生	児童及び生徒の保護者	宿舎又は公営住宅の入居者	一般の施設利用者	合計
1	非常に分かりやすいと思う	43 (9.9)	52 (12.4)	16 (24.6)	15 (6.1)	295 (20.1)	421 (16.0)
2	やや分かりやすいと思う	129 (29.7)	143 (34.0)	23 (35.4)	37 (15.0)	452 (30.8)	784 (29.8)
3	どちらとも言えない	122 (28.0)	152 (36.1)	14 (21.5)	68 (27.5)	342 (23.3)	698 (26.5)
4	あまり分かりやすいと思わない	60 (13.8)	42 (10.0)	5 (7.7)	30 (12.1)	127 (8.7)	264 (10.0)
5	全く分かりやすいと思わない	17 (3.9)	3 (0.7)	0 (0.0)	12 (4.9)	36 (2.5)	68 (2.6)
6	分からない	64 (14.7)	29 (6.9)	7 (10.8)	85 (34.4)	214 (14.6)	399 (15.1)
回答者数		435 (100.0)	421 (100.0)	65 (100.0)	247 (100.0)	1,466 (100.0)	2,634 (100.0)

5-8 イベント等の充実状況

(単位: %)

回答内容		施設で働いている人	学生	児童及び生徒の保護者	宿舎又は公営住宅の入居者	一般の施設利用者	合計
1	非常に充実していると思う	14 (3.2)	26 (6.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	104 (7.1)	144 (5.5)
2	やや充実していると思う	40 (9.2)	42 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	266 (18.1)	348 (13.2)
3	どちらとも言えない	91 (20.9)	85 (20.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	335 (22.9)	511 (19.4)
4	あまり充実していると思わない	35 (8.0)	59 (14.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	90 (6.1)	184 (7.0)
5	全く充実していると思わない	13 (3.0)	27 (6.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	34 (2.3)	74 (2.8)
6	分からない	242 (55.6)	182 (43.2)	65 (100.0)	247 (100.0)	637 (43.5)	1,373 (52.1)
回答者数		435 (100.0)	421 (100.0)	65 (100.0)	247 (100.0)	1,466 (100.0)	2,634 (100.0)

5-9 建物の外観、デザインがよくなったかどうか

(単位: %)

回答内容		施設で働いている人	学生	児童及び生徒の保護者	宿舎又は公営住宅の入居者	一般の施設利用者	合計
1	非常によくなったと思う	120 (27.6)	109 (25.9)	30 (46.2)	50 (20.2)	362 (24.7)	671 (25.5)
2	ややよくなったと思う	168 (38.6)	171 (40.6)	25 (38.5)	118 (47.8)	433 (29.5)	915 (34.7)
3	どちらとも言えない	83 (19.1)	83 (19.7)	6 (9.2)	36 (14.6)	278 (19.0)	486 (18.5)
4	あまりよくなったと思わない	21 (4.8)	21 (5.0)	0 (0.0)	14 (5.7)	79 (5.4)	135 (5.1)
5	全くよくなったと思わない	8 (1.8)	12 (2.9)	0 (0.0)	6 (2.4)	34 (2.3)	60 (2.3)
6	分からない	35 (8.0)	25 (5.9)	4 (6.2)	23 (9.3)	280 (19.1)	367 (13.9)
回答者数		435 (100.0)	421 (100.0)	65 (100.0)	247 (100.0)	1,466 (100.0)	2,634 (100.0)

5-10 PFI施設の使いやすさ

(単位: %)

回答内容		施設で働いている人	学生	児童及び生徒の保護者	宿舎又は公営住宅の入居者	一般の施設利用者	合計
1	非常に使いやすいつくりになっていると思う	59 (13.6)	69 (16.4)	26 (40.0)	40 (16.2)	333 (22.7)	527 (20.0)
2	やや使いやすいつくりになっていると思う	130 (29.9)	169 (40.1)	23 (35.4)	98 (39.7)	477 (32.5)	897 (34.1)
3	どちらとも言えない	114 (26.2)	115 (27.3)	9 (13.8)	47 (19.0)	295 (20.1)	580 (22.0)
4	あまり使いやすいつくりになっていないと思う	73 (16.8)	38 (9.0)	0 (0.0)	26 (10.5)	130 (8.9)	267 (10.1)
5	全く使いやすいつくりになっていないと思う	37 (8.5)	14 (3.3)	2 (3.1)	15 (6.1)	59 (4.0)	127 (4.8)
6	分からない	22 (5.1)	16 (3.8)	5 (7.7)	21 (8.5)	172 (11.7)	236 (9.0)
回答者数		435 (100.0)	421 (100.0)	65 (100.0)	247 (100.0)	1,466 (100.0)	2,634 (100.0)

5-11 採光、空調、音響等の環境について

(単位: %)

回答内容		施設で働いている人	学生	児童及び生徒の保護者	宿舎又は公営住宅の入居者	一般の施設利用者	合計
1	非常に快適であると思う	90 (20.7)	102 (24.2)	30 (46.2)	44 (17.8)	417 (28.4)	683 (25.9)
2	やや快適であると思う	168 (38.6)	179 (42.5)	22 (33.8)	89 (36.0)	451 (30.8)	909 (34.5)
3	どちらとも言えない	81 (18.6)	66 (15.7)	7 (10.8)	59 (23.9)	254 (17.3)	467 (17.7)
4	あまり快適であると思わない	57 (13.1)	48 (11.4)	0 (0.0)	21 (8.5)	88 (6.0)	214 (8.1)
5	全く快適であると思わない	17 (3.9)	15 (3.6)	2 (3.1)	9 (3.6)	40 (2.7)	83 (3.2)
6	分からない	22 (5.1)	11 (2.6)	4 (6.2)	25 (10.1)	216 (14.7)	278 (10.6)
回答者数		435 (100.0)	421 (100.0)	65 (100.0)	247 (100.0)	1,466 (100.0)	2,634 (100.0)

6 公共サービスが向上した点、していない点等

- ・ 設計作業の際に、利用者、大学当局、PFI事業者の意思疎通が悪く、相互に認識の違いがしばしば見受けられた。
- ・ 屋外の芝生は美しいが、駐車場増設など利用計画の変更について融通がきかないという話を聞いた。利用者の要望を効率良く取り込んで欲しい。
- ・ 許認可のスピードや手続きの簡略化については、向上したと認められると思う。
- ・ 公共法人の施設担当職員とPFI業者の担当者との連絡や連携が密になれば、より有効なサービスの向上につながる可能性がある。
- ・ 施設を利用して、細かな修理や部品(消耗品)交換のサービスがずいぶん早く対応してもらっている。
- ・ 施設を担当した業者の工事に荒い点が見受けられる。まだ新築(半年程度)にもかかわらず、床がはげたり、壁にひびが入ったり、鍵が壊れたりひどい。手を抜いているのではないかとわかってもしかたがない。やはり税金を使用した国とか公共の建物だと、一部の業者は手を抜くのであろうか残念である。公共サービス(清掃)についてはすばらしい。きちんと清掃してくれて気持ちが良い。建物の設計については、機能面を重視するべきで、無駄なスペースが多いと思う(その分、実験室を増やす等)。
- ・ 職員の対応が非常に良い。良く動く。整理整頓が行き届いている。一方、役所の職員は効率的に動くことができない。決まったことしか動かないので、その分多くの職員が必要となる。
- ・ 公が直接管理している場合、末端の意見が上部に届きにくく、利用者が他の施設に移っていくケースをよく聞いている。民間運営であれば、スタッフの意見も反映されやすいので、利用者も長く利用してもらえることになるのではないかと。
- ・ 営利として会議室を利用させてもらっている。他の公共施設は営利というだけで会議室等を全く貸してもらえないのととても助かる。スタジオも営利・非営利で料金差がなく、広く借りたい人が借りられるようになればよいと思っている。
- ・ PFIであるにもかかわらず行政に準じている点が多くある。もう少し柔軟に対応してもらえると使いやすい。
- ・ 公共施設でありながら玄関で厳しくチェックするような様子がないなど、気楽にこの施設を利用出来る雰囲気があり、利用しやすい。
- ・ 建物はきれいで、使いやすいと思うが、同じ大学で授業料も同じなのに、文系と格差があるのはどうかと思う。大学という一つの施設なのに、PFIによるものとそうでないもので差があるので、もう少し調整していただきたい。
- ・ イベントの内容が豊富で、また、その内容に柔軟性があり、家族の目からみて楽しめるものが提供できている。

- ・ 職員室の清掃を生徒がするの必要がなくなったことが、すごくありがたい。職員室は教職員の私物や個人情報の文書も置いてあるので、生徒が掃除している時は、(生徒は悪気はないが)必要以上に神経を使っていた。職員・来客用のトイレも掃除がなされており、とてもありがたい。
- ・ 100%公共の施設だったときと比較して、設備、時間帯とも大いに利用しやすくなった。
- ・ PFI方式の官舎だということで、期待と不安が半々であったが、住んでみて、非常に満足度の高いものとなっている。これからも、官舎のPFI方式をどんどん推し進めていって欲しい。
- ・ 宿舍の管理人を民間に委託している割には対応等がお役所的で何も改善されていない。
- ・ PFIのため役員(自治会)はなくなると思ったのに、相変わらず同じだし、手続要領も変わらない。また、メンテナンスの費用も過去の5倍以上となり、良いとは言えない。
- ・ 受付が迅速なので旧病院時代のうわさとはだいぶ違い良くなっていると思う。
- ・ 医療施設においてはすべてがPFI事業になると難しいと思う。研修教育がどの程度なされているか、職員のレベル差があるようである。PFI事業が導入されて良かったとはあまり思わない。
- ・ PFI事業の導入によって病院職員は診療及び看護業務にのみ専念できると期待していたが、蓋をあけてみるとそうではなかったという思いを持っている。民間企業のノウハウを生かしていくには、医療に精通したメンバーとリーダーシップが必要だと思う。
- ・ 医療施設におけるPFI導入には、専門的な知識と技術をもった職員による協働が不可欠だと思う。
- ・ 対応が遅い。担当でなければなにも分からないとされる。すぐ契約だからと言われるので、時間がかかっても自分でしていることが多い。
- ・ ハード面に関しては、これまでの病院のイメージと異なるアートの導入等、入院患者の癒しには配慮ができていると思う。しかし、実際に働く職員にとってはハード面で不備がある。医療コアとなる医療職とPFI職員との意識の差がないようにしなければならない。
- ・ 実際に利用する人の意見や要望を採り入れておらず、価格が安ければOKという感じがする。
- ・ 民間が責任を負う形で委託している方が責任の所在がより明確化するのでサービスが向上する。デザインはすばらしいが、使い勝手が悪い。利用者の便利さを十分考慮していない。
- ・ 職員の対応が公務員と違って丁寧で分かりやすく説明してくれて非常によいと思う。
- ・ サービス面では向上している。設備の使用費が一般的な研究所と比べ高額な割に設備が充実していないこともあり、まだまだ改善の余地あり。
- ・ 収益を求める私企業の考え方と公共サービスの提供を行う施設に求められるゲストニーズのバランスを取るのが難しい。
- ・ 民間のノウハウが生かされたすばらしい施設
- ・ お役所の役人臭さがしなくて対応がよい。
- ・ 行政が浄化槽を整備する場合と比べて、手続等も簡潔で早い。個人負担部分についても民間ならではのサービスが充実しており、行政が直接整備するより確実にサービスは向上していると思う。
- ・ 職員の対応は以前のほうが良かった。学校のことを良く知っているからだろうか。
- ・ PFIで建築された公務員宿舍は以前と比べて数段良くなっているように思う。今後もPFI方式による整備を進めて欲しい。
- ・ 民間が運営することで、要望先が明確になり、ニーズに対して臨機応変に対応してもらえると期待が持てる。
- ・ 施設職員の対応は親切でスピーディーだが、書類・手続等にお役所的な面が残っている。快適に使用できるようにいろいろ工夫されており、努力しているのは分かる。

資料2

政策評価・独立行政法人評価委員会について

(平成19年4月現在)

【政策評価・独立行政法人評価委員会】(委員長及び委員6名)		
委員長	おおはし ようじ 大橋 洋治	全日本空輸株式会社取締役会長 ※委員長は、委員として両分科会に所属
【政策評価分科会】 (12名)		【独立行政法人評価委員会】 (26人)
分科会長	かなもと よしつぐ 金本 良嗣	東京大学大学院経済学研究 科・公共政策大学院教授
委員	てらお よしこ 寺尾 美子	東京大学大学院法学政治学研 究科教授
	にいむら やすこ 新村 保子	評論家
臨時委員	たかぎ ゆうぞう 高木 勇三	公認会計士、日本公認会計士 協会常務理事
	たかはし のぶこ 高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	たなべ くにあき 田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研 究科教授
	たにふじ えつし 谷藤 悦史	早稲田大学政治経済学術院副 学術院長
専門委員	うしお ようこ 牛尾 陽子	株式会社藤崎快適生活研究所 専務取締役所長
	きむら ようこ 木村 陽子	地方財政審議会委員
	たなか つねまさ 田中 常雅	東京商工会議所人口問題委員 会副委員長
	よしの なおゆき 吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
分科会長、委員及び臨時委員 <記載省略>		

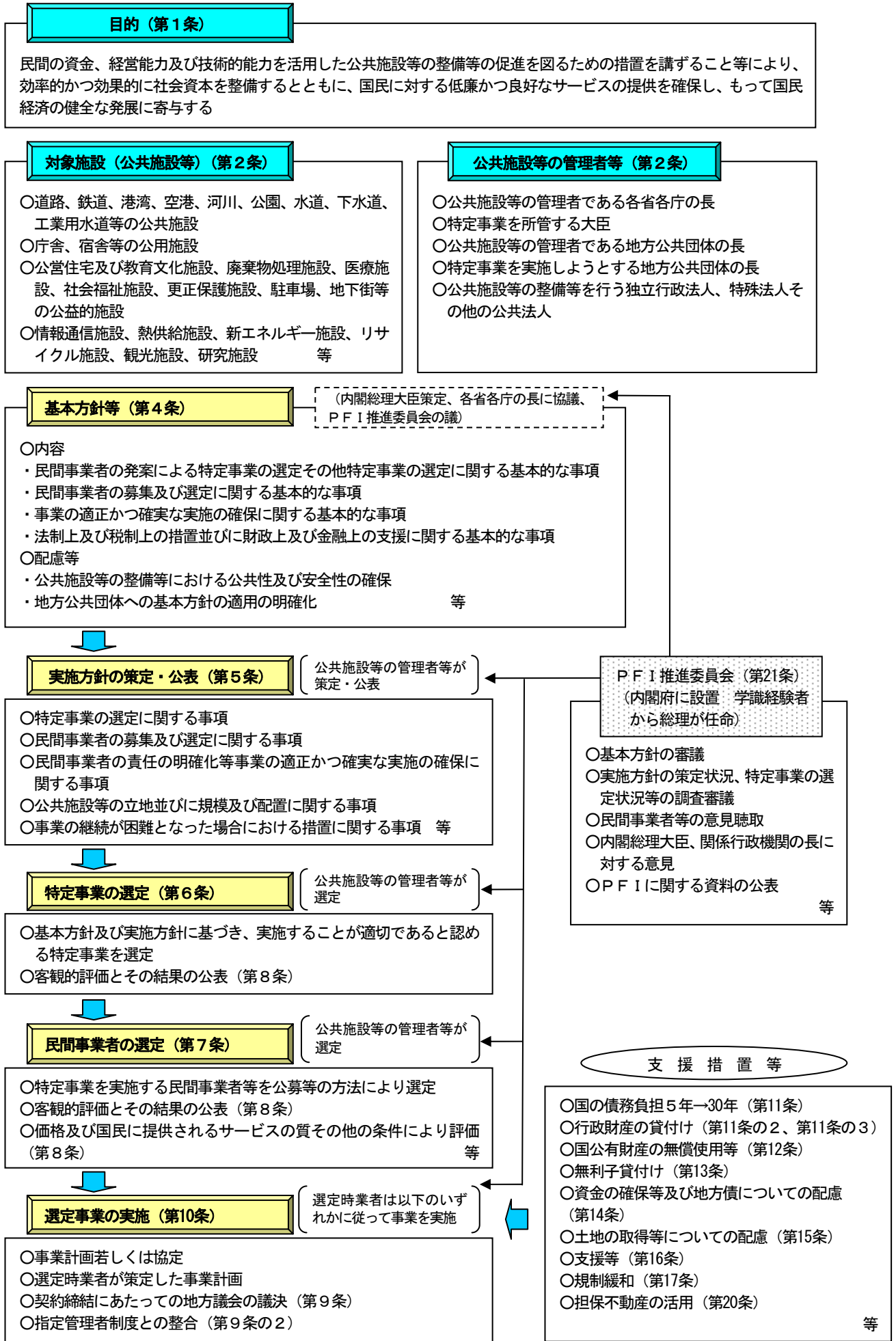
資料3

「PFI事業に関する政策評価」に係る研究会について

(平成19年4月現在)

氏名	専門分野	所属(職名)
うすい みつあき 碓井 光明	財政法、租税法	東京大学大学院法学政治学研究科教授 民間資金等活用事業推進委員会委員
おぼた じゅんこ 小幡 純子	行政法	上智大学大学院法学研究科教授 民間資金等活用事業推進委員会専門委員
にしの ふみお 西野 文雄	社会基盤学	政策研究大学院大学学事顧問
みつた ながはる 光多 長温	地域政策学、公共政策学	鳥取大学地域学部教授 民間資金等活用事業推進委員会専門委員
やまうち ひろたか 山内 弘隆	公共経済学、交通経済論、 公益事業論、規制の経済学	一橋大学大学院商学研究科長 民間資金等活用事業推進委員会委員

資料4 PFI法の概要



(注) 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。

資料5 指定管理者制度について

○ 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）に基づき、地方公共団体が設置する公の施設の管理を民間事業者等にも行わせることができることとされた制度で、平成15年9月から施行されている。公の施設の管理は、これまでは出資法人（第3セクター等）など公共的な団体にしか管理委託ができなかったが、指定管理者制度の創設により、民間事業者にも管理を委任することができるようになった。

この制度を導入することで、（多様化する住民ニーズにより効率的、効果的に対応するため、）民間の能力を活用しつつ、住民のサービスの向上を図るとともに、経費の削減等が図られることが期待される。

○ 指定管理者制度とPFIとの比較

区分	指定管理者制度	PFI
所管官庁	総務省（地方自治法）	内閣府（PFI法）
法律・対象	地方自治法244条の「公の施設」（地方公共団体の財産）	公共施設等（PFI法第2条）
事業範囲	「公の施設」の管理	公共施設等の設計、建設、運営等
導入の判断	指定管理者制度の導入か、直営	国・公共法人・地方公共団体の自主的な判断
導入の指標	特になし	VMFの有無
事業者の募集方法	なし	総合評価一般競争入札、公募型プロポーザル等
事業者との関係	行政処分	民法上の契約
ガイドライン	なし。	内閣府のPFI推進委員会作成の五つのガイドライン
事業期間	3～10年程度が多い	10～20年が多い

（注）当省の調査結果による。

○ 都道府県の公の施設に占める指定管理者制度が導入された施設の割合（平成18年）

（単位：施設、％）

公の施設数	指定管理者制度 導入施設数	導入率	（公営住宅を除いた場合）		
			公の施設数	指定管理者制度 導入施設数	導入率
11,973	7,083	59.2%	5,144	2,554	49.7%

（注）当省が平成19年に公表した「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」に基づき整理したもので、平成18年9月2日現在の数値である。

資料6 用語の解説

【VFM (Value For Money)】

VFMは、「一定の支払い (Money) に対して、最も価値の高いサービス (Value) を提供する」という考え方であり、PFI事業の導入を検討するに当たって最も重要視されている評価指標である。具体的には、i) PFI事業として実施する場合とii) 従来の公共事業として実施する場合とを比較して、i)の方が、ii)よりも支払に対して価値の高いサービスを提供できることになれば、PFI事業として採用する判断の一つとなる。

【PSC (Public Sector Comparator)】

PSCとは、公共施設等の管理者等が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。

【PFIのLCC (Life Cycle Cost)】

PFIのLCCとは、PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。

【BTO (Build-Transfer-Operate)】

BTO方式とは、選定事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、選定事業者が維持管理及び運営を行う事業方式をいう。

【BOT (Build-Operate-Transfer)】

BOT方式とは、選定事業者が施設等を建設し、施設等の所有権を持ったまま、維持・管理・運営をし、事業終了後に施設等の所有権を公共施設等の管理者等に移転する事業方式である。

【BOO (Build-Own-Operate)】

BOO方式とは、選定事業者が施設等を建設し、維持管理及び運営し、事業終了時点で選定事業者が施設を解体・撤去する事業方式をいう。

【RO (Rehabilitate-Operate)】

RO方式とは、公共施設等の管理者等が所有する施設等について、選定事業者が施設等を改修した後、維持管理及び運営を行う方式をいう。

【R T O (Rehabilitate-Transfer-Operate)】

R T O方式とは、選定事業者が施設等を改修し、施設が完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、選定事業者が維持管理及び運営を行う事業方式をいう。

【R O T (Rehabilitate-Operate-Transfer)】

R O T方式とは、既存施設等を改修し、維持管理及び運営を行い、事業終了後、公共施設等の管理者等に、施設等の所有権を移転させる事業方式をいう。

【O (Operate)】

O方式とは、民間事業者が、施設等の整備・保有を行わずに、維持管理及び運営のみ行う事業方式をいう。

【サービス購入型】

サービス購入型とは、選定事業者が、施設等の設計・建設・維持管理・運営等を行い、公共施設等の管理者等は選定事業者が受益者に提供する公共サービスに応じた対価（サービス購入料）を支払う類型をいう。

【独立採算型】

独立採算型とは、選定事業者が、自ら調達した資金により、施設等の設計・建設・維持管理・運営を行い、そのコストが利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される類型をいう。

【サービス購入・独立採算混合型】

サービス購入・独立採算混合型とは、選定事業者のコストが、公共施設等の管理者等から支払われるサービス購入料と、利用料金代金収入等の受益者からの支払いの双方により回収される類型をいう。

資料7 平成19年3月末までに実施方針を公表した266事業

	事業名	公共施設等の管理者等
1	常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業	茨城県
2	千葉市消費生活センター・計量検査所複合施設PFI特定事業	千葉市
3	福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業	福岡市
4	神奈川県衛生研究所特定事業	神奈川県
5	ひびきコンテナターミナルPFI事業	北九州市
6	神奈川県立近代美術館新館(仮称)等特定事業	神奈川県
7	神戸市摩耶ロτζ整備等事業	神戸市
8	当新田環境センター余熱利用施設整備・運営PFI事業	岡山市
9	朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業	東京都
10	調布市立調和小学校整備並びに維持管理及び運営事業	調布市
11	大館周辺広域市町村圏組合・ごみ処理事業	大館市<旧:大館周辺広域市町村圏組合>
12	江坂駅南立体駐車場整備事業	大阪府
13	海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業	神奈川県
14	高知医療センター整備運営事業	高知県・高知市病院組合
15	マリンピア神戸フィッシャリーナ施設整備等事業	神戸市
16	八雲村学校給食センター施設整備事業	松江市<旧:八雲村>
17	区部ユース・プラザ(仮称)整備等事業	東京都
18	近江八幡市民病院整備運営事業	近江八幡市
19	倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業	倉敷市
20	大分県女性・消費生活会館(仮称)PFI特定事業	大分県
21	桑名市図書館等複合公共施設特定事業	桑名市
22	滋賀21会館整備PFI事業	滋賀県
23	とがやま温泉施設整備事業	養父市<旧:八鹿町>
24	岡山西サーチパーク・インキュベーションセンター(仮称)整備等事業	岡山県
25	森ヶ崎水処理センター常用発電事業	東京都
26	竹の塚西自転車駐車場整備運営事業	足立区
27	(仮称)新リサイクルセンター整備等事業	田原市<旧田原町、赤羽根町及び渥美町>
28	(仮称)加古川市立総合体育館整備PFI事業	加古川市
29	金沢競馬場省エネルギー対策事業	石川県
30	留辺蘂町外2町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業	留辺蘂町
31	彩の国資源循環工場整備事業(PFI施設)	埼玉県
32	羽島市民プールの整備・運営事業	羽島市
33	情報通信科学館(仮称)整備等事業	香川県
34	杉並公会堂改築並びに維持管理及び運営事業	杉並区
35	長井海の手公園整備等事業	横須賀市
36	野洲町立野洲小学校及び野洲幼稚園整備並びに維持管理事業	野洲市<旧:野洲町>
37	杉並区新型ケアハウス整備等事業	杉並区
38	認知症高齢者グループホーム等の整備・運営事業	中央区
39	移動体通信試験施設整備運営事業	独立行政法人情報通信研究機構<旧:独立行政法人通信総合研究所>
40	(仮称)山崎地区屋内温水プール施設整備事業	鎌倉市
41	戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業・仮設店舗整備等事業	横浜市
42	県営上安住宅(仮称)整備事業	広島県
43	千葉市少年自然の家(仮称)整備事業	千葉市

44	(仮称)札幌市第2斎場整備運営事業	札幌市
45	衆議院赤坂議員宿舎整備等事業	衆議院
46	公務員宿舎赤羽住宅(仮称)整備事業	財務省
47	公務員宿舎駒沢住宅(仮称)及び池尻住宅(仮称)整備事業	財務省
48	長岡市「高齢者センターしなの(仮称)」整備、運用及び維持管理事業	長岡市
49	中央合同庁舎第7号館整備等事業	文部科学省、国土交通省
50	市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに保育所整備PFI事業	市川市
51	市川市ケアハウス整備等PFI事業	市川市
52	岡山市東部余熱利用健康増進施設の整備・運営事業	岡山市
53	多摩地域ユース・プラザ(仮称)整備等事業	東京都
54	(仮称)生涯学習センター整備等事業	杉戸町
55	寒川浄水場排水処理施設更新等事業	神奈川県
56	高浜市新型ケアハウス整備等事業	高浜市
57	横浜市下水道局改良土プラント増設・運営事業	横浜市
58	八尾市立病院維持管理・運営事業	八尾市
59	総合地球環境学研究所施設整備事業	大学共同利用機関法人人間文化研究機構
60	熊本大学(本荘)発生医学研究センター施設整備事業	国立大学法人熊本大学
61	京都大学(桂)総合研究棟V(桂)福利・保健管理棟施設の整備事業	国立大学法人京都大学
62	鯖江駅周辺駐車場整備事業	鯖江市
63	京都大学(南部)総合研究棟の整備事業	国立大学法人京都大学
64	大阪大学(石橋)学生交流棟整備等事業	国立大学法人大阪大学
65	九州大学(元岡)研究教育棟Ⅰ施設整備事業	国立大学法人九州大学
66	金沢大学(角間Ⅱ)附属図書館等棟施設整備事業	国立大学法人金沢大学
67	新総合福祉・ボランティア・NPO会館(仮称)整備事業	岡山県
68	仮称越谷広域斎場整備等事業	越谷市
69	政策研究大学院大学施設整備事業	国立大学法人政策研究大学院大学
70	東京大学(柏)総合研究棟(環境学研究系)施設整備事業	国立大学法人東京大学
71	東京大学(地震)総合研究棟施設整備事業	国立大学法人東京大学
72	東京大学(駒場Ⅱ)駒場オープンラボラトリー施設整備事業	国立大学法人東京大学
73	岡山県総合教育センター(仮称)整備等事業	岡山県
74	岐阜大学総合研究棟施設整備事業	国立大学法人岐阜大学
75	(仮称)松森工場関連市民利用施設整備事業	仙台市
76	筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業	国立大学法人筑波大学
77	神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業	国立大学法人神戸大学
78	(仮称)呉市斎場整備等事業	呉市
79	埼玉県総合リハビリテーションセンターESCO事業	埼玉県
80	市川市クリーンセンター余熱利用施設整備・運営事業	市川市
81	指宿地域交流施設整備等事業	指宿市
82	尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業	兵庫県
83	四日市市立小中学校施設整備事業	四日市市
84	緑風園改築及び運営事業	新潟県
85	公務員宿舎仲田住宅及び千種東住宅整備事業	財務省
86	(仮称)大分市植田総合市民行政センター整備事業	大分市

87	(仮称)大分市鶴崎総合市民行政センター整備事業	大分市
88	公務員宿舎枚方住宅(仮称)整備事業	財務省
89	千葉市大宮学校給食センター(仮称)整備事業	千葉市
90	公務員宿舎三宿第二住宅(仮称)整備事業	財務省
91	道立噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営事業	北海道
92	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業	国土交通省、千代田区
93	江古田の森保健福祉施設の整備・運営事業	中野区
94	京都御池中学校・複合施設整備等事業	京都市
95	長泉町一般廃棄物最終処分場(仮称)の整備・運営事業	長泉町
96	立川公務員宿舎(仮称)整備等事業	防衛庁
97	「豊川宝飯衛生組合斎場会館(仮称)」整備運営事業	豊川宝飯衛生組合
98	鯖江市ケアハウス整備等PFI事業	鯖江市
99	鯖江市地域交流センター整備等PFI事業	鯖江市
100	PFIによる県営住宅鈴川団地整備移転建替等事業	山形県
101	(仮称)稲城市立中央図書館等整備運営事業	稲城市
102	(仮称)古川南中学校設計、建設、維持管理及び運営事業	大崎市<旧:古川市>
103	西遠地区新構想高等学校(仮称)整備事業	静岡県
104	新浦安駅前複合施設整備運営事業	浦安市
105	山陽町新型ケアハウス整備事業	山陽小野田市<旧:山陽町>
106	上山市学校給食センター建設・維持管理等事業	上山市
107	(仮称)泉大津市立戎小学校整備事業	泉大津市
108	いわき市文化交流施設整備等事業	いわき市
109	在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業	外務省
110	名古屋市鳴海工場整備・運営事業	名古屋市
111	大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業	埼玉県
112	(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業	千葉県
113	県営坂地区住宅整備事業	広島県、坂町
114	吉島地区ポートパーク(仮称)整備運営事業	広島県
115	名古屋港ガーデンふ頭東地区臨港緑地整備等事業	名古屋港管理組合
116	埼玉県浦和地方庁舎ESCO事業	埼玉県
117	愛知県森林公園ゴルフ場施設整備等事業	愛知県
118	香春町浄化槽整備推進事業	香春町
119	(仮称)藤沢市有機質資源再生センター整備運営事業	藤沢市
120	苫小牧法務総合庁舎整備等事業	法務省、国土交通省
121	(仮称)東大阪市消防局・中消防署庁舎整備事業	東大阪市
122	(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業	浜松市
123	富山県警察学校整備等事業	国土交通省
124	四国がんセンター職員宿舎等整備事業	独立行政法人国立病院機構四国がんセンター
125	杉並区井草介護強化型ケアハウス整備等事業	杉並区
126	神戸市中央卸売市場本場再整備事業	神戸市
127	公務員宿舎幌北住宅整備事業	財務省
128	新仙台市天文台整備・運営事業	仙台市
129	仮称浦安市千鳥学校給食センター整備運営事業	浦安市
130	益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業	益田地区広域市町村圏事務組合
131	島根県立こころの医療センター(仮称)整備・運営事業	島根県
132	県立長岡屋内総合プール(仮称)整備・運営事業	新潟県
133	横浜国立十日市場小学校整備事業	横浜市

134	公務員宿舎舟入住宅整備事業	財務省
135	美祢社会復帰促進センター整備・運営事業	法務省
136	熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業	国立大学法人熊本大学
137	北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業	国立大学法人北海道大学
138	鹿児島大学(郡元)環境バイオ研究棟等改修施設整備等事業	国立大学法人鹿児島大学
139	京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業	国立大学法人京都大学
140	長野市温湯地区温泉利用施設整備等PFI事業	長野市
141	(仮称)大竹市自転車駐車場施設整備・運営事業	大竹市
142	東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業	最高裁判所
143	金沢大学(宝町)総合研究棟改修施設整備事業	国立大学法人金沢大学
144	九州大学(元岡)生活支援施設ウエストⅡ,学生宿舎Ⅰ施設整備等事業	国立大学法人九州大学
145	九州大学(馬出)総合研究棟改修(旧医学部基礎A棟)施設整備等事業	国立大学法人九州大学
146	東北大学(三条)学生寄宿舍整備事業	国立大学法人東北大学
147	東京大学(駒場Ⅰ)駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業	国立大学法人東京大学
148	大阪府警察寝屋川待機宿舎建替整備等事業	大阪府
149	可児市学校給食センター整備・維持管理事業	可児市
150	大阪大学(吹田1)研究棟改修(工学部)施設整備等事業	国立大学法人大阪大学
151	(仮称)プラザノース整備事業	さいたま市
152	稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業	稚内市
153	(仮称)長崎市立図書館整備運営事業	長崎市
154	横浜市下水道局北部汚泥処理センター消化ガス発電設備整備事業	横浜市
155	下関市新博物館(仮称)建設事業	下関市
156	水と緑の健康都市第1期整備等事業	大阪府
157	大飯町複合型交流施設整備PFI事業	大飯町
158	PFIによる京都府府営住宅常団地整備等事業	京都府
159	千葉県警察本部新庁舎建設等事業	千葉県
160	海上自衛隊呉史料館(仮称)整備等事業	防衛省<旧:防衛庁>
161	東郷町新設小学校施設整備事業	東郷町
162	(仮称)岡崎げんき館整備運営事業	岡崎市
163	府中市市民会館・中央図書館複合施設整備事業	府中市
164	多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業	東京都
165	豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業	豊橋市
166	壮瞥町管理型浄化槽整備事業	壮瞥町
167	伊万里市学校給食センター(仮称)整備事業	伊万里市
168	神宮前一丁目民活再生プロジェクト	東京都
169	知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業	愛知県
170	参議院新議員会館整備等事業	参議院、国土交通省
171	衆議院新議員会館整備等事業	衆議院、国土交通省
172	県立可部高等学校移転整備事業	広島県
173	堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業	堺市
174	横浜国立科学技術高等学校(仮称)整備事業	横浜市
175	新北九州空港駐車場整備等事業	国土交通省
176	山梨県立中央病院駐車場整備運営事業	山梨県
177	山形県営松境・住吉団地移転建替及び酒田市琢成学区コミュニティ防災センター整備等事業	山形県、酒田市
178	(仮称)「道の駅ようか」整備事業	養父市

179	中部運転免許センター建設整備事業	静岡県
180	(仮称)八千代市立萱田小学校分離新設校及び総合生涯学習施設整備・運営事業	八千代市
181	津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業	大阪市
182	(仮称)宮城野区文化センター等整備事業	仙台市
183	公務員宿舎清水町住宅(仮称)整備事業	財務省
184	総合科学技術高等学校(仮称)整備事業	静岡県
185	熊本市総合保健福祉センター(仮称)整備等事業	熊本市
186	公務員宿舎亀岡住宅整備事業	財務省
187	山城町浄化槽整備事業	三好市<旧:山城町>
188	東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業	国土交通省
189	東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業	国土交通省
190	東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業	国土交通省
191	紫波町管理型浄化槽整備事業	紫波町
192	神戸大学(六甲台2)総合研究棟(農学系)改修施設整備等事業	国立大学法人神戸大学
193	3小学校統合校設計・建設・維持管理事業	富山市
194	芝園小学校及び芝園中学校設計・建設・維持管理事業	富山市
195	京都市立小学校冷房化等事業	京都市
196	石巻地区広域行政事務組合消防本部(石巻消防署併設)庁舎移転整備事業	石巻地区広域行政事務組合
197	第2クリーンセンター(仮称)整備・運営事業	岩手県
198	黒川地区小中学校新設事業	川崎市
199	島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業	法務省
200	(仮称)東根市消防庁舎整備事業	東根市
201	富田林市浄化槽整備推進事業	富田林市
202	沼津市営住宅自由ヶ丘団地整備事業	沼津市
203	(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業	大阪府、箕面市
204	(仮称)富士見こども施設整備計画	千代田区
205	航空保安大学校本校移転整備等事業	国土交通省
206	穂高町温泉利用施設等整備・運営PFI事業	安曇野市<旧:穂高町>
207	愛知県産業労働センター(仮称)整備・運営事業	愛知県
208	(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業	宇多津町
209	神奈川県立花と緑のふれあいセンター(仮称)施設整備・運営等事業	神奈川県
210	九州大学(伊都)実験施設等整備事業	国立大学法人九州大学
211	坂地区警察職員宿舎等整備事業	広島県
212	大阪府警察金岡单身寮整備等事業	大阪府
213	(仮称)仙台市新野村学校給食センター整備事業	仙台市
214	(仮称)墨田区総合体育館建設等事業	墨田区
215	(仮称)姫路市新美化センター整備運営事業	姫路市
216	京都市伏見区総合庁舎整備等事業	京都市
217	がん・感染症医療センター(仮称)整備運営事業	東京都
218	PFIによる防府・高井県営住宅東ブロック整備等事業	山口県
219	(仮称)宇都宮市新斎場整備・運営事業	宇都宮市
220	福井県立病院立体駐車場整備等運営事業	福井県
221	(仮称)北九州市プラスチック製容器包装選別施設整備運営事業	北九州市
222	鹿児島県警察学校整備等事業	国土交通省
223	東京地家裁立川支部(仮称)庁舎整備等事業	最高裁判所、国土交通省
224	大阪府立消防学校再整備等事業	大阪府
225	北九州市立思永中学校整備PFI事業	北九州市

226	公務員宿舍城北住宅(仮称)整備事業	財務省
227	東根市学校給食共同調理場整備等事業	東根市
228	呉市音戸ロッジ整備事業	呉市
229	新焼却場施設整備・運営事業	新潟市
230	(仮称)新文化センター整備運営事業	稲城市
231	加須大越処理区農業集落排水事業	加須市
232	愛媛県立中央病院整備運営事業	愛媛県
233	奥州市(水沢区)市営浄化槽整備事業	奥州市
234	那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業	国土交通省
235	市立つるせ台小学校、市立図書館鶴瀬西分館及び市立つるせ台放課後児童クラブ整備並びに維持管理運営事業	富士見市
236	那覇港国際物流関連施設整備・運営事業	那覇港管理組合
237	京都市立音楽高等学校移転整備事業	京都市
238	(仮称)小山小学校校舎建設等PFI事業	流山市
239	「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業	札幌市
240	神戸市立中央市民病院整備運営事業	神戸市
241	森地区新構想高等学校(仮称)整備事業	静岡県
242	木更津第一小改築及び木更津市学校給食センター整備事業	木更津市
243	播磨社会復帰促進センター等運営事業	法務省
244	喜連川社会復帰促進センター等運営事業	法務省
245	徳島県青少年センター整備運営事業	徳島県
246	大阪府精神医療センター再編整備事業	地方独立行政法人大阪府立病院機構
247	米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業(1号棟)	米沢市
248	名古屋市守山スポーツセンター(仮称)整備・運営事業	名古屋市
249	鹿児島市新鴨池公園水泳プール整備・運営事業	鹿児島市
250	(仮称)広島県東部運転免許センター整備事業	広島県
251	保健所・保健センター及び地域療育センター(仮称)等整備・運営事業	豊橋市
252	廿日市市新宮島水族館(仮称)整備・運営事業	廿日市市
253	横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業	横浜市
254	豊洲新市場整備等事業	東京都
255	精神医療センター(仮称)整備運営事業	東京都
256	山形市学校給食センター整備運営事業	山形市
257	下関地域総合武道館(仮称)整備等事業	山口県
258	大垣市南部学校給食センター整備事業	大垣市
259	山形県営通町団地移転建替等事業	山形県
260	狭山市立第一学校給食センター更新事業	狭山市
261	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター2期事業	鈴鹿市
262	筑波大学付属病院再開発に係る施設整備等事業	国立大学法人筑波大学
263	(仮称)紫波火葬場整備事業	紫波町
264	埼玉県県民活動総合センターESCO事業	埼玉県
265	(仮称)豊田市交通安全教育施設整備・運営事業	豊田市
266	徳島市立高等学校校舎整備等事業	徳島市

(注) 実施方針を公表した順に掲載している。